

令和6年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月4日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1 号 専決処分報告について
公用車の接触事故について
- 第 4 報第 2 号 専決処分報告について
上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第 3 号 専決処分報告について
令和5年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について
- 第 6 議第 1 号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 2 号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 3 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 4 号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 5 号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 6 号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 7 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 8 号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 9 号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

の一部を改正する条例について

- 第 17 議第 12 号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 13 号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 14 号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 15 号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 16 号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について
- 第 22 議第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 23 議第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 24 議第 19 号 令和 5 年度上牧町一般会計補正予算（第 8 回）について
- 第 25 議第 20 号 令和 5 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 26 議第 21 号 令和 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 27 議第 22 号 令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 28 議第 23 号 令和 5 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- 第 29 議第 24 号 令和 5 年度上牧町下水道事業会計補正予算（第 3 回）について
- 第 30 議第 25 号 令和 6 年度上牧町一般会計予算について
- 第 31 議第 26 号 令和 6 年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 32 議第 27 号 令和 6 年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 33 議第 28 号 令和 6 年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 34 議第 29 号 令和 6 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 35 議第 30 号 令和 6 年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 36 議第 31 号 令和 6 年度上牧町下水道事業会計予算について
- 第 37 議第 32 号 教育長の任命について
- 第 38 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 39 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 40 議員提出議案第 1 号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 第 41 議員提出議案第 2 号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）
- 第 42 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 4 2 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	住民保険課長	和田暁
福祉課長	俵本大輔	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	文化振興課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を頂き、誠にありがとうございます。

1月1日に発生をいたしました能登半島地震により、多くのかけがえのない人命が奪われました。改めまして犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに被災された全ての方に心からお見舞いを申し上げます。また、上牧町からこれまで職員を4回、石川県穴水町に派遣し、8名の職員が被災家屋の調査や避難所での被災者支援等に従事し、被災地支援を行いました。今後も要請があれば、できる限り支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きが見られる一方、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個

人消費は依然力強さを欠いている状況でございます。令和6年度の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、住民ニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て施策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供することができるよう、地方交付税等の一般財源総額を前年度比0.9%、5,545億円増の62兆7,180億円を確保したとされております。このうち、地方税は42兆7,329億円とし、1,422億円の減収を見込む中で、地方交付税総額は3,060億円増の18兆6,671億円と、本来の役割が適切に発揮されるよう増額確保することとし、所要の財政措置が盛り込まれたところでございます。

一方、本町の自主財源である町税は、大幅な増収は見込めず、その先行きがまだまだ不透明な状況であり、町の財政状況に与える影響を見通せない状況でございます。歳入については、地方交付税、町債などの依存財源に頼っている状況であり、自主財源の確保について、引き続き注視していく必要がございます。県をはじめ関係機関と連携を図り、子育て支援や健康長寿への取組など、町民福祉の充実、教育環境の整備、防災対策の強化や利便性の向上など、暮らしの安心につながる取組を充実させ、幅広い世代に対して切れ目のない施策を展開するために、迅速かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このようなことから、令和6年度上牧町一般会計予算につきましては、上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心に、総額103億2,946万8,000円の予算を編成いたしました。前年度と比較して20%の増となっております。

それでは、令和6年度に取り組む主な事業等について、上牧町第5次総合計画の5つの政策体系に沿ってご説明申し上げます。

まずは、町民とともに築く安全で笑顔あふれるまちづくりでございます。

高齢者防犯電話購入費支援事業では、20万円の予算を計上しております。オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の被害を受けやすい65歳以上の高齢者世帯に防犯電話購入費の一部を補助することにより、防犯電話機器を普及、促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ってまいります。

ふるさと納税推進事業では、750万円の予算を計上しております。ふるさと納税制度を活用し、地場産品等を寄附の返礼品として全国へ発送することで、地域産業の振興や上牧町のPRにつなげてまいります。

文化センターの屋上防水更新事業では、文化センターの長期的な施設の維持管理を図るため3,776万7,000円の予算を計上しております。

保健福祉センター空調設備等改修事業では、1億3,646万6,000円の予算を計上しており

ます。保健福祉センターの長期的な施設の維持管理を図るため、館内空調設備の全面更新及び屋上の一部防水改修工事を行います。

保健福祉センター、文化センター及び庁舎西館3階公衆無線LAN整備事業では、合わせて1,008万1,000円の予算を計上しています。来館者の利便性の向上及び災害時の通信環境を確保するため、公衆無線LANの整備を行います。

次に、ともに支え合い健やかでときめきが生まれるまちづくりでございます。

福祉医療費助成事業では、9,835万3,000円の予算を計上しております。福祉医療助成において、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境をつくり、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、医療保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成いたします。また、令和6年度8月診療分より、7歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの対象者に現物給付を実施いたします。

不妊・不育治療助成事業では、225万円の予算を計上しております。不妊及び不育症治療に要する自己負担分を引き続き助成します。また、令和5年度から5年間の申請期限を撤廃し、不妊治療の助成範囲を一般不妊から特定不妊にも拡充しております。

子育て世代包括支援センター事業では、1,150万5,000円の予算を計上しております。妊娠、出産、子育て期に関する相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することにより、安心して子育てができる体制の確保を図ってまいります。

高齢者等インフルエンザ予防接種事業では、2,575万5,000円の予算を計上しております。高齢者等インフルエンザ予防接種を令和6年10月1日から令和7年1月31日までの期間、自己負担を無料で引き続き実施いたします。

人間ドック等助成事業では、1,720万円の予算を計上しております。受診日に満40歳以上、75歳未満の国民健康保険被保険者を対象に、人間ドックまたは脳ドックに要した費用の助成を引き続き行います。

次に、快適で住み良く自慢できるまちづくりでございます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合事業では、18億5,412万5,000円の予算を計上しております。令和7年度の稼働を目指し、参加10市町村で山辺・県北西部広域環境衛生組合による建設工事を行います。

道路・橋梁長寿命化事業では、1億4,560万円の予算を計上しております。長寿命化修繕計画に基づき、計画的に道路、歩道の整備や道路、橋梁の修繕を実施し、長寿命化を図ってまいります。

道路冠水防止対策事業では、8,950万円の予算を計上しております。大雨等が発生した場合の冠水被害の防止、また軽減のため、排水施設の改修を実施します。

次に、地域の魅力を活かした賑わいがあふれるまちづくりでございます。

ペガサスフェスタ2024では、477万3,000円の予算を計上しております。郷土愛の醸成の一環として、地域活性化やにぎわいづくりを目的にペガサスフェスタ2024を開催いたします。

次に、歴史文化が息づき上牧っ子を育むまちづくりでございます。

登下校時見守りシステム導入事業では、330万円の予算を計上しております。登下校時における見守り体制のさらなる強化を図るため、近隣自治体と連携し、登下校時見守りシステムを導入いたします。

国際交流事業では、672万9,000円の予算を計上しております。令和6年度は、上牧町から中学生を台湾に派遣し、現地で交流を行います。また、英語の授業時間にICT機器を活用し、桃園国民中学校との遠隔事業を継続して行います。

学校適正化事業では、4,655万8,000円の予算を計上しております。新校舎棟の整備に向け、現在進めております実施設計業務が完了次第、令和6年度補正予算で新校舎建設に伴う工事請負費を計上したいと考えております。令和8年4月1日の開校を目指し、スピード感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

フリースクール事業では、729万6,000円の予算を計上しております。不登校児童、生徒が安心して活動できる居場所づくりとして、児童、生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

放課後塾「まきっ子塾」事業では、646万4,000円の予算を計上しております。基礎学力の向上や家庭学習の定着を目的に、学習アドバイザーによる宿題や自習活動の支援を引き続き行ってまいります。

史跡上牧久渡古墳群整備事業では、6,885万4,000円の予算を計上しております。平成27年に国の史跡に指定されました上牧久渡古墳群は、地域における重要な文化財と位置づけられております。上牧久渡古墳群の計画的な公園整備を進め、令和6年度は古墳群西側の造成工事等を行います。また、片岡城跡についても、今後の保存、活用に向けた整備について検討いただきたいと考えております。

以上、令和6年度に実施を予定している全ての事業が、これからの上牧町及び町民生活にとって欠かすことのできない重要な事業と考えております。今後も町民の皆様にご満足を感じ

ていただける施策の実現に努めていきたいと考えておりますので、町民の皆様、議員の皆様
の町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げ、私の所信とさせてい
たします。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

報第1号につきましては、公用車による接触事故の損害賠償額の決定及び和解成立に伴い、
地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項
について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報第2号につきましては、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の
施行に伴い、上牧町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

報第3号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきましては、物価高騰によ
る家計への負担が大きい住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への
加算給付事業並びに新型コロナウイルスワクチン予防接種における健康被害給付金の補正で
ございます。

いずれも緊急に処理を要する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により
専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改
正に伴い、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議第2号につきましては、上牧町が所管する附属機関を新たに設置するため、上牧町附属
機関設置条例の一部を改正するものでございます。

議第3号につきましては、国民健康保険の県単位化による国民健康保険税率の統一化によ
り、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議第4号から議第6号につきましては、乳幼児及び子ども医療費助成の現物給付対象年齢
拡大に伴い、上牧町乳幼児等医療費助成条例、上牧町心身障害者医療費助成条例、上牧町ひ
とり親家庭等医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

議第7号につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び第9期介護
保険事業計画において介護保険料の見直しを行うことに伴い、上牧町介護保険条例の一部を
改正するものでございます。

議第8号から議第11号につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運
営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、上牧町指定地域密着型サービスの事
業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、上牧町指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第12号につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第13号につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第14号につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第15号につきましては、三軒屋公民館を町所有の公民館として設置するため、上牧町公民館設置条例の一部を改正するものでございます。

議第16号につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更するものでございます。

議第17号から議第18号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,101万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億116万8,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、予算書6ページ、第2表で道路拡幅改良工事を廃止しております。

第3条、繰越明許費の補正につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、予算書7ページ、第3表で総務費のささゆりルーム移設費負担金から教育費の上牧中学校南グラウンド改修工事までの合計10事業、金額にして1億3,140万9,000円としております。

第4条、地方債の補正につきましては、起こすことができる地方債の変更として、予算書8ページ、第4表、地方債補正変更として限度額を変更しております。今回の補正予算では、主に令和5年度事業完了に伴う不用額、光熱水費、入札差金について減額計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入、説明書4、5ページ、款地方交付税、説明欄、普通交付税につきましては、交付税の財源となる国税収入の増額に伴い普通交付税が再算定された結果、追加交付されることになりましたので、6,329万1,000円を計上しております。

款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修の財源として1,086万4,000円を計上し、併せて、歳出、説明書10、11ページ、款総務費、項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費、説明欄、社会保障・税番号制度システム改修委託料で1,086万4,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、目衛生費国庫補助金、説明欄、循環型社会形成推進交付金につきましては、4トン脱着式コンテナ車購入分の交付金が確定したため294万6,000円を計上しております。

説明書6、7ページ、款県支出金、項県補助金、目農林商工費県補助金、説明欄、団体営農地防災事業補助金につきましては、防災重点ため池のボーリング調査の財源として1,364万円を計上し、併せて、歳出、説明書18、19ページ、款農林商工業費、項農業費、目農地費、説明欄、耐震性調査委託料として同額を計上しております。他の国庫支出金及び県支出金関連では、年度内事業費の調整、事業完了に伴う調整等を補正計上しております。

説明書6、7ページ、款財産収入、項財産売払収入、目物品売払収入につきましては、塵芥車両の売払収入として43万8,000円を計上しております。

説明書8、9ページ、款寄附金、項寄附金、総務費寄附金では、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を頂きましたので31万円を計上しております。

款諸収入、項雑入、目雑入、説明欄、日野自動車燃費補償金につきましては、幼稚園バス分の燃費補償金として10万円を計上しております。

款自動車取得税交付金につきましては、日野自動車燃費性能不正問題による追加交付分として112万5,000円を計上しております。

次に、歳出に移りまして、説明書12、13ページ、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉

総務費、説明欄、福祉医療費助成事業につきましては、医療費の伸び等により99万2,000円を計上し、併せて、歳入、6、7ページ、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金で49万6,000円を計上しております。

説明書14、15ページ、目障害福祉費、説明欄、障害者総合支援事業費につきましては、入院等による医療費単価の増加により193万4,000円を計上し、併せて、歳入、6、7ページ、款県支出金、項県補助金、目民生費補助金、説明欄、精神障害者医療費補助金で96万7,000円を計上しております。

説明書16、17ページ、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、説明欄、保育所負担金につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定により637万1,000円を増額し、併せて、歳入、説明書4、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金、説明欄、子どものための教育・保育給付交付金で373万8,000円を、説明書6、7ページ、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、施設型給付費等交付金で159万1,000円を計上しております。

説明書18、19ページ、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費、説明欄、山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金につきましては、物価高騰に伴う建設負担金の増額分として2,028万5,000円を計上しております。

款教育費、項教育総務費、目事務局費、説明欄、使用料及び賃借料につきましては、国が新たな環境整備に係る指針を示し、また、現行システムが令和7年度に更新される予定であるため、校務支援システムの導入を見送ったことにより1,552万3,000円を減額計上しております。項中学校費、目中学校管理費、説明欄、上牧中学校南グラウンド改修工事につきましては、上牧中学校南グラウンド改修工事として2,992万円を計上しております。

説明書22、23ページ、款諸支出金、項基金費、目財政調整基金費につきましては、今回の補正額の剰余分のうち5,020万9,000円を基金に積み立てております。積み立て後の基金残高は9億7,374万円となっております。目減債基金につきましては、普通交付税再算定に伴い追加交付されました臨時財政対策債基金費分2,480万1,000円を基金に積み立てております。積み立て後の基金残高は2,545万円となっております。目公共施設整備基金費につきましては、学校統合に伴う上牧中学校施設再整備の財源とするため、今回の補正額の剰余分のうち1,000万円を基金に積み立てております。積み立て後の基金残高は4億7,412万7,000円となっております。ふるさとまちづくり基金費につきましては、寄附によるまちづくり条例に基

づく寄附を頂いた寄附金の積立金が確定しましたので、ふるさとまちづくり基金に41万3,000円を積み立てております。積立て後の基金残高は1,122万4,000円となっております。

議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,132万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入、説明書4、5ページ、款県支出金、項県補助金、目保険給付費等交付金につきましては、特別調整交付金181万8,000円を増額計上しております。款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金254万2,000円を減額計上しております。これにつきましては、保険税の軽減相当額を一般会計から繰入れするものでございます。未就学児均等割保険税繰入金につきましては9万7,000円を減額計上し、産前・産後期間保険税繰入金につきましては6万2,000円を増額計上しております。款繰入金、項財政調整基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては243万2,000円を減額計上しており、基金残高は3億1,118万8,000円となっております。

歳出に移りまして、説明書6、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費につきましては、システム改修委託料41万8,000円を減額計上しております。款国民健康保険事業納付金、項医療給付費分につきましては202万4,000円を、項後期高齢者支援金等分につきましては47万3,000円を、項介護納付金分につきましては29万4,000円をそれぞれ減額計上しております。これらにつきましては、奈良県に納付します納付額の確定によるものでございます。款諸支出金、項償還金及び還付加算金、目償還金につきましては、特別調整交付金の過年度精算金として1万8,000円を計上しております。

議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,539万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入、説明書4、5ページ、款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては463万6,000円を減額計上しております。これにつきましては、低所得者の保険料軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出に移りまして、説明書 6、7 ページ、款後期高齢者医療広域連合納付金、項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額が確定したことにより 463 万 6,000 円を減額計上しております。

議第 22 号 令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）につきましては、第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 264 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 2,033 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入、説明書 4、5 ページ、款保険料、項介護保険料、目第 1 号被保険者保険料につきましては、雑入に計上しております第三者行為損害賠償金 354 万円の受入れに伴う調整額として 88 万 4,000 円を減額計上しております。

款国庫支出金、項国庫負担金、目介護給付費負担金につきましては、第三者行為損害賠償金受入れによる調整額として 53 万 1,000 円の減額と、項国庫補助金、目調整交付金 10 万 8,000 円を減額計上しております。目事業費補助金につきましては、歳出における委託料、電子計算費 339 万 9,000 円の減額に伴う国庫補助分として 170 万円を減額計上しております。

款支払基金交付金、項支払基金交付金、目介護給付費交付金につきましては、第三者行為損害賠償金受入れによる調整額として 95 万 6,000 円を減額計上しております。

款県支出金、項県負担金、目介護給付費負担金につきましては、第三者行為損害賠償金受入れによる調整額として 61 万 9,000 円を減額計上しております。

款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金につきましては、歳出の委託料の減額分と各手数料の増額分及び第三者行為損害賠償金受入れによる調整額減額分の合算額として 138 万 9,000 円を減額計上しております。

款諸収入、項雑入、目雑入につきましては、令和 3 年に発生した第三者行為に係る求償業務を国保連合会に委託していたところ、このたび損害賠償額が決定したことに伴う保険者負担額として 354 万円を計上しております。

歳出に移りまして、説明書 6、7 ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費につきましては、12 月定例会の第 2 回補正予算で議決いただいた介護保険システム改修事業委託料において、一部未確定となり執行残が生じるため 339 万 9,000 円を減額計上しております。目連合会負担金につきましては、第三者行為の求償業務を委託していた国保連合会に支払う手数料として 31 万 2,000 円を計上しております。項介護認定審査会費、目認定審査等費につ

きましては、介護認定申請に必要な主治医意見書作成手数料が不足すると見込まれるため、44万円を計上しております。

款保険給付費、項介護サービス等諸費、目介護サービス等諸費につきましては、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスにおいて、当初の計画に比べ利用者数が伸びなかったことに伴い800万円を減額計上しております。項介護予防サービス等諸費、目介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の予防サービス費等計画給付費が不足すると見込まれるため280万円を計上しております。項その他諸費、目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託している審査支払い件数の増加分として20万円を計上しております。項高額介護サービス等費、目高額介護サービス等費につきましては、当初の計画値を超える件数の伸びが見込まれるため500万円を計上しております。

議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、既決の補正予算（第1回）第2条に定めた収益的収入及び支出の支出を89万4,000円減額し、水道事業費用を4億5,208万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入を652万3,000円増額し、資本的収入を652万4,000円とするものでございます。また、第4条による議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正として、賞与引当金繰入額を5万1,000円増額し、7,195万7,000円とするものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明させていただきます。水道事業会計補正予算書3ページ、令和5年度上牧町水道事業会計予定積算書、収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費、第3節賞与引当金繰入額につきましては、人件費調整額として3万2,000円増額し、145万7,000円に、第10節修繕費につきましては、想定以上に漏水が増えたことにより300万円増額し、2,226万4,000円とするものでございます。同じく第3目総係費、第3節賞与引当金繰入額につきましては、人件費の調整額として1万9,000円増額し、245万5,000円に、第16節貸倒引当金繰入額につきましては、水道料金の未収分が当初の予測より改善されたことにより150万円減額し、438万3,000円とするものでございます。同じく第4目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費につきましては、水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事の工期延長に伴い、2か月分の減価償却費の計上により400万円減額し、4,518万8,000円とするものでございます。同じく第5目資産消耗費、第1節固定資産除却費につきましては、水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事に伴い、不要となった資産の処分により155万5,000円を増額し、175万5,000円とするもの

でございます。

次に、資本的収入及び支出、第1款資本的収入、第1項負担金その他諸収入、第1目負担金その他諸収入、第1節負担金その他諸収入につきましては、施設負担金と給水分担金の増額計上により652万3,000円を増額し、652万4,000円とするものでございます。

議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、既決の第2条に定めた収益的収入及び支出の収入を184万4,000円増額し、下水道事業収益を6億1,707万5,000円に、支出を1,536万2,000円増額し、下水道事業費用を5億3,563万4,000円とするものでございます。

それでは、主な内容につきましてご説明させていただきます。下水道事業会計補正予算書4、5ページ、令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算積算書、収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目長期前受金戻入、184万4,000円増額し1億8,435万1,000円とし、次に、6、7ページ、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第5目減価償却費、1,536万2,000円増額し3億1,753万7,000円とするものでございます。収入及び支出ともに、公営企業会計移行の際に、移行前に取得した資産の減価償却費について、一部システムデータに反映されていないことが判明しましたので、補正計上するものでございます。

議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算についてでございます。一般会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,946万8,000円と定めております。前年度比20%増、金額にして17億1,953万7,000円の増額となっております。

第2条の債務負担行為につきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を7ページ、第2表で明記しております。

第3条の地方債につきましては、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、8、9ページ、第3表で明記しております。借入れ限度額の総額といたしまして、23億3,937万円と定めております。

第4条では、一時借入金の借入れ最高額を20億円と定め、第5条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、予算書の内容についてご説明させていただきます。予算に関する説明書の事項別明細書1ページ、歳入につきましては、款町税で20億424万4,000円を計上しております。前年度比マイナス6.2%減、金額にして1億3,267万1,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、個人住民税の定額減税に伴う減額分及び評価替えに伴う固定

資産税の減収によるものでございます。地方消費税交付金では4億2,310万3,000円を計上しております。前年度比9.4%減、金額にして4,393万7,000円の減額となっております。地方特例交付金では1億1,165万1,000円を計上しております。前年度比399.8%増、金額にして8,931万3,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、個人住民税の定額減税による減額分が全額補填されることによるものでございます。地方交付税では29億2,970万7,000円を計上しております。前年度比2.7%増、金額にして7,829万4,000円の増額となっております。使用料及び手数料では1億8,244万6,000円を計上しております。前年度比2.8%減、金額にして525万5,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、家庭系及び事業系一般廃棄物処理手数料の減及びペガサスホール使用料の減収によるものでございます。国庫支出金では9億7,070万円を計上しております。前年度比9.4%増、金額にして8,318万5,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、児童手当関係国庫負担金及び史跡等総合活用整備事業費補助金等の増加によるものでございます。県支出金では6億8,893万3,000円を計上しております。前年度比14.2%増、金額にして8,568万1,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、ごみ処理広域化施設整備補助金及び地籍調査費補助金等の増加によるものでございます。繰入金では2億5,913万9,000円を計上しております。前年度比73.1%増、金額にして1億939万3,000円の増額となっております。町債では23億3,937万円を計上しております。前年度比29.5%減、金額にして9億8,096万4,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合整備事業債17億2,870万円を計上していること、また、前年度において第三セクター等改革推進債の借換債23億1,600万円を含んでいたことが要因の1つでございます。

次に、歳出に移りまして、総務費では11億1,476万9,000円を計上しております。前年度比13.2%増、金額にして1億3,038万2,000円の増額となっております。民生費では31億8,502万4,000円を計上しております。前年度比9.0%増、金額にして2億6,313万5,000円の増額となっております。衛生費では25億9,074万5,000円を計上しております。前年度比140.8%増、金額にして15億1,506万9,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金18億3,883万5,000円を含んでいることによるものでございます。農林商工業費では7,070万5,000円を計上しております。前年度比11.4%増、金額にして721万6,000円の増額となっております。土木費では6億2,256万6,000円を計上しております。前年度比5.0%減、金額にして3,301万9,000円の減額とな

っております。消防費では3億6,819万円を計上しております。前年度比8.2%増、金額にして2,798万3,000円の増額となっております。教育費では11億1,128万5,000円を計上しております。前年度比15.6%減、金額にして2億611万円の減額となっております。公債費では10億7,825万8,000円を計上しております。前年度比3.0%減、金額にして3,320万6,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、第二小学校の整備及び文化センターの改修事業に係る起債が、令和5年度に償還が終了したことによるものでございます。先ほど、令和6年度に取り組む主な事業について申し上げました上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心に、あらゆる事務事業を精査しながら、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を積極的に計上し、町民生活の向上や、まちのさらなる発展に向けて予算編成を行ったものでございます。

議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算についてでございます。令和6年度当初予算につきましては、奈良県内の保険料水準の統一化が完成することとなり、国民健康保険税率の改定を勘案した予算を計上しております。

それでは、予算書の内容についてご説明させていただきます。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,933万6,000円と定めております。前年度比5.8%減、金額にして1億5,715万2,000円の減額となっております。第2条では、歳出予算の流用について定めております。予算に関する説明書の事項別明細書1ページ、歳入につきましては、款国民健康保険税で4億64万2,000円を計上しております。前年度より微減の9万7,000円の減額となっております。款県支出金では19億3,453万6,000円を計上しております。前年度比6.2%減、金額にして1億2,743万円の減額となっております。これにつきましては、主に歳出の保険給付費に要する費用として奈良県が市町村に対して交付するものでございます。款繰入金では2億3,055万円を計上しております。前年度比11.3%減、金額にして2,933万円の減額となっております。

次に、歳出に移りまして、説明書2、3ページ、款総務費では4,960万6,000円を計上しております。前年度比17.6%増、金額にして743万6,000円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料によるものでございます。款保険給付費では19億336万4,000円を計上しております。前年度比1.8%減、金額にして3,510万円の減額となっております。主な減額の要因といたしましては、被保険者数の減少によるものでございます。款国民健康保険事業費納付

金では5億7,435万1,000円を計上しております。前年度比18.3%減、金額にして1億2,882万6,000円の減額となっております。主な減額の要因といたしましては、保険料負担抑制効果の見える化を目的とした県2号繰入金が令和6年度から廃止となったためでございます。款保健事業費では、特定健康診査事業費、人間ドック等助成事業費など3,915万円を計上しております。前年度比1.4%減、金額にして55万2,000円の減額となっております。

議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億616万円と定めております。前年度比3.9%増、金額にして1,910万5,000円の増額となっております。

予算に関する説明書の事項別明細書1ページ、歳入につきましては、款後期高齢者医療保険料で4億161万5,000円を計上しております。前年度比6.9%増、金額にして2,580万5,000円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、被保険者数の増及び保険料率の改定によるものでございます。款繰入金では1億252万2,000円を計上しております。前年度比3.3%増、金額にして324万6,000円の増額となっております。内訳といたしましては、事務費繰入金1,958万6,000円、保険基盤安定繰入金8,293万6,000円となっております。款諸収入では196万7,000円を計上しております。前年度比83.5%減、金額にして994万1,000円の減額となっております。減額の要因といたしましては、保険事業費を一般会計に移行したことによるものでございます。

次に、歳出に移りまして、説明書2、3ページ、款総務費では550万5,000円を計上しております。前年度比48.3%増、金額にして179万2,000円の増額となっております。款後期高齢者医療広域連合納付金では5億65万5,000円を計上しております。前年度比6.5%増、金額にして3,062万7,000円の増額となっております。内容といたしましては、共通経費が1,610万4,000円、保険料が4億161万5,000円、保険基盤安定が8,293万6,000円となっております。保険事業費につきましては、一般会計に移行したことにより廃目となっております。

議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算についてでございます。令和6年度当初予算につきましては、令和6年度から令和8年度までの計画期間である第9期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護サービス給付費等の見込みによる介護保険料率の引上げ、また地域包括ケアの構築に向けた切れ目のない医療介護連携の体制づくり、被保険者の地域における自立した日常生活の支援などに関する施策並びに介護予防・生活支援体制整備の充実強化を図ってまいります。

それでは、予算書の内容についてご説明させていただきます。第1条第1項、保険事業勘

定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,678万1,000円と定めております。前年度比3.5%増、金額にして7,766万7,000円の増額となっております。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ984万4,000円と定めております。

予算に関する説明書の事項別明細書1ページ、歳入につきましては、款保険料で4億6,953万円を計上しております。前年度比11.5%増、金額にして4,832万6,000円の増額となっております。増額の要因といたしましては、第9期介護保険事業計画において介護保険料率を引き上げた影響によるものでございます。款国庫支出金で4億8,389万5,000円を、款支払基金交付金で5億9,188万3,000円を、款県支出金で3億2,492万6,000円を計上しております。それぞれ歳出における保険給付費及び地域支援事業費に対する法定補助率を基に計上しております。

款繰入金では4億1,636万6,000円を計上しております。これにつきましては、一般会計からの法定繰入れ分の3億7,210万5,000円と介護給付費準備基金繰入金の4,426万1,000円となっております。

次に、歳出に移りまして、説明書2、3ページ、款総務費では5,645万3,000円を計上しております。前年度比1.9%増、金額にして103万円の増額となっております。款保険給付費では21億2,680万6,000円を計上しております。前年度比3.7%増、金額にして7,632万9,000円の増額となっております。内訳といたしましては、介護サービス等諸費で3.4%増、金額にして6,534万9,000円の増額、介護予防サービス等諸費では8.3%増、金額にして516万8,000円の増額、高額介護サービス等費では10.6%増、金額にして506万円の増額、高額医療合算介護サービス等諸費では7.1%増、金額にして50万円の増額となっております。款地域支援事業費では1億221万7,000円を計上しております。前年度比0.3%増、金額にして30万9,000円の増額となっております。内訳といたしましては、介護予防生活支援サービス事業費は4.2%増、金額にして233万5,000円の増額、一般介護予防事業費では10.9%増、金額にして74万3,000円の増額となっておりますが、包括的支援事業任意事業費につきましては7.0%減、金額にして276万9,000円の減額となっております。款基金積立金では4,000円の基金利息を計上しております。積立て後の基金残高は1億4,020万9,000円となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、事項別明細書24ページの歳入、款サービス収入では984万3,000円を計上しております。これにつきましては、前年度と同額となっております。

歳出に移りまして、説明書25、26ページ、款サービス事業費では925万3,000円を計上しております。前年度比0.4%増、金額にして3万8,000円の増額となっております。内容といたしましては、主に介護予防プラン作成委託料となっております。款基金積立金につきましては、指定介護予防支援事業所準備基金積立金として49万1,000円を計上しております。積立て後の基金残高は238万7,000円となっております。

議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107万2,000円と定めております。

それでは、予算の内容について説明させていただきます。まず、歳入の主なものにつきましては、説明書4、5ページ、款諸収入、項貸付金元利収入、目貸付金元利収入につきましては、前年度と同額の106万3,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものにつきましては、説明書6、7ページ、款公債費、項公債費、目元金では69万7,000円を計上しております。前年度比1.8%増、金額にして1万2,000円の増額となっております。目利子では2万6,000円を計上しております。前年度比31.6%減、金額にして1万2,000円の減額となっております。款諸支出金、項基金費、目住宅新築資金等貸付事業基金費では、積立金3万9,000円を積み立て、基金残高は2,231万2,000円となっております。

議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算についてでございます。水道事業会計予算書1ページ、第2条、業務の予定量につきましては、前年度当初予算に比べまして、給水戸数は9戸増の7,392戸、年間総配水量は2万6,712立方減の190万9,711立方と定めております。

第3条、収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益では4億6,414万9,000円と定めております。前年度比0.5%増、金額にして209万5,000円の増額となっております。支出の第1款水道事業費用では、4億6,083万8,000円と定めております。前年度比1.9%増、金額にして868万4,000円の増額となっております。

第4条、資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入では、前年度と同額の1,000円の枠取りをし、支出の第1款資本的支出では6,697万7,000円と定めております。前年度比53.4%減、金額にして7,674万8,000円の減額となっております。また、収入額が支出額に対して不足する額6,697万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費7,881万

7,000円と定めております。

それでは、主な内容についてご説明させていただきます。予算書15ページ、予算積算書の収益的収入及び支出、収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益4億855万9,000円を計上しております。前年度比4.5%減、金額にして1,943万円の減額となっております。主な要因といたしましては、給水人口の減少、使用水量の減少でございます。

第2目その他営業収益では2,287万9,000円を計上しております。前年度比60.2%増、金額にして859万6,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、新規給水戸数の増加を見込んでおります。

予算書17ページ、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では2億5,871万4,000円を計上しております。前年度比1.3%減、金額にして334万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、給水人口の減少及び比較的高い有収率を維持していることによるものでございます。第2目配水及び給水費では7,008万8,000円を計上しております。前年度比5.2%増、金額にして347万円の増額となっております。主な要因といたしましては、水道施設管理システムデータ更新に係る委託料となっております。

予算書19ページ、第3目総係費では7,529万7,000円を計上しております。前年度比4.7%増、金額にして334万7,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、人件費の増加となっております。

次に、予算書23ページ、資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入、第1項負担金その他諸収入、第1目負担金その他諸収入では1,000円を計上しており、前年度と同額となっております。支出の第1款資本的支出、第1項建設費、第1目建設費では5,433万5,000円を計上しております。前年度比58.4%減、金額にして7,634万2,000円の減額となっております。前年度における配水管の工事部分が影響しておりますが、今年度においては、主に配水管布設替詳細設計業務委託の増額計上となっております。

議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算についてでございます。下水道事業会計予算書1ページ、第2条の業務の予定量につきましては、水洗化人口1万9,700人、年間有収水量200万809立方、主要な建設改良事業では、污水管渠等建設事業で3事業を計画し、1億654万8,000円と定めております。第3条の収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益では5億4,286万5,000円と定めております。支出の第1款下水道事業費用では5億3,226万5,000円と定めております。この3条、予算の収支につきましては、1,060万円の

単年度黒字となっております。第4条の資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入では2億5,332万8,000円と定めております。支出の第1款資本的支出では3億8,758万8,000円と定めております。この4条、予算の収支では、1億3,426万円の不足が生じますが、当年度分損益留保資金1億2,457万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額968万5,000円で補填を予定しております。

2ページ、第5条の債務負担行為につきましては、上牧町水洗便所改造資金あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補償を令和6年度から償還期間満了までを期間とし、限度額を町と金融機関で協議の上、設定した範囲内で貸付けを行った貸付金及びこれに伴う利子等の合計額に相当する額と定めております。第6条の企業債では、その目的及び限度額を、公共下水道事業債では5,740万円、流域下水道事業債では1,090万円、資本費平準化債では1億960万円、下水道事業債では1,930万円、下水道事業債借換債では1,220万円と定めております。その起債の方法、利率及び償還の方法については、それぞれ記載されているとおりでございます。第7条の一時借入金では、借入れの最高限度額を2億円と定めております。第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費1,013万8,000円と定めております。第10条の他会計からの補助金では、一般会計からこの会計への助成を受ける金額7,702万3,000円と定めております。

それでは、主な内容についてご説明させていただきます。予算書20、21ページ、予算積算書の収益的収入及び支出、収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料では2億7,165万3,000円を計上しております。前年度比2.8%減、金額にして790万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、公共下水道への接続に係る水洗化人口の減少となっております。第2目他会計負担金では370万7,000円を計上しております。前年度と同額で、一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る負担金でございます。第2項営業外収益、第1目他会計補助金では7,702万3,000円を計上しております。前年度比46.9%減、金額にして6,812万4,000円の減額となっております。内容といたしましては、営業費に該当する一般会計繰入金でございます。第2目公共下水道事業補助金では500万円を計上しております。内容といたしましては、都市下水路内水浸水被害想定区域図作成業務に係る国庫補助金でございます。第3目長期前受金戻入では1億8,521万2,000円を計上しております。内容といたしましては、費用化する減価償却に応じて計上するものでございます。

22、23ページ、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠維持費では

2,442万7,000円を計上しております。前年度比86.2%増、金額にして1,130万8,000円の増加となっております。主な内容といたしましては、都市下水路内水浸水被害想定区域図作成業務委託の増額計上等となっております。第2目流域下水道維持管理費では1億2,572万4,000円を計上しております。前年度比2.2%減、金額にして283万円の減額となっております。内容といたしましては、流域下水道維持管理市町村負担金でございます。第4目総係費、682万5,000円を計上しております。前年度比74.0%減、金額にして1,945万3,000円の減額となっております。主な内容といたしましては、職員の人件費等でございます。第5目減価償却費では3億1,598万3,000円を計上しております。前年度比4.57%増、金額にして1,380万8,000円の増額となっております。内容といたしましては、第1節の管渠等構築物である有形固定資産減価償却費2億8,545万4,000円、第2節の流域下水道の施設利用権である無形固定資産減価償却費3,052万9,000円でございます。

24、25ページ、第2項営業外費用、第1目支払利息では3,269万3,000円を計上しております。前年度比4.7%減、金額にして161万1,000円の減額となっております。内容といたしましては、企業債借入れ償還金利息でございます。第2目消費税及び地方消費税では1,830万1,000円を計上しております。前年度比122.0%増、金額にして1,005万6,000円の増額となっております。内容といたしましては、消費税及び地方消費税納付額でございます。

26、27ページ、資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債では2億940万円を計上しております。前年度比34.2%増、金額にして5,340万円の増額となっております。内容といたしましては、第1節企業債6,830万円、第2節その他企業債1億4,110万円でございます。第2項出資金、第1目出資金では1,192万8,000円を計上しております。前年度比34.7%増、金額にして307万3,000円の増額となっております。内容といたしましては、一般会計からの出資金でございます。第3項補助金、第1目国庫補助金では3,200万円を計上しております。前年度比13.5%減、金額にして500万円の減額となっております。内容といたしましては、防災安全交付金及び社会資本整備総合交付金でございます。

28、29ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費では1億176万1,000円を計上しております。前年度比17.8%減、金額にして2,195万8,000円の減額となっております。主な内容といたしましては、第9節委託料564万円、第10節工事請負費8,920万円でございます。第2目建設負担金では1,092万8,000円を計上しております。前年度比9.0%増、金額にして89万8,000円の増額となっております。内容といたしましては、下水

道法第31条の2の規定に基づく大和川上流・宇陀川流域下水道第2処理区における市町村建設負担金でございます。第2項企業債償還金、第1目企業債償還金では2億7,439万9,000円を計上しております。前年度比3.2%減、金額にして897万5,000円の減額となっております。内容といたしましては、長期債元金2億6,218万6,000円及び借換え分元金1,221万3,000円でございます。

議第32号につきましては、教育長の任命についてでございます。

諮問第1号から諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

以上、長時間説明をさせていただきました。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決、同意賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 今中町長、長時間お疲れさまでした。

挨拶が終わりましたが、ここで暫時休憩とし、再開は11時40分とします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（遠山健太郎） 次に、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） おはようございます。議会運営委員長の木内利雄でございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、令和6年3月4日招集の第1回上牧町議会定例会の議会運営について、2月29日

に、全委員6人出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、本定例会に今中富夫町長から提出されている案件は、議案32件と専決処分報告が3件、そして人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問が2件、そして議員提出議案が2件あります。慎重審議を期すために、本会議審議及び総務建設委員会、そして文教厚生委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。結果、本日の本会議で審議を行うものは以下のとおりです。報第1号 専決処分報告、公用車の接触事故について、報第2号 専決処分報告、上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告、令和5年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、議第32号 教育長の任命について、次に、諮問第1号及び諮問第2号は、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦についてであります。次に、議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、次に、議員提出議案第2号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）について、以上の8件であります。

次に、総務建設委員会への付託議案は以下のとおりです。議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、そして議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、以上の3議案であります。

次に、文教厚生委員会への付託議案は以下のとおりです。議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次に、議第9号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 上牧町公営企業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、議第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、議第17号及び議第18号は公の施設の指定管理者の指定に関するものであります。次に、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第21号

令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、次に、議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）について、以上の21件であります。

次に、予算特別委員会への付託議案は以下のとおりです。議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、以上の7議案であります。

本会議審議及び委員会付託議案については、全委員異議なく決しました。

次に、会期についての審議結果は次のとおりでございます。本日、3月4日、本会議、3月5日、総務建設委員会、3月6日、文教厚生委員会、3月11日、12日及び14日が予算特別委員会、3月21日及び22日が一般質問とし、21日、6人、22日も6人といたします。そして3月25日、本会議最終日といたします。なお、開会時刻は3月21日及び22日の一般質問の日は午前9時からとし、以外の日は全て午前10時からといたします。全委員異議なく決しました。よって、会期は本日3月4日から3月25日までの22日間でございます。

次に、一般質問について審議を行いました。一般質問の持ち時間は、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。また、今議会には12人の議員から一般質問の通告がありましたので、日程の振り分けと質問の順番を申し上げます。3月21日は、8番、牧浦議員、3番、竹中議員、9番、服部議員、12番、遠山議員、4番、安中議員、6番、上村議員、以上の6人です。

次に、3月22日でございますが、1番、石丸議員、5番、東議員、10番、康村議員、7番、竹之内議員、2番、氏原議員、11番、私、木内、以上の6人です。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、服部議員、10番、康村議員を指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定について

○議長（遠山健太郎） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠山健太郎） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。専第8号 公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり、令和5年10月19日に専決処分させていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分をさせていただいた内容につきましては、本町の職員が公務で公用車を運転中に接触事故が起きたことによる相手方との損害賠償額の決定及び和解をするため、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

相手方は奈良県北葛城郡上牧町、法人。和解の要旨は、損害賠償額7万3,698円、過失割合は本町が25、相手方が75でございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第2号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。専第1号 上牧町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年2月1日に専決処分させていただいたものでございます。

今回の一部改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定が令和6年3月1日に施行されたことに伴い、上牧町手数料徴収条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

第2条第1項第1号及び第3号につきましては、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求を可能とする旨の改正でございます。

第2条第1項第5号につきましては、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍または除籍電子証明書の提供を可能とする旨の改正でございます。

第2条第1項第6号につきましては、届出等の情報の内容に係る証明書の交付請求及び届出等情報の内容の閲覧請求を可能とする旨の改正でございます。

第2条第1項第24号につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を400円とする規定を追加するものでございます。

第2条第1項第25号につきましては、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を700円とする規定を追加するものでございます。

この条例は令和6年3月1日から施行する必要があるため、専決処分させていただいておりますのでご報告申し上げます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第5、報第3号 専決処分報告について、令和5年度上牧町一般会計補正予算(第7回)について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 報第3号 専決処分報告についてご説明いたします。専第2号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第7回)については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年2月1日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算の内容については、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(遠山健太郎) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(遠山健太郎) それでは再開します。

————— ◇ —————

◎議第1号の上程、説明

○議長(遠山健太郎) 日程第6、議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

非常勤消防団等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、上牧町消防団員等公務災害補償条例で額を定めております。このたび、基準政令において、最近における社会情勢に鑑み補償基礎額の引上げを行う改正が行われ、令和6年2月9日に公布され令和6年4月1日から施行されます。このことから、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る基礎額について、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の改正内容といたしましては、第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げるものでございます。別表中の改正につきましては、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改正するものです。

附則1では、この条例の施行日を、附則2では、経過措置を規定しております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第２号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第７、議第２号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第２号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例の改正趣旨としましては、上牧町が所管する附属機関に片岡城跡の今後の整備及び活用を行うための検討委員会を設置するために、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容としましては、別表中、教育委員会部局の附属機関に上牧町片岡城跡活用検討委員会を追加し、担任する事項としましては、片岡城跡の整備及び活用についての調査審議に関する事務でございます。

附則第１条では、この条例は令和６年４月１日から施行するとしております。

附則第２条では、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部についても、同じ内容等により改正するものでございます。

以上が今回の条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第３号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 8、議第 3 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第 3 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成30年度から、国保の県単位化に伴い、奈良県と市町村が共に国保の運営を担い、奈良県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされ、奈良県内の保険料水準の統一化に向けて取組を進めてまいりました。上牧町におきましても、令和 6 年度の保険料水準の統一に向けて、上牧町保険料方針の改定計画に基づき、令和 2 年度、令和 4 年度と保険税率の改定を段階的に行ってまいりました。今回の上牧町国民健康保険税条例の一部改正によりまして、県内保険料水準が統一されることとなり、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じとなるものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

第 3 条から第 9 条関係につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、それぞれに係ります税率及び額を改定するものでございます。

第23条関係につきましては、7 割、5 割、2 割軽減の被保険者均等割額や世帯別平等割額について、減額すべき額及び世帯の区分に応じて定める額をそれぞれ改定するものでございます。

附則第 1 項では施行期日を、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。第 2 項では、適用区分を規定しております。

以上が上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第 4 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 9、議第 4 号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正す

る条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上牧町の福祉医療費助成は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、未就学児までが現物給付方式を、小学校就学から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、高校卒業までが自動償還方式を現在導入しているところでございます。今回の上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部改正につきましては、福祉医療費助成制度における子どもに係る現物給付方式の対象年齢を令和6年8月診療分から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、高校卒業まで拡大するものでございます。また、小学校就学から18歳までの現物給付方式の医療費助成を対象に国民健康保険の国庫負担が減額される調整措置につきましては、令和6年4月に廃止されることとなっております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第1条の2につきましては、奈良支部を削る改正を行っております。

第3条の2につきましては、現物給付方式の対象年齢を拡大するため、所要の改正をするものでございます。

附則第1項では施行期日を、令和6年8月1日から施行するものとしております。第2項では、経過措置を規定しております。

以上が上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第10、議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の上牧町心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、先ほどの議第4号の乳幼児等医療費助成条例と同様に、福祉医療費助成制度における子どもに係る現物給付方式の対象年齢を令和6年8月診療分から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、高校卒業まで拡大するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第1条の2につきましては、「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改めるなど、所要の改正を行っております。

第2条につきましては、助成要件について、新たに第3号と第4号の規定を追加するものでございます。

第3条の2につきましては、「未就学児」を「子ども」に改めるものでございます。

附則第1項では施行期日を、令和6年8月1日から施行するものとしております。第2項では、経過措置を規定しております。

以上が上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第11、議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきましては、先ほどの議第4

号とまた議第5号の助成条例の改正と同様でございます。福祉医療費助成制度における子どもに係る現物給付方式の対象年齢を、令和6年8月診療分から、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、高校卒業まで拡大するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第1条の2につきましては、「未就学児」を「子ども」に、「6歳」を「18歳」に改めるなど、所要の改正を行っております。

第2条につきましては、助成要件について、新たに第5号と第6号の規定を追加するものでございます。

第3条の2につきましては、「未就学児」を「子ども」に改めるものでございます。

附則第1項では施行期日を、令和6年8月1日から施行するものとしております。第2項では、経過措置を規定しております。

以上が上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第12、議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和6年1月19日付の介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正並びに第9期介護保険事業計画の見直しによる介護保険料に係る保険料率の改正を行っております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

保険料率、第2条第1項中の「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和

8年度まで」に改めます。各段階の保険料額については、第1段階、3万1,800円を3万1,700円に、第2段階、4万4,500円を4万7,700円に、第3段階、4万7,700円を4万8,000円に改めます。なお、第1段階から第3段階につきましては減額賦課となりますので、それぞれ1万9,800円、3万3,800円、4万7,700円となります。

続いて、第4段階、5万7,200円を6万2,600円に、第5段階、6万3,600円を6万9,600円に、第6段階、7万3,100円を8万円に、第7段階、7万6,300円を8万3,500円に、第8段階、8万2,700円を9万500円に、第9段階、8万9,000円を9万7,400円に、第10段階、9万5,400円を10万4,400円に、第11段階、10万1,800円を11万1,400円に、第12段階、10万8,100円を11万8,300円に改め、同号イ中の「400万円」を「420万円」に、第13段階、11万4,500円を13万2,200円に改め、同号イ中の「500万円」を「520万円」に、第14段階、12万7,200円を14万6,200円に改め、同号イ中の「600万円」を「620万円」に、第15段階、13万3,600円を16万100円に改め、同号イ中の「700万円」を「720万円」に、そして第16段階、13万9,900円を16万7,000円に改め、各保険料率の改正を行ったところでございます。

保険料の標準月額といたしましては、現状の5,300円から5,800円に500円の増額となっております。主な理由といたしましては、この先もしばらく高齢者人口が増加していくと推計されることから、依然として要介護認定者数が増加すると見込まれ、その伸び率の影響や今後予定されている介護報酬等の改定なども考慮した結果、まだまだ保険給付費が増加傾向になるであろうと予測されることが主な要因となっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第13、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、令和6年1月25日付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第16号の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

条例中、第7条、第48条、第59条の4、第59条の24、第62条、第66条、その他関連する条項におきまして、事業所における管理者要件の緩和に伴い、同一敷地内の業務に限定されていた兼務に関する規定について、同一敷地内の規定を削除しております。

第24条、第51条、第59条の9、第59条の30、第70条では、具体的な取扱方針において、身体的拘束等についての条文を明記しております。

第34条では、重要事項の掲示方法について、附則において、1年間の経過措置を設け、原則ウェブサイトにも掲載が必要である条文を追記しております。

第92条、第197条でも、附則において、1年間の経過措置を設け、身体的拘束等の適正化を図るための委員会等の設置について条文を追記しております。具体的取扱い方針に身体的拘束等について明記したことに伴い、記録の整備についての条文を第24条及びその他関連する条項において追記しております。

第106条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、附則において、3年間の経過措置を設け、条文を追記しております。

第125条、第172条では、協力医療機関等について条文を追記しており、一部附則において、3年間の経過措置を設けているところでございます。

また、その他においても、所要の改正を行い、条文の整備をしているところとなっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が主な改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。

◇

◎議第 9 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第14、議第 9 号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第 9 号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましても、令和 6 年 1 月 25 日付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第16号の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。条例中第 6 条、第10条、第72条、第79条において、管理者要件の緩和に伴い、同一敷地内の業務に限定されていた兼務に関する規定について、同一敷地内の規定を削除しております。

第32条では、重要事項の掲示方法について、附則において、1 年間の経過措置を設け、原則ウェブサイトにも掲載が必要である条文を明記しております。

第42条では、具体的取扱方針において、身体的拘束等についての条文を明記しております。

第53条では、附則において、1 年間の経過措置を設け、身体的拘束等の適正化を図るための委員会等の設置について条文を追記しております。具体的取扱方針に身体的拘束等について明記したことに伴い、記録の整備についての条文を第40条及びその他関連する条項において追記しております。

第63条の 2 では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、附則において、3 年間の経過措置を設け、

条文を追記しております。

第83条においては、協力医療機関等についての条文を追記しているところがございます。

また、その他においても所要の改正を行い、条文の整備をしているところとなっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が主な改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第10号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第15、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましても、令和6年1月25日付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第16号の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。条例中、第4条では、居宅介護支援事業所が指定を受ける際の従業員の員数等の要件について追記しております。

第5条では、居宅介護支援事業所における管理者の要件について追記しております。

第12条では、利用料等の受領について、サービスを実施するための実施地域以外の訪問に係る交通費の取扱いについて追記しております。

第23条では、附則において、1年間の経過措置を設け、重要事項の提示について、ウェ

ブサイトにも掲載しなければならないことを追記しております。

第30条の記録の整備では、身体的拘束等についての条文を明記しております。

第32条の具体的取扱方針についても、身体的拘束等について明記するとともに、モニタリング方法について、テレビ電話、装置等を活用することができる旨の条文を追記しております。

また、その他においても、所要の改正を行い、条文の整備をしているところとなっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が主な改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第16、議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましても、令和6年1月25日付の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、厚生労働省令第16号の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。条例中、第5条では、事業所における従業員の員数の改正により、介護支援専門員1人につき利用者の数を35から44もしくは49に変更しております。

第6条では、管理者要件の緩和により、同一敷地内の業務に限定されていた兼務に関する規定について、同一敷地内を削除しております。

第16条では、具体的取扱方針において、身体的拘束等について条文を明記するとともに、モニタリング方法の変更についても、テレビ電話装置等を活用することができる旨の条文を追記しております。

第25条では、附則において、1年間の経過措置を設け、重要事項の掲示について、ウェブサイトにも掲載しなければならないことを追記しております。

第32条の記録の整備においては、第16条にて身体的拘束等について明記したことに伴い、記録の整備についても条文を追記しております。

また、その他においても、所要の改正を行い、条文の整備をしているところとなっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が主な改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第17、議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令、令和5年内閣府令第86号が令和5年12月26日に公布され、第2条の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。施設における重要事項の書面掲示に加え、

インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことより、条例第32条中の「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めます。

また、第53条第2項第2号中の書面等の交付または提出において、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、書面を作成する記録媒体を「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」、これを「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものとし、第23条の改定規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第18、議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、指定公金事務取扱者制度が新設され、原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託が可能となり、また、適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、採択の場合のルール等に係る規定を整備するとし、一部の規定

を除き令和6年4月1日から施行されます。このことにより、上牧町公営企業の設置等に関する条例中の地方自治法第243条の2の2を引用している箇所において、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。上牧町公営企業の設置等に関する条例第5条中、第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上が上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第19、議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月19日に国会で可決成立し、5月26日に公布され、水道法等による権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とし、令和6年4月1日から施行されます。このことにより、上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例中の水道法等に係る厚生労働大臣等の語を引用している箇所において、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。上牧町水道事業給水条例第10条第

1 項及び第44条の2第2項中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上が上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第15号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第20、議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

それでは、まず初めに、今回の上牧町公民館設置条例の一部を改正するに至った経緯について説明をさせていただきます。本件、三軒屋公民館に関しましては、かねてから本町への寄附に関するご相談、ご要望が歴代自治会長様から寄せられておりました。このことを受けまして、本町といたしましては、当該寄附後において同公民館を公の施設として位置づけるための要件の確認や同公民館の所有関係及び敷地の境界など、寄附に関する調査検討を行ってきたところでございます。その最終的な結果として、このたび現自治会長様からの願い出により当該寄附を受託させていただいたものでございます。

これらのことから、三軒屋公民館を公の施設たる公民館として上牧町公民館設置条例に追加するため、同条例の一部を改正するものでございます。

次に、同条例の一部を改正する条例案につきまして、具体的に説明をさせていただきます。改正前の条例第3条、名称及び位置に係る列記部分の「下牧文化会館、上牧町大字下牧2丁

目 9 番 22 号」の次に「三軒屋公民館、上牧町大字上牧 3205 番地 3」を追加するものでございます。

また、附則では、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

最後になりましたが、このたびの寄附に際しまして、格段のご理解とご協力を頂きました同公民館敷地に係る従前の所有者の方々をはじめ、本寄附に係る仲立役として関係各位との調整等にご尽力を頂きました現自治会長様に対しまして、この場をお借りし厚くお礼を申し上げるところでございます。本当にありがとうございます。

説明につきましては以上でございます。慎重にご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 16 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 21、議第 16 号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第 16 号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和 5 年 5 月 19 日に国会で可決成立し、5 月 26 日に公布され、水道法等による権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とし、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。このことにより、奈良広域水質検査センター組合規約中に、経費の負担区分に関し、厚生労働省が公表する統計または統計値によって負担割合を決定する規定があることから、水道事業に関する統計を所掌する国土交通省に変更するものでございます。

それでは、規約の変更内容について説明いたします。奈良広域水質検査センター組合規約第 15 条第 1 項の表、給水人口割の項中、「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に、「。ただし、令和 5 年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省

統計と見なす」を加え、同表、規模割の項中、「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に、「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値と見なす」を加えるものとございます。

なお、この規約は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上が奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約の変更内容でございます。

なお、この規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第286条第2項の規定により構成団体の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものとございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第17号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第22、議第17号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第17号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、上牧町の公の施設、上牧町保健福祉センターの指定管理を上牧町社会福祉協議会に平成31年4月1日より指定管理者として管理をお願いしていましたが、指定期間が令和6年3月31日までとなっておりますので、今回、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の指定管理者の指定を引き続いてお願いするものとございます。

どうかご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 18 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第23、議第18号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第18号 公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

さきに提案理由を説明させていただきました議第15号、上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例案により追加することとしております公の施設たる地区公民館に係る地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定につきまして、同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。今回、指定管理者を指定する公の施設は、上牧町大字上牧3205番地3、三軒屋公民館でございます。指定管理者の所在地及び名称は、上牧町大字上牧3222番地1、三軒屋自治会会長竹本イクオ様でございます。指定管理者の指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

なお、公の施設に係る指定管理者の選定に際しましては公募によることが原則とされておりますが、公の施設たる地区公民館の場合におきましては、公募の手続を割愛し、各地域の実情や当該公民館の利用状況を十分に把握されているそれぞれの自治会長様に指定管理をお願いしているという運用を踏まえ、今回の選定につきましても、本年2月7日開催の上牧町指定管理者選定委員会において承認を得たところでございます。

説明は以上でございます。慎重にご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 19 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第24、議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第8回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第20号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第25、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補正内容につきましては、先ほど町長よりご説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第21号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第26、議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第22号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第27、議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第23号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第28、議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について説明いたします。

今回の補正予算（第2回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第24号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第29、議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第3回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第25号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第30、議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算についてご説明いたします。

一般会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第26号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第31、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第27号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第32、議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第28号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第33、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第29号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第34、議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第30号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第35、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第31号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第36、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第37、議第32号 教育長の任命について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 議第32号 教育長の任命についてご説明いたします。現教育長の松浦教雄氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き教育長として任命いたしたく提案するものでございます。

松浦氏につきましては、皆様方もご存じのとおり、これまで多くの教育現場を経験され、平成27年4月からは教育長として長年の教育現場で培った手腕を発揮していただき、上牧町の教育行政を推進していただいております。

松浦氏には、これからも上牧町の教育行政を牽引していただきたいと考え、再任の同意をお願いするものです。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、ただいま同意されました松浦教雄氏より、ご挨拶をお願い申し上げます。

○教育長（松浦教雄） 初めに、議長の許可を頂き、このような機会を設けていただいたこと、大変ありがたく思っております。

さて、教職を退職と同時に選任を頂き、皆様方にお支えいただきながら、あっという間の3期9年間でございました。また、コロナ禍期間中は、教員としてこれまで経験することのなかった特別な年であり、体力と気力を振り絞って歩み続けた満身創痍の何年かであったように感じております。

ところで、本町学校教育の指導方針の内容は、日本国憲法及び学校教育法を踏まえ、人間尊重の精神を養い、豊かな人間性で、知力・体力・忍耐力を身につけ、正々堂々と生きる子どもの育成を目指すこと、また、具体の目標といたしましては、教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性を備えた町民の育成を期して推進することと明記されております。

ところが、昨今、子どもを取り巻く教育環境は著しく変化し、多くの教育課題が山積いたしております。戦後教育における歴史のページをひもときますと、その重点目標は、昭和20年代の民主化、昭和30年代から40年代の現代化、昭和50年代から60年代の人間化、平成の時代に入って人間化、生涯化、そして令和に入り多様化へと、時代とともに激しく変化しています。現在、学校のパラダイムは拘束から自覚、競争から共生、結果より過程を重視するとともに、一人一人の子どもたちにとって学校生活が心の居場所、生き方を学ぶ場所となるよう、その変革が求められております。一人一人の子どもがみんなの中で安心して自分らしく過ごす権利を保障するためには、その集団において互いが違いを認め合っているかが問われています。障害のある子や異なるルーツ、文化、言語、価値観を持つ子らを違うということで遠ざけるのではなく、豊かさと捉え、違いをありのままに受け止められるように取り組むことに、いささかの迷いもございません。学級や学校で疎外されている子や暮らしに課題を持つ子を中心に据え、全ての子どもたちに、自分は独りではない、周りの人々と

もに生きているのだと実感させたいと思っております。

そんな中、一人一人の子どもの生き方には、急ぐ子ども、ゆっくり行く子ども、一人一人の個性や違いがあり、その違いを許しながら、一人一人が一人一人であってよいという安定した人間関係を構築することこそ、教育の果たすべき大きな役割だと私は常々考えております。もちろん、学習面においても、子どもたち一人一人の学習到達度を把握し、それを生かすことは、学力向上には欠かすことのできないものであることは言うまでもありません。このことを抜きにして点数という学力だけが独り歩きをしたとしたら、その最大の犠牲者は子どもであり保護者であるということは既に承知のことでございます。

いずれにいたしましても、私はこの9年間でどれだけのことができたかを総括しなければならないと思っております。何ができて何ができなかったか、うまくできたのは何がよかったのか、うまくできなかったのはどこに原因があったのかを検証する必要があるかと思っております。

結びに、町長公約にもございます、上牧町の子どもたちの将来像を見据えた着実な歩みと、連綿と築き上げられた上牧町の教育を大切に、揺るぎない定着した取組と、具体的に行動につなげ、派手な花火を上げずとも、地道に、誠実に地方教育行政に努めてまいる所存でございますので、議員の皆様方にはさらなるご教示、ご協力、ご支援を申し上げ、まずは選任の挨拶とさせていただきたいと思えます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 松浦教育長におかれましては、今後も上牧町の教育行政のため、ますますご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩とし、再開は2時15分とします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第38、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

竹島正貴氏につきましては、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、今回、任期満了となりますので、引き続き委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を願います。

なお、竹島氏の経歴につきましては配付の略歴のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり適任とすることに決定いたしました。



◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第39、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

中村直美氏につきましては、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、今回、任期満了となりますので、引き続き委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を願いますのでございます。

なお、中村氏の経歴につきましては配付の略歴のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第40、議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番、木内議員。

○11番（木内利雄） 議員提出議案第1号 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の提案理由を説明いたします。

第102条の規定では、議場へ帽子、外套、襟巻、つえ、傘類の持込みが禁止されています。しかし、病気、けが等の理由により帽子の着用やつえの携帯を必要とすることも考えられるので、それらを議長の許可なく行えるよう、本規定について削除を行うものであります。

また、その他の規定についても、現状を考慮した上で所要の改正を行うものであります。

よって、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第41、議員提出議案第2号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番、木内議員。

○11番（木内利雄） 議員提出議案第2号 上牧町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）についての提案理由を説明申し上げます。

第8条第4項の規定では、帽子、外套、襟巻の類が着用禁止となっていますが、昨今の事

情を鑑み、本規定の削除を行うことで、傍聴をしやすい環境整備を進めるものであります。

よって、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（遠山健太郎） 日程第42、予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

令和6年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、令和6年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 異議ないようですので、私のほうで選任させていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時22分

○議長(遠山健太郎) 再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、石丸議員、3番、竹中議員、4番、安中議員、5番、東議員、10番、康村議員、11番、木内議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時26分

○議長(遠山健太郎) それでは再開いたします。

◇

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（遠山健太郎） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に11番、木内議員、上村議員、副委員長に5番、東議員という報告でございます。

◇

◎議第11号から議第31号の委員会付託

○議長（遠山健太郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第11号から議第31号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 2時28分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和6年3月5日（火） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
- 委 員 服部 公英 康村 昌史 木内 利雄
- 遠山健太郎
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
- 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
- 都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
- 健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
- 総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
- 企画財政課長 中本 義雄 まちづくり推進課長 金崎 恭彦
- 建設環境課長 武安 康至 住民保険課長 和田 暁
- 税 務 課 長 木下 優子 福 祉 課 長 俵本 大輔
- 生き活き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代
- 教育総務課長 辻村 純 社会教育課長 吉川信一郎
- 文化振興課長 野崎 威志
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
- 書 記 横田 大樹

開会 午前１０時００分

○上村委員長 皆様、おはようございます。総務建設委員長の上村です。

初めに、年明け早々に発生した能登半島地震での犠牲となられた方へご冥福を心よりお祈り申し上げます。とともに、今現在寒さに耐え、苛酷な生活を余儀なくされている被災者の皆様、また、復興に向かって頑張ってくださいしている方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは早速ですが、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。

総務建設委員会に付託をされました議第１号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第２号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第19号 令和５年度上牧町一般会計補正予算（第８回）について、活発なご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第１号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 おはようございます。服部です。

上牧町消防団員等公務災害補償条例の内容について、詳しく、分かりやすく説明していただけますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての部分でございます。内容につきましてということでございますが、資料といたしまして、条例のナンバー２のほうをご参照ください。

今回改正の理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

によりまして、一般職の職員の給与に関する法律、別表第4、イの公安職俸給表1が改正されることに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われ、令和6年2月9日に公布されまして、令和6年4月1日から施行されますので、上牧町消防団員等公務災害補償条例につきましても、政令施行日までに条例の一部を改正し、施行する必要がありますので、今回改正をいたします。

内容につきましては、資料の中段にございます第5条第2項第2号関係の部分でございまして、消防作業従事者の補償基礎額の最低額を8,900円ですが、それを9,100円に引き上げます。また、別表におきまして、各階級の補償基礎額を資料のとおり改正をいたします。

以上でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 この基礎額というのは、これに年数を掛けて、退団するときに払う補償のお金というふうに理解してよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 申し訳ございません。これはけが等をした場合の部分でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 その辺が分からなかったもので、けがした場合、1日につき8,900円が9,100円になるというふうに理解してよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 消防作業従事者につきましては、そのとおりでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 この規定、この決まりというのは各分団に内容として配ってあるんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 現在、まだ団員の方々には周知はしておりません。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 そしたら、また、各分団員の方に説明していただけるようお願いしておきます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この改正後、また、消防団員の方たちにも周知をさせていただくというふう

に考えているところでございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。遠山です。

議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部改正について伺います。この一部改正は片岡城跡活用検討委員会、私、読み方については、ジョウセキで統一します。今、私の場合。自由というお話は聞いたんですけど、城が音読みなので、跡は音読みで、ジョウセキで統一します。

片岡城跡活用検討委員会を設置することに対しての条例改正です。本委員会設置に伴い実施する片岡城跡活用検討事業として、令和6年度の当初予算で44万4,000円計上されています。昨日の本会議で設置された予算特別委員会でも審議される事業なので、一部審議が重複すると思いますが、ご容赦ください。

まず、1点目、この委員会の役割について伺います。タブレットの資料に委員会の規則が掲載されていますが、規則の第1条の趣旨のところ、一部抜粋しますが、片岡城の歴史的価値の把握に努めながら、今後の保存活用の方向性を調査研究するためとあります。また、

タブレット資料に、条例の概要というのが載ってしまして、担当事項、片岡城跡の整備及び活用についての調査審議に関する事務、また、設置目的には、片岡城跡の今後の整備及び活用を行うための検討委員会だとあります。調査研究、事務、活用を行うための検討、いろいろな言葉がありますが、つまりはこの委員会で何をし、何を決定するのか、ご説明ください。

そしてもう1点、この委員会のメンバー構成についてです。規則の第2条に、組織としてメンバー構成が記載されていますが、このメンバー構成についてのご説明をお願いします。

以上2点、お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 遠山委員のご質問でございます。まず、片岡城跡活用検討委員会の設置についての役割ということでご質問だったと思います。

役割につきましては、今、片岡城につきましては、桜を植えたり、ARの事業をしましたりということ、あと、御墳印帖、御墳印を販売させていただいた事業であつたりとか、様々なことを町のほうではソフト面ではさせていただいているんですが、いろんな方々の意見で、片岡城はそしたらどうしていくのかというのをはっきり明確にされていないということで、いろんな方々のご意見もあり、上牧町としましては、今回委員会を設置しまして、様々な学識経験者であつたり、議会議員の方々であつたり、住民の方に参画を頂いて、上牧町の片岡城を今後どうしていきましょうということを協議していく役割を担っていこうと考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。タブレットの資料並びに規則の第1条にある趣旨のとおりだというふうに認識をしています。私はここで何が言いたいかというと、目的をしっかりと伝えないと、えてしてこういう諮問委員会というのは、特に公募のメンバーが、イメージした委員会と違うとか、あと、こんなつもりで応募したんじゃないとなりますし、委員会の審議も散らかる可能性があるというふうに思っているんです。

当初予算のタブレット資料では回数6回と予定していると。限られた回数なので、しっかりとした委員会の目的を明確にして、有意義な議論となることを希望したいと思います。

という中で、今、課長のほうから説明ありましたメンバー構成についてなんですけど、昨年の12月議会の、たしか牧浦議員の一般質問で、松井教育部長が答弁をされている内容がありまして、テーブル起こししてみたんですけど、一部抜粋しますと、片岡城に係る今後の整備の方向性を決めていく上においては、多角的に検討を行う場として、片岡城跡整備活用検討

委員会を設け、その方向性を的確に見定める取組を進めるというふうに答弁されています。

それを受けてのこの委員会であり、的確に見定めるためのメンバーを選ぶということだと思うんですが、委員会規則の第2条の組織のところに、メンバーとして、町内の各種機関及び団体の代表、そしてポイントになるのが、その他教育委員会が必要と認める者。この2点につきまして、各種団体の代表、団体というのは具体的にイメージしているところがあるのか。教育委員会が必要と認める者、これ具体的に、もしイメージしているものがあれば教えていただけますか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 組織の構成の質問でございます。まず、各種団体につきましては、歴史ガイドボランティアの代表、片岡城盛り上げ隊の代表、自治会のご代表という形を考えております。そのほか、教育委員会が必要と定める者につきましては、教育委員、社会教育委員、それと、下牧の地元の方を考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。今のメンバーを見ますと、的確に見定めるメンバーになるというふうに思います。1つ私が懸念をしていることが、片岡城跡というのは全てが町有地ではなくて、一部私有地がかかっていると思います。私有地のために、所有者の方がいらっしやると思うんです。その地権者の方の意見というのは、この委員会に対してとか、今後の活用に対してどういうふうに反映をされる、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 地元の地権者の方とは、今後しっかりと話をしていって、上牧町の委員会のほうで決めていくことについて、お話もさせていただいて、しっかりと協力は得ていけないといけないというのは考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。議会議員からもということで、1名か2名か分かりませんが、正直、私が個人的に思うのは、議会議員は1名でもいいというふうに思っていて、2名でも結構なんですけども、それよりも各種団体とか、必要と認める者、ここが重要だと思っていますので、闊達な意見をさせていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 康村昌史です。

上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、質問させていただきます。

先ほどの遠山委員からの質問に、一部の地権者がいらっしゃるということなんですけれども、それは片岡城跡のどの辺で、どれぐらいの面積があるのかを教えてください。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 地権者は、これから地元の人を2人選任させていただくんですけども、まだ面積については、ある程度把握はしているんですけども、これからお話をさせていただきたいと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 はっきりとした場所は特定できないんですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 町のほうで周辺の土地所有者の調査をさせていただいていて、ある程度はもう把握はさせてもらっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ある程度で、これからそういったところを利用とかしていくという考えでよろしいんですか。はっきりしないと駄目なんじゃないんですか。その辺、教えてください。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 再度調査をまた、委員の方については、中核の中の方からお1人、それと片岡城の周辺の方からお1人を選任させていただく予定をしておりますので、しっかりその辺は協議をさせていただきたいと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、地権者は何人いらっしゃるんですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 今、何人というのは把握はしておりません。申し訳ないです。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東副委員長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について質問させていただきます。

1番目に、7ページの第3表の繰越明許費補正に入っております総務費、総務管理費のささゆりルーム移設費負担金1,155万円につきまして、ささゆりルーム移設についての詳細の説明をお聞かせください。

次に、9ページの歳入の分と、タブレットを見させていただきましたら、説明が23ページの歳出のふるさとまちづくり基金費の分も載っておりましたので、そのところを併せて聞かせていただきたいというふうに思っております。歳入の総務管理費、寄附金、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附31万円についてでございます。

1つ目は返礼品なしの寄附金2件はどのような寄附の内容かということです。

それから、2つ目の返礼品ありの寄附金415件ありますが、これはどのような返礼品が好まれて、415件の中に好まれているような返礼品というのはあるのでしょうかという質問でございます。

次に、併せましてタブレットと一緒に説明がございますので、23ページ、歳出のふるさとまちづくり基金費の寄附金積立額41万3,000円のところで、基金残高が1,122万4,000円について、この基金の目的と今後のふるさとまちづくり基金に対する考え方、また、活用方法を教

えてください。

次に、戻りまして17ページになります。説明欄の児童措置費、扶助費、児童手当のことで、子育て応援の支援拡充のための事業ですけれども、タブレットにも説明がございしますが、986万円減額補正についての詳細の説明をお願いいたします。

それと、特例給付の所得上限の金額を教えてください。

それから次、21ページの説明のところの中学校の管理費、工事請負費の2,992万円、上牧中学校南グラウンド改修工事について、タブレットのほうには、上牧中学校グラウンドにおいては令和6年10月から統合中学校新校舎の建築工事を予定しているため、今後、外構工事が完了するまでの間、体育の授業や部活等の活動を南グラウンドで行うこととなりますが、南グラウンドは雑草が広範囲に発生しており、水はけも悪く云々とありますが、1つ目、このグラウンドの今までの使用状況はどうだったのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、同じく21ページの体育施設費、委託費のところですが、分からないなと思ったのが、夜間開放業務委託料13万6,000円についてです。この施設の場所はどこになるのかということと、夜間開放の時間帯、委託料の委託先をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 順次、答弁をお願いいたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書7ページの繰越明許費の第3表の部分でございます。

ささゆりルーム移設費負担金の詳細の説明ということでございますが、今回、この部分に繰越し明許の理由でございますが、ささゆりルームの移設に関しましては、ユニー株式会社様と今、覚書の締結に向けて、移設先の工事の着手の計画でございました。本町と覚書の内容の合意や、ユニー株式会社様との中で時間を要していたところでございます。その中で、施工日が3月末から4月上旬になるということで、今回この繰越し明許をするところではございましたが、その中で、令和6年2月に、ささゆりルームの1階で事業をされておりましたママスクエア様から、事業の契約の終了の申入れを受けまして、本町ではこの部分につきまして、移設先について再度検討させていただきました。本町といたしましては、利用者などの環境の部分、状況などを慎重に協議検討させていただいた結果、議決を頂きました現状の近く場所から、今、ママスクエア様が利用していた1階の部分について移設をして、ささゆりルームの運営をしたいというふうに今考えているところでございます。

詳細につきましては、以上でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。それでは、2階の今まで予定していた、3分の2ほどの広さになるというささゆりルームを予定されておりましたけれども、それが、1階のほうの元の場所がそちらが空く予定になるのということで、そちらのママスクエアのほうは私は置いておきまして、その場所に移したいというお考えでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 その理由というのはどのようなことでしょうか。最初の2階のちょっと狭くなる部分と、1階を選ばれるということ。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 先ほども説明をさせていただきました、1階の部分が空くという部分で、移設先を予定していた部分よりはかなり広くなるという部分がございます、利用者の方たちの環境とか状況を慎重に検討させていただいて、1階のほうがいいのかなというふうに判断させていただいて、2階から1階のほうに移りたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。広くなるということですし、いろんな利用の仕方も幅が広がるかというふうにも私も思います。ですが、費用面、そのところはどのようなことになるのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 前回の部分につきましては、ユニー株式会社様からの話であるというところで行ってまいりましたので、今現状使っているささゆりルームにつきましては、原状復旧費につきましては、ユニー株式会社さんのほうが負担すると。移設先の部分につきましては、本町のほうが負担するという話で行ってまいりましたが、今回、ママスクエア様との話の中で、本町からユニー株式会社様のほうに話をさせていただいたという経緯がございますので、今現状のささゆりルーム、原状復旧費につきましては本町が負担するというふうにユニー株式会社様との話の中で今決まっているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。そしたら、今の予算といいますか、1,155万円よりも費用がかかるということになりますね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 2階の撤退する部分につきましては、本町のほうが見るという部分でございます。1階の部分につきましては、ママスクエア様との協議というか、ママスクエア様が原状復旧するというふうに契約上なっているところでございますが、その辺も含めて検討、協議させていただきまして、費用面につきましては考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。期日前投票なども予定されているという前回のお話でもございましたし、やはり広さがあるほうがいいのかというふうに思っております。ここで勉強会などと、そういう形でも多くの方もご利用されていますし、前向きに検討していただけたらと思います。

以上でございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書8、9ページにございます寄附によるまちづくり条例に基づく寄附31万円について、ご説明させていただきます。この分につきましては、返礼品なしの寄附、これが令和6年1月31日時点におきまして、2件の寄附がございました。内訳につきましては、1件は、法人の方から寄附を頂いた分でございます、金額にして30万円の寄附を頂いております。もう1件につきましては、上牧町の個人の方から寄附を頂いた分、1万円でございます、合計の31万円、これを今回補正予算として計上させていただいたところでございます。

○東副委員長 分かりました。法人のほうから30万円と、個人のほうから1万円という形になっているんですね。返礼品ありの寄附金415件ですけれども、返礼品というのは、どうでしょうか、気に入られているものというのが集中するようなものというのはございますでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この寄附の中で、人気のあるといいますか、返礼品として多く出ているものにつきましては、キャンプ用品の難燃素材を使用したブランケット、それとあとイチゴ、こちらのほうも数が出ておるところでございます。あと、これもキャンプ用品に使うものな

んですけれども、キャンプの際に使用するチェアといいますか、椅子のカバー、そういったものも人気があるといいますか、よく返礼品として出ているものになっております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。イチゴも返礼品として喜ばれているということですね。キャンプのチェアカバーは、ブランケットと同じメーカーという形になりますでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。同じメーカーといいますか、同じ方でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。また、そういうふるさと納税で本町にそうやって納税していただける方が増えることを願っております。

以上でございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 もう1つご質問あったと思うんですけれども、頂いた寄附金の活用についてでございますけれども、令和5年度におきましては、第一保育所の和太鼓、こちらを追加購入させていただきました。それとあと、これも第一保育所なんですけれども、遊具の滑り台を設置させていただきました。加えまして、2000年会館のほうで車椅子の購入、追加で4台させていただいた分、こういったところに活用させていただいておるところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。子育てや障害の方に対しても活用されているということで、よく理解いたしました。

では、今後もこの形で活用していくという方向でしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 ご寄附を頂いた部分になりますので、また有効に活用をしていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。この質問は以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 補正予算書17ページ、児童措置費、扶助費、児童手当についてでござ

います。減額の理由はということでしたので、お答えさせていただきます。

資料、歳出ナンバー5をご覧ください。当初予算より、6月、10月、2月の定時の児童手当と途中での随時払いの支給を終えております。それ以降、提出される方は随時支給として支払う予定をしておりますので、その分を残しまして、あとは減額補正ということで、こちらのほう減額補正をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。あとは所得制限のところなんですけど、上限の金額というのは。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 先ほど、特例給付についてということでご質問だったと思いますが、特例給付についてでございます。こちらは、児童を養育している方の所得が所得制限限度額、これは扶養の人数等によって変動いたします。その限度額未満の場合は、児童の年齢によって1人当たり児童手当の額をお支払いいたします。例えば、扶養人数が児童1人の場合、所得制限限度額が、所得額が660万円、収入額の目安は875万6,000円で、所得上限限度額と申しますと、これも扶養1人の場合なんですけども、896万円で、収入額の目安というのが1,124万円。扶養の人数によってこの限度額が変わりますので、これの所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円という支払いになってきます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。扶養の人数によって上限も違ってくるということになりますね。
ありがとうございます。以上でございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算説明書の21ページ、中学校管理費の上牧中学校南グラウンド改修工事に関しまして、現在のグラウンドの利用状況を説明いたします。

現在、グラウンドの奥のほうでは、サッカー部の部活の練習で手前のほうでは野球部の練習をしているということでございます。今年度の実績といたしまして、6日ほど少年野球でのご利用があったということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。先ほど、説明をタブレットのほうを見させていただきましたら、ちょっとひどい状況なのかなというふうに思いまして、もしかして、今おっしゃられたサッカーとか野球で現在使用されているということなんですね。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 現在、部活のほうで使用しております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。一応、使用できるような状況だけれどもというところでしょうか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 けがのほうに気をつけながら使用している状況でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。そしたら、タブレットのほうにありますように、今後、外構工事が完了するまでの間、使用するとございますが、その後の使用はどのようにお考えですか。ここに書かれているのは、完了するまでの間と書かれておりましたので、そこが気になりました。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 外構工事終了いたしまして、上牧中学校にグラウンド、校庭ができた後も、南グラウンドも併用して使用していく予定でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。併用して使っていかれるということですね。そしたら、安全面に気をつけられるということで、よろしくお願いいたします。この質問は終わります。

以上でございます。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それでは、補正予算書21ページでございます。体育施設の12、委託料、夜間開放業務委託料についてでございます。

ご質問は、まずはその業務の場所だったと思われまして。場所については、第1体育館と第2体育館でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。これは第1体育館、第2体育館のことなんですね。夜間開放の時間。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 委託料というのは、シルバーとかにですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 上牧町シルバー人材センターでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 あともう1つご質問だったと思われます。時間でございますが、5時15分以降になります。5時15分から21時、9時までの時間帯でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 体育館だったら理解できましたので、質問が飛びました。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

服部委員。

○服部委員 15ページの7番、電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付事業費の中の電力・ガス・食料品等価格高騰点検業務の1,296万6,000円の減額の理由について、説明してください。

次に、17ページの衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,863万円の減額の内容について説明してください。

3点目、19ページ、土木費、道路冠水防止対策事業費1,118万7,000円の減額の理由説明をお願いいたします。

続いて、その下の道路環境改善事業費958万円の説明をお願いいたします。

以上、4点になります。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付事業費1,296万6,000円の減額でございます。こちらの説明でございますが、事務費として役務費、委託料を減額し、負担金、こちらのほうは、1人当たり3万円の給付をした分でございますが、第3回補正予算として3,000人と家計急変30人、3,030人を予算化いたしました。実績といたしまして、2,620人の実績がございましたので、9,090万円予算を組んだところを減額補正1,230万円させていただいて、決算見込額が7,860万円になるという形でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 申請されなかった方が、残りの人数で減額したという理由なんですか。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 見込みで人数は組ませていただいておりますので、給付金の3,030人という見込みで予算を組ませていただいたんですけども、実際の対象人数は2,872人、そのうち2,620人が申請していただいたという形でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 そしたら、あと200人ぐらいは給付を受けてないというのは、本人さんが希望しないで受けてないというふうに理解していいですか。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 この給付金というのが、確定されている方と、あと未申告の方も対象となっております。非課税世帯の給付なんですけれども、未申告世帯については、申告してくださいというご案内を送って、申告していただく形。また、一緒に住んでいないけれども、別世帯の方に扶養されている非課税の方についても支給対象外になりますので、課税世帯に扶養されている世帯が対象外であったり、申告されてない方で申請していない方が200人程度いたということでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。そしたらそれで結構です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書17ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額のことについて説明をさせていただきます。

令和5年度新型コロナワクチンを春接種と秋接種という形で、2回行ってまいりました。当初、専決処分で相当額の費用をつけていただきましたが、令和5年度のコロナ接種になってきますと、令和3年度から始まりましたが、令和3年度のすごい、受けなければならないという住民の方々の熱も一旦は収まったかなという気風がありました。私どももできるだけ接種の機会をたくさん設けるために、日曜の1日接種とかを集団接種で数多く設けてきたんですが、そのうち、だんだん希望者がなくなってまいりまして、だんだん縮小をかけていったところがございます。そこで、例えば、医師の謝礼、先生方に1日来ていただきましたら、1時間2万円という報償費で準備をさせていただきましたが、その分も、当初の予定よりも回数が少なく済みましたので、それらの報償費の減額。あと需用費ですが、特に印刷製本費なんですけれども、封筒とか接種券とか、あと、いろんなポスターとかチラシと

かという、中に入れるものを準備させていただきましたが、それほど印刷しなくても、準備できたということと、生き活き対策課のパソコンである程度、接種券の印刷ができたということもありまして、そこまで印刷費を使わずに済みました。

それと、役務費系の通信費というのも、結構窓口で取りに来られて、お渡ししている部分も多かったのもそれもマイナスにさせていただきました。それと一番大きいのがやっぱり委託料でございまして、ママスクを使つてのコールセンターの委託料の減額、あと、接種をする場合には大変混み合って危ないので交通誘導員を雇わせていただいておりますが、その方々も減額をさせていただきましたのと、あと、会場の運営費、運営スタッフを雇い上げて、来ていただいておりますが、それも減額することになりました。

それと予約システムも、当初春と秋と接種が変わるのではないかと思います、余計めに、システムの構築代を組んでおりますが、それも1回で済みましたので、それも減額をさせてもらっております。それと、接種されたら負担金が生じます。例えば、うちの町民さんが、県外で受けられたり、町外で受けられたりする場合は、国保連を通じてこちらのほうに負担金として請求が来ますが、それも思ったほどの金額ではなかったということで減額をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 よく分かりました。今後、新型コロナワクチンの接種事業というのはあるんでしょうか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 現在、はっきりとしたものは出ておりませんが、厚生労働省の審議会の上では、高齢者の方の年に1回の接種という方向で検討中ということが言われておりますので、また、もっとはっきりとした接種法の改正が出てきましたら、それに従いまして準備をしたいと思っております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。今後ある事業については、補正はあまり出ないような感じで、今後の事業を立てれるように、できると思います。

以上です。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書19ページより道路冠水防止対策工事に伴う減額の理由

についてでございます。

この減額の理由につきましては、請負差金というところで、最終的な設計額については4,948万1,300円、これの請負率が78.44%となっておりますので、残額については請負差金となっております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 請負差金ということは理解できました。あとはこの場所、どこの冠水防止の工事だったか教えてもらえますか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 この場所につきましては、過年度より冠水対策工事として実施しております服部地区の濁明星線の部分があると思うんですけど、あれの最下流側のところでの管渠の更生工事を実施しておりますので、その分。場所については服部台地区内でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 はっきり分からないんですけど、服部台明星線のどん突いた交差点のところの工事ということですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 服部台の今新しい道あると思うんですけども、あそこのどん突きの手前に水路が横断して入っているんですけども、その部分の水路については、過去からずっと服部台地区の排水を担っているところなんですけども、かなり老朽化が激しいというところでその部分の改修工事を実施したというところでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 今言っている服部台明星線のどん突きの交差点については、少しでもたくさんの雨が降ると冠水というか、水につかる状況なんです。今、この工事、差金が出ていいんですけども、この工事が原因であそこの水が詰まるということは関係してないのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回の工事につきましては、排水を担っている管の改修工事でございますので、その管が原因であそこがあふれているということではございません。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 この補正予算書からはちょっと外れるんですけど、今言っている場所の冠水を今後解消する対策というのは考えておられるんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その部分の都市計画道路の排水の冠水対策については、まちづくり推進課のほうで現在検討していただいております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。その件は結構です。

次、その下の道路環境改善事業について、その中でも、道路照明設備工事のところで減額722万円、これの部分についてまた説明をお願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書19ページ、道路照明整備工事に伴う減額理由についてでございます。この工事につきましても減額の理由としましては、請負差金によるものでございます。この工事に関しましては、請負率が51.1%となっておりますので、722万円の予算残額が発生したというところでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 この場所については、資料ナンバー12で出してもらっている場所なんですけれども、この部分の道路照明整備工事というのはどういう整備工事になっているんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 工事の内容につきましては、新たに開通しました都市計画道路の濁明星線なんですけども、その新たに造成された部分の街灯の設置ということになっております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 僕、見ているところ違う質問しているようなんですけども、資料提出していただいている歳出の19ページの資料ナンバー12、道路環境改善工事費という形、工事金額2,800万円。14番の工事請負費は、この部分を示しているんじゃないんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今、議員見ていただいているのは、歳出ナンバー12の下の部分の道路拡幅改良工事の部分の議会資料でございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 この部分を示してもらっているわけじゃないんですか、この958万円。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 この議会資料なんですけども、この958万円というのは、道路拡幅改良工事の補正額1,680万円から、道路照明の分の722万円を差し引いた額になっています。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 休憩してもらえますか。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○上村委員長 再開します。

服部委員。

○服部委員 今、個々に説明していただきました。道路照明整備工事と道路拡幅改良工事とはまた全然別のもので、別の場所で、私が道路拡幅改良工事に照明設備ができるのかなと思って勘違いしました。今説明していただいたので分かりました。それで結構です。ありがとうございました。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。

令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について質問させていただきます。

説明書の15ページです。説明欄の重度心身障害者福祉タクシー助成事業費、これの減額の説明をお願いします。

その下の保健福祉センター運営費、この需用費の光熱水費が445万2,000円と、かなりの減額になっておりますが、この説明をお願いします。いろんな説明欄の中に光熱水費の減額がかなりあるんですけれども、節電あるいは節水等をされたのか、その辺の説明もお願いします。

次に、17ページです。ここの説明欄の町立第1保育所の光熱水費が40万8,000円の減額、これの説明をお願いしたいと思います。

次に、その下の、款4衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費、先ほど服部委員が質問されたんですけれども、受診者というんでしょうか受ける方が少なくなったということなんですけれども、コロナワクチンのワクチン代というのはどうなっているのか教えてくださいと思います。前もって注文するんじゃないかなと思っていますので、それは廃棄処分にされているのか。その金額は幾らだったのかを教えてくださいと思います。その辺を説明してください。

次に、19ページです。説明欄、一般廃棄物処理事業費の需用費、光熱水費が80万円も減額

されております。この説明をお願いします。

それと、その下の交通安全対策事業費、建設環境課ですけれども、これ出の13、車止めを設置するという説明なんですけれども、その中の、資料のサンディ前に車止めをつけるとなっていますが、黄色い柱の部分だと思うんですけれども、サンディ前には以前から、石貼りの太陽光パネルがついた大きい車止めが4か所にあるんですけれども、もう太陽光パネルも壊れていますし、あれは撤去されるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

次に、21ページです。ここの説明欄、小学校管理費、教育総務課の光熱水費、ここも257万6,000円と減額補正です。この説明をお願いします。さらにその下の幼稚園の光熱水費も42万8,000円と、この辺の説明をお願いします。それとその下の社会体育費、項6社会体育費の需用費、光熱水費の21万円、これの減額の説明をお願いします。

それとその下のテニスコート改修事業費の減額補正、この説明をお願いします。

1点抜けておりました。13ページです。款13総務費、その説明欄、社会福祉総務費の工事請負費、片岡台コミュニティセンター照明器具取替え工事34万1,000円の減額、これについて説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長　ここで暫時休憩とし、再開は11時15分。

休憩　午前11時04分

再開　午前11時15分

○上村委員長　再開いたします。

福祉課長。

○俵本福祉課長　片岡台コミュニティセンター照明器具取替え工事についてでございます。こちらについては、請負差金でございます。

○上村委員長　康村委員。

○康村委員　請負差金ということで、この点は分かりました。

あと、関連というんでしょうか、松井部長が以前に片岡台コミュニティセンター以外の、上牧町にあります公民館の照明器具も上牧町の負担でLED化するというような発言があったと思うんですけれども、その点について説明をお願いしたいと思います。

○上村委員長　教育部長。

○松井教育部長　今、康村委員ご指摘のとおり、公民館におけるLED化につきましては、地球温暖化防止、温室効果ガス等の削減という本町の進むべき方向と合致をしておりますので、

このたび、公民館補修の補助要綱を改定をさせていただくに当たり、公民館等におけるＬＥＤについても検討をさせていただいたところでございます。方向性といしましては、先ほど申し上げました、町が進むべき方向性と合致している取組ということで、町が主体的に公民館の照明のＬＥＤ化については推し進めていくというふうに現在検討をしております、その部分の枠組みが決まり次第、また自治会長様にも説明をさせていただき、早期の実現に向けて、現在取組を進めているという状況でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、令和６年度には何とかＬＥＤ化していただけるという解釈でよろしいのでしょうか。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 現在、各自治会におきましては、照明器具の数であったり規模等が異なっておりますので、その辺の調査をさせていただきながら、できる限り早期の実現を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 15ページ、福祉タクシー助成事業の減額282万6,000円でございます。こちらにつきましては、当初、助成事業として1人当たり400円掛ける40枚をお配りしているんですけれども、312人にお配りする形を考え、312人で予算化いたしました。それで、手数料につきましても50円掛ける40枚の312人、62万4,000円、合計して561万6,000円を予算計上させていただいたんですけれども、今、現時点で、実績といしまして大体331人の方が券を取得されているんですけれども、その中で、146人の方が券は持ったけれども、使っていないという状況でございます。それにつきまして、今後の伸びも勘案して、金額としましては282万6,000円の減額を今回計上させていただいたところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 重度心身障害者福祉タクシー助成事業、これ令和５年度が初めてだったと思うんですけど、間違いありませんね。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 重度心身障害者の助成事業で、これすごいことだなと思っていたんですけども、使い勝手が悪いんですか。重度心身障害者ということだという解釈でよろしいんでしょうか。なぜ利用しないのかなというのがあるって、あるいは、障害者が利用できるような介護タクシーというんですか、その数が少ないんじゃないのかという気もしているんですけども、その辺はどうなんですか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 こちらの使い勝手が悪いということではないとは考えております。実際に王寺町におきましても、上牧町よりも、利用率というのは調べさせていただいたら大体、対象者の20%ぐらいしか利用していないということでありますので、上牧町においてはその分よりもちょっと多く利用していただいているので、使い勝手が悪いということではないと思います。それで、通院とか、最寄りの駅とかにタクシーを利用する際に上牧町においては利用していただいておりますので、今後も、そういう利用の方法で、対象となって利用している人については利用していただけるのかなと思っております。また、寝たきりの方については、外に出るといのがなかなか困難な方についても手帳1級をお持ちであれば持っていらっしゃいますので、そういう方についてはなかなか外出の機会というのが難しいのかなと今考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 康村委員からの質問でございます。本来の保健福祉センターの運営の需用費の光熱水費の減額の理由でございますが、今回各施設のほうで光熱水費の減額をされているという部分がありましたので、総務課が代表して、この減額についての理由を説明させていただきますので、よろしいでしょうか。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 結構です。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、光熱費の減額になった経緯でございますが、この部分につきましては、国からの電気・ガス価格激変緩和対策という部分がございます、その部分が延長に

なったことによりまして、今回、各施設の光熱費の減額とさせていただいている部分でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。光熱水費と書いているので、電気代とガスと水道代も含めて、庁舎を挙げて節水あるいは節電等をされているのかと僕は思ったんですけれども、そうではなくて、国からの補助金が増えて、その分減額になったということなんですね。了解しました。これで結構です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、新型コロナウイルスワクチンのご質問でございます。これは特例臨時接種によるものですので、全て上牧町が購入するわけではなく、国から支給といえますか、希望数を言うと、それに合う数を納入していただけることとなっておりますので、上牧町は支払いはしておりませんので、1本幾らかという金額は承知しておりません。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 廃棄のご質問があったかと思いますが、特例臨時接種におきましては3月31日までとなっておりますので、その期限を待って、ワクチンは廃棄させていただく予定でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、議会資料、歳出ナンバー13、交通安全対策工事の繰越しについての部分で、片岡台地区のサンディ前の交差点の設置についてでございます。現状としましては、議員ご指摘のとおり、過去に設置されたソーラーパネル付きの車止めが現在設置されているんですけれども、ソーラーパネルの部分、かなり破損しているところもありますので、構造的にはかなり堅牢な車止めであるんですけれども、ソーラーパネルの部分が一部破損しているところがあるというところで、そういった部分に関しては撤去させていただいて、新たに新しい車止めを設置させていただくというふうに考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、サンディ前の悪いのが1本か2本あると思います。4か所に設置されています。そのうちの2本ほど悪いんですけども、その2本だけを撤去するという解釈でよろしいんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現在破損している箇所については、新しいものを設置しようというのは考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 破損しているのは撤去して、また新しい同じようなものをつけるという解釈ですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 ものは変わります。今現在交通安全対策で各箇所に設置させていただいている新しい車止め、あれを設置する予定でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、破損とかしている部分は撤去して、今ついている黄色い鉄柱を周りにつける。破損してない箇所の石貼りの車止めはそのまま置いておくという解釈でいいんですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それ、不細工なことないの。歩道のところについて、真ん中ぐらいのところにぽこんと車止めがあって、何の意味もないと思うけれども、あるところとないところ、何かおかしくない。どうせなら全部取ってほしいんですけど、取ったほうかと思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 車止めの機能として堅牢である限り、それは有効的なものであるという判断でしております。ただ、ソーラーパネルとか破損している部分に関しましては、それは修繕費の、あのもの自体がかなり高額になりますので、その部分に関しては新たに、新しい部分は設置させていただこうと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 補正予算書21ページでございます。説明欄一番下のテニスコート改修事業費の第1テニスコート補修工事、マイナス1,884万5,000円の説明でございます。こちらにつきましては入札差金でございます。設計金額7,377万7,000円に対して、落札額5,493万4,000円になりますので、落札率については74.5%でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 今、諸物価が高騰している中で、これぐらいの高額の入札差金が出るのは、私自身は不思議だと思っているんですけども、その辺の要因はどうなっているんですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 さきの議会の中での質問でもありましたが、当課としては、しっかり設計のほうをさせていただきましたので、業者の企業努力があったのかなというようには考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内でございます。

それでは、第8回補正について少し質問させていただきますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

まず、先ほど、さきの議員からもございましたささゆりルームの関係についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、現在2階にある既存の部屋、ここを同じフロアの狭いところへ変わるということで、1,155万円を内装代というかで計上したと。ほんで今度またややこしい話が、1階のところに大きいところできたんで、そこへ替わろうかという話があるんです。替わるのか、替わらないのか、まだ計画中的なのか、思案しているのか、どっちなんだというのをまずお聞かせいただきたいし、なおかつ、先ほどの委員とのやり取りを聞いておりますと、それは1階を替わるのであれば、現在使用しておる業者、ママスクエアというんですか、ここに改装費を全部払わすんだみたいな話もあったんですか。これは本当にママスクエアに全額、1階の改修費を払わせるのか。また、あっちこっち話が行きますが、2階の解体費、今上牧町が使用し

ている既存のところの解体費は、1階に替わるんやったら700万円払ってくださいという話も昨日も出ておりました。だから、どれがどうなっているか聞くたびにややこしくなっているのでもとめて、今申し上げたことを理解できるようにお話を頂きたいというふうに思います。

そこで次に、予算書、説明の4、5なんですが、歳入、交付金です。地方交付税のところでございますが、この補正の内容については、タブレット資料をよく読ませていただいたんで、おおむね理解できました。ただ、これ令和5年度の当初予算の概要というやつが毎年出しているんですけれども、今度新しい令和6年度もそうですし、きちっと書いてあるんです。当初予算の概要という、これ令和5年度版ですけれども、そこに5ページの下のところ、普通交付税は令和4年度の算定を基に、令和5年度の地方財政計画を加味し、予算額を算出していると。令和4年度の特別交付税算定は未定のため、予算額としているというふうになっているんです。令和6年度も同じような文言を書いています。

そこで、これを見ると、地財計画では1.7%なんです。しかし、5年度の当初予算のパーセントは、間違いあったら言ってください。0.6%なんです。地財計画に基づいてやりますと書いてあるのに、地財計画は1.7%、実際には0.6%。これは普通と特別を含めたことで申し上げているんですけれども、金額でいうと、令和5年度と令和4年度を比較すると、0.6%だから1,800万円なんです。だから、地財計画どおりいくと、約5,000万円です。4,800万円になる。このところに地財計画を加味してやりますと言いながら、なぜ、この1.7%を0.6%にしたのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、次に10ページ、11ページです。文化センター費のところのこれも光熱費が31.3%ほど減額補正されている。これもさっきの答弁のことでよければ、そのとおり答弁していただいたら結構でございます。

次に、14、15ページでございます。これは19、扶助費なんですけれども、それぞれ減額補正がされているわけなんです。おおむね18%、17.9%減額補正をされているわけなんですけれども、それぞれこれが減額補正された理由について、移動支援事業から下の訪問入浴サービス事業まで、なぜ減額補正をされたのかお答えを頂きたいと思います。

それからその下の、さきの委員も質問されていましたが、重度心身障害者の福祉タクシー助成事業費、これは約50%、正確には49.2%が減額補正されておるんですが、先ほどもあった未利用というんですか、未使用が多かったという話ですけれども、それで、令和6年度の予算では、おおむね半額の予算を計上されているんです。260万6,000円。これで正しいのかどうかなんです。だから、もっと、先ほどの委員からもあったように使い勝手のいいように

してあげたら、もっと、未利用というんですか、未使用が少なくなるのと違うかなというふうに思ったので、工夫の度合いをお聞きしたいし、こうしたらもっと使えるかなというふうに知恵を出していただいたらいいかなと思うので、そこら辺のところの担当課の答弁を伺いたと思います。

それから最後ですが、16、17、さきの議員からもございましたが、下のほうです。新型コロナウイルスワクチン接種事業費というのがございまして、これは令和5年の4月1日の第1回補正で専決処分されたやつに計上されたんです。このときから見ると、全体で2,863万円が減額されとって、トータルでは33.3%が減額補正をされていると。特に大きいのが、報償費が50.3%の減額補正。それから、50%を超えるのはもう1つあって、役務費が54.4%の減額補正。全て入れると先ほど申し上げたように、33.3%の減額補正がなされている。

ほんで、何人を予定しとって、何人しか受けなかったのか。要は受診率というんですか、接種率というんですか、それは何%だった。予定しとった人数、それと実際接種した人数、よって、このパーセントは何%でしたというのをまず答弁を頂きたいと思います。

以上でございます。

○上村委員長 それでは、順次、答弁をお願いします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、7ページの繰越明許費の中のささゆりルーム移設費の負担金の部分でございます。木内委員からの質問でございます。2階から1階、どちらだということでございますが、今、本町では、1階にささゆりルームを移すというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それはもう庁舎内では確定をしとるという理解でよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そこで、先ほども質問させていただいておったんですが、そうすると現在使っておった部屋は解体費を上牧町で持つように、つまり解体費が約700万円ですか。原状復帰というか、解体費というか、あなた、昨日は解体費ということで700万円を出すようにユニーから言われていますという話ですが、これはこの700万円という数字が正確なのか、700万円の正確さはいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この費用につきましては、現在、もう一度見積りのほう取らせていただいて、現状の解体費用というんですか、費用の分を出そうというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そこら辺のところをきちっとせんと、判断のしようがない。これが例えば1,500万円とか2,000万円みたいな話ですと、やっぱり考えなあかんから。ほかの委員は知りませんが、私は考えなあかんというふうに思う。

それと、次に、今、ママスクエアというところが使っている1階のところは、上牧町がここをこういうふうに改修してください、あそこを修理してくださいみたいな話は、全部ママスクエアが全額負担するという理解でよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その部分につきましては、ママスクエア様と協議をしながら、費用面を算出するというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ほんなら、全く金銭的には私どもは分からないですね。例えば、2,000万円かかるところを折半にするのか、全額向こうが負担するのかというのも、全然まだ分からない。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 木内委員の質問でございます。1つ、先ほど総務課長から答弁させていただきました2階の解体費という部分でございますが、現状、以前に、11月に2階のところから斜めに移るときの話で約700万円程度ということになっておりますので、今現状になれば、その金額でいけるかどうかというのはあくまでも向こうのほうの見積りでございましたので、再度向こうのほうに依頼をしているということでございます。

今、おっしゃっていただきました1階の部分につきましては、現状、ママスクさんとも協議をさせていただくということで説明をさせていただいております。うちとしても今現状いろいろ備品等も置いておりますし、中に、多分ご存じだと思うんですけど、部屋の仕切り等もありますので、そういった分をどういうふうにしていくのかというのも、今後使うに当たっても中でも協議をしないといけない分もございますので、そういったものを含めて再度、金額は幾らになるかということで、後日また議会のほうにも説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 要は、費用対効果なので、移るほうがいいのか、今、この1,155万円をかけた当初の計画のままのほうがいいのか、ここら辺をはっきり出さないと判断できない。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 先ほど総務課長がご答弁させていただいたように、本町といたしましては、1階に移るということで考えておりまして、ただ、予算につきましては2階に移転することによって議会のほうにご説明をさせていただいて、それに基づいて予算を可決ということをお願いしたので、現状、少し中身が変わるのでということで、先日、ご説明をさせていただき、再度今、総務課長から説明をさせていただいたところでございますので、現状、1階のほうが広がりますので、2階のほうに移りますと少し狭くなりますので、期日前投票であつたりとかということで、令和5年度から新しいところを使わせていただいて、実施させていただいているので、より広いほうがそういう面にも使いやすいし、住民の方々にもいろいろご利用いただいておりますので、そういった面についてもやはり1階に移ることがいいと考えまして、1階に移るというふうに庁舎内では判断させていただいたところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 取りあえず全容が見えてこないのて分からないんですが、そこで初めに戻りますが、1,155万円で改修をするという、2階のところ、奥まったところというか、ここの部分はまだ手をつけてない。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 現状におきましては、一応、次に移るに当たっての契約をお互いに、ラスパさんにおいても中で協議をされている、稟議中ということで契約自身がまだできてない状況でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 1階へ行くんだったら、そこは今のままで、改修も何もせんと費用は一切かからないという理解でよろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 1階へ移る場合につきましては、現状もう前の店舗さんが出ておられまして、次は入れるような状態になったままなので、それに対する2階に関する先の費用は一切かからないんですが、ただ、現状ある部分についての解体費用が別途お支払いくださいということで頂いているということでございます。

○木内委員 取りあえず、全容が分かり次第、また私どもにご報告を早々に頂きたいと思いますので、そのところはよろしくお願いしておきます。

それでは、次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書4、5ページにございます普通交付税についてでございます。これは地財計画では1.7%ということになっておるんですけれども、結果として0.6%であるというご質問の内容でございます。

委員おっしゃいますように、地財計画では1.7%の上昇を見込むということになってございます。交付税算定する際に、上牧町の個別の事情というものがございます。例えば、障害者の人数であるとか、高齢者の人数等々の個別の事情というものがございますので、それを加味させていただいて算定をさせていただいて、そこで分からないものについては、地財計画を参考にさせていただいて、なるべく決定金額と予算との乖離が少なくなるように、この申請といえますか、交付税算定をうちのほうでさせてもらうときには、そういった形で算定をさせていただいておりますので、地財計画と実際のパーセントの差、乖離が生じているというところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 金額でいうと約3,000万円、差があるんです。私どもの考え方からいうと、当然、釈迦に説法で申し訳ないが、総計予算主義からいうと、3,000万円当初予算に上積みされておれば、もっとほかの事業ができるやろうという、私どもは考え方なんです。実際、この結果から見て、当然そうになっているじゃないですか。だから、地財計画はその指針なんですから、私どもが予算を組むときの指針やから、それはやっぱり最大限尊重してやらんと。何で0.6%にしているんやということを申さざるを得ない。結果論としてそうでしょう。おととしに予算編成したときから今に至って、見たら、1.7%ほどでよかったわけじゃないですか。そやから、そこら辺のところは、ほんで、1.7%でしておいて、もしか少なかったというたら私どももこんなこと申し上げません。地財計画どおりやっているわけですから。だから、加味するのやったらもうちょっと正確にいろんなことを加味する。やらんと、総計予算主義のことから反しているんじゃないかと私は、毎回申し上げている。この辺いかがですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 確かに委員おっしゃいますように、地財計画どおりの予算というのを組むのも1つかとは思いますが、ただ、我々担当課といたしましては、結果としてこ

ういう結果にはなっておるんですけども、何とか実際の交付される金額と算定金額になるべく乖離が生じないように努めていきたいというふうに思っておりますので、です、地財計画も参考にはさせてもらうんですけども、なるべくそういう加味できるところについては、できるだけ加味をさせていただいてやっていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そやけど、新年度に関しては違いますよ。そんな加味したような感じになってない。違うんじゃないですか。地財計画、令和5年度も令和6年度も1.7なんですけど、今回の令和5年度と令和6年度を比べると、1.7になっています。新年度予算ですよ。違いますか。新年度予算、1.7になっていませんか。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○上村委員長 再開します。

総務部長。

○中川総務部長 先ほどから、企画財政課長のほうからご答弁させていただいたとおり、木内委員から、以前から交付税の算定においての地財計画の考え方ということで、いろいろご意見を頂きながら、本町の考え方というのもお示しをさせていただきながら、予算計上させていただいているというのが現状でございます。ただ、木内委員おっしゃっていただいておりますように、当初予算の資料で申し訳ないんですけど、今言います、当初予算の概要の中で少し見ていただいたら分かりますように、5ページに普通交付税の総括表ということで、考え方をお示しをさせていただいておりますが、ただ、先ほどから企画財政課長がご説明させていただいているように、本町独自の個別の部分というのがございまして、特に個別算定経費の公債費というのがありまして、これが交付税の算入が終わるとというのが現状分かっている中で、4,100万円落ちるといようなこともありますので、地財計画は地財計画ということで、算定するにおいて考え方をもちながら、個別についても影響額等があるようなところにつきましては、若干額が大きくなりますので、そういうのも加味しながら、当初予算を計上させていただいているというところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 別にあなたたちの立場に立つわけじゃないけども、要は、歳入欠陥が起こったら困るというのは分かるんです。そんなことは分かりますよ。だけど、ほんなら、令和5年度

の当初予算と、令和6年度の当初予算、どちらも地財計画が1.7なのに、片や令和5年度は0.6、片や令和6年度は3.1。これは、加味したのはどういうことが加味されていたんですか。令和6年度は1.7が3.1なんです。令和5年度は1.7が0.6なんです。令和5年度と令和6年度は、上牧町の情勢というか、持っている特質というのがどういう変化があったんですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今おっしゃっていただいている1.7につきましては、交付税の決定額ということになりますが、現状、資料5ページにございますように、交付税におきましては基準財政需要額から、基準財政収入額を引いた額が交付税というふうになりますので、個別に5ページを見ていただきまして分かりますように、基準財政収入額でしたら所得割が約6,600万円減っていると。普通収入が減りましたら、交付税としては増えるということになります。ただ、それ以外にも需要額が減っていますので、交付税としては減るということもありますので、総体的にその年度の状況等を加味させていただきまして、税務課とも基準財政需要額の算定方法についても十分協議をさせていただきまして、最終的に、今年においては25億7,000万円という形で予算計上させていただいたところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ちょっと説得というか、令和5年度と令和6年度で、片や、地財計画は先ほどから何度も申し上げている1.7です。令和5年度は、本町が計上したのは0.6。令和6年度は大きく変わって、3.1になっている。ここら辺のところはもう一つ分からへんで、ここでやっとなんてあれなんで、ここら辺の考え方、令和5年度と令和6年度はどこが違うたんやと、いうのを明確に示していただけますか。令和5年度は0.6ですから、1,800万。令和6年度は、新年度予算に関しては3.1やから約8,000万、7,800万になっているんで、ここがどういう上牧町の環境の変化があったのかみたいなこと、もう結構ですので、きちっとまた、私、机のところまで行きますから、課長なり部長なり説明していただけたら結構です。

要は、私はそういうふうに通じるんで、そこは置いておきます。結構です。

次、お願いします。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は13時です。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○上村委員長 それでは、再開いたします。

文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは、一般会計補正予算書11ページ、説明欄、文化センター費、光熱水費836万2,000円の減額の要因につきまして説明させていただきます。要因につきましては、先ほど総務課長が説明した内容と同じでございます。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 15ページ、地域生活支援事業費、扶助費の減額理由でございます。

まず、移動支援事業でございます。移動支援事業につきましては、当初予算として44人が対象者で、単価といたしましては2万4,000円掛ける12か月、1,267万2,000円を予算計上しておりました。それで決算見込みといたしましては、44人を見込んでいたところ、40人ほどとなるという形で見込みを出しておまして、4人掛ける2万4,000円の12か月、115万2,000円を減額補正するものでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これ、タブレットの資料なかったですね。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 資料は提出しておりませんでした。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 続きまして、日中一時支援事業でございます。こちらのほうが当初予算といたしましては、7人掛ける単価が月単価1万6,000円掛ける12か月、134万4,000円を予算計上しておりました。決算見込みといたしましては、人数が5人、単価は1万6,000円から上がって1万8,000円使っておられまして、12か月を掛けて、決算見込みとして108万円を見込んでおります。134万4,000円から108万円の決算見込みを引きまして、26万4,000円減額補正するものでございます。

続きまして、障害者日常生活用具給付事業でございます。こちらについては、在宅の重度の障害者で難病等がある障害者に対して、日常生活を容易にする日常生活用具の購入にかかる費用を軽減させる助成事業でございます。こちらのほうで主な物品といたしましては、紙おむつ、ストマ、蓄便袋、蓄尿袋でございます。その他の用具として、特殊寝台であったり、つえ、視覚障害者の活字文書読み上げ装置等がございますけれども、全ての品目において申請が少なくなっておりまして、今回、122万8,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、福祉法務事業でございます。こちらのほうが、福祉法務の事業なんですけれども、月大体3万5,000円かかりますので、3万5,000円掛ける12か月、予算といたしましては42万円計上していたんですけれども、今年度も利用者がいなかったため、新規案件がもし

出た場合の7万円を残して減額補正するものでございます。

続きまして、訪問入浴サービスでございます。こちらのほうも、利用したいと申請が1件、受給資格の申請が1件あったんですけれども、実際には今、体調がよく、デイサービスのほうでお風呂を利用できているということでもありますので、今のところ実績はございません。そのため、こちらのほうにつきましても直近の2月、3月の2か月分を残し、110万8,000円減額補正したものでございます。

以上でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ありがとうございます。今ざっくりとやっていただいたんですが、訪問入浴サービス事業に関しては、今、全く実績がないということで発言あったように思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それで、当初予算が131万1,000円組んどったのが、今回110万8,000円の減額補正を組んだということで、少しだけ残しておるという状態なんですけど、これは実際読める、当初で131万1,000円組んだんですけども、これ読み方、先を見通せるというか、131万1,000円組んだときには、どんな情報を得て、この131万1,000円を組んだんでしょうか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 こちらの事業を実施する前に、医療ケアを受ける児童2名が利用したいという希望がございましたので、この事業を新たにしたわけなんですけれども、今お2人とも調子がよくて、今年度につきましては施設のほうでお風呂に入れている状況でございますので、当初希望されていたときとは状況が変わった形でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 すっかりぴたっと合わすというのは難しいし、そんなのは求めておりませんので、これはこれでよろしいかなというふうに思います。

本町のどこの課も一緒なんですけど、福祉課においては、その上にあるコミュニケーション支援事業等々においても、力を入れられて、しっかりと所員や補佐、また課長も含めて、こういった事業にしっかりと取り組まれていることに敬意を表するところでございますし、こちら辺のところは大事な事業ですので、しっかりと予算取るものは取っておく。残になって

も構いませんので、しっかりと組めるもんは組んでおくというふうにこれからも取り組んでいただきたいというふうに思いますので、取りあえずお聞きしておきます。ありがとうございます。

次、その下です。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 15ページ、重度心身障害者福祉タクシー助成事業費の工夫、使い勝手のよい形はできないかというご質問でございました。それで、今、福祉タクシーの申請、先ほどの委員にもご回答させていただいた形なんですけれども、331人にお渡しして、146人の方は1枚も使っていない。その状況を確認いたしましたところ、申請のときに今は家族が送ってくれているんだけど、何かあったときにこのタクシー券を利用して病院とかに行きたいという方が多数おられます。そして、本当に必要な方については、このタクシー券、対象者全員にこういう事業をしますよという通知は送らせていただいて、申請あったものでございますので、本当に必要な方というのは使っているという認識でございます。

また、利用促進という形では、当初につきまして、西大和交通圏のタクシー会社9社に加えて、上牧町の介護タクシー事業者のほうを登録していただいて、事業を開始させていただいたんですけれども、使い勝手のよさという形においては、ほかの町の事業所さんのご協力もしていただかないといけないとは考えているところです。ホームページのほうで周知はしているんですけれども、今年度においては4件、新たに町外の介護タクシー事業者が参入していただいておりますので、今後につきましても事業者を増やして、住民さんが使い勝手のよいような形でのタクシー事業を実施してまいりたいと考えているところです。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ありがとうございます。この事業に関しては、新年度、令和6年度では252万円の計上をされているんですね。新年度予算です。今年度予算から見ると44.9%、約45%の予算なんです。ここまで約半分に切ったわけですけども、令和5年度と6年度を比較して半分に切ったわけやけども、ここであかんじゃなしに、もしか需要があれば、しっかりと補正予算を組んで、こういったことを利用する方にしっかりと応えていただきたいんですが、いかがですか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 今、委員のおっしゃった形で実施したいとは考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それと、しっかりとお聞きはいただいていると思うんですが、この146人、また、331人の方々の意見もしっかり聞きながら、より使い勝手のいい事業をつくっていただきたいと思いますので、強く求めておきます。

以上でございます。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書17ページの新型コロナウイルスワクチンの接種事業費についてでございます。ご質問は、想定人数を何人にしたかということ、どうだったかというご質問だったと思うんですが、まず、令和5年度の接種につきましては、春夏接種と秋冬接種という2本立てで行われまして、想定人数は1万8,000人を予定して、予算取りをさせていただきました。春夏は7,000人、秋冬は1万1,000人と分けて考えました。結果なんですけれども、現在、VRSで読み込み終了のものにつきまして、本年度は1万2,900人受けていらっしゃる。それで、主にかかっている額は集団接種によるものでございます。初めは、全体で集団接種を25回と想定して予算を組みましたが、接種の希望者等々を予約の入り状況を見ると、25回は必要じゃなかったという形が出てきておりまして、それにかかる経費を減額させていただいたという形になっています。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

○上村委員長 再開します。

木内委員。

○木内委員 1万8,000人で予算計上しとったが、1万2,900人だったということですね。人数として約28.3%の減なんだということで、ここまではよろしゅうございますか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それで結構です。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 予算の総額から見て、33.3%の減額なんですよね。おおむねニアリーイコールかというふうに思っています。それで、この28.3%人数減になりました。ほんで、作業量もそれだけ減っているし、予算減額も33.3%やっているんですが、ここまではお聞きしておきます。

それで、これは先ほども申し上げたとおり、令和5年4月1日の第1回補正で、専決処分

でこれを計上しているんですね。このときに職員手当、時間外勤務手当が200万円計上されています。これについて私、見当たらなかったんですが、減額とかそんなん一切ないんですが、この200万円については、どうなんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今回の減額は、職員手当のほうはさせていただいておりません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 わざとしてないんか、それとも見過ごしたのか、言いにくいやろうけども、どうなんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今回、目先の予防接種にかかる費用の減額だけをやってしまいまして、超勤の分の減額は見過ごしました。申し訳ございません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 何も別に怒ってないから、見過ごしたということはお聞きしておきます。

おおむね仕事量が、今も申し上げたように人数で28.3%、減額率として33.3%、これは減額とるわけやから、ざっくり言うて、この200万円も、おおむね掛ける7で140万かそこそくなり、要は減額でいうたら五、六十万は減額するんちゃうかなというふうに思っておるんですが、感覚としていかがですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 おっしゃるとおりで、仕事量の超勤の分については、今、木内委員のおっしゃられた分よりももうちょっと減額があるかなと思います。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これいつ、この部分に関しては、要は3末を過ぎないと分からへんのか、それともそれ以前に減額補正されるのか。これいつ頃か。別に早くせえという意味じゃないですよ。正確さが必要ですから。いつ頃されるんかなと思って、それだけお伺いします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 休憩いただいてよろしいですか。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○上村委員長 再開いたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 3月議会が今日の時点でもう載せさせていただいておりますので、9月の決算で不用額として落とさせていただきます。計上させていただきます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 何月とおっしゃいましたか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 申し訳ございません。3月の末で金額が確定しますので、9月のほうでご報告をさせていただきます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 しっかりところら辺も精査されるように申し上げて、結構でございます。ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。

議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）についてです。説明書の6ページ、7ページ、歳入の部分です。一番下のところの款16財産収入の節1物品売払い収入、補正額43万8,000円。タブレット資料ナンバー7、2トンリサイクルカーの売却として、契約金額43万9,900円。タブレットの資料では補正額43万9,000円とありますが、予算書上の補正額は43万8,000円と思います。ここで2点伺います。

まず1点目、入札についてです。入札情報によりますと、令和5年12月14日開札で入札が4件、予定価格23万6,670円に対し、落札金額43万9,900円、入札率が186%、これすばらしい成果だと思います。当初の入札予定価格の設定根拠も踏まえて、無事高価で入札されたことをどう分析しているのか、この点を伺いたいと思います。

この点についてもう1点、これは今回の担当の建設環境課さんに限らず、各課全般に関することなので、もしできれば横断的に、副町長、答弁いただけたらと思うんですけど、ご苦労願います。

令和5年度の物品売払い収入は本件のみとなりましたが、12月の議会でも私、お話をしましたが、次年度以降も物品売払い収入については、入札やオークションなどで積極的に自主財源の確保に努めていただきたいと思います。その辺りの考え方を教えてください。

以上2点です。お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書7ページ、歳入ナンバー7、2トンリサイクル車売却に伴う収入についてでございます。これにつきましては、2トンリサイクルカー、令和6年度に更新を予定していたんですけども、令和5年の6月に車両の不具合が発生しまして、修繕が多額となることから、直近の車両であることから売却に至ったわけでございますが、売却に当たり、12月に入札を行い開札という運びになりました。

まず、予定価格なんですけども、これの根拠としましては、見積り徴収を何者か取りまして、その平均価格ということになっております。

それとあと、歳入ナンバー7の資料の一番下の補正額なんですけども、これにつきましては43万8,000円の記載になっております。申し訳ございません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 最後にぼろっと言ったことが、ややこしくてごめんなさい。補正額、タブレットは43万9,000円です。ここ43万8,000円のことで、これ枠取り1,000円であるので、起債のことだと思うので、別にタブレットを修正しなくて結構です。イメージだけなので結構です。

先ほど答弁を頂きまして、私からすればこれは本来、動かないという話を聞いていたので、鉄くずと言っちゃいけないですけど、なる予定だったものが、こうやって43万9,900円ということで、当初の予定の価格よりも20万円も多い価格で入札されたということで、これ自主財源の確保としては大変有効だなと思っているんですけども、この辺りについて、率直に、高く売れたことに対してどう思われていますか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 実際この額に関しましては、我々も予想以上によい金額で売却できたかなというふうには感じております。入札を行って開札の中で、この1者がちょっと飛び抜けてよい金額で落札していただきました。その先のこういった形での用途というのは、我々、分からない部分があるんですけども、何かしら需要があるというところで、この金額で落札していただいたのかなというのは感じております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 おっしゃるとおりで、4者のを見ましても、この1者だけがすごい抜けているような形の入札記録だったと思うので、すばらしいと思います。

今後ということでも、前回に関わることなので、できれば副町長にいただきたいと思うん

ですけれども、今後こういう形でこのぐらいの額にしかならないかどうかじゃなくて、こういう形で入札することによって、1個飛び抜けたところで売却できることもあったりするもので、今後の自主財源の確保に関してどうお考えか、答弁をお願いしたいと思います。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今、遠山委員のご質問でございます。以前から幾度となく、物品売払い収入につきましてご意見等を頂いておるところでございます。考え方といたしまして、町の自主財源というところが一番大事な部分になってくるところだというふうには考えております。この部分につきましては、全庁的にこういうふうな売払いがあるときには、調整をしながらやっているところでございます。今回で3度目か4度目という形の公用車の売払いがあったと認識はしているところでございますが、今後とも、自主財源を求めていく部分について、これも1つの方法ではないのかなというふうには考えているところでございます。

それともう1点、以前に2000年会館の机とか椅子とかというふうな部分もございました。そのときにも、庁内のほうで検討させていただきながら、どのような形が一番いいのかという部分も調整をさせていただいたわけなんです、この部分につきましては、備品自体が傷んでいるという部分もございましたので、担当課といたしましては、各自治会に相談をかけさせていただいて、そういう部分で自治会にもご協力を頂いたというところもございますので、自治会の皆さんにとられましたら、そういう物品につきましても有効に活用していただいているのではないかなという認識でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 副町長、すみません。お手間かけましてありがとうございます。何でもかんでも売るというわけではなくて、自治会に下ろす。12月議会でしたか、安中議員から話がありました。どこかで使っているやつを回したりできないかという話があったりするもので、その辺は柔軟に対応していただけたらいいと思うんですけれども、こういう形で引き出しがすごい増えることはいいことだと思いますので、これからも自主財源の確保ということを念頭に置きながら、努めていただきたいというふうに思います。

答弁ありがとうございます。私は以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時29分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和6年3月6日（水） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項
- 議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について

て

議第17号 公の施設の指定管理者の指定について

議第18号 公の施設の指定管理者の指定について

議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について

議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について

議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について

議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について

議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）について

1. 出席委員	委 員 長	牧浦 秀俊	副 委 員 長	竹之内 剛
	委 員	石丸 典子	氏原 賢一	竹中 亮造
		安中 和		
	議 長	遠山健太郎		
1. 理 事 者	町 長	今中 富夫	副 町 長	阪本 正人
	教 育 長	松浦 教雄	総 務 部 長	中川 恵友
	都市環境部理事	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
	健康福祉部長	青山 雅則	教 育 部 長	松井 良明
	総 務 課 長	丸橋 秀行	秘書人事課長	高木 真之
	企画財政課長	中本 義雄	上下水道課長	南浦 伸介
	住民保険課長	和田 暁	徴 収 課 長	山本 敏光
	福 祉 課 長	俵本 大輔	生き活き対策課長	林 栄子
	こども未来課長	寺口万佐代	文化振興課長	野崎 威志
1. 事 務 局	局 長	森本 朋人	書 記	山口 里美
	書 記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○**牧浦委員長** 皆様、おはようございます。昨日、総務建設委員会に続きまして、今日は文教厚生委員会を行います。今回議案が多く提出されておりますので、スムーズな議事進行に努めたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました。議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から議第18号 公の施設の指定管理者の指定についてまで16件、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてから議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）についてまで5件、合わせて21件の議案でございます。慎重に、また、活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、冒頭でのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**牧浦委員長** 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○**石丸委員** 石丸典子です。おはようございます。国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今回の条例改正は、県統一化により保険税率が統一されるということですが、資料も出していただいております。医療分、支援金分、介護分それぞれについて、税率が改正されるわけなんですけれども、これは奈良県下全部この税率になるということですね。それまず1つ確認することと、あと、このことによって、上牧町では上昇率が6.7%の引上げになって、1人当たりの保険税が6,850円引き上がるということです。このことは、県統一化で税率が決められたとはいえ、物価高騰の折、この国民健康保険税の6.7%の引上げは、被保険者の生活をさらに圧迫するものであります。この引上げについては、住民の理解がなかなか得ら

れないと思っているところです。それで、上牧町として、今回、保険税を軽減するための策が取られたのかどうか、基金の活用も含めて説明をお願いいたします。

それと、もう1つは保健事業の取組です。予算のほうでは、人間ドック、脳ドック等の助成が今年度も引き続きということ、説明がありましたけれども、今後の保健事業の取組についてをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 住民保険課です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、ご質問いただきました令和6年度より県単位化に伴う県内の保険税率の統一改正、こちらにつきまして県内全部、私ども資料を上げさせていただいておりますタブレットナンバー4番、こちらの料率及び均等割、平等割の金額ですかということですが、それは県内統一で全ての団体がこの金額になります。

続きまして、1人当たりの保険税の上昇率が6.7%、6,850円の保険料の上昇が見込まれるんですけれども、上牧町としての対応はどうであったかということでございますけれども、まず、基金等を保険税の軽減に用いるということは法定外になってしまいまして、町のほうではできません。ただ、もともと令和4年の時点で令和6年度の数値を県内統一で定めてはおったんですけれども、県のほうで抑制措置としまして、介護分のほうでもともと、資料見ていただきますと、介護分の改定後が3.03%、所得割になっておるんですけれども、こちらのほう、もともと3.53やったところを、最近の状況を見込まれまして、県の抑制措置、資金の投入等ありまして、3.03のほうに改定されておりますので、幾分、住民様方の負担というか加入者様への負担は、和らいだものかなと考えております。

最後に、保健事業、人間ドック、脳ドックにつきましては、委員おっしゃっていただいたように継続して進めていきたいと考えております。先ほどの質問にもありましたように、保険料の軽減というのは、基本的には、県内の医療費というのが下がって初めて反映されてくるものでございますので、保健事業につきましては、大事なことだと考えております。これまでの事業を継続するとともに、今後、国民健康保険加入者の方々が健康になり、医療費を抑え、保険料も安くなるというような形になるように検討していきたいと考えております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 基金の活用については、保険税の軽減には使えないということですが、保健事業については活用できるということですか。今後の基金の活用について、ここで確認しておきたいんですけれども、どういうことに活用されますか。現在、令和6年度予算時点で

約2億2,000万円の基金残高というふうに出ておりましたけれども、今後、この基金はどのように活用されますか。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 おっしゃっていただきましたように、基金の活用につきまして、税軽減には使えない、保健事業には可能ということ、それは間違いございません。

今後の基金の活用につきましては、私ども、皆さん非常に申請も頂いております人間ドック、脳ドック、こちらのほうを引き続き進めていく、そちらに基金を投入していきたい。そのように考えております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 保健事業も大事な取組ですので、医療費を抑える、病気の早期発見等にもつながりますので、大事な事業だと思います。それはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、保険税が上がることにより、支払いが困難な方への対応と相談体制などをしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、それはいかがですか。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 おっしゃっていただきました、保険料が上昇することにより支払いが困難な方への対応といいますか、こちらも県統一化に伴いまして、国保の減免措置というののも5要件に統一されて行われます。これまでの町単独というのはなくなっていくんですけども、そちらのほうも引き続きありますので、また、収納に関しましては、徴収課また税務課と変わっていく形にはなりますけれども、そこも引き続き上牧町としては手当てしていきたいと思っております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 引上げで、そうですかというのはつらいところですけども、お聞きをしておきます。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、以上の3議案につきましては、この際、一括審議といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから議第4号から議第6号までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内副委員長 竹之内剛です。お願いします。一括審議ということで質問させていただきます。

まず、タブレットでも明記していただいておりますけれども、改正後について、こちらで現物給付の対象年齢、そして、現物給付と自動償還方式について説明を少し頂きたいと思います。

それと2つ目に、負担額についてなんですけれども、保険診療自己負担額について、一部負担と、2つに分かれていると思うんですけれども、それについて説明を頂きたいと思います。

以上です。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、まず給付方式につきましてご説明させていただきます。

まず、現物給付方式と申しますのが、今現在未就学の子どもたちに対して対応させていたっている方式ですけれども、診療窓口で、こちらの一部負担金の自己負担額の部分をお支払いいただくことで、あとの医療費につきましては、支払い基金のほうから役場に直接請求されるというような形で、その場で、通院の場合であれば500円、入院の場合であれば1,000円納めていただくというものでございまして、また、小学生から高校生世代、18歳を迎えた最後の3月31日までの子どもさんたち、子ども医療費の対象となるんですけれども、こちらは、

これまで自動償還方式ということで、窓口では医療費をそのままお支払いいただくんですけども、先ほど申しました一部負担の金額、自己負担額のほうを差し引いた金額を後に振り込みでお返しさせていただくというものでございました。これまでも議会等で議論も頂いておるんですけども、非常に物価も上がり、子育て世代には厳しい状況が続いておりますので、窓口での負担を少しでも減らすということで、こちらは令和6年8月より、奈良県下統一で高校生まで、18歳を迎えた最初の3月31日までに対象を拡大しまして、その方々は全て、窓口で自己負担分を納めることで支払いを済ませるというような形での、それに対応する条例の改正でございます。

資料のほう、書き方もちょっと分かりにくいかとは思いますが、窓口で納めていただく部分につきまして自己負担ということで、下の一部負担金額をお支払いいただくということです、別のものというような形でもございませんで、総称で自己負担額、そのうちの一部負担の金額がこれだというような示し方で、ちょっとややこしかったかもしれませんが、そういう説明とさせていただきます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 細かく説明いただき、ありがとうございます。窓口の負担金が軽減されるということは非常にありがたいことだと思います。周知のほう、年齢等の変更もありますので、しっかりと周知していただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

子どもに係る福祉医療費助成条例の年齢であるとか、負担が改正されるということなんですけれども、これは、病院に医療費の立替払いなしにかかれるということで、子育て支援策として大変多くの方から要望もありましたし、上牧町議会でも意見書等を上げさせていただいたりしていた問題で、党派を超えて、このことについては大変喜ばしいことだと思います。

それで、これまでは自治体が医療費助成をすると、国庫負担が減額されるペナルティーというのがありましたけれども、これ、18歳未満までを対象として、今年度、令和6年度からこれが廃止となるというふうな情報もあるんですけども、年度内に省令が改正される予定というふうに聞いておりますけれども、これについてはどのような状況でしょうか。

もう1つは、私の1つの提案なんですけれども、この財源を活用した取組として、例えば、

一部負担金を町として廃止をするというのはいかがでしょうか。県内でも幾つかの町では、一部負担金も助成をしているという町があります。三郷町とか平群町だったかと思えますけど、要は、完全無料化です。医療機関ごとに外来で月額500円が要るであるとか、入院のときは医療機関ごとに月額1,000円要るだとか、長期入院の場合は500円とかいうふうにありますけれども、これを助成をするというのはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 まず、単独事業におきまして、国保軽減措置廃止、こちら、ペナルティーと言われているようなものでございまして、基準よりも手厚くした場合、国のほうからの下りてくる財源が軽減されてしまうというようなことがあったんですけれども、こちら、日本全国で同じような動きございまして、令和6年度からは廃止の予定ということで、私どもも聞いております。そういうことです。

あともう1つ、一部負担金につきまして、石丸委員おっしゃられましたように、他の市町村では、こちらの部分も町単独事業として手当てされている団体もあるとは聞いておるんですけれども、今回、令和6年8月からの改正部分につきましては、県内足並みをそろえるということで、一部負担金の減額といいますか、そういったことはまだ考えておりません。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 今回は、福祉医療の子どもに係るこの分の改正ですので、一部負担金についてはこれまでどおりというのは認識しております。ですから、できるようであれば今後検討を頂きますように、これは提案でございますので、その点はよろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 おっしゃっていただきましたように、近隣市町村の状況等も確認させていただきます。今後検討を進めてまいります。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから議第4号から議第6号までの討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第4号から議第6号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議第4号から議第6号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

介護保険条例の一部を改正する条例ですけれども、今回、介護保険の事業計画の第9期計画ということで、保険料が改正されます。引上げとなるんですけれども、基準額で月額500円上がるということで、説明では要介護認定者が増えたりとか、介護報酬の改定が一部ありましたけれども、その辺で、どうしても保険料に反映してくるという仕組みになっているんですけれども、上牧町として保険料上昇を抑えるための基金の活用はどのようでしたでしょうか。12月現在で基金がたしか約1億8,000万円だったかと思いますけれども、住民の方からはこの基金を使ってなるべく抑えてほしいということで、ため込まないでほしいというふうなお声も頂くところなんですけれども、この基金の活用はどうだったのかをまずお聞きします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 基金1億8,000万円ということで、今回、介護保険料を検討するに当たりまして、幾ら投入するかというのがとても問題にはなっているんですが、保険料を抑制するために、基金は5,000万円を残して、1億3,000万円を投入するというので、保険料を上昇を抑えさせていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 かなりの額を基金取崩しということなんですけれども、この5,000万円というのは、3年間の見込みで、不測の事態があったときの対応というふうな考え方でよろしいですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。所得階層などは16段階ということで、上牧町では8期と同じ段階ですけれども、町によったらこの段階をすごく細かくしているところもあるんですけれども、所得階層が高いところを細かくしてもあまり変わらないというふうな、それぞれの自治体によって事情もあるかのようにお聞きするんですけど、上牧町ではこの16段階ということで、さらにここを細かくするという事はなかったわけでしょうか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 おっしゃるとおりでございます、16段階というのは、8期から16段階でさせていただいております、これ以上の細分化というのは考えておりません。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きをしておきます。

この介護保険の条例で、保険料の改正ですけれども、これも先ほどの国民健康保険税も引上げなんです、介護も引上げということで、予算にしか出てこないんですけど、後期高齢者の保険料も今回引上げになっておりますので、保険料が全て値上げというところについては、住民負担、生活に影響があるということで、大変厳しい改正だなということをここで申し上げておきます。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の2議案については、この際、一括議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから議第8号及び議第9号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 竹中です。よろしくお願いします。

今回の条例の改正は本当に歓迎すべき方向での改正だと思っているんですけども、その中の大きな柱となる身体的拘束についての具体的な取扱い方針が追加されたということで、これは一部の施設などで、不適切な、利用者さんの人権を侵害するような身体的拘束が実際には一部にあると。場合によっては長期間にわたってあったというようなことが報道にも時々出てくるんですけども、こういうことが上牧町内でも絶対にあってほしくないということから、今回の法改正につきましては歓迎するんですけども、過去に、最近で結構ですけども、そういう不適切な身体的拘束なんかは、上牧町内の事業所であったのでしょうか。もしそういう情報をつかんでいたら教えてほしいですし、また、どのような指導をされてきたのかということも教えていただけたらと思います。

以上です。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 過去の事業所の指導の中で、絶対なかったかと言われますと、最近はないんですけども、随分前の話になるんですが、あったと思います。ただ、その時点では、もちろん町も指導に入っておりますし、県も指導に入っておりますし、ちゃんと記録に残すように、何のために、どうして、何日間そういうことが起こったのかということをやちゃんと明確にさせていただくようにという指導はさせてはいただいています。ただ、ここ数年、そんなことは起きておりません。

○牧浦委員長 竹中委員。

○竹中委員 あってはならないことですから、そうですか、よかったですじゃなくて、今後もしこういうことが決してないように、法改正に伴って条例も変わりましたので、しっかり指導

監督していつていただきたいというふうに希望します。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

氏原委員。

○氏原委員 氏原賢一でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは2点、1点目が事故報告書、2点目が運営指導、この2点をご質問させていただきます。

まず、事故報告書なんですけども、令和3年の3月19日付で厚生労働省老健局から、介護保険施設等における事故の報告様式等についてという通知が出ているんですけども、それについて、今までは紙で事故報告があったんですけども、ここで国のほうからは電子メールによる提出が望ましいという言葉が入っております。そしてまた、電子メールになることによって、全て今後の対策までを含めた分を書くのではなしに、少なくとも、すぐに書ける分をまず提出する。それも遅くとも5日以内を目安にすると明記されております。そのことについてまず1件と、そして、上牧町として介護保険事業所宛てに運営指導は何年に1回の割合で行っているのか、この2点をお聞きいたします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 事故報告でございますが、今のところペーパーで私どもの手元には出てきております。上牧町が指定する事業所じゃなくても、上牧町内にある事業所の分につきましては、早めといいますか、1週間以内には事故報告が出ている状況でございます。ただ、事故報告を上げなければならないという認識の薄い事業所も中にはございます。出てきた場合は事故の発生日と報告日とを見まして、早急に上げていただくという指導をさせてはいただいております。今のところ、私どもへの電子メールでの報告は上がってはきておりません。

事業所の事故報告は以上でございます。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 事故報告書についてなんですけども、事業所のほうは、そしたら、2000年会館の窓口のほうに持ってくるという流れでよろしいのでしょうか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 持ってこられる事業所もございますが、郵送で送られる事業所もございます。町内でございますので、できたら手渡しで私どものところに持ってきていただきたいとは思いますので、そういった声かけもさせてはいただいております。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。そしたら続いて、運営指導の、年にどれぐらいの頻度で行っているかをお願いします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 運営指導ですけれども、県指定の施設と町指定の施設がございますので、県指定のものにつきまして、例えば特養とか老人保健施設になりますと県指定でございますので、町が単独に出て行って、運営指導に行くということはまずありませんで、県庁の担当課と一緒に、順番に回らせていただいているというところでございます。ですから、必ず年に1回、老健施設や特養施設に行くという形には今のところなっておりません。ただ、うちの地域密着型の、うちが指定しているものにつきましては、半年に1回、運営委員会というのを開催されておりますので、その中でいろんなお話を聞きながら、そのときのタイムリーな指導、または文書の開示というのはさせていただきます。しております。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 そうしましたら、半年に1回の運営委員会に行ったときに、それぞれいろんなのがあったら、報告書の中で入所もしくは入居している方が骨折をしたとかという記録があった場合に、骨折の場合は当然、事故報告書の提出が必要になってきますから、そのときには、遡って提出をしてもらうという形を取っておられるのでしょうか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 骨折等に関しては、かなりタイムリーな形で報告は頂いておりまして、遡っての報告書を出していただくというのは今までありませんでした。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 事故報告書にこだわりますけれども、その事故報告書、施設もしくは事業所からもらったときに、それを町として統計を取って、何時ぐらいに事故が起こりやすいとか、食後のときの薬を間違えているのが、この時間帯が多いとかという、事業所に還元とかはされておられるのでしょうか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 事故報告書は上がってきたものにつきましては、全て私も見させていただいているんですが、時間帯を見ますと、夜間の時間帯、手薄な時間帯にトイレの立ったり座ったりというときとか、あと、夕食の時間帯が多いかなと感じております。それと、早朝の時間帯の転倒骨折というのが多いかと思います。誤薬について、薬の間違いについてな

んですけども、それは夕食が多いと私は感じています。その指導なんですけど、もちろん事故報告が上がってきたときは、その後どうされるかという中身が書かれていますので、そこで、どうするという次の対策がうまく表現できてないところには、担当から連絡をさせていただいて、特に誤薬なんかは、こういうところにもっと気をつけるべきではないかとか、薬の配薬のケースとか、どこにどうやって措置をされているのかというのを細かく聞き出して、注意、指導はさせていただいております。統計までは、すみませんが、取っておりません。申し訳ございません。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。介護に当たっている方も、事故を起こしたくて起こしているわけではないので、なるべくミスは起こさないようにしていただくためにも、そういった今後の対策なりも、全て事業所、書いてくれていると思いますので、そういった分を共有していただければよろしいかなと思います。

以上です。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そういった面も、また、戻りまして検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 最後にもう1点、できれば、電子メールを活用してあげれば、事業所のほうは当然、送信に残っていますし、そして、町のほうとしても受信に残りますから、データで残る以上、きちんと管理しておけばいいわけですので、令和3年で通知が来たわけですから、もう3年近くなりますので、できればそういった電子化に向けていっていただければと思います。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 戻りまして、また勉強させていただいて、前向きに検討したいと思います。ありがとうございます。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

竹之内委員。

○竹之内副委員長 竹之内剛です。お願いします。

2点お願いします。身体的拘束の防止についての観点から、2点伺います。

まず1点目なんですけども、タブレットの説明の3番、身体的拘束等について適正化を図るための委員会等の設置とあります。こちらの設置の予定というか、どのようにされるのかということと、もう1点は、タブレット番号の7番にも記載していただいています協力医療機関等について、こちらは議案書の中の第147条第2項を同条第7項としてというところに、2番に、指定地域密着型というところで、協力機関を定めるに当たって次に挙げる条件を満たす医療機関等を定めるように努めなければならないとありますけど、こちらの2点につきまして、医療機関を非常に大事なことだと思うのでどのように計画されるのか、少しお聞かせください。

以上です。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まず、委員会の設置でございますが、その施設の多職種で委員会を構成されて、今も早いところはもう構成されておまして、例えば介護職だけでなく、ケアマネジャーさんと別の職種の方の数人で組織して、そういうのを検討されているというふうには聞いております。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 協力医療機関ですが、大概の地域密着型の施設につきましては、何かあった場合の協力医療機関というのはあらかじめ連携をされております。ですので、全ての地域密着型がここですよというのは言えませんが、そういったような形で、既にもう体制は整い始めていると認識はしております。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 ありがとうございます。まず、委員会につきましては、もう既に各施設やられているということで、1年間の猶予と書いてありましたので、これからと思いましたが、やはり意識して、委員会を通じて施設利用者さんを守っていくという観点は大事だと思います。

2点目の医療機関については、緊急時にも対応できるように設置するという明記がありましたので、その辺もしっかり連携されていかれるようであれば、それで安心だと思いますので、以上で結構です。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから議第8号及び議第9号の討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第8号及び議第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議第8号及び議第9号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石原委員。

○石丸委員 石丸典子です。

議第10号ですけれども、ちょっと長いので、失礼いたしました。間違えました。議第11号の質問でした。取り消します。ありません。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

竹之内委員。

○竹之内副委員長 1点だけお聞きしたいです。変更のことで、改正趣旨、改正の内容の中に、7番でモニタリングの方法の変更ということで記載していただいているのですが、この方法について少し説明お願いいたします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 現在は、家庭訪問をさせていただいて実際の様子を見ながら、モニタリングをさせていただいているんですが、それが一定の要件を満たせば、テレビ電話でもいいですよというのが今回の改正なんですが、その一定の要件と申しますのが、本人の同意と家族さんの同意、あと、主治医の先生の同意があつて初めてそういうことをしていいよということで、今回の変更となっております。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 ありがとうございます。でも、3つの要件を満たせば、モニタリングだけでいけるということで、訪問する内容が軽減されるということで、そのような形で理解でよろしいですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 テレビ電話等でモニタリングをしたことにしてもいいよということでございます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 1点、テレビ電話ということは、例えば、利用者さんですよ。テレビ電話という機能を持っておられなければそれはできないということですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。ですので、一定の要件というところが入ってきているのかなと思います。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 理解しました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

議第11号ですけれども、資料の10番で、改正の主な内容ということで説明いただいているんですけれども、この1番のところで、事業所における従業員数の変更ということで、利用者の数35人につき介護支援専門員1人を、利用者の数44人もしくは49人まで拡大になっているというふうな理解をしているんですけれども、これは、ケアプラン担当を1人が担当する数というふうな理解でよろしいですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。現在は、40未満ということで1人の担当が決められていたんですが、増加することになります。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは相当負担になるのではないかと思います、その辺はいかがですか。1人で、今でも大変な状況ではないかと思われるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 確かに、ケアマネジャーさんの数がそんなに増えてないという現状ではございます。それと、システムを使ってケアマネジメントをさせていただくということをしてもいいという今回の改正でございまして、その分、件数を伸ばされたということになっています。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 要は、電子化というか、そういうことですね。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 最近はそのような方向になりつつありますけれども、紙でされる方もあると思いますので、そういうことで、関われない方がないようというのは大変心配するところです。お聞きをしておきます。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

氏原委員。

○氏原委員 今回対象になる施設は、まず、5か所でよろしいかどうかの確認でございます。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○牧浦委員長 再開いたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 5か所でございます。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。そうしましたら、その5か所につきましては、今回の条例改正に当たり、今回の定例会が終わった後に周知のほうは予定されているのか、もしくは、5か所のところにはもう既に進んでいるというのを確認済みなのかどうかをお聞きしたいです。

○牧浦委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらのほう、条例が可決いたしましたら報告させていただきたいと思っております。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 そうしましたら、もう既にこの5か所につきましては電子媒体になっているのか、もしもなっていないところがあれば、立入検査なりをして確認するのか、お伺いしたいです。

○牧浦委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないということで、既に、ここd eサーチという、独立行政法人福祉医療機構の子ども・子育て支援情報システムというところに掲載等を行っておりますので、そちらで閲覧はできるということになりますので、現在も、ここd eサーチを利用して情報の公表を実施した場合には、それを掲示したものとみなすということになっておりますので、そちらを利用していただくということで、それで十分だと思います。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。そしたら、また周知のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。公民館設置条例の一部を改正する条例で質疑を行います。

今回、三軒屋公民館が、自治会からの寄附により町の施設になるというふうな改正ですが、現在、上牧町では地域の公民館は12の施設ということで、個別施設計画の中にも出てきております。また、この件に関して私は一般質問でも取り上げているんですけども、今回、三軒屋の公民館を入れると13の施設になるということですね。そこで、2点をお伺いしますけれども、この三軒屋公民館の建築年、何年の建築であるかということと、面積をここで分かればお知らせください。それと、町の施設でない地域の集会施設というのはほかにまだどこかあるのでしょうか。この説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 順次説明をお願いいたします。

文化振興課長。

○野崎文化振興課長 今回の三軒屋の公民館の建築年数と面積なんですけども、ちょっと今、手持ちで持ってはおりません。

○牧浦委員長 そしたら、後で報告してもらいましょうか。

文化振興課長。

○野崎文化振興課長 後で報告させていただきます。

○牧浦委員長 お願いいたします。

そしたら、ここで休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○牧浦委員長 それでは、再開いたします。

文化振興課長。

○野崎文化振興課長 個別計画にない公民館については、新町第一公民館でございます。土地につきましては、119平方メートルでございます。建物の面積は、61.71平方メートルでございます。建築年月日については確認できておりません。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。町の施設でない地域の集会施設というのは、新町の第一公民館。

○牧浦委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 新町第一公民館でございます。

○牧浦委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 あと、建築年月日につきましては、昭和49年12月21日でございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございました。かなり古い建物ということで、ご苦労をおかけいたしました。ありがとうございます。

あと、この施設を町の施設にして今後どうするかについては、この条例の議案とは違いますので、これ以上入りませんが、また一般質問のほうで内容等お聞きすることにいたします。

以上で、ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

氏原委員。

○氏原委員 氏原でございます。

こちら、資料のほう、上牧町公民館設置条例の新旧対照表なんですけども、これ自体には関係はないんですけども、気になるのが住居表示なんです。桜ヶ丘、緑ヶ丘、友が丘、それぞれガが、大きな片仮名のヶ、小さいヶ、平仮名のがというのは、これが上牧町で決められた住居表示の固有名詞ということでよろしいですか。郵便局とかではちょっと違ってくるんですけども。

○牧浦委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 氏原委員。

○氏原委員 ありがとうございます。そしたら、私も住所を書くときには、これを見習って書くようにいたします。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第17号 公の施設の指定管理者の指定について、議第18号 公の施設の指定管理者の指定について、以上の2議案については、この際、一括議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから議第17号及び議第18号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。議第17号のほうでお聞きをいたします。

保健福祉センターの指定管理を令和6年4月1日から5年間、引き続き社会福祉協議会に委託をする、指定管理者をお願いするというものですが、休日の貸し館業務の体制についてお聞きをしたいと思います。土曜日、日曜日、祝日の体制、どのような体制なのか。

社協の職員さんで通常やられていると思いますけれども、何か特段の対応があるのかどうか。
お聞きしたいと思います。

○牧浦委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 土日祝の2000年会館の貸し館でございます。こちらは社会福祉協議会が貸し館業務をしていただいているところでございます。社会福祉協議会の通常業務としてやっていただいておりますので、特段のものはございません。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 社協の職員1名で対応というふうに認識しているところですが、予算の資料を見ますと、貸し館業務で多忙なときは、シルバー人材センターから1名派遣を依頼するというふうな内容が入っていましたので、これ、直接、町が関わっているのかどうか、また別かと思いますが、後片づけの業務等で体制が大変な場合は、このような措置されているという認識はされていますか。そこをお聞きしたいと思います。

○牧浦委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 今おっしゃっていたシルバー人材センターについては、土日祝、少ない時間の閉める時期、1時間については来ていただいているところでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは、これまでからずっとそのような対応ということによろしいですか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから議第17号及び議第18号の討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第17号及び議第18号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議第17号及び議第18号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。介護保険特別会計の補正予算(第3回)について質疑を行います。

資料も出していただいて、細かく、歳出のところで保険給付費のところを中心に聞きたいと思いますが、資料では介護のナンバー4、5の辺りですけれども、資料を見させていただきますと、予算書では歳出の7ページのところですが、保険給付費の介護サービス等諸費については、地域密着型介護サービスであるとか施設介護サービスで減額となり、介護予防サービスについては、介護予防サービス費であるとか、住宅改修等サービス計画ということで、増えているということで、その辺の特徴、これは第9期の計画でもそのような見込みでされているのかどうかということで、お聞きをしたいと思います。

まず、それが1点目と、それと、次のページになります9ページのところで、高額介護サービス等の費用については、高額介護サービスが年々増えてきているという傾向なんですけれども、令和4年度と令和5年度見込みでは300件も増えてきているということで、重度の方が増えているのか、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。分かりにくい質問で申し訳ありませんが、お願いいたします。一応資料をずっと見させていただきましたが、ご説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 最近の傾向なんですけれども、コロナの発生した令和3年、4年頃は、予防に関してはサービスを受けられる方がぐっと減った時期がございました。令和5年度に入りましてから徐々に回復してきてまして、現在、契約件数も、予防のほうがどんどん増えてきているというのが実態でございます。9期との反映でございますが、9期といたしましては、全体的に介護給付費の伸びという形で算定させていただいておりまして、8期については、5から6%の伸びということで予想を立てましたが、9期については、4から5%の伸びという形で給付費を算定させていただいております。予防と介護の中身のバランスにつ

いては、ちょっと今、即答はできないので、申し訳ございません。

○牧浦委員長 続いてお願いします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 高額介護サービスの伸びでございますが、確かに今回伸びてきておりまして、大体、一月300人程度というふうに試算をさせていただいておりますが、今回、最近については、350件程度ということで伸びが見られております。この高額介護サービスにつきましては、査定の仕方が結構複雑でございます、4段階に分かれて、それも個別でどうか、世帯でどうかという、いろんな段階別でチェックしてまいりますので、そのときの、どの段階にどの方がいらっしゃるかで伸びの率は変わってきます。金額については変わってきます。ただ、件数については、先ほど申しましたように350件程度ということで、伸びてきているのが実情でございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。水道事業会計の補正予算（第2回）について質疑を行います。

3 ページです。収益的収入及び支出のところの支出ですけれども、節の10で修繕費で300万円の増額補正です。説明では、漏水が増えてきているというふうな説明を本会議で頂いておりましたけれども、どのような状況なのか、ご説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 順次、答弁をお願いいたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、修繕費について説明させていただきます。本年度につきましては、漏水箇所が平年よりも多く、本年1月10日に大きな本管の漏水修繕工事を実施し、また、調査により新たに漏水箇所が発見されたことにより、修繕工事を行いたく、年度末までの予算を確保するため、今回300万円の増額補正をさせていただいたものでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 漏水の調査を行われたということですが、具体的にどの辺りというのは分かりますか。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今年度につきましては葛城台とゆりが丘でございます。

○石丸委員 分かりました。今後、この修繕費については増えていく傾向ですか。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 新たに漏水調査で発見された箇所につきましては、葛城台1件、ゆりが丘2件ございまして、この分を今回の補正の分を充てようと考えております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 今回の補正はそれということで、予算のほうでまた見させていただきます。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 修繕で増額補正ということで、それに関わってお聞きしたいんですけれども、一般質問でもしよかなと思っていることではあるんですけれども、能登半島地震の報道などでは断水が非常に多くて、地震対策が十分にできてなかったんじゃないかなというふうに予想できるんですけれども、上牧町の場合は、漏水対策はもちろんやっただくんですけれども、全般的に、大きな地震が来たときの地震対策というのは大丈夫なんでしょうか。お願

いします。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 耐震、災害対策といたしましては、本町の災害対策本部と連携しながら行っていくんですが、うちの課独自でも緊急対応というものをつくっております、それを活用して、やっていければと考えております。

○牧浦委員長 竹中委員。

○竹中委員 住民さんも一番関心あるところじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。下水道事業会計補正予算(第3回)について質疑を行います。

6ページ、7ページです。収益的収入及び支出の支出で、今回、減価償却費が1,536万2,000円増額補正とされました。本会議場の説明では、システムデータに反映されていなかったという説明でありましたけれども、これはいつ分かったのでしょうか。本来なら令和5年度の

当初予算のときに出ているべき数字だったのでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 本来であれば当初予算組みから動いた時点で把握はしておかなくてはならないんですけども、例月監査を毎月受けておりまして、その中で、数字が合っていないという状況がございまして、それで照合していくうちにちょっとおかしいのではないかという形で、決算にも響いてくるというので、今回、補正させてもらったんですが、分かったというのは今年に入ってからでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 今年入ってからということですね。これによく似たのが今までもあったんですけど、公営企業会計ということで令和6年度から始められるに当たって、町では、令和2年度から令和4年度まで、地方公営企業法適用業務委託料ということで、樫原市にあります事業所に委託をされて準備を進めてこられました。この合計費用は約3,000万円執行されています。これまでにその中で、令和4年度については公営企業会計システム構築というので87万円執行ということで、決算の資料を見ましたらそのようになっています。これはこの業者の責任はないんですか。その辺はいかがですか。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 業者の責任といいますか、こちら側にもちょっと見落とした部分もあるのかなとは思っております。ただ単に業者だけの責任ではないと考えております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 決算書の資料の下のところには、こういうふうな、公営企業法に移行するために委託料を使い、適正に移行することができましたというふうな文言も書かれているわけなんです。多額の費用3,000万円、この委託料というのはなかなか中身が分からなくて、本当にどういうところで費用が使われているのかということのも大変分かりにくいところは分かりにくいところです。でも、あまりにも何回もありまして、去年の9月補正のところでは、下水道使用料の滞納繰越分を誤って計上されていたための減額補正がありました。また、12月議会では、去年の2月、3月分の消費税分が未計上であったということで、今回、これ本来なら、当初でしっかり計上されていなかったことでの補正ということで、3回目ではないですか。そういう認識でよろしいですか。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 度々のこういった形の補正で申し訳ないんですけども、ご了承のほど

よろしく願いいたします。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 公営企業会計ということで、町ではなかなか分からないのでということで委託しているわけですから、これは業者の責任も大変大きいと思います。最終的にどういうふうな会計になるかというところまでチェックをされるべきだと思いますが、そこを町の職員でしっかり見るというのが大変なのでということで、委託をされていた事業ですので、これちょっとあまりにも何回もありますので、その辺はいかがですか。会計責任者の方、どのような認識ですか。漏れていて仕方がなかったんですということでもよろしいですか。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 今、石丸委員おっしゃっているとおりで、今回で3回目という内容で、今、委員からもご指摘をしていただきました。多分、担当課長から説明しているように、業者だけじゃなしに事務方の責任も云々というお話も今しているわけですが、この部分については、石丸委員がおっしゃっておられますように、やはり業者にその部分を委託して、町のほうからお願いしているわけでありまして、公営企業に移るに際して、職員のほうもノウハウ等がなかったというのが現状であります。一概に、先ほど担当課長もお話したように業者の責任は大きいとは考えておりますが、やはり職員の点検部分、どういうふうな形でそういうふうなケースになったかというのを全然把握していなかったというケースが多々大きかったと思います。そういうふうな部分も含めまして、今度、担当課に対しましてはしっかりと指導をさせていただき、今後このようなことのないように指導をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、担当課だけの責任にされたら大変ですので、町全体の問題ですので、その辺はしっかり認識を頂きますようによろしく願いいたします。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 その辺は、今、委員おっしゃったように、町の部分に関わってきますので、今後そのようなことのないようにしっかりと指導をしていきたいというふうには考えております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしく願いいたします。

以上でこの件は結構です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者から提出のあった本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものとご決定を頂き、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○牧浦委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

牧 浦 秀 俊

予算特別委員会会議録

1. 日 時	令和6年3月11日（月） 午前10時			
1. 場 所	3階委員会室			
1. 協議事項	議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について 議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について 議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について 議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について 議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について 議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について 議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について			
1. 出席委員	委 員 長	木内 利雄	副 委 員 長	東 初子
	委 員	石丸 典子	竹中 亮造	安中 和
		康村 昌史		
	議 長	遠山健太郎		
1. 理 事 者	町 長	今中 富夫	副 町 長	阪本 正人
	教 育 長	松浦 教雄	総 務 部 長	中川 恵友
	都市環境部理事	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
	健康福祉部長	青山 雅則	教 育 部 長	松井 良明
	総 務 課 長	丸橋 秀行	秘書人事課長	高木 真之
	企画財政課長	中本 義雄	まちづくり推進課長補佐	福本 年宏
	建設環境課長	武安 康至	上下水道課長	南浦 伸介
	住民保険課長	和田 暁	税 務 課 長	木下 優子
	徴 収 課 長	山本 敏光	福 祉 課 長	俵本 大輔
	生き活き対策課長	林 栄子	こども未来課長	寺口万佐代
	教育総務課長	辻村 純	社会教育課長	吉川信一郎
	文化振興課長	野崎 威志	会 計 管 理 者	松田 志穂
1. 事 務 局	局 長	森本 朋人	書 記	山口 里美
	書 記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○木内委員長 皆さん、おはようございます。本日は、ご案内のとおり13年前に発生しました東日本大震災の日でございます。死者、行方不明者2万2,222人、そして、いまだ避難されている方が約3万人、すごい震災でございました。よって、この発生した午後2時46分には黙禱をしたいと思いますので、その節は皆さんご協力賜りますようによろしく願いを申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

まず初めに、理事会側よりご挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会に付託をされました議第25号、令和6年度上牧町一般会計予算について、議第26号、令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第27号、令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第28号、令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第29号、令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第30号、令和6年度上牧町水道事業会計予算について、議第31号、令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、慎重に、また活発にご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○木内委員長 それでは、本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議をしまいいりますが、本日から3日間予算審議を願うわけですが、理事者側より大量の資料が提出をされております。審議をスムーズに行えるようにという趣旨で提出されておりますので、どうか委員各位におかれましては、こういったことを十分お酌み取りいただき審議いただきたいと思いますので、冒頭によろしく願いをしておるところでございます。

それでは、令和6年度上牧町一般会計予算について審議をしまいいりたいと思います。これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

最初、総括かせていただいて、例年どおり、その次に入、それから出というふうにやっていきたいと思います。

まず、それでは、総括に対して質疑を行っていただきたいと思います。

総括に対して質疑のある方、どうぞ。

竹中委員。

○竹中委員 竹中です。よろしくお願いします。

まず、総括ですけれども、当初予算の規模、去年と大きく変わっています。予算書で言えば1ページ、それから、私、この当初予算案の概要のほうが見やすいと思いますので、まず、概要を基に質問したいと思います。当初予算ですけれども、一般会計が、これから借換債除いたものですけれども20%の増額がある、もちろん、これは大きな事業があることは分かっているんですけれども、この10年間で比べましても、その下の棒グラフを見ますと、10年間で大きく伸びてきた、特に、当初予算で100億を超えたということで、どういうふうな思いでこの予算を組まれたのかということを、まずお聞かせいただきたいと思います。

併せて、2つ目ですけれども、この概要書の2ページ、3ページをご覧ください。去年度の予算と比べますと、当初予算が約86億から約103億へと大幅に増額になっているわけですが、ここで非常に特徴的なのが、自主財源が30.9%から26.2%に下がっている、それから、併せて、その裏返しですけれども、依存財源の割合が、73.8%と非常に増えている。その依存財源の中で町債が、これ全部、大きな事業のための借入れだとは思いますが、非常に倍増している。この町債が倍増しているということは、やはり将来の負担が増えていくということにつながっていくと思いますので、この依存財源の負担をどう考えるのか、これは2つ目の質問にしたいと思います。

それから、3つ目は、既に計画をされています学校の統合事業など、今後、大型の事業が予定されています。今年に加えて、来年度以降、さらに財政が厳しくなっていくのではないかと、普通を考えれば予想されるわけですが、その説明も、併せてやっていただけたらと思います。よろしいでしょうか。お願いします。

○木内委員長 それでは、ただいま竹中委員より出されました質疑に対して、答弁をお願いいたします。

総務部長。

○中川総務部長 まず、1つ目の当初予算についての考え方という部分でございます。当初予算につきましては、現在、上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心といたしまして、教育の充実であったり、生涯学習機会の創出、子育て世代や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を計上させていただいているところでございます。その中で、少し大きなものとしたしましては、令和6

年度で、本格的なうちの重要施策の1つでありますごみ処理の広域化に伴う山辺県北整備広域環境衛生組合の建設負担金がかかなり増額したことによりまして、借換債除きでは増えておるんですが、借換債を含むベースで言いますと、逆にマイナス5.7%になっているということでございますが、これは令和5年度当初予算のときに、第三セクター等改革推進債の借換えとごみ焼却施設等整備事業債の借換えが約23億3,980万円、当初予算を計上させていただいておりましたが、今年度、それがなくなりまして、その代わりに山辺の事業費といたしまして、約18億計上させていただいているということで、伸び率といたしましては、借換債含みましてマイナス5.7%ですが、除きましては20.0%となっているのが現状でございます。

○木内委員長 総務部長。

○中川総務部長 では、2つ目の依存財源の割合という部分でございますが、これも少し竹中議員からいただいていますように、町債が23億3,937万円と、かなり大きく伸びております。これは、先ほど少し説明をさせていただきました山辺県北西部広域環境衛生組合の建設負担金に伴い、町債を起こさせていただくことによる大きな影響ということでございまして、どうしても既存財源の中で、やはり町債が借りの額によってはかなり変わってくるのかなというところございまして、今後、当初予算には計上はさせていただいておりませんが、この後の財政状況にも少し触れることになってしまうんですが、学校の適正化ということもございまして、新築の部分につきましては、今現在、実施設計をさせておりまして、工事費がもう間もなく、多分出てくるかなと思いますので、夏から秋頃にかけては、また予算措置等もさせていただくことになりまして、一定限度、やはりもうこの町債に頼らざるを得ないのかなということもございまして、一部、公共施設等整備基金で、そういうことも踏まえて、随時積立てをさせていただいておるんですけど、やはり、大規模事業をするに当たっては、少し地方債を借り入れないと事業的にはできないし、財政的にもかなり厳しくなるというのが、現状かなと思っているところでございます。

○木内委員長 総務部長。

○中川総務部長 今後の財政状況、厳しくなるかなという部分でございます。先ほど触れさせていただきましたが、大きな事業といたしましては、今言うています山辺県北西部広域環境衛生組合の建設に伴う負担金が、令和7年度も少し予定はしておりますが、今年度ぐらいの額にはならない予定でございました。ただ、学校の適正化等事業がございますので、令和6年度、今後、建設事業費が出てきましたら、令和8年4月1日までの開校を目指すということなんで、6年度、7年度について、また一定限度、予算計上させていただくことになろう

かなと思っております、やはりこれが、今後も財政状況が厳しくなる中の1つの要因等ございます。

それとまた、少し先ほど言っていただきましたように、2ページにございます自主財源の町税が、全体といたしまして、昨年度に1億3,000万減少になっているということでございまして、人口が減ってきますと、上牧町については、ベッドタウンということもございまして、給与所得者が多いということもございまして、やはり少しそういったことで影響が出てくるのかなというふうにも考えているところでございまして、今後もちっと自主財源が下がることも予想されまして、また、人口が減少になりましたら、普通交付税についても、少しまた下がることもあろうかと思しますので、やはり、財政的には今後も当分厳しい状況が続いていくのかなというふうには考えているところでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 多分、そういう説明になるんじゃないかなというふうに予測はしていましたが、でも、ここ10年ぐらい、上牧町の財政が非常に健全になる方向に来ていましたので、できたらそれが続いてほしいというのは、もちろん希望として持っています。ただし、必要なことに必要な投資をするというか、お金を使うというのは、これはもう町民さんに返ることですので、僕は全然、反対で言うているわけではなくて、財政運営の中で、大事なことは計画的にやっていってもらいたいという、そういう願いで、そういうスタンスで質問をしています。ただ、ここ何年か先は、ずっとよくなってきた財政が厳しくなる方向になっていくのは間違いないんじゃないかなというふうに予測されますので、そのことで心配して聞かせていただきました。

そういう中で、自主財源の確保をどう努めるかというのを1つ、人口も減り、町税なんかも、今後、減っていく予測を今、部長がされましたので、自主財源の確保という面ではどんなふうにお考えでしょうか。

○木内委員長 総務部長。

○中川総務部長 自主財源の確保といいますと、大きくは2ページにございます上段の部分でございます。この中で、大きく町のほうですととなりますと、町税であったり、使用料手数料という部分でございますが、町税については、一定限度、やはり住民の減少に伴いまして、個人の住民税等については減少してくるのかなというふうに思っているところでございます。固定資産税等におきましても、やはり大規模な開発がない限り、そう大きく伸びないのかなというところで、例年、家屋等については、減価償却等ございますので、固定資産税として

通常落ちていくのかなと思う中で、こういった部分に対する徴収率の強化という部分も1つあるのかなと思っているところでございます。

あと、使用料、手数料等につきましては、こういうコロナ禍の状況でございますので改正等はさせていただいておりませんが、将来的には、こういった部分がどうなのかということも少し、どこかのタイミングでは検討していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 分かりました。また長い見通しで、上牧町の財政が健全化していきますように、健全性を保っていつてもらえますように、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○木内委員長 竹中委員の総括は終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

令和6年度上牧町一般会計予算についての総括について、少しお聞きをします。さきの竹中委員の質疑に少しダブってくるんですけども、よろしくお願いいたします。

令和6年度の一般会計予算は100億を超えたわけですけども、令和6年度予算といいますのは、今中町長4期目、最終の年の予算でもあります。大型予算です。これまでの今中町長の当初予算、令和3年度から比べてみますと、総額では、令和3年度予算では約85億8,000万円、令和4年度は82億、令和5年度は第三セクター等借換えがありましたので、借換え分を除くと86億、令和6年度、今年度が103億で、前年度で比べると20%の増ということで、これは、先ほど竹中議員のときにも言われたところです。大型の予算なんですけれども、特徴としたら、今回は山辺県北西部の10自治体によるごみ焼却場建設の負担金がかかってくるということで、これが大変大きくなっております。町債については、それぞれ比較をさせていただきましたら、令和3年度の予算では、町債額が11億、令和4年度は6億、令和5年度は借換債を抜いたら10億です。令和6年度予算では、当初予算で23億ということで、130%増となります。町債依存度も22.6%ということで、大変町債に依存しております。令和5年度の当初予算の約倍になっております。

町債が多くなっているというところについては、それぞれ大きな事業があったということで、令和3年度については、不燃ごみ等の中継場の建設がありました。令和5年度において

は、山辺県北西部の負担金が令和5年度からかかってまいりましたので、その分で起債が大きくなってきているということで、必要な事業をするために起債が組まれて大きくなっていくというところで、その辺は大変ポイントだと思います。一般の町民の方には、借金をするのは悪いことだというふうに、とかく言われることもありますけれども、十分活用できる起債は活用するという観点でしていかなければならないと思うところなんですけれども、今中町長におかれては、4期目最終年の予算ということで、いろいろな思いがございましたかと思いますが、大きな事業である焼却場の広域での建設、そしてまた、上牧中学校を統合して1校に新築するという方向も進んできておりますけれども、今回の令和6年度の予算編成に対する思いを、ここでお聞かせいただきたいと思います。

本会議場では、第5次総合計画に掲げる施策を中心に、ほぼ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を積極的に計上したというふうに説明がありました。確かにいろいろな施策が組まれており、特に、これまで多くの議員から提案があった事項であるとか、住民の要望であるとか、また防災、減災に係る施策などたくさん盛り込まれている、本当に積極的な予算だという印象を持っておりますけれども、町長から一言お願いいたします。

○木内委員長 今中町長。

○今中町長 今、石丸委員からのご質問で、今年度予算、私の一番最後の、今期の最後の予算編成になるわけでございます。だからといって、特別にどうのこうのということはないんですが、今までから、しっかりと住民さんの方々の要望、それと、議会での皆さん方のご質問の内容について精査をしながら、今できるもの、今やらなくてはならないもの、こういうものを積極的に組ませていただいております。特に大きいのは、山辺県北西部の焼却施設の建設費の負担分、これが、今年度予算の中では一番大きな部分を占めております。これは、当然、我々参加している限り、この部分については、もう避けては通れない負担でございますので、これについては、まずはしっかりと役割を果たしていくというふうに考えているところでございます。

それと、中学校の統廃合で、上牧中学と第二中学校を統合して、新しい中学校で子どもたちの心身をしっかりと育んでいこうという思いから、統合をさせていただくということで、今、実施設計を進めているところでございます。おおむね近々に実施設計も上がってくるのではないのかなというふうに今思っているところでございます。いずれにしても、この後、いろんなところでお話をさせていただいております認定こども園等の話も、当然出てまいりますし、また、小学校の部分についても、保護者の間からいろんな声が出てくるというよう

な可能性もあるわけでございますし、我々としては、そういう声にもしっかりと向き合っていく必要があるのではないのかなというふうに考えております。いずれにしても、まず、中学校というのが私の頭の中で最優先でございますので、落ち着いた段階から、また、皆さん方のお声を聞かせていただいて、認定こども園、小学校、こういう問題にも取り組んでいく必要があるというふうに今は考えております。

それと、少子化、高齢化、今現在、これは避けては通れない道でございます。少子化をどうするんだという質問、これは当然、議員さんとしては当たり前の話で、住民の方々が興味を持っておられるし、心配もされておられるわけでございますので、議会の中で質問をされるのは、当然の話だろうというふうに思います。

ちょっと話、長くなるんですが、今現在、昔と違って、我々の子どもの時代と違って、2世代、3世代が暮らすという時代から核家族化になりました。これが一番大きな要因だろうというふうに、私、考えているんですが、子どもの産む数が少なくなる、これはもう当然の話だろうというふうに思います。当然、お守りをする人たちもないわけでございますので、そういう考え方からいきますとお金がかかる、預けるところが少ない、順番待ちがある、このような社会構造は、今まで続いてきているわけでございますので、そんな中でございますので、少子化は当然だろうというふうに思います。なかなかこの波を増やしていくというのは、かなり思い切った大胆な手だてを講じない限り、これをとめるということは、私は不可能だろうというふうに思います。少子化は続いていくというふうに考えております。そんな中で、少子化どうするんだというふうに質問を頂いたとしても、なかなか100%の答えはないわけでございますので、我々としてもその部分は大変苦しいところでございます。サービス合戦ばかりで、少子化、人口、これにばかりとらわれ過ぎて、肝腎なところを忘れてしまうというようなことがあってはならないというふうにも考えますし、サービス合戦で財政をなお一層厳しくすると、当然、こういう事態もあるわけでございますので、そういうところも、理事者、議会、考えながら、行政を進めていくということが大事なのではないのかなというふうにも思います。

それともう1つ、高齢化社会、これも避けては通れないわけでございますので、やっぱり高齢者の方々が、地域で仲間と元気で過ごしていただくというのが、医療費の抑制であったり、扶助費の抑制につながっていくというのは、当然のことでございます。そういう活動ができる、仲間づくりができる、また片方では、こういう社会が必要でございます。しかし、一方では、自治会運営がままならないというのも現実に起こってきておりますので、そうい

う部分についても、やっぱりしっかりと、これからまちづくりとして考えていく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、これから先、財政運営は大変厳しい状況が続くというのは、もう当然でございます。その中でしっかりと自主財源を確保する。それと、先ほどから、竹中議員の質問の中にもございました、今、石丸議員の質問にもございます町債、我々はこれにも相当頼っているわけですが、事業を行う場合、どうしても財源の内訳としては、おのずとそうなってくると。しかし、今、有利な地方債、起債があるわけでございますので、できるだけ有利な地方債を活用していくと。これもやっぱり我々の仕事でございますので、この部分もしっかりと、これから考えながら、財政運営を行っていきたいというふうに考えているのが、今の私の考え方でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 町長、ありがとうございます。お聞きをしておきます。

以上です。

○木内委員長 石丸委員からの総括の質問は終わりました。

ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。令和6年度上牧町一般会計予算書の総括について質問させていただきますが、さきの2人の委員が質問されていますので、私はちょっと別の点でお聞きしたいと思います。

まず、上牧町の手話言語条例が令和5年度に制定されて初めての予算委員会なんですけれども、この手話言語条例の第8条、財政上の措置、町は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、このようになっているんですけれども、令和6年度の予算にどのように反映されているのかを教えてください、まず、これが第1点です。

次に、先ほど、町長の考え方についてなんですけれども、私も本当にそれはもう、おっしゃるとおりだなと思います。今、少子高齢化と人口減少、これはもう避けては通れない問題なんで、少子化に対する対策は従来どおりやりながら、この少子高齢化、それと人口減少社会にマッチしたまちづくりをしていかなければならないと、本当にそのように考えております。本当にこれ、難しい問題なんですけれども、一体どのようにしてこの少子高齢化、人口減少に対応していくのかと。今、本を読んだりしてますと、やはり個人個人の生産性を高め

るとかいう意見が非常に大事な問題になっているみたいです。ロスを減らすというんでしょうか。それと、先ほども町長、自治会のことをおっしゃられましたが、つまり、人口減少社会に対応するようなまちづくりが、今後、重要になってくるということだと思います。その点について、町長の意見をお聞きしたいと思います。

第3点目が、先ほど総務部長がおっしゃった山辺県北西部の町債、それと夏頃に上牧中学校の町債の発行等予定していると。その場合の実質公債費比率は、大体、どの程度の数字なのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○木内委員長 今中町長。

○今中町長 先ほど、石丸委員のときにも、少しお話をさせていただきました。今、康村委員のご質問は、少子高齢化を迎える中でのまちづくり、どのように考えているのかということでしょうか。私もはっきりと、ズバッとものを言いますが、少子化、はっきり言えば仕方ないやないかと。我々でそれぞれ個人の権利があるのに、当然、子どもを産んでくださいよと言うて頼みに歩けるわけでないわけでございますし、それぞれ自分の考え方で生活をされている、個人のプライバシーがある、今、こういうはっきりとした世の中が出来上がってきている中でございます。我々は少子化、そんな中で高齢化、そんな中でどのようなまちづくりをするのかと。少子化を乗り越えて、たくさん結婚もしていただいて、子どももたくさん産んでいただいてということが続けられるのかというのが一番大きな問題で、現実にはなかなかそれがうまくいかないと、いっていないというのが、現状だろうというふうに思います。少子化の問題、これについては、やっぱり我々は国がしっかりと考え方を示していただいて、そういう教育、これを国の仕事としておやりを頂きたいなというふうに私は考えております。今、いろんな手段、講じられております。これ全て子育て支援、本来の少子化と原点の少子化を考えるとということになっているのかと、つながっていけば、そういうふうになるんだろうけども、今の国の政策は、私、子育て支援ばかりというふうに思います。本来の少子化対策、これしっかりと、私はまず国におやりを頂きたいなというふうに考えているところでございます。現実には、少子化でございますので、人口の少ないのをサービス合戦で取り合いばかり、いつまでやるんやと。例えば、人口減少があっても、粛々とその中で自分たちのまちづくりをやっていく、こういう考え方が、これからやっぱり望まれるし、そういうやり方でやっていく必要があると、私はそのように考えております。

それと、ここ最近、自治連合会の会議であったり、そういう報告を受けたり、この前の桜

ケ丘のタウンミーティングの状況を、自分なりに肌感覚として身につまされているというのか、これも自治会活動というのか、そういうものもこれから考える必要があるのではないのかなと。当然、以前から、自治会に入る人が少なくなってきた、自治会費がなかなか集めにくいというような話も、それぞれの自治会からも聞かされております。まさに今回、それがもろに露出したというのか、そういう現状がもうはっきりと出てきているというふうにも考えておりますので、やっぱり自治会そのものも、これから活動としてはどうなのかなと。ただ、災害等を考えますと、やっぱり地域コミュニティーが一番大事でございますので、我々としては、そういう部分をしっかりと皆さん方にお考えを頂くように、これからなお一層、啓蒙といいますのか、そういうことをお考えを頂くような材料的なものも、我々としても、災害に合わせてお願いをする必要もあるのかな、それと、それぞれの地域でお考えを頂く必要があるのかなというふうに考えているのが、今の私の考え方でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 町長、よく分かりました。

そこでもう1点お聞きしたいんですけども、この間の桜ケ丘の体育館の件も含めてなんですけれども、上牧町にはいろんな公共施設がいっぱいあります。その統廃合の問題等、今後は政治家としての判断が必要になってくる場面が非常に多いんじゃないかなという気がしていますが、その辺は町長、どのようにお考えですか。

○木内委員長 今中町長。

○今中町長 今、康村委員の質問の中で、公共施設の統廃合を例に出していただきました。それと、第二町民体育館の話を、その前段でしていただいているのかなというふうに思います。公共施設、考え方、住民さんそれぞれによっても、自治会によってもちょっと考え方が違うというふうに思いますが、私、せっかくこういう機会を与えていただきましたので、再整理させていただきたいというふうに思うんですが、上牧町の場合は、他の近隣の市町村と違いまして、全ての集会施設、老人憩の家、公民館色目、いろんな名称がありますが、もう集約して集会施設というふうに言わせていただいたら、集会施設につきましては、上牧町の場合、それぞれの自治会から要望を出していただいて、建ててほしいという要望に基づいて、100%町負担で建てさせていただいているというのが、上牧町の実情でございます。他の自治体では、土地だけを自治会が、建物を自治会がというようなやり方が主流でございます。そういう中で、上牧町の場合は、各自治会から集会施設を建ててほしいという要望に基づいて、100%町が建設をさせていただいてきたと。その代わり、ふだんの通常の維持管理費、例えば電気

代であったり水道代であったり、ちょっとした軽微な補修は自治会でやってくださいよというような申合せで、長年運用してきているというのが、上牧町のやり方でございます。ここ最近、それではいけないということで、協定書的なものも交わさせていただきながら、現在に至っているという状況でございます。

それで、先ほどの話でございますが、一部自治会では自治会費が集められなくて、集会施設の維持管理もままならないというような意見がありました。それと、ある自治会では、もう集会施設、ほとんど使っていないというような声があったというふうに聞いております。そういう状況が、ひょっとしたらこれから、ある部分、災害に際して、避難所として必要やという声があり、片方では、維持管理ができない、もしくは使わないというような声が部分的にあるというふうになってまいりますと、当然、公共施設、使わない、使えないというような声もあるわけでございますので、我々としては、町の公共施設の維持管理という観点から考えますと、統廃合というのは、至って自然な動きだろうというふうに考えてはおります。

それと、災害が起こったときの避難はどうするんだという声があるわけでございますが、全てがなくなるということではございませんし、統廃合でやろうというふうに考えているわけでございますし、上牧町は行政面積の小さな町でございます。極端に言えば、歩いて十分、十五分で、大きな公共施設、避難施設に行ける状況の町でございます。そういうことを考えますと、私は、十分対応は可能なんだろうというふうに、今現在は考えているところでございます。ただし、これを皆さん方にご理解を頂くということについては、かなり難しい部分があるだろうなとは思います。やっぱり人間誰しも、一旦受け取った、また使用してきた権利をいざ手放すとなると、いろんな考え方が出てくるんだろうなというふうに私は思います。そういうことについても、やっぱり、自治会の皆さん方、自治会に入っておられない住民さんもおられるわけでございますので、そういう人たちに、これからのまちづくり、町の運営、こういう観点からどのように考えるべきかということも、やっぱりそれぞれお考えを頂く、これからしっかりとした時期に入ってくるのかなと。今すぐということではございませんが、これから、公共施設20%削減をしろという国の一定方針が出ておるわけでございますので、今日明日の話ではございませんが、やっぱり少しずつ皆さん方に、機会を見ながらご理解を頂くということを、これから進めていくということになろうかというふうに思います。ただ、そしたら、例えば、今年度でやるんか、来年度でやるんかということではございませんが、まず、今、目先のやらなければならないことがございますので、それをしっかりと片づけながら、そういう将来にわたった考え方を、片方ではお示しをしていくということにな

ろうかというふうに思います。

○木内委員長 それと康村委員、相談なんです、先ほど出ました手話言語条例の第8条、予算に反映している云々の件、それともう1点、公債費比率の件、これは担当部課長でよろしゅうございますか。それじゃ、順次、担当課長のほうで答弁をお願いいたします。

福祉課長。

○俵本福祉課長 手話言語条例成立後の施策でございます。

まず、手話言語条例の第6条第3項において、町は、施策の実施に当たっては、聾者、手話通訳者、その関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設け、推進していくものとしております。この条文によりまして、聴覚障害者協会の皆様、また、手話サークルの皆様と、1月、2月と2回、町の施策について協議を持ちました。その中で、当初予算として上げさせていただいたのが、パンフレットの作成でございます。広報折り込み、5月号に折り込み予定のパンフレットを今、予算計上させていただきたいと考えております。また、町の公共施設、商業施設等に掲載する手話言語条例のポスターも作らせていただいて、掲示したいと考えております。

それで、続きまして、4月号から広報に手話コーナー、例えば、ありがとうであったりとかいう手話を、小さな挨拶とか、そういう記事を載せるコーナーをつくらせていただきたいと思いますと考えています。そこにはQRコードをつけさせていただいて、QRコードを読み込むと、ありがとうとかという動画を見れるような形で、今、検討しております。それで、動画と、あと手話のコーナーにつきましては、聴覚障害者協会の方も参加したいとおっしゃっていただきましたので、協会の方と、また、町職員も3名、順次4月号から1人ずつ、協力しながら実施したいと考えております。

それで、あと、補助金なんですけれども、今まで、障害者の団体の補助金というのが、手をつなぐ育成会、あと身体障害者協会、この2つに補助金を出していたんですけれども、聴覚障害者協会につきましては、社協まつりであったりとか、既に啓発活動もやっていたらっしゃいますので、今年度から5万円の予算を計上させていただいて、それで、ペガサスフェスタにおいても、団体の手話が言語であるという啓発の活動の場を設けさせていただいて、そちらのほうにも参加していただきたいと思いますと考えております。

それで、あともう1つなんですけれども、コミュニケーション支援事業の中に、手話通訳者設置事業というのがございまして、2000年開館に手話通訳者が来て、いろんな聾啞の方の相談に乗っていただいているんですけれども、この相談を週1回から週2回に増やして充実

させてたいと考えているところです。

今後の施策につきましても、協議の場は、月1回か2か月に1回か、今後も継続して持っていきながら、その中で、12月の議会の条例成立のときから出ております町職員の手話の研修であったりとか、また、子どもに対する啓発事業についても、今、協議を重ねておりますので、団体、手話サークルと協議でどうしていくかという方針が決まりましたら、また、補正予算でも予算計上させていただきたいと考えているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○木内委員長 それでは、次に公債費比率、お願いいたします。

総務部長。

○中川総務部長 そしたら、実質公債比率の見通しということでございます。令和5年12月に、議会にもご説明させていただきました中長期財政計画に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。令和10年ぐらいまでは、おおむね3か年平均ではございますが、大体13から14%ぐらいで推移すると見込んでおりまして、学校及び山辺の起債の償還が始まります頃になりますと、やはり少し高くなりまして、3か年平均で、16から17%の前半になるというふうに見込んでいるところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。以上です。

○木内委員長 康村委員の総括の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 ないようでございます。

それでは、ここで暫時休憩とし、再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○木内委員長 それでは再開いたします。

先ほど、総括の質疑は終わりました。

これより、歳入の質疑を行わせていただきます。

それでは、質疑ございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。よろしくお願いいたします。

予算書の4ページ、5ページ、タブレットの12を見てください。森林環境譲与税についてなんですけれども、これは国のほうからお金を頂いて、森林に関してということが、このタブレットのほうにもいっぱい書いてあります。こういったことをされている中で、190万1,000円というお金が基金として積み立ててあるということなんです、この使い道、今後どう考えているかというのを、まず教えていただきたいんですけれども。

○木内委員長 それでは、答弁お願いいたします。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 今年度の使い道は、当初予算には書かせていただきましたが、今後につきましても、充当先の森林所有者調査等業務委託料、森林所有者に対し、今後、どのような維持管理を行っていくか、意向調査した後に、ここの部分がちょうど片岡城址とか、その辺の絡む部分の調査になりますので、その後の、また、その意向に沿った対応について、森林の、実際にもう伐採とかされる予定やったらその辺とかの補助金や、そういう意向調査に沿った対応を行っていく予定となっております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 ありがとうございます。すばらしいことだと思いますけれども、幾らか基金として、このお金が毎年国から入ってくるわけですね。

○木内委員長 安中委員、まとめて質疑をしていただけませんか。

○安中委員 入ってくるとしたら、環境省から出ているもので、地域循環共生県土づくりということで、地域のところを、森を含めまして考えていくという考え方があります、ここでそういうことを勉強して、投資して、町の全体を考えたらいかがですかという項目がありました。こういうところに目を向けて、様々な町民から主体的に地域づくりを参加してもらうとか、環境側面から社会経済を統合的に考えるとか、地域内による人と人とのパートナーシップを拡大するとか、こういうことが、地域循環共生圏づくりというところにいっぱい書いてありまして、それは結局、今、先ほどから言われている少子化、高齢化、じゃ、どうしたらいいんだというところで、限られた人数の中にすばらしい人、まだリーダーとなるべく方々がいらっしゃると思うんです。町が率先してこういう項目で、地域を活性化、森も活性化していきましょう、森林を何とかしましょうにプラスアルファでやっていけるという部分だと思いますので、リーダーをつくるという観念を持って、ここの資金をつくりながら、使いながら、行動を起こされたらどうかなと思うんですけど、ちょっと提案になりますが、いかが

でしょうか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 まだ、そこまでの検討はできておりませんが、参考にさせていただきますと思います。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 もう限られた中で、仕方がない中で、1つの光だというふうに思いますので、しっかりとここも考えられて、検討して、活動していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 一部補足で、申し訳ございません。当初予算の概要がございます。これの41ページに、先ほど安中委員がご質問していただきました森林環境譲与税の使途というところで、今回、6年度についての252万6,000円の内訳を明記させていただいております。この部分もご参考にいただければと思っております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 ちょっと具体的に教えてください。一番上は、森林の所有者に対して意向調査を図る、2番目、森林環境教育の推進、5年生クラスを、子どもたちに町と森林の関わりみたいなのを教えていく、3番目に基金として、残金として、整備推進に関する費用を積み立てる、ご参考というものは、今、私が申し上げたところのどの部分になるのでしょうか。

○木内委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 まず、放置林の整備という部分でございます。これにつきましては、当然、山林付近であります片岡城址もそうです。そういったところの所有者の意向調査を、今後、新しく新年度から進めていこうという事業でございます。

それと、森林環境教育の推進でございます。これにつきましては、例年、林間学校の補助というところで、譲与税を活用して行っておるという事業でございます。今言うているその残金について、基金で積み立てていこうというところと、この基金を、今、委員が申し上げられましたように、いろんなところで活用していったらという話をお伺いさせていただきました。そこはまた、今後検討していく話だと思います。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 この真ん中の町内小学校5年生クラスの方の臨海学校への研修費、ここは子ども

に対しても教えていくと、伝えていくというのは、とても大切なことなんですけども、大人の若い方の中からリーダーシップをやっていけるような方々に対する、そういう目的での公募とか推進とかも併せてお願いしたいと思いますので、そのことを申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 理解しましたので、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 安中委員、よろしゅうございますでしょうか。

○安中委員 はい、以上です。ありがとうございました。

○木内委員長 では、安中委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

東委員。

○東副委員長 東 初子でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、歳入に関しまして、2つだけ質問させていただきます。

歳入の予算、上牧町一般会計予算書の4ページの町税の町たばこ税のところなんですけれども、前年度と比較して260万4,000円の減額というふうになっていると思いますが、その辺の要因をお聞かせください。そして現在、加熱式たばこっていいですか、電子たばこというんでしょうか、詳しくはないんですけども、その辺との割合とか、比較という資料というのはあるんでしょうか。まず、それが1つ目の質問です。

2つ目に、また同じところの下のところになります4ページの、先ほどのありました森林環境譲与税の件なんですけれども、タブレットにもございますが、先ほど説明ありましたけれども、森林所有者調査等業務委託料50万円というふうになっております。これは委託先というのはどこに委託されるのかということと、以前、事前調査を行った上牧町下牧4丁目の森林所有者に対し、今後の維持管理についての意向調査を行いますということですけども、先ほどの説明で、片岡城址付近の森林というところで、この所有者というのは1名だけなんですか。それとも何名かおられるのでしょうか。そこのところをお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木内委員長 それでは、東委員から通告終わりましたので、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページの町たばこ税の減の要因でございます。町たばこ税は、健康志向による全国的な喫煙率の低下や、売価の上昇、喫煙環境の制約などにより、

年々減少傾向で推移することが続いていくと思われますので、減少になると考えます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 減少傾向ということなんですけども、普通のたばこというのは、本当に吸うところとかも限られていますし、減少傾向になっていっているというふうには理解できるんですけども、何か最近、本当に加熱式たばこというのをよく吸っておられるように見かけるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 全国的に見ましても、紙巻きたばこというのは、ずっと減少していつているんですけども、反対に、加熱式たばこというのが増えていまして、それを合わせると、全体的には、販売本数増えているような傾向にはなっております。比率なんですけども、今年度、令和5年の4月から12月までの状況ということで、紙巻きたばこを100として、加熱式たばこが64.1という比率が出ております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。そのような資料が出てきているということでしょうか。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 これからやっぱりそういう形で加熱式たばこが増えていくということは、税収自体もそんなに減っていくというふうには考えられないのではないかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 本当にたばこというのは、年によって販売本数が多かったり少なかったりというのがありまして、令和4年中の販売本数がとても多かったんですけども、それを基に令和5年度の予算も立てたところではあったんですが、今年度、令和5年度の販売本数は、逆に落ちていまして、令和6年度は、多かった令和5年度よりは減るだろうという見込みを立てているものでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。その年によって違ってくるということですね。理解できました。

ちょっと余談になるかもしれないんですけども、やはり、いろんな物が上がってきていますよね。そういうことのしわ寄せが来ているというふうなことも考えられるんでしょうか。物価高騰の、何かやっぱり削るとなると、そういう嗜好品というふうになってくるかなと思うんですが、その辺は税収の面としましてどうでしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 令和4年中は、税制改正とか何もなかったのに増えているというのがありまして、それに比べたら、令和5年度はなぜ落ちたのかというのが、ちょっとこちらでも分からないところではあるんですが、全国的に見たら、先ほども申しましたように、販売本数自体、加熱式も加えますと、減ってはいないということになりますので、あとは、町内の方がどうかっていうことになりますので、こちらでは何とも言えないところではあります。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。全国的には減っていないということで、上牧町のほうがということですね。理解できました。ありがとうございます。この質問は終わらせていただきます。

○木内委員長 それでは、次、お願いします。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 所有者等調査業務の委託先ですけど、コンサルタント会社になります。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 コンサルタント会社は上牧町内ですか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 まだ入札をしておりませんので。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 理解できました。

次、お願いします。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 あと、所有者についてですが、前回、事前調査で所有者調査を行っていますが、1人じゃなくて多数います。ただ、人数については、片岡城址の部分だけじゃなしに、下牧4丁目のあの辺付近一帯の森林を調査していますので、人数は多数ということですよ。

○木内委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 補足させていただきます。今、課長補佐のほうから、まず、委託先の話でございます。これはまだ入札もしていないという部分で、それは間違いじゃないんですけども、おおむね今、所有者の中で、この付近に精通されている方がおられます。この方も、所有者としてかなりの土地を保有されておるという部分もございますので、そちらのほうに

もお願いしようかなと考えているところではございます。まだ確定はしていませんけども、おおむねその方向で進めていこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 理解できました。多数おられるということで、そこを多く持っておられる、精通されている方がおられるというところですね。理解できました。この質問は以上です。ありがとうございます。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○木内委員長 東委員からの質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 3点質問させていただきます。

町の歳入の中で歳入構造を考えましたら、町税が一番、自主財源においては大切なと思うんですけども、説明書の4ページ、お願いします。その中で、前年度と比べて、その見込みの立て方の根拠を教えてもらいたいんですけども、まず、町税のうち、町民税です。もちろん想像はつくんですけども、個人分は、去年度と比べて1億減らしている。それから、法人税は、逆に100万増やしている。それから、2つ目の固定資産税は3,000万ほど減額の見込みを立てている。それから、人口とか減っていると思うんですけども、軽自動車税に関しましては、増額の見込みを立てている。今、東委員が聞かれましたので、たばこは結構です。上3つの見込みの立てた根拠と言いますか、これ、教えていただきたい。これがまず1つ目の質問です。

それから、2つ目の質問。23ページお願いします。款寄附金、項寄附金の目総務費寄附金、これ、ふるさと納税と考えたらいいのかなと思うんですけども、ふるさと納税の見込み、1,677万円の見込みを立てていますが、そのうち、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附1,500万円ということで、多い見込みは頼もしいんですけども、果たしていけるのかどうか。返礼品など大丈夫なのかというその2つ目、説明をお願いします。

それから3つ目は、その次の24ページ、25ページをお願いします。諸収入のうちの雑入の説明欄の3つ目、太陽光発電受給電力料112万6,000円の見込みを立てていますが、上牧町はどこで太陽光発電やっているのか、これ、お願いしたいと思います。これ、再生可能エネルギーで、CO₂の排出削減にも資するものですので、期待はしているんです。上牧町と

して、もっと広げていってほしいなというふうに思っていますし、今のところ112万6,000円
といえば、町財政の中で本当にまだまだ微々たるものかなと思うんですけれども、拡大期待
をしていますけれども、今のところ、どこで行われているのか、拡大の計画はあるのか、
教えていただきたいと思います。

私の質問は以上3つです。

○木内委員長 それでは、竹中委員からの通告は終わりました。順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページの町民税個人分の予算の立て方という。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 まず、ここでは、減額の見込みですけれども、その根拠、それぞれお願いします。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 減額の根拠といたしましては、まず、均等割で、東日本大震災を教訓とした
地方財確法の期限の到来、令和5年度までということで、均等割に1人500円加算されていた
ものが、令和6年度からなくなりましたので、およそ500万円の減、それと、所得割におきま
して、今年度、令和6年度定額減税が予定されておりますので、定額減税を9,000万円と見込
んで減額したものでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 それは分かりました。

続けて、法人税は増額の見込み、これは。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 法人税の増額の見込みでございます。法人税は、小売業、サービス業を中心
に増加を見込んだものでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 拡大は私も期待するところですが、事業所とかは、増加の傾向とかあるん
ででしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 事業所は毎年減ったり増えたりでありまして、ほぼ変わらないというところ
であります。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 分かりました。

続けて、固定資産税のほうも説明をお願いします。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 続きまして、固定資産税の減額の理由でございますが、令和6年度は、3年に1度の評価替えの年でございますので、減額となっております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 ということは、建物などが古くなってきた、それによる評価が下がったということでの減額というふうに考えたらいいんでしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 家屋は毎年、3年に1度の評価替えのときに、もう一度算定し直すということがありますので、どうしても減少傾向になります。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 分かりました。そしたら、この件に関しましては、これで結構です。

軽自動車をお願いします。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 続きまして、軽自動車の増の要因でございます。軽自動車は、まだ、旧税率の軽自動車から新税率の軽自動車への乗換えが引き続き進むと考えておりまして、増額と考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 私も軽自動車に乗っている者ですが、最近の消費者の皆さんの動向を見ていましたら、軽自動車の割合が増えている、これは全国的に増えているみたいですが、上牧町でもそうなのかなと。大きな車を買換えるんじゃないかと、軽自動車に乗り換えていくという方も増えている、高齢化で増えているというようなこともよく聞いておりますので、上牧町も同じような傾向にあるのかなというふうに思って聞いたんですけれども、これはいかがでしょうか。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 町としましては、普通車の台数は把握しておりませんので、普通車が減っているかどうかは分からないんですが、軽自動車は増えていると考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 そしたらお聞きしておきます。了解しました。

○木内委員長 それじゃ次、22ページ、23ページ、総務費寄附金に関して、答弁をお願いいた

します。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書22、23ページにございます寄附によるまちづくり条例に基づく寄附についてご説明させていただきます。寄附によるまちづくり条例に基づく寄附につきましては、令和6年度、1,500万の予算を計上させていただいております。これにつきましては、令和5年度の寄附額が、現時点で1,000万円を超える見込みとなっておること、また、令和6年度において新規サイト、これをもう1件追加する予定をしております。そういったことから、令和6年度におきましては、令和5年度と比較をいたしまして、500万の増額をさせていただいておることをございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 例えば、具体的に返礼品の種類が増えたりするんでしょうか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 現時点で、13事業者、100品目の返礼品を取りそろえておるところでございます。この返礼品につきましても、今後なるべく多くとといいますか、数を増やしていけるような努力をさせていただきたいと思っております。その1つの取組といたしまして、上牧町のほうで、返礼品に登録していただくことを条件に補助金を出させていただいておる制度もさせていただいております。こういったことも実施しながら、また、事業所のほうにも積極的にお声かけをさせていただきながら、返礼品の数をなるべく増やしていくような努力を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 歓迎すべきことやと考えております。1年1年、この制度がある限り、育てていってもらったらというふうに願っています。

それから、ふるさと納税は、上牧町の外に向けたイメージアップといいますか、そういう効果も大きいと思うんです。実際の額は、まだ1,500万というぐらいで、どれだけ町財政に資するかどうかは、影響は小さいかもわかりませんが、町のイメージアップという意味では、非常に有効なことだと思うんです。ぜひ、年々育てていってほしいなというふうに願っています。

以上です。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、委員のおっしゃったとおりであると思います。うちのほうとしまし

ても、自主財源の確保というのはもちろんのことなんですけれども、上牧町の特産品であったり、上牧町を知っていただく1つの機会になればというようなことも含めて、この事業をさせていただいておるところでございますので、今後も引き続き実施していきたいというふうに考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 どうぞよろしくお願いします。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書25ページにございます太陽光発電需給電力量でございます。この部分でどこかという質問でございますが、本庁舎の部分と、あと学校の部分での予算というふうになっているところでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 いいことだと思うんです。ただ、112万6,000円というのは、あまりに小さいといえますか、まだまだ伸ばせる可能性があるんじゃないかなというふうに思っていますので、初期費用、大分かかると思うんですけれども、回収もできると思いますし、できるだけ太陽光発電も、可能性ある限り拡大していってもらいたいと願っているんですけれども、それに関してはどうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今後の部分につきましては、今現在、教育委員会のほうになるんですけれども、上牧中学校が建設されるという部分でございまして、その部分で太陽光パネルを設置する計画であるというふうに聞いているところでございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 そしたら現在、太陽光パネルの拡大計画というのは、新しい上牧中学校のみでしょうか。ほかでも計画はあるのでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 ちょっと訂正のほうさせていただきたいと思います。上牧中学校の建設につきましては、太陽光パネルを設置するのを考えているという部分でございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 前向きに考えていただいて、例えば、中学校で使う電気は自己で賄えるような、理想とすればそういうことが理想だと思いますので、積極的な拡大を期待しています。

以上です。

○木内委員長 竹中委員の質疑はここでもよろしゅうございますか。

それじゃ、次の質疑のある方、いかがですか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。令和6年度上牧町一般会計予算書の歳入について、何点か質問させていただきます。説明書の4ページ、款1町税、項1町民税の個人分です。これ、さきの委員の質問もありましたんで、まず、個人分の定額減税の対象者数が分かれば教えていただきたいと思います。

次に、2番目の項1固定資産税の入6の資料によりますと、納税義務者数は、8,383人から8,410人と増えております。これは滝川台の新しくできた住宅地、その辺の数が入っているのか、その辺の説明をお願いします。

次に、説明書の9ページです。款12分担金及び負担金です。そこの目3の教育費負担金、それと、教育費分担金のことなんですけれども、まず、小学校給食負担金、現年度分4,581万3,000円。その下の中学校給食負担金2,594万7,000円、その下の幼稚園給食負担金、現年度分です、296万8,000円、それとその下の通級指導教室分担金、これの説明をお願いします。

次に、その下の文化センター使用料です。節2文化センター使用料、ペガサスホール、これの資料、入の15を見ますと、大ホール、小ホールの件数が減っておりますが、年々増えていっている中で、今回、件数が減るのは、工事の関係かなと思っているんですが、その辺の説明をお願いします。

最後に23ページです。寄附によるまちづくり条例に基づく寄附と、1,500万、すごいなと思いつつ、その下にあります企業版ふるさと納税に基づく寄附です。入の55の資料を見ますと、もう既に2社の名前も書かれていますが、これはもう前もってそういった申入れがあつて、この金額を計上しているのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

以上です。

○木内委員長 じゃ、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、町民税の個人分、現年度課税分の定額減税の対象者数でございます。この見込みに関しましては、令和5年度の課税データを基にいたしまして、納税義務者本人と配偶者を含む業者、合わせて1万5,000人程度を見込んでおります。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書、同じく4ページ、5ページの固定資産税でございます。歳入の資料ナンバー6を見ていただきまして、納税義務者が増えているが、滝川台の住宅開発のところが入っているかというご質問でございました。入っております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 今、またその上を造成しているんですけれども、その辺の情報はもう役場のほうには入っているんです。今現在、造成中なんですけれども、何区画とか、そういうのは把握されてないんですか。あれが造成された場合には、固定資産税等入る予定なのか、その辺はちょっと興味のあるところで、教えていただきたいんです。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 軒数についてですが、今、何軒かちょっと覚えてないですが、30軒以上の予定となっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 それ以上のことは、今は分からない。令和6年度内に造成されて売るんだろうと思うんですけど、その辺の固定資産税とかはどうなるんですか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 今、開発の申請が出ておりまして、今年中に住民が入ることはまだないと思います。開発が、工事がこれからでありますので、だから、今年の1月1日時点では、まだ住民の入居はないということです。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書の9ページの小学校、中学校、幼稚園の給食負担金について説明いたします。こちらに関しましては、保護者の方からいただく給食費の分でございまして、現年度分と滞納繰越分となっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 私がこの分担金、負担金のことを聞きたいのは、人数が何人で、金額幾らなのかわかりたいです。よろしくお願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 この内訳に関しましては、準要保護の方とか特別支援の方とか、金額が変わってくるんですけれども、内訳ごとに申し上げますと、小学校に関しましては、特別支援の方が42名でございます。準要保護の方が106名で、それ以外の方が、教職員も含めて817名でございます。

中学校に関しましては、特別支援の方が13名、準要保護の方が59名で、教職員を含めたそれ以外の方が442名となっております。

幼稚園に関しましては、年少、年中、年長で金額が変わってくるんですけれども、年少で26名、年少以外で58名です。また、副食免除の方が21名いらっしゃいます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 要保護、準要保護、それ一般と、この3種類なんですけど、それぞれもう金額は決まっていますか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 給食費の金額は同じなんですけれども、準要保護に関しましては全額免除で、特別支援の種への奨励費を受けている方は半額免除となっております。

○康村委員 分かりました。次、通級指導教室分担金、お願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 現在、小学校のペガサス教室なんですけれども、上牧町と河合町のほうで行って、河合町の児童の方も一緒に通っていらっしゃるんですけれども、その小学校のペガサスで要した費用というのを、河合町にも人数によりまして分担していただいているので、その分となっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ほんなら、人数とその内訳をお願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 令和6年度の予算の算定といたしましては、河合町の方は11名で計算しておりますので、要した費用を市町村均等割と通級生割というところで、この金額になっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

では、次、お願いします。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは、予算書9ページのペガサスホールの件数の減についてということなんですけども、主にこの12月の議会で、町内の主要事業に係る減額の部分の件数の減と、あと、来年度、2000年会館が空調を工事されるということで、その分の減になる部分も見込んで、件数を減しているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

では、次、最後の質問、お願いします。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書22、23ページにございます企業版ふるさと納税制度に基づく寄附についてでございます。委員からこの寄附の計上については、既に企業のほうから申出があつての計上なのかというお尋ねでございます。これにつきましては、2社の企業様から既に申出がございましたので、それに基づいて予算のほうを計上させていただいておるところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 この2社から連絡があつて、申入れがあつたと。ということは、ほかの企業はどうなるんですか。ないんですか。自分から役場のほうからアタックをかけるというのは、あるんですか、ないんですか。その辺、よく分からないんですけど。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この企業版ふるさと納税につきましては、企業さんが役場の行っておる事業に対して寄附を申し出られるという制度になっておりますので、役場のほうから、直接企業さんに寄附をしてくださいというような働きかけをすることはございません。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、その2社は、この上牧町の施策がすばらしい、何かあるので、それに使ってほしいという寄附になるんですか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございまして、まず、1社の方は、笹ゆり回廊整備事業に対しての寄附をしていただいております。あと、もう1社の方につきましては、スポーツフェスティバルの開催のバスケットボールの事業に対して、寄附をしていただいております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 この2社がそういったことを分かるんですか。こちらから何らかのアタックがないと、アタックというかモーションをかけんと分からないんじゃないのかなというのがあるので、なおかつ、もっともらえたらいいなというのがあるので、今質問しております。その辺、ちょっと教えてください。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、笹ゆり回廊の整備の部分に関しましては、総合戦略のほうに記載をさせていただいておる事業でございまして、総合戦略の事業の笹ゆり回廊の整備の部分について寄附を頂いておるところでございます。

もう1つのバスケットボールの部分につきましては、奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会というのがございます。まず、そちらの協議会のほうに申出がございました。これに該当する事業を、この連絡協議会から募集がございまして、上牧町が応募させていただいたというか、それに手を挙げましたので、そこで採択をされまして、今回の寄附につながったというところがございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よう頑張ってはります。

以上で私の質問を終わります。

○木内委員長 康村委員の質疑は終わりました。

ここで理事者の皆さん、また、委員の皆さん方にご協力いただきたいんですが、次、石丸委員の質疑なんですが、取りあえず、今、チャイム鳴りましたけど、通告を終わらせていただいて、午前の部を終わりたいと思いますので、よろしくご了解のほど、お願いを申し上げます。

それじゃ、次に質疑のある方。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。歳入について通告いたします。短い通告ですので、お昼回りましたが、よろしくお願いいたします。

まず、4ページ、5ページの町税の町民税個人分で、先ほど来からほかの委員からも質疑がありました定額減税による減額ということで、約9,000万円ということで、減額計上の予算です。低所得世帯に7万円給付という事業が行われるわけなんですけれども、この補填については、全額国費で補填されるというふうになっておりますけれども、これに関連する交付金について説明をお願いいたします。

次は、12、13ページの衛生手数料のところの家庭系一般廃棄物処理手数料ということで、資料の28番で、それぞれのごみ袋の売上げの状況が書かれているんですけども、この中で、可燃8リットル袋というのが出てきているんですけど、まだ8リットルの袋を置いているんだなということを、改めてここで見たわけですけど、8リットル袋の状況、在庫、どのぐらいがあって、購入される方の状況、どんな状況かということをお聞きしたいと思います。

次は、20、21ページの県補助金のところの教育費県補助金で、教育総務費補助金、21ページの真ん中ちょっと下あたりですけども、下から2つのところ、学校教育活動支援事業補助金というのが、大幅に増額になっておりますが、説明をお願いいたします。歳出に関わってきているかと思いますが、取りあえずここでもお聞きをします。

その下の教員業務支援員配置促進事業費補助金、これは304万ですけど、新たな補助金です。これを説明をお願いいたします。

最後は、28ページからなります町債のところです。今回、町債ということで、約23億の計上なんですけれども、これ、ずっと項目で見えますと、災害対策関係で約3億4,000万円ということで、山辺県北西部の事業債を除いたら、災害対策関係だけで14%ということで、大きな割合になっていますけれども、これを活用した経緯とか事業の関係で、国の財政措置の問題とかあると思いますけど、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○木内委員長 石丸委員の質疑の通告は終わりました。

ここで暫時休憩とし、再開は13時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○木内委員長 それでは再開いたします。

石丸委員からの通告は終わっておりますので、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、町税、町民税個人分の定額減税9,000万円の国費での補填先ということでございます。予算書の6ページ、7ページ、款9の地方特例交付金に交付されるということで、9,000万円を見込んでおります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。ありがとうございます。ここで約9,000万円が増額されているというふうに理解してよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書13ページ、議会資料の歳入ナンバー28、令和6年度ごみ処理手数料の予算算定基礎の中の内訳でございますが、8リットルのごみ袋の販売状況と在庫状況というところでございます。販売状況といたしましては、8リットルの利用状況として、令和5年度の現時点で1,050セット、箱にして21箱の販売実績となっております。在庫にしましては、4,800セット、箱にして96箱という状況でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 そしたら、令和6年度の予算の算定基礎というのも、その実績に基づいた売上げ見込みというふうなことですな。それで、どんな方が購入されてきますか。これ、役場の窓口でのみの購入ですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 窓口だけではなく、ごみ袋を置いていただいている箇所、全ての販売の総計でございます。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 失礼しました。8リットルのごみ袋にしましては、公団のみとなっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 公団のほうで取扱いされているということで、それで、購入があるのが分かりました。それと、これは役場の担当窓口でもいけますな。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 窓口でも大丈夫です。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 すいません。公団のみなので、窓口での販売はないと思います。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 細かくてすいません。役場に、窓口に置くというのは、あまり購入者がいないということですか。お聞きしたら、役場で購入という方もあると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○木内委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 この8リットル袋につきましては、当初、一番最初に有料化スタートしたときに、10リットル袋が8リットルしかなかったというところで、無駄にもできないと

いう中で、どういった利用をしようかという中で、公団のごみの体系としましては、シュートボックス的なやつがあるので、小さく、できるだけ小さいというところの中で、基本的に、一般的には10リットル、30リットル、45リットルという、当初、そういう形で予定していましたんで、8リットルについては、公団専用で消費していただくというところで、8リットルについては、新しく作ってもいけませんし、在庫の処分だけで、なくなり次第、この8リットルはもう終了というような予定となっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。使っていただけたところがあるというので、大変結構だと思います。在庫も減ってきていますので、何年かではけるということで、分かりました。ありがとうございます。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書21ページの教育総務費補助金の、学校教育活動支援事業補助金について説明いたします。昨年度は、上牧小学校のプール授業を町民プールで行う際に、学習指導員として配置しておりました分の補助金でございましたので、19万9,000円でございましたが、令和6年度は、新たに非常勤講師の配置を考えておりまして、小・中学校で、様々な要因で別室指導であったり、補充学習であったり、個別の指導が必要な子どもさんに対して、現在は学校のほうで空いている先生が見たりしているんですけれども、そういった子どもさんにつくような非常勤講師の措置というのが、学校から要望ございましたので、令和6年度は、そのような非常勤措置に対する補助金となっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。これ、また歳出の内容で出てきますか。1名分ですか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 歳出のほうでは、121ページの事務局費の会計年度任用職員の人件費で上がってはくるんですけれども、配置を予定している人数といたしましては、上牧小学校2名、上牧中学校1名、上牧第二中学校1名でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 もう一度、内訳をお願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 上牧小学校2名。上牧中学校1名、上牧第二中学校1名でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、その下の教員業務支援員配置促進事業費補助金について説明いたします。こちらに関しましては、令和4年度までは、シルバー人材センターのほうで学校の消毒や清掃をお願いしていた分でございますが、令和6年度に関しましては、新たに教員業務支援員としまして、先生が教材とかプリントを作成するのにお手伝いをしたり、印刷であったり、準備であったり、あとは簡単な機械入力であったり、子どもに関わらない形で教員の業務を支援する形の支援員さんを配置する予定をしておりますので、その分の補助金になっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、新たに県でこういう補助の事業がつくということですか。県の事業でつくという新規事業だと思いますけど、歳出では、具体的に項目で出てきますか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 こちらも同じく、事務局費の会計年度任用職員の人件費に上がっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 また、歳出でお聞きすることにいたします。ありがとうございます。

○木内委員長 次、お願いします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書28、29ページからでございます。町債につきましてのご質問でございます。今回、災害関係の調査について、多いというような内容のご質問だったかと思います。これにつきましては、今回、20本の起債、上げている中で、7本が災害関係の起債を活用したものとなっております。起債のメニューといたしましては、緊急防災減災事業債、それと、緊急自然災害防止対策事業債の起債を活用しております。この起債につきましては、非常に有利な条件で借入れができる起債となっております、充当率が100%、それと、交付税算入率が70%というようなことになっております。ただ、この起債につきましては、令和7年度までの時限的措置となっておることから、今回、こういった形で、有利な起債を活用させていただいておるところになっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。ずっと内訳を見てみますと、充当率が100が多いんです。ほぼほぼ100になっていたりということで、それと、元利償還金に対する交付税措置率も高いということで、70%、50%というのも一部ありましたか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今回の分につきましては、先ほど申しました両方の起債、充当しておるんですけれども、どちらも交付税算入率については、70%ということになっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 理解できました。今回、防災、減災関連の事業が、大小に関わらず大変多いというのを、予算書を見たときに、すぐ感じたものですから、起債のほうもちょっと調べてみました。国の財政措置の期間が2025年度までということで、令和7年度までに限定されているということで、この5年間に限って防災を進めるというふうな、国の方針での財政措置だということで、それをうまく活用されたということで理解できました。ありがとうございます。個々の具体的な防災、減災関連の事業については、歳出のほうでまたお聞きをいたします。これで私の歳入の質疑終わります。

○木内委員長 歳入の質疑は終わらせていただいてよろしいでしょうか。ほか、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 それでは、ただいまより歳出の質疑に入らせていただきます。

質疑のある方。

安中委員。

○安中委員 よろしくお願ひします。一般資料の予算の44、45ページ、タブレットの22、コミュニティバス運行費についてですが、先日、委員会でもお伝えしました年末の運行について入っていますかという質問。

2番目が、その下の出会い・結婚・子育て応援事業について。これも44、45ページです。タブレットの24。質問は、赤い糸サポーターは現在何人ですか。専門会社との連携は取られているのでしょうか。この2つをお聞きします。

3番目、同じページで、タブレット25の1と2、移住支援金事業費、これの過去の実績と年間目標をお願いいたします。

次、同じページのタブレット26、特産品開発支援事業、これについての新しい開拓予定と提案をさせていただきます。お願いします。

次、47ページ、タブレット28、大阪関西万博奈良県実行委員会についての、上牧町も参加されるということなのですが、その方針と中身の検討、今、まだ何か考えていらっしゃるかどうかを伺いたいと思います。

次、70と71ページ、タブレット75の19番扶助費の中の自立支援特別対策事業費の中の精神障害の支援の拡大についてお伺いいたします。

次、112ページ、113ページのタブレット139、委託料、公園台帳更新業務委託料というところがあるのですが、これのメリット、また、外すことができるのかどうかということをお伺いします。

最後に、122、123、タブレット162、教育総務課の中で、見守りシステムというのを導入されるそうですが、その現物のようなものが、もし口頭でもお伝え願えればと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書45ページにございますコミュニティーバス運行費で、年末の運行はという質問でございます。年末の運行につきましては、12月29日から1月3日まで運行を取りやめているという部分でございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 その点において、先日お願いしていましたが、その実行はされないのでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今のところ、年末の運行につきましては、運行しないというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 その根拠を教えてください。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 年末につきましては、役場が、業務が休みになっておりますので、その部分を含めまして、年末につきましては運行を取りやめているという部分でございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 今後、町民さんからこういう願いが、お話がどんどん出てきた場合は、委託とか何かするというので、そういう方向でも考えてくださる可能性はあるのでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 委託の部分につきましては、この部分が、また費用に返ってくるというふう
に考えておりますので、今後、今のところは、運行につきましてはやめているんですけども、
状況が大きく変化しましたら、財政状況等もありますので、その辺をちょっと研究をしながら、
進めていきたいなというふうには考えているところでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。ぜひその方向で考えていただきたいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

以上です。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書45ページの出会い・結婚・子育て応援事業費の赤い糸サポータ
ーは何人いらっしゃいますかというご質問でございます。今現在は、17名となっております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 17名、たくさんの方が関わっておられて、これ、代替わりされているように聞いて
いるんですけども、新しい方もたくさん入られているわけですね。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 NPO法人になられてから、2名の方が新規で入られております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。ありがとうございます。

次の質問をお願いします。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 専門会社と何か関わっておる、もう一度お願いします。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 サポーターというところを見させていただきましたら、結婚相談やセミナーを開
催しということなんですけども、結婚相談会というのは、やっぱりカウンセラーと一緒に、
相手様のいろんな事情を聞かなければならないことも多いと思うんです。そういうときに、
町民さんだけでそれが賄えるのかなという疑問がありますことと、カウンセラーの場合は、
スーパーバイザーというものを必ず置かなければ、人様のカウンセリングはできないように
なっているんですけども、そういう観念でしっかりとしたNPOであれば、そのところ
も考えていただいて実行していただければと思いますので、質問してみました。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 まず、この結婚相談なんですけれども、NPO法人になる前には、サポーター養成というのをやっておりまして、その中で研修を重ねて、相談会でもしっかり受け答えできる、それから、個人情報の問題が特に重要ですので、そういった研修もしっかり重ねてまいりました。

今、NPO法人になってからなんですけれども、今まで行政のほうでしていたそういう研修会という養成講座というのは開いてはいないんですけれども、以前、そちらで受けられた方が、個人情報の問題であったりとかという形で、しっかり新しい方には研修という形で行っていただいております。専門的なアドバイザーということなんですけれども、相談会に来られたときには、お一人でするのではなくて、必ず2名の方が入っていただいて、偏った意見にならないように、しっかり相談者が、何を、どういうことをしていただきたいのかということをしっかり聞いていただくような形をとっていただいていると聞いております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 こういう事業はとても素晴らしいと思うんですけども、結局はサポーターの能力というのがすごく反映されていくと思うんです。結婚となるとすごく重要なことですので、自分の体験とか知識を超えたものというのは、必ずそこに入ってくると思います。その点でお聞きしたいのは、結婚サポーターというか結婚相談所みたいなところのノウハウというか、決め手というのか、そういうものをしっかりと習得していないと、中途半端なものになっていくのではないかと。また、一番最初の方は研修を受けて、生の声を聞いているけども、研修を受けた方が次の人に研修を受ける、これは素人さんのつなぎなので、どこかでまた違ってくると思うんです。そのところをしっかりと精査していかなければならないと私は思いますので、注意しながらやっていただきたいと思います。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 今、委員さんはサポーターが17名と申し上げましたが、17名全員が相談業務に当たっているわけではなく、これまで研修を重ねた方が、相談員として入っておりますので、それぞれやはり得意分野というのもございますし、それに、サポーターの合った、自分ができることをということで、しっかりいろんな方に携わって、イベントだったらイベントを得意にされる方であったりとか、相談はしっかり相談できる方という形で進めていただいているものと思っております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 とても大事な事業ですし、素人さんにはどんなに研修しても手に負えない部分も

出てくると思いますし、やっぱりプロの方の、何かサポートというのは、ちょっとでもいいから入ってくると、また格段にこの事業が反映していくと思いますので、一応、そこまで私、言わせていただいて終わりとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書44、45ページにございます移住支援金事業費、これの過去の実績についてのご質問でございます。この事業の実績につきましては、令和4年度において、1名の方が申請ございまして、その方については、単身の方が1名申請をされたというような実績になっております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 年間目標というのは立てていらっしゃいますよね。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今回、予算におきまして、1名の方の申請があるものと見込みまして、予算を計上させていただいております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 申請があったときから予算を組んでいくと聞こえたんですけど、そうじゃなくて、大体、年間1名ぐらいで予算を取って進めていらっしゃるということですね。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 私、1名と申し上げたんですけども、1世帯の申請を見込んでおるところでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。令和4年の1名の方、いまだに住んでいらっしゃいますか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 これについては、5年間、上牧町に、移住先に住んでいただかないといけないという条件がございますので、今現在、まだ、上牧町のほうにお住まいでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 見落としてごめんなさい。その方へのリサーチというか、当然、どうしてここに来たのかとか、今、4年間たってどんな感じで、次、どういうふうにしたいかというのは、伺いながらでしょうか。令和4年の1名の方に関して、今、4年たっていますよね。令和4年やから2年目か、そのときに、今までの間にリサーチとして、どんな形で入ってこられた

か、ここに入ってきて、どういうふうにも上牧町と思われたかとかいろいろ、アンケートじゃないけど、カバーリングできますよね。そういうことはされていらっしゃるんですか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 どのような形で上牧町に入ってこられたかというところについてでございますけれども、転入された方の親戚の方、恐らくご両親であると思うんですけれども、その方が上牧町にお住まいの方で、本人さんは、東京圏にお住まいだったんですけれども、うちの広報紙をご覧になりまして、そこで該当者の方に、こういう事業をやっておるんやけれども、一度、申請してみないかというお声かけがありまして、申請に至ったというような経緯でございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。いい条件があるので、今のうちに来てくださいという形で来られたということで、その方自身の今後の体験談というのは、ためになっていくと思いますので、そのリサーチをよろしくお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 あと、ちょっと追加ですけれども、この事業につきましては、奈良県が主体となって実施されておる事業でございますので、奈良県のほうから補助金等も頂いて実施しておる事業となっておりますので、加えて、ご説明を追加させていただきます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 これ、奈良県でお金出して、呼ばれているということなので、丸々全て奈良県にお任せして、上牧町としては、その方へのリサーチをしてないということですか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 リサーチについては、本人さんに直接お伺いしてないんですけれども、今、私、申し上げさせてもらった部分については、奈良県のほうから75万円の申請があつて、これ、単身世帯と世帯全員の方と金額が違いますので、今、予算上では、世帯で転入された方について100万円の予算を計上しておって、そのうちの75万円が、県から入ってきて、町の負担としては、25万円の負担があるというようなことでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 お金のことは、県にやっていただいて助かるんですけど、今後、この事業の本当の目的というのは、今、奈良県から助けをもらいながらやっていますが、上牧町でもやらな

ければいけない事業のパターンですよね。その部分で、この事業を糧にしながら、実験と言って申し訳ないけど、こういうことをやりながら、その方のフォローをして、今後、どんな形でこの事業が発展して、上牧町でも独自でできるかなという、そこまで考えてやるのがイベントというか事業だと思いますので、そこをやっていただきたいと申し上げました。よろしいでしょうか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、委員に頂いたご意見、重要な意見だと思いますので、今後におきましては、そういったことも実施していきたいというふうに思います。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 よろしく願いいたします。以上です。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 その下にございます特産品開発支援事業費のところでございますけれども、何か委員からご提案があるということをお伺いしているんですが。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 これ、特産品開発支援事業ということで、ふるさと納税とか、いろんなことに、町おこしとかに関わってくることだと思うので、いろいろ調べてみたのですが、新しく上牧町として開拓、やっていくお気持ちとか、もちろんふるさと納税でもそうですし、おありになるのかなというところで、上牧町にある中小企業の会社、いろいろプラスチック加工とか金属製品加工とか段ボールとか、そういう企業さんが結構ありますよね。そこの1つ1つを見ましたら、依頼によって何かを作るとかという文章もあったんです。東京のほうで調べてみたら、段ボールで飛行機を、おもちゃをつくろうとか、今、段ボールが自然のSDGsにかなっているということで、使われることが多いんですけども、こういうところに行かれて、上牧町のふるさと納税になるような商品とか、何かいいものが、アイデアがありませんかというような行動を起こされる気はございますか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この事業につきましては、全部ではないんですけども、上牧町にある事業所さんのほうに私ども出向させていただきまして、この事業についてのご説明させていただいて、申請を促すというところなんですけれども、申請についてお声がけをさせていただいておるところがございまして。その結果、去年の実績で言いますと、2件の申請と

いうのがございまして、そういったところについても、各事業所さんにお声かけはさせていただいておるような状況でございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 うれしく聞きました。ありがとうございます。

なかなか上牧町には牛はおりませんので、こういうところから拾っていくしかないので、この段ボールの会社というのは、結構しっかりとした会社みたいなんです、災害時のときのベッドとか、ああいうところもつないでいければとてもいいのかなと思って感じましたので、一言意見としてお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○木内委員長 それでは、次、お願いします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書46、47ページにございます大阪関西万博奈良県実行委員会事業費についてでございます。こちらにつきましては、大阪関西万博に向けて、国内、国外から来場される観光客を奈良県に呼び込み、より高い経済効果を県全体にもたすために、奈良県知事公室万博推進室を事務局として、県と市町村が連携して、大阪関西万博奈良県実行委員会を立ち上げるというのを予定されておるものでございます。

予算といたしましては、実行委員会の参加負担金を90万円計上しておりまして、内容といたしましては、万博会場での事業及び万博開催日前の盛り上げといいますか、そういった事業に参加することで、本町及び奈良県のPR活動を推進していくものになってございます。

今、現時点で実行委員会において予定しておる事業につきましては、関西パビリオンでのブース出展、それと、映画監督の河瀬監督プロデュースのパビリオンと連携した各町のPR活動、そういった事業です。それとあと、電子決裁のエキスポウォレットというのがございまして、こういった電子決済サービスを利用して、県内で買物ができるというような事業、そういった事業を今のところ検討されておるところなんですけれども、内容の詳細につきましては、今後、実行委員会が立ち上がりましたら、また、その実行委員会の中で話合いがなされて、詳細なことについては決定していくというようなことになっております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 伺いました。90万というのは結構なお金ですので、行かれましては、奈良県からいろんな方が、私もという感じで、うちのところもという形で、いろんなアイデア出されてくると思うんですけども、どうぞ上牧町からも負けずに、お金出す限りは口も出させていただ

きたいと、一言言いたくて、これも上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○木内委員長 それでは再開いたします。

福祉課長。

○依本福祉課長 71ページ、扶助費、自立支援特別対策事業費、精神障害者の理解促進啓発事業についてでございます。資料につきましては、歳出の75でございます。こちらでございますが、共同で実施している障害圏域である西和7町で、合同で毎年実施している事業でございます。令和6年度につきましては、上牧町が事務局長となりますので、上牧町の保健福祉センターで、精神障害者の障害理解促進に係る住民講座を実施する予定をしております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 ありがとうございます。この精神障害者というので、先日、安堵町のほうでお勉強させていただきまして、私もその部分の相談にも乗ることがあって、目からうろこのところがありましたので、脳の病気は、投薬と、それから治療で治るものだとことをしっかりと町民の皆さん、周りの皆さんにお伝えくださいということでしたので、特にこれから、この世の中ですので多くなっていきます。上牧町の中でも多くなっていくことだと思いますので、大切な事業だと思います。順番ですので、今年はこの金額でしていただくようなんですけれども、とてもじゃないですけど、こんな金額では賄っていけないと思いますので、予算をしっかりと取っていただいて、やっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 こちらのほうにつきましては、講師謝礼というのが主な支出として計上させていただいております。それで、今後につきましても、理解、啓発というのは大切な事業と考えておりますので、上牧町独自においても、このような啓発事業が何か行えてないか。また、西和7町の圏域の自立支援協議会でも、事務局長として理解啓発の事業、何か住民さんと触れ合えるような事業についても、協議してまいりたいと考えております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 この病気は、本人さんも大変なんですけど、一番大変なのは、身内の方とか、周りにいる方が、待つということのつらさ、信じるということのつらさを特に訴えてこられていますので、その部分の方々のケアを、力を入れてやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 それでは、次、よろしくお願いいたします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書113ページ、議会資料歳出ナンバー139、公園台帳更新業務についてでございます。本業務につきましては、都市公園認定に向けて、町管理公園4か所における公園の台帳更新を行う業務でございます。

都市公園認定のメリットといたしましては、都市公園の面積が地方交付税算定に関わってくるという部分と、あと、都市公園認定されており、都市公園長寿命化計画に記載されている公園で、健全度判定C、Dランクとなる場合は、更新工事において起債対象となるという部分でございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 もう1回、最後のところ、起債対象というのは。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現在、公園の遊具の更新工事というのを実施しているんですけども、その公園遊具の実施に当たりまして、起債の対象となるのが、都市公園の認定された公園であるということでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。それで、もう1つ、この公園認定を受けたところが、何かの形で、ちょっと触りたい、改修したいと上牧町が思った場合、それを外すことはできるのですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 認定の外すという部分でございますが、かなりハードルは高くなってきます。まず、認定を外すに当たりましては、当該公園と同等な平米数を、どこが違うところで確保しなければならないという部分もございます。講演の内容については、地域の実情に応じた設備という部分があるんですけども、やはり認定された平米数というのは、どこかで確保しなければならないという部分がございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書123ページの事務局費、委託料、見守りシステム導入委託料について説明いたします。今、現物はないんですけども、3センチ四方ぐらいの大きさで、お守りぐらいの大きさのものをランドセルのポケットに入れて、子どもが登下校中に歩いているときに、ルーターを設置している見守りスポットと呼ばれるお店や、アプリを携帯とかに入れている見守り人とすれ違うと、位置情報が記録されるというものでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 よく分かりました。またそのうちそれを見ることができると思いますので、楽しみにしております。

以上です。ありがとうございました。

○木内委員長 それでは、安中委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

東委員。

○東副委員長 東でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書歳出の38ページ、39ページ、説明欄の文書広報費、秘書人事課になっていきます。委託料の町政要覧作成委託料199万6,000円についてなんですけど、タブレットのほうにも、歳出のナンバー5に説明されているんですが、この総合パンフレットの町政要覧を一新するということで、書かれております。その目的の詳細を、もう一度お聞かせください。そして、発行部数が1,000部となっておりますが、それをどのように配布されるのか、そこをお伺いいたします。

次に、40ページ、41ページの説明欄の備品購入費、総務課の分で、公用車の購入費について、予算額が453万7,000円、軽自動車の分と普通自動車の分なんですけれども、これは経年劣化により廃車した自動車の代わりとなる自動車を購入ということなんですけれども、これについてお伺いいたします。電気自動車に変えられるのかなというふうに思っておりますが、主にどのように使用されるのかをお聞かせください。お願いします。

それから、次に40ページ、41ページの負担金補助及び交付金の総務課の分で、高齢者防犯電話購入費補助金20万円の分です。タブレットのほうの資料のナンバー17になります。そこで、特殊詐欺被害のためのものなんですけれども、本町の被害の状況をお伺いいたします。

次に、44ページ、45ページ、コミュニティーバスの運行費、総務課の分で、委託料の巡回バス運転業務委託料3,421万6,000円なんですけれども、タブレットでも説明がナンバー22にあります。これを見させていただきますと、明らかに利用する方が増えているということが分かります。また、ここには現れていませんけれども、同時に利用できない方も増えているというふうに思われます。現状の状況の中で、やっぱり人数が多くなると待機車が出動する回数も増えてくるかと思いますが、その辺の状況をお伺いいたします。

次に、46ページ、47ページです。先ほどの委員からもございましたが、大阪関西万博奈良県実行委員会事業についてなんですけど、90万円ということで、県と市町村が連携して、大阪関西万博奈良県実行委員会を立ち上げというふうになっておりますが、これが関西だけで実行委員会が立ち上げられているのか、それとも、この90万円というところが全国的になのか、その辺の詳細な説明をお願いいたします。そして、ブースの出展事業というのもございますが、そこは上牧町も出展できるのかというところです。本町にとってどのようなメリットがあるのかというところもお伺いしたいと思います。お願いいたします。

次に、74ページ、75ページの地域子育て支援事業費、こども未来課の分なんですけれども、タブレットの86に説明があります。サロンほけっと、ささゆりサロン、おひさま広場、乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集って交流を図ったり、また、ボランティアを活用して育児相談なども行えるということで、そのところを、現在の状況、参加されている人数ですとか、相談があればどのくらいあるのかということと、スタッフの数をお伺いいたします。

同じく、74、75ページの、同じところの保育士処遇改善事業費補助金の672万円ですけれども、6年度からの事業だというふうに思っておりますが、このことについての、タブレットにも説明ございますけれども、詳細をお聞かせいただくことと、また、町内の私立保育所における保育人材の確保の問題なんですけれども、本町では確保ができていないのかというところが1つ。そして、本町の保育士不足の状況、保育に支障はないのかというところを重ねてお伺いしたいと思います。

それから、次ですけれども、また、74、75ページですけれども、病児・病後児保育事業費についてですけれども、令和6年度の予算ということで詳細の説明と、いちごルームにおいて、令和6年から7年度は、本町が事務局となるということで、大変じゃないかなというふうに思います。人的な負担などはありませんかということをお伺いしたいと思います。令和5年度から病児保育室ぽっぽというのが利用されるようになっておりますけれども、その辺の利用状況をお伺いいたします。

最後ですけれども、92ページ、93ページのアピアランスケア支援事業費、いきいき対策課の分です。概要の17ページにも説明がございますが、現在のウィッグとか補整具の費用の助成の状況をお聞かせください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木内委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書の38、39ページ、文書広報費の町政要覧作成委託料について、これの詳細ということで承っております。町政要覧、発行からちょうど4年がたちました。来年の春に向けての作成ということで、1年をかけて、これの製作に当たるわけでございますけれども、これの使い道ということでございますが、昨年も上牧町へ向けて、他県から行政視察に、大勢の方がお越しを頂きました。そういったことへの町のPR、この冊子1冊で、いろんな町のことが全て分かっていただけるということがまず1つと、それからほかの引っ越してこられた、ここへ住まわれた住民さんにお渡ししたりすることで、上牧町のことがすごく、この1冊で分かっていただけるということで、そういうふうな目的で、まず、常に新しい情報ということで、5年に1度の作成をさせていただいております。

次に、1,000部作成をさせていただくということでございますので、大体、1年で1,000部ということで、200部ぐらいの使うということで、大体5年間で1,000部という形で計算をさせていただいております。

今度、コンセプトといたしまして、上牧町、古い町でございますので、歴史でつづる今昔という形で、もうちょっと歴史を前面に出して、歴史で物語ふうにとどっていけるような感じにできたらなど、このように思っております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。歴史を全面的に出していくということで、タブレットのほうにも魅せるという、魅力の魅を書かれていますので、十分に上牧町の魅力を発信していただけたらというふうに思っております。

この配布先はどのような、先ほどおっしゃったのは来られた方ということですが、ほかはどのような、出来上がったときはどんな感じでしたか。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今申し上げましたように、外部から来られた方とか、行政視察に来られた方にはもちろん配布させていただくんですが、ご希望があれば、町内の方にも配布をさ

せていただきたいと思います。

それで、先ほど答弁にもございましたけれども、また、将来万博が、もしそういうところで、この町のPRに使えたらなと、そういうことも視野に入れております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。発行を楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それと、予算書41ページにございます公用車購入の部分でございます。どのように利用するかという質問でございますが、今回、この予算に計上させていただいている部分につきましては、車が公用車、経年劣化によりまして、更新を迎えたことによりまして、購入させていただく部分でございます。利用の部分につきましては、公務等で利用する部分でございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。公務でということで、これは、一応、電気自動車になりますか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 資料のほうをご参照いただきたいんですけども、1つ目の軽自動車の部分につきましては、ハイブリッド車でございます。2つ目の普通乗用車につきましても、ハイブリッド車の車を購入する予定でございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。今回はハイブリッド車を購入ということは、例えばですけど、電気自動車でしたら、災害時に充電というか、そういう形で使えるということをお聞きしましたけれども、ハイブリッド車はその活用はないと思いますが、どうでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 災害の部分につきましては、ハイブリッド車につきましては、電気を供給する部分はないので、今後、電気自動車につきましては、かなり高価なものになりますので、財政状況を見極めながら整備、更新の部分もありますので、その辺もちょっと考えながら、研究もしながら、整備の計画は立てていこうというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 よく理解できました。費用の面もございますし、分かりました。この質問は以

上でございます。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、そのページの一番下にございます高齢者防犯電話購入費補助金の部分でございます。

被害状況の質問でございますが、高齢者の被害状況につきましては、本町担当課のほうには、状況については、今回、連絡等は頂いておりませんが、もし入りましたら、すぐにその方に対して、警察に通報するなどの対策を考えているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。被害状況というのは本町では分からないということなんですね。

そしたらあと、対象者のところで、町内に住所を有する65歳以上の方で、防犯機能を備えた電話用機器、防犯電話を期限までに購入された方というふうになっているんですけども、これは年度内というふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 一応、年度内にさせていただいているんですけども、年度途中で1年間というふうに定めさせていただいておりますので、できれば、年度内で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。では、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、45ページにございますコミュニティーバスの運行費でございますが、利用状況が増加していることで、待機車が出ているかという質問でございます。資料でも、歳出の23でもお示しをさせていただいております。ご参照いただきたいと思います。令和4年度より、令和5年度、若干やっぱり利用数は増えているところでございます。積み残し部分が、やっぱり多く出ている状況でございます。その部分につきましては、今、待機車を設けさせていただいておりますので、待機車を走らせていただいて、積み残しをないようにしているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。前だったら、待機車がそんなに出てなかったのではないかとこのように思うんですが、この頃はどんな感じでしょうか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 前回、数年前以上には、やはり令和5年度あたりからは、かなり利用していただいているというふうにこちらも認識をしておりますので、その点で、やはり待機車の出勤が多くなっているというのが現状でございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。先ほども申しましたけれども、これと同時に、逆にこれを利用できる方はまだいいというところございまして、もうこれに乗れないという形になっておられる方も増えてきているのではないかなというふうに思っております。今後と申しまうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今、委員がおっしゃっているような部分も、かなり連絡等を頂いている部分でございます。今後、その部分につきましては、本町のほうで、そういう検討会がございまして、その部分につきましては、どの部分が一番利用される方についていいかという部分も含めて、その検討会の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。しっかりと検討していただけますようお願いいたします。この質問を終わらせていただきます。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書46、47ページにございます大阪関西万博奈良県実行委員会事業費についてでございます。委員お尋ねの、この実行委員会については全国的なものかというご質問でございます。これにつきましては、奈良県知事公室万博推進局を事務局といたしまして、奈良県と市町村が連携して、本実行委員会の立ち上げを行っていくというものになっておりますので、これは全国的なものではなくて、奈良県の市町村が主体となっていて行っている事業でございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。関西一円ではなく、奈良県のみが、知事公室万博推進室を事務局として立ち上げているという理解でよろしいでしょうか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 関西のほかの状況は、こちらでは分からないのでしょうか。こちらではそうやって立ち上げて、市町村が90万円の負担という形になっておりますけれども、関西の他府県のほかの状況です。このような立ち上げをしていないのかということです。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 他府県の状況につきましては、現在のところ、私どもでは把握しておりません。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 ということは、この立ち上げの連絡が来たというのは、関西というよりは、奈良県からのことだけですか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 奈良県の、そのとおりでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 お聞きしておきます。

そしたら、次の質問をお願いいたします。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 続きまして、そのブースに上牧町も出展ができるのかというご質問でございます。これにつきましては、ブースに、上牧町としても出展することは可能となっております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。そしたら、そのときには、上牧町からもしっかりと出展のほう、お願いいたします。

次の質問をお願いいたします。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 あと、上牧町のメリットはということでございますけれども、先ほどの出展ブースの一例を挙げますと、こちらに上牧町独自で出展をすることになるとしたら、莫大な費用が発生してまいります。その費用が県全体ということですので、その分抑えられると。あと、上牧町のPRにもつながっていくというところでございます。

あと、先ほど申し上げました電子決裁、エキスポウォレットについても、事業のほう、検討されているということで、エキスポウォレットを利用した決済サービスを、町内で利用される方が増えることによって、この地域の売上げの向上と申しますか、そういったものにも

つながってくるのではないのかなというふうに思っております。

それとあと、先ほどの映画監督の河瀬監督のプロデュースの部分でございますけれども、河瀬監督のプロデュースによって、各町のPR動画と申しますか、そういったものの作成及びポスターも作成していただけるというふうなこともお聞きをしておりますので、それも併せて、上牧町のPRにつながっていくのではないのかなというふうに考えておるところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。本当に上牧町にとっていいPRになっていけばいいなというふうに感じております。

1つあれなんですけど、電子決裁のエキスポウレットを活用した県内周遊事業ということで、これは、例えばですけど、上牧町内ではどのような使用の形になると思っておられますか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、エキスポウレットの利用できるお店を募集といいますか。利用できる店舗を募りまして、ご参加いただける店舗につきましては、使用できるというような形を想定しております。これ、上牧町に限らず、奈良県の、そういった参加していただける店舗であれば、全て使用ができるのかなというふうには考えておるところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。これに関してですけれども、例えばお店が、うちはこれを入れたいですというふうに言った場合。費用面はどうなるのでしょうか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 その費用面については、詳しいところは、まだ県のほうからお伺いはしていない状況でございますので、詳細につきましては、分かりかねるところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。そしたら90万円を、本当にしっかりと上牧のPRのために使っていただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。この質問を終わらせていただきます。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書75ページの上段のほうです。地域子育て支援事業費のつどいの

広場事業委託料、つどいの広場の件でよろしいですか。資料が出の86で提出させていただいております。こちらのほうで、現在の参加状況と相談内容、それからスタッフの数というご質問だったと思います。

参加状況でございます。延べ人数で言いますと、4,708名の方が参加、こちらのほうをご利用させていただいております。つどいの広場、ぴよぴよサロン、おひさま広場、おひさまうさぎ、おひさまくま、ささゆりサロンの合計でございます。

続きまして、相談内容は、子どもの成長についての相談が一番多くなっております。やはり、同じ月齢のお子さん比べられてどうなのかというところが多くて、特に発語の件が多いと聞いております。

それから、スタッフなんですけれども、ボランティアで12名から13名の方が携わっていただいております。

以上です。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。スタッフが12名から13名というのは、この事業所のトータルのスタッフの数でしょうか。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 シフト制でしていただいておりますので、その中でシフトを組んで、こちらの事業を行っていただいております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。本当に乳幼児を持つ親御さんが気軽に集える場所ということで、今、希薄な環境の中で大事な事業だと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木内委員長 それでは、次、お願いします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 同じ75ページの保育士処遇改善事業費補助金でございます。こちらのほう、資料、歳出の89で提出させていただいております。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらの詳細というご質問でしたか。もう一度お願いいたします。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 ここに、タブレットに書かれておりますけれども、町内の私立保育所において

も同様の状況ということでの保育士不足のことが書かれております。1つ目は、この町内の私立保育所における保育人材の確保が十分にできているのかというところです。2つ目が、本町の保育士不足の状況、保育に支障が出ていないのかというところです。

○木内委員長 答弁をお願いします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 十分にできているのかを、もう一度、すいません。一番初めのほうに言っていたいた。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 保育人材の確保ができているのかというところです。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 全国的に保育士不足が続いておりまして、上牧町でも同じような形で、保育士の産休や育休の代替とかで、なかなか保育士の募集するに当たり、やはり強く感じているところです。でもやはり、配置基準等もございますので、それはしっかり守って、保育、教育のほうに努めさせていただいておりますので、募集をかけて見つからないときには、派遣業者であったりとか、そういったところでもお願いして、基準をしっかりと守り、保育をさせていただいております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。本当に大変な問題だと思いますので、しっかりとお取組を頂きますようお願いいたします。ありがとうございます。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 その下の病児・病後児保育事業についてでございます。令和6年度、令和7年度から、いちごルームの事務局をすることになっております。これまで、こういった予算計上はしてなかったんですけども、事務局ということで、こちらのほう、計上させていただいております。委託料につきましては、病児・病後児保育事業委託料というのがいちごルームの分でございます。負担金補助及び交付金といいますのが、病児・病後児保育事業負担金、ぞうさんのおうちとぼっぼの負担金でございます。

それから、その前に、この事務局を上牧町が受け持つというところで、事務に支障がないとか、負担がかかってないかというところでございますが、これまでにない事務は負担としてなっているんですけども、課内で協力しながらやって進めているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。事務局って本当に大変なことだなというふうに思っております。課内で協力し合っているということで、町のことに加えて事務局も重荷だとは思いますが、よろしく願いいたします。

それと、先ほどの令和5年度から、病児保育室ぽっぽが加わったというところで、利用状況のほうをお聞かせください。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ぽっぽの利用状況でございます。令和5年の1月分までしか、現在、通知が来てませんので、1月分までになります。延べ人数といたしまして、40名の方がご利用いただいているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。これはやはり香芝市ですけれども、ぽっぽが加わったことによって、やはり利用しやすい方が増えたという認識でよろしいでしょうか。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 この協定をする前にも、協定なしの段階でご利用はあったんですが、協定を開始させていただいてから、かなり人数の方がご利用されております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 理解できました。協定をされてから、さらに増えていったということですね。ありがとうございます。

この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書93ページのアピアランスケア支援事業費について説明をさせていただきます。現在、お支払いが終わっております方が10名いらっしゃいます。今、電話でお問合せの方が1件いらっしゃいます。内訳なんですけれども、10名の方の内訳は、ウィッグが9名で、1名の方は乳房パッドでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。10名の方が、外見を気にされておられる方が、そういう形で購入されて、外出もしやすくなっているのではないかなというふうに思っております。県の負担が10万円ということで、加わってきておりますけれども、何しろウィッグと申しますと、やはり金額がかなり高くありますので、2万円でも本当にありがたいんですけれども、また

今後、そのところを増額という方向も、また考えていただけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まだこの事業につきましては、令和5年の途中から始めたばかりでございます。また、皆様の申請の動向を見ながら、また、近隣の様子等、県の補助金の様子等も見ながら検討を続けていきたいと思っております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 ありがとうございます。また検討のほうをよろしく願いいたします。質問は以上でございます。

○木内委員長 これで東委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 私からは4つ質問させていただきます。

まず、1つ目、予算書の105ページ、農林商工費の商工費のうちの商工業振興費、具体的には笹ゆり回廊整備事業費に関してです。これは、私が9月の議会で提案させていただいて、町のほうで検討していただき、そして事業化の方向が進んでいき、まずは非常に喜んでおります。町の現状を考えたときに、笹ゆり回廊を魅力アップする、あるいはまた、便利よくするということは、喫緊の課題やったんかなと思いますので、この点、非常に喜んでおります。説明を見ましたら、私は、まさかそこまでやってもらえると思ってなかったんですけども、20か所ぐらい立て看板をつくってもらえるということで、期待をしております。できましたら、その立て看板のところによりはちゃんのマークなんか入れていただきましたら、効果が高まるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討してください。それ1点です。

それから、もう1個は、そのときに同時に提案させていただきましたのは、笹ゆり回廊そのものの魅力アップと、その利便性アップとともに、僕としては、県の馬見丘陵公園と結ぶルートの提案もさせてもらったんですけども、それは都市環境課だけじゃなくて、社会教育課のほうとも深く関わっていると思うんですけども、その計画の提案、その後検討していただけたかどうかというのを、現状、お示しいただきたいということです。まず、これが1点です。

それから、2つ目は、125ページ、よろしいでしょうか。フリースクール事業です。このフリースクール事業も、私、非常に興味ありまして、これも、一般質問でもさせてもらったん

ですけれども、まだ事業2年目に入っただけで、これからの事業だというふうには思っております。今のところ、令和5年度と6年度の予算を比べましたら、ほぼ同額の状態だと思っておりますけれども、今、週3日のお取組をしてもらっていると思いますけれども、今後、例えば時間の延長だとか、あるいは、もう少し日にちを増やすだとかということが考えておられるのかどうか、現状をお聞かせいただきたいと思います。これが2点目です。

それから、3点目、予算書の129ページ、小学校の振興費の、特に上牧小学校の水泳授業の委託料に関することですが、今、プールの改修の件で、一時的に組まれたことだと思うんですが、このプール指導の外部委託というのは、一時的というよりも、できたら、今後、その方向へしていってもどうかというふうに、学校の先生のほうにそういう専門的な知識も、一番現場では困っておられることではないかなというふうに思いますので、広げる考えはあるのかどうかということ、まず、今年初めて始めようとしたところですので、まだ課題など見えてこないかもわかりませんが、そういう見通しはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4つ目、155ページ、体育の施設費でバスケットゴール設置工事、予算化していただきまして、これも私、提案させていただいたものですので、まず喜んでおります。町のほうにも、町内には確かにこういう需要がありますので、タイミングよくやっていただけたかなというふうに思っているんですが、場所等、現在計画の進捗状況を教えていただけたらと思います。

以上、4点です。

○木内委員長 竹中委員からの通告が終わりました。

ここで暫時休憩とし、再開は2時45分からといたします。

なお、本日冒頭で申し上げたように、46分から黙禱がございますので、45分には着席いただきますようお願いいたします。それでは暫時休憩でございます。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○木内委員長 それでは再開いたします。

(黙禱)

○木内委員長 それでは、竹中委員より、先ほど通告がありました。順次、答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 予算書105ページの笹ゆり回廊整備事業費の看板についてですが、ゆりはちゃんを看板に入れてくれということですが、今、そのような予定で進めております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 非常にうれしいといえますか、喜ばしいと思います。またこれ、説明してみましたら、財源がふるさと納税に基づく寄附でされるということで、寄附された方も、どういう使われ方がされるのかというのは、皆さん、関心があると思うんですけども、笹ゆり回廊の魅力アップ、具体的に利便性も上がりますし、非常に喜ばしいことじゃないかなと思いますので、ありがとうございます。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 実際にそういう立て看板なんかが設置されていくのは、4月以降、すぐ始まっていくのでしょうか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 そうです。新年度予算ですので、4月以降、業者と委託契約を結び次第、製作して、その後、工事に取りかかっていく予定です。

○竹中委員 ありがとうございます。

○木内委員長 それじゃ、次、答弁いただきます。

社会教育課長。

○吉川社会教育課長 先ほど、竹中委員から質問がありました笹ゆり回廊の、以前、一般質問でも、馬見丘陵公園へのアクセスにいろいろ活用できないかというご質問があったということで、文化財担当としまして、社会教育課としましては、まだほかの市町村との連携というのは、まだできていないのが現状でございます。ただ、青少年健全育成事業であるジュニアリーダーの子どもたちに、馬見丘陵公園へ歩いていってもらったりとか、あと、去年に立ち上がりました歴史ガイドボランティアの方々と、今後、笹ゆり回廊を使いまして、馬見丘陵公園へ行くような計画であったりとか、また、しっかり考えて、実施していきたいと考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 私が提案させていただきました趣旨の部分は、双方向の人の流れっていいですか、それによって、上牧町がより魅力アップされていくということを願って提案させていただきましたので、それに関しましては、すぐに、今日言うてもあしたやってくださいというわけ

ではありません。何年もかけて交流人口を増やして行って、地域一体でにぎわうと。近いところでは、例えば虹の湯なんかも、民間ですけれども、笹ゆり回廊沿いに再開されるということで、人の流れが生まれていくんじゃないかなというふうに思いますので、その方向で、今後ともお取り組みいただけましたらと思っています。

以上です。

○木内委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 今のご意見を頂きまして、また、町内各部署連携で、道路担当、まちづくり、観光のほうも、しっかり文化財のほうとも協力しながら、しっかり考えていきたいと考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 ありがとうございます。

○木内委員長 それじゃ、次、お願いいたします。

教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書125ページのフリースクール事業費について説明いたします。令和6年度も令和5年度と変わらない開催日数と開催時間で、予算計上しておりますけれども、今後の利用状況によりましては、また、そういう拡大も考えていかなければならないと考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 学校へ行きづらいという子どもさんが増えている状況は、すぐには改善できないと思いますし、今後とも、そういう需要は、まず確実にあろうかというふうに思いますので、七百数十万円の予算取っておりますけれども、ぜひ有効に生かしていただきまして、あのとき質問させてもらった中では、30人ぐらいの子どもさんが学校に行きづらいと。利用している子どもさんが八、九人でしたよね。常に使っておられるというのが三、四人というふうにお聞きしていましたが、ぜひ、この事業を有効に生かしていただきまして、まず、そういう需要が増えてきましたら、ぜひ拡大も考えていただきたいと思います。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 状況に応じて考えてまいります。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○木内委員長 それじゃ、次、お願いします。

教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書129ページの小学校振興費の委託料、上牧小学校水泳授業委託料について説明いたします。水泳授業を民間に委託することで、たくさんメリットあることを承知しておりますので、まずは令和6年度、7年度やってみて、メリット、デメリットを検証しながら、今後、また検討していきたいと考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 多分、そういうことだと思います。取りあえず、2年間その方向でやってみて、いろいろと課題を洗い出していただきまして、基本的な部分で、私も学校へ長くいましたので、学校の先生方の中で、水泳指導というのがかなり負担になっている、先生方も相対的に、私にも言ってきますので、そこをプロの専門家がやってもらえるということは、いろいろと子どもにとっても、学校現場にとっても、両面でメリットがあるんじゃないかなというふうには思います。ただ、これ、ただでできるわけじゃありませんので、お金もそれなりに多くかかりますので、この2年間の計画は、バスで行くという形ですね。仮に今後、広げていく場合、先生に、水泳のインストラクターに来ていただくというふうな形も考えられなくはないですね。そんなことは頭にあるんでしょうか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 まず、学校のほうに来ていただくとなりますと、学校のプール自体が使える状況にないといけませんので、あとは室内ですと天候に左右されないというメリットもございますので、そこは検討していきながら考えていきたいと考えております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 分かりました。また、取りあえずこの2年間、取り組んでいただきまして、課題を洗い出していただきまして、取組よろしくをお願いします。

以上です。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それでは、予算書の155ページ、上段でございます。工事請負費、バスケットゴール設置工事115万5,000円の設置場所でございますが、桜ヶ丘東公園グラウンド内に設置をさせていただきまして、方角的には一番南側、河合町の焼却場のある付近なんですけれども、そちらのほうに設置をさせていただく予定をしております。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 ぜひよろしくお願いします。せっかくつくっていただけますので、安全に配慮した運用ができるように、ルール設定等もよろしくお願いします。

それから、町内の公園だとか運動場なんかの設備や遊具なんか見ましたら、せっかくあるのに十分使えてないというのも見受けられますので、また、宣伝のほうもしていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○木内委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 安全面に関しましては、ポールに子どもたちがぶつかってはいけないので、クッションになるようなものもつけますし、あとは安全管理で、いろいろルール決めもさせてもらいたいと思っております。周知のほうも、設置後は、また自治会等にも周知をさせてもらって、しっかりアピールさせていただきたいと思っております。

以上です。

○木内委員長 竹中委員。

○竹中委員 そしたらまた、ぜひ安全に、子どもたちが楽しく使えるように、運用のほう、よろしくお願いします。

○木内委員長 竹中委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。一般会計予算の歳出について質疑を行います。

今日は東日本大震災から13年ということで、まだまだ復旧、復興がされてないということが、今朝もテレビでも流されておりましたし、また、能登半島沖でも地震が起こり、大変な状況になっている中で、今回は、上牧町の令和6年度予算で、特に起債を活用した防災、減災の事業ということで、タイミングよくといいますか、今回、たくさん出てきておりますので、主にそれを中心にお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、予算書44、45ページのところですけれども、企画費の中のコミュニティーバス運行費の中で、需用費の中の修繕料が20万円計上されております。これは、令和5年度予算では、バス内マイク設置とありましたけれども、資料を見ますと、令和5年度の見込みゼロとなっていますけれども、これについて説明をお願いいたします。

続いて、同じページの公共施設等美化緑化推進事業費で5万9,000円ということで、令和5年度予算よりも倍ぐらいの増額となっていますが、説明をお願いいたします。

次は、46、47ページの大阪関西万博奈良県実行委員会事業費ということで、既に2人の委

員からも質疑があったところですが、奈良県実行委員会の参加負担金ということでの90万円です。町としてなぜ参加されようとしたのか、これについてお願いいたします。また、近隣町はどうでしょうか。私がお聞きしたところ、近隣がそろって参加といいますか、当初予算に計上されてないというところもあるかと聞いております。万博はみんなが喜べる中でやってほしいという、大阪の小学生の声が朝日新聞に1月に紹介されていたということもありますように、この大変な中で万博をやるということは、能登の地震の復興が進まないのではないかと、大変心配されています。人手の問題とか機材、重機不足で、財源はもっと復興のほうに回してほしいという声も大変多く上がっているところですが、町としてなぜ参加されようとしたのかということで、この参加負担金という計上に当たっての経緯を説明願いたいと思います。

次は60、61ページで、上牧町長選挙費ということで、町長選挙の費用が上げられております。今、まだちょっと1年ぐらいあるんですけれども、今の時点で今中町長はどういう姿勢でおられるでしょうか、お聞かせいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、66、67ページのところですが、高齢者福祉費の中の18負担金補助及び交付金のところで、防火管理者資格取得支援助成金ということで、5万円近くの増額となっておりますけれども、これの説明をお願いいたします。

続いて、72、73ページ、保健福祉センター改修事業費ということで、工事請負費のところで、保健福祉センター公衆無線LAN整備工事費ですが、これは、後から出てくる文化センター、庁舎西館にも同じような項目が出てまいりますけれども、これは東充洋前議員が要望されていた事業ですが、無線LANでネットワークをつくるということなんですけれども、どのような活用が期待できるのか、お願いいたします。

それと、もう1つ、工期の問題では、2000年会館では、資料によりますと、令和6年4月から令和7年3月の1年でありました。後からの分の文化センターは、期間が6か月ぐらいだったかと思いますが、また後のところでお聞きますが、それも一緒にお聞きしたいと思います。

次、続きまして、74、75ページ、地域子育て支援事業費の中の負担金補助及び交付金の保育士処遇改善事業費補助金で、これ、県の事業だったんですよね。県が2分の1の事業で、672万円ですが、これは私立の保育園3園に対しての補助金ですが、町立保育所の処遇改善の対応はどうなっているのでしょうか。説明をお願いいたします。

次は、80、81ページの衛生費の中の、81ページの一番下の会計年度任用職員人件費という

ことで、新たに保健師報酬ということで組まれているんですけれども、532万3,000円、この説明をお願いいたします。

次、82、83ページです。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費ということで上げられていますけれども、資料では人件費と報酬が入っておりまして、580万円の説明なんですけれども、この人件費、93の資料では、専門職と健康運動指導士が1名というふうな、説明にあるんですけれども、この事業費全体の業務といいますか、人件費が今回、入ってきておりますけれども、これの説明をお願いいたします。

次は90、91ページの健康増進事業費ですけれども、ここの項目は、令和6年度から生き活き対策課から健康推進課になる事業に入ってきていると思うんですけれども、先ほどのところも少しそうですけれども、会計年度任用職員人件費のところの報酬で、指導員報酬28万8,000円、栄養士報酬2万5,000円、それぞれについて説明をお願いいたします。

次は96、97ページの塵芥処理費ですが、この中の委託料、塵芥焼却場跡地草刈り委託料で71万6,000円ですけれども、令和5年度において、焼却場跡地の表層調査がされたと思いますけれども、その結果はどうであったのかということと、今後、ここの委託料は、業務は主に草刈りとなるかと思いますが、この管理費については、どういう見込みになるでしょうか。

それと、次は102、103ページですけれども、農地費のところ、草刈り委託料が出てきておりますけれども、これ、新しく出てきておりまして、資料は113で、24か所のため池の堤について、水利組合等の要望で年1回草刈りを行うということなんですけれども、この状況、地元でできなくなっている説明だったと思いますけれども、この内容について説明をお願いいたします。

次は108、109ページの道路橋梁費の中の道路水路維持管理費の14工事請負費で、委託料のところ、道路水路清掃委託料ということで、122のところ、説明がありますけれども、自治会等の協力で側溝等の清掃時の土砂の処分ということなんですけれども、7つの自治会みの委託料となっています。他のところはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。このようなお掃除は、大抵、ボランティアで心ある方がずっとやられているということが多いところもあります。高齢でもうできないわとおっしゃる声もちょっと聞いたりするんですけれども、この対応です。ごみを引き上げるのも大変なところもあるようですが、これについての説明をお願いいたします。

それと、同じところの工事請負費の交通安全施策工事ということで250万円ですけれども、

この説明をお願いいたします。これは、資料はありませんでした。

次は110、111ページのところで、道路冠水防止対策事業費ということで、委託料と工事請負費が計上されました。道路冠水防止対策については、私は12月議会で一般質問をしたところですが、その中の第二小学校の南側ということで、資料でも出していただいておりますが、対策の設計業務委託料でされるということですが、今後については、滝川の堆積土砂の撤去等も必要になるのではないかと思いますけれども、この工事の今後の見通しについて説明をお願いいたします。

次、同じページの下のところ、道路環境改善事業費の工事請負費で、道路照明整備工事ということで、濁明星線上の照明をLED化する、もしくはLEDの照明を新たに設置するというものですが、ここに関わって、濁明星線は今年の9月に、長年かかってやっと開通したところで、きれいな道路になっているところですが、道路上に、以前の駐車禁止のドラム缶状のものが十幾つ、そのまま置かれています。道路開通までの注意を促したものだと思いますが、環境改善という観点からは取り除くべきものではないかと思うので、その点とLED化の計画を併せてお聞きをしたいと思います。

次ですが、112、113ページの公園管理費の中の工事請負費ですが、緑地整備工事ということで、資料では、葛城台のバサ池南側の樹木の伐採後の整備というふうになっていますが、樹木を伐採して、何かまた植樹をされるのかというふうなことだと思いますけれども、この計画について、工事内容について説明をお願いいたします。

次は114、115ページです。住宅対策費の中の115ページ一番下の住宅耐震促進事業費ということで、135万円の計上です。これは、令和5年度決算の見込みでは、耐震診断が5軒分に対して、令和6年度予算は2つ増やして6軒分であります。改修の補助金については2件ということなんですけれども、要は、町全体で耐震を促進するという観点で、補助の引上げなどが必要ではないかと思いますが、その観点でお聞きをいたします。平成28年、2016年策定の上牧町耐震改修促進計画では、住宅の耐震化を計画時は84.8%でしたけれども、町内の古い住宅地の耐震化を2020年までに95%にするということが目標でした。耐震化を支援する施策の展開で、700戸の改修を目指すというふうな計画書でありますけれども、これについて、もう少し改修の工事の補助金を、上限を上げるとか、その辺の必要があるのではないかと思いますけれども、現状と対策をお聞きいたします。

次は120、121ページですが、災害対策費の中の地域の防災力向上事業費の中で、121の一番上のところですが、自治会防災事業補助金ということで、24の自治会に対して、

10万円の上限に助成をされるということで、これはそれぞれの自治会で何か防災の事業を行う者に対してですけれども、これは、東充洋前議員が提案されていた項目ということで、私も気づいたところですが、これまでは、防災関連の物資を支給したりとかいう事業であったかと思いますけれども、この経緯と、この補助金について説明をお願いいたします。

続いて、同じページの一番下になりますけれども、会計年度任用職員人件費ということで、教育費の事務局費、歳入のところでお聞きしたのがこれかなと思いますけれども、人件費全体として9,412万3,000円です。次のページに、臨時教員等報酬とありますけれども、この内訳について説明をお願いいたします。できたら臨時教員の内訳の資料等を作っていただけるとありがたいと思いますけれども、今日は内訳の説明をお願いいたします。

次は124、125ページの国際交流事業費です。令和5年度は、上牧町に台湾から中学生を招いて国際交流事業が行われたところですが、令和6年度は、逆に中学生20人を台湾に派遣するという事業が7月に予定されております。この委託料の中で、国際交流事業費委託料598万2,000円ですけれども、この内容について説明していただきたいと思いますが、特に聞きたいのは、引率者はどういう役職の方が引率されるかということと、あと、現地の下見の費用もここに含んでいるかと思いますが、この予定についてお願いいたします。

次は、学校のはいいです。

次は128、129のところの小学校給食事業費に関して、これは中学校と幼稚園もありますけれども、私がお聞きしたいのは、給食の賄い材料費の物価高騰の影響はどうかということです。食材費が保護者負担ということで、給食費になっているかと思います。しかし、令和6年度の予算を見ますと、賄い費は、令和5年度予算に対して大体減っているんですけれども、逆に、委託料の給食確保委託料が増えている傾向です。この説明をお願いいたします。

次は142、143で公民館費の中の工事請負費、文化センター及び庁舎西館3階無線LAN整備工事ということで、無線LANの整備が行われるということなんですけれども、この工事については、2000年会館とは違って、資料では5か月間というふうな工期になっていたと思いますけれども、この違いについて説明をお願いいたします。

それと、次は150、151ページ、部活動地域移行検討事業費ということで、15万円の計上ですけれども、令和6年度は検討されるということで、今後、土曜、日曜の部活動を地域に移行するというものなんですけれども、検討委員会の委員も書かれていたわけなんですけれども、この中に、子どもたちの声を反映するような仕組みを入れていただきたいと思います。教職員とか保護者だけでなく、生徒の声も反映したものになるようにということで、地域移

行の目標が令和8年度ということで、新上牧中学校の開校と合わせる形で予定されているというふうな説明が資料には書かれていますけれども、拙速な地域移行とならないよう求めるところですが、そのような状況はどうでしょうか、お願いいたします。

それと、次は154、155ページで、一番上のところですが、体育施設費で、2つ目のところで、桜ヶ丘東公園グラウンドトイレ改築工事实施設設計業務委託料ということで、トイレが新しくされるのかなと思いますけれども、この改修に至った経緯の説明を、改修されようとする経緯の説明をお願いいたします。それと、工事請負費については、町長の英断により第二体育館を存続させるということでは、大変英断いただきまして、お世話になりました。ありがとうございます。今後、この第二体育館を活用するに当たり、駐車場が整備をされるということですが、資料では、樹木の伐採とブロックで囲うというふうな説明です。どの辺りまでの樹木の伐採なのか。周りの生け垣はそのまま残されるのかどうか、その辺とかを、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、最後になりますけれども、160、161のところで、161ページの会計年度任用職員で、令和6年度予算では、会計年度任用職員が24人増員されますけれども、主にどういった分野での増員でしょうか。説明をお願いいたします。

以上の項目ですが、よろしくをお願いいたします。

○木内委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書45ページにございますコミュニティーバス運行費の中の修繕料の質問でございます。資料のほうでは、歳出のナンバー22でお示しさせていただいております。今、石丸委員からのご質問で、令和5年度の公用車修繕料がゼロという部分で、当初、この分については、案内のマイクの設置用で予算を組まれたのにゼロだということで質問がございます。この部分につきましては、案内用のマイクは設置しておりますが、支出のほうで、公用車全体で、修繕料の中で、財産管理のほうで公用車の修繕料を組ませていただいた部分がございます。そこで合わせて執行したという部分で、今回、この見込みについてはゼロという部分になっているところがございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 マイク設置の件については分かりましたが、これは3台ともに設置をされたということですか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それでは、令和6年度の修繕の内容は、説明ください。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 令和6年度につきましては、ドライブレコーダーの経年劣化という部分がございますので、今回、令和6年度におきましては、ドライブレコーダーの入替えというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次、公共施設等美化緑化の消耗品についてお願いいたします。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 公共施設等美化緑化推進事業費ですけど、これはボランティア団体に花の苗を渡して植えてもらうという経費でして、来年度の予算で増えている理由といたしまして、片岡台の公団の北側に石造りのベンチと一体となった花壇がありまして、その10か所部分にも植えていただくというのを、来年度予定しておりますので、増えております。

以上です。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。これも東前議員が言っていたことです。この花を植えていただいているボランティア団体は、町内どのぐらいありますか。どれぐらいの地域で。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 現在は、桜ヶ丘ロータリーの花壇部分を植えていただいている団体のみです。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書46、47ページにございます大阪関西万博奈良県実行委員会事業費でございます。委員お尋ねの、なぜこれに参加するに至ったのかというところでございますけれども、先ほど、東委員からのご質問にもありましたように、関西パビリオン

のブースの出展であったりとか、河瀬監督のプロデュースによる動画の作成であったりとか、上牧町のPRをするいい機会であるというような認識の下、これに参加させていただくというような決定をさせていただいたところでございます。

また、近隣の状況についてというご質問でございますけれども、これにつきましては、今、奈良県議会でも予算を計上されておるところでございます。それが予算を通り次第、各市町村に対して、意向の表明の確認をするというようなことを聞いておりますので、現時点で、奈良県で、意向の団体はほぼであるとかというのは、恐らく把握されていないのかなと思います。うちから近隣に確認をさせていただきましたところ、予算の計上につきましては、当初予算で上げるのか、また、補正予算で上げるのかというところはあるとは思いますが、近隣の市町村で、ほぼ参加を表明されているというような状況でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今後、補正対応で、この負担金を計上するところもあるというふうな理解をさせていただきましたが、これは、事務局が奈良県知事公室万博推進室というところなので、そこから町に声がかかったというふうな理解でよろしいですね。町がさせていただきますというのではなくて、県からのそういう打診があって、参加を決めたという理解でよろしいですね。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 上牧町として、この実行委員会に参加をするという決断をされたということですが、私は先ほど、質問時に言わせていただいたように、本当に今、この大きな財源を使うときかということでは、本当に世論でも大きな疑問が広がっているところですので、本当に能登の復興が進まない中で、人手も足りない、木材も含めて機材、重機も不足していく。大きな財源も使うという意味では、大変疑問が残るものであります。私としては、そうすかといかない負担金ではありますが、町全体の予算の中で見ますと、これがあるから全てあかんというふうにはいかないんですけど、大きな問題だと思います。この万博は、万博の跡地を、今後、カジノに利用されるというふうな計画もありますので、そういう中での万博開催というふうな内容ですので、大変、今後の大阪のまちの在り方にも問われますし、青少年の健全育成の観点からも大変問題があると思いますので、ちょっと意見として、この項目には言わせていただきます。以上です。

次、お願いいたします。

○木内委員長 今中町長。

○今中町長 大変お気遣いを頂きまして、ありがとうございます。まだ、約1年後でございますので、私としては、まだ考え方をまとめてはおりません。しかるべき時期が来ましたら、また、皆さん方に発表をさせていただきたいというふうに考えております。今はそれ以上、それ以下でもございませんので、よろしくお願いをいたします。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 答弁ありがとうございます。お聞きしておきます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 67ページ。高齢者福祉費の負担金補助及び交付金、防火管理者資格取得支援助成金の増額についてでございます。こちらの防火管理者でございますけれども、福祉課のほうで指定管理を出しております老人憩の家に対する防火管理者に対する補助金でございます。老人憩の家が米山台、服部台、友が丘、桜ヶ丘、五軒屋、片岡台、梅ヶ丘、新町の8か所ございまして、8か所掛ける8,000円の6万4,000円、今回計上させていただきました。その計上なんですけれども、例えば、今、指定管理しておりますシルバークラブ、また、自治会において、また役員が代わられたときに、防火管理者の研修を受けていただく必要がございますので、全ての施設についての防火管理者、補助金の額を計上しました。

それで、前年度なんですけれども、8,000円掛ける2か所の1万6,000円の計上をさせていただいてたんですけれども、本年度については8か所全部、委員が代わられた場合に備えて計上させていた次第でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 73ページ、保健福祉センター改修事業費、保健福祉センター公衆無線LAN整備工事についてでございます。こちらのほうは、前町会議員の東議員からご提案を頂いて、会議室、和室、会議室1、2、多目的室にWi-Fiをできるような環境を整備する、また、エントランスホールについてフリーWi-Fiを設置する事業でございます。

それで、期間につきましては、その下にある空調整備工事を同時に実施いたしますので、おおむね3か月、4か月では済むと思うんですけれども、空調工事との兼ね合いで1年間

の実施予定とさせていただきます。

以上でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、今後どのような活用が期待できますか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 会議室でのWi-Fi設備、整備することによって、例えば、遠くにおられる方とのZoom会議であったりとか、あと、インターネットの動画、研修の動画を見ながら研修を受けるであったりとか、そういうことに活用できたらと考えているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、今回、公共施設に保健福祉センターと、後から出てきます文化センターと、あと庁舎の西館3階も連携してくるんですけれども、現在、庁舎内で整備されているのは、令和5年度で補正で庁舎の1階のロビーに整備されているというふうな状況だと思いますけれども、担当が変わるかもわかりませんが、現在の整備状況をここで併せて説明ください。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 本庁舎の1階ロビーに公衆無線LANの整備の部分につきましては、3月2日で工事完了いたしまして、引渡しというふうになっているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。これ、貸し館のところでもこういう設備ができますので、できた暁には、また町民の皆さんにも周知、広報していただきますようお願いいたします。

ありがとうございます。次、お願いいたします。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書75ページの保育士処遇改善事業費補助金についてでございます。こちらの対象施設は、民間の保育所となっておりまして、公立の保育士さんは対象にはならないのかというご質問だったと思います。公立の保育士さんにおいても、命を預かるとても責任の重い仕事をしていただいております、それから、子どもたちを保育、教育しながらの書類作成や行事準備、園内、教室の壁面作業とかを頑張っていただいているんですけれども、しかし、県の補助対象外であることと、また、公立の保育士や他の専門職につきましては、一般職の職員と同一の給料表等に基づき、給料や各種手当を支給していることから、現状におきましては、公立の保育士のみの処遇改善を行うことは難しいのではないかと考え

ておるところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 町の職員と同じ待遇ということであれば、人事院勧告で改正はされていますね。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 しております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 なかなか保育士さんが集まらないとか、続かないとかいう理由には、やっぱり多忙というのと、お給料の面と、あと人間関係とかが多いと言われていいますので、だからこれ、やはり町でも、何らか対策が必要だと思います。特に、一般職の職員さんはそんなに関係ないというわけじゃないんですけど、小さい子どもさんを直接扱う方ですので、やはり、処遇改善では、町独自でも、もう少し、今後考えていただきたいところですが、また、よろしくお願ひしたいと思います。意見で今回とどめておきます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書81ページの衛生費、下のほうの会計年度任用職員人件費、保健師報酬の件でございます。保健師の退職に伴いまして、現在、募集をしていただいているところですが、なかなかままならないことがありまして、会計年度任用職員であれば、時間等の融通もつけることもできますので、今回、保健師報酬をつけさせていただいております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、包括支援センターのほうではなくて、生き活き対策課ですけど、一般会計のところに入っているということは、健康増進課になりますか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました保健衛生総務費、高齢者の保健事業費と介護予防の一体的な実施事業につきましてご説明させていただきます。本事業につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合広域計画に基づき、令和4年度より実施させていただいております。こちらは、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細やか

な支援を実施するために、奈良県広域連合から委託を受けまして、健康の保持増進のために事業を実施しております。実施の仕方につきましても、住民保険課のみではなく、生き活き対策課と連携を図りまして、介護との一体化ということで、実施させていただいております。

主な内容につきましては、高齢者に対する個別的な支援、ハイリスクアプローチというのですが、健康診断等の未受診の方でありましたり、介護保険対象になっていない方でありましたり、医療機関自身に受診をされてない方、こういった方々をリストアップしまして、健康審査等の受診を勧奨するようなチラシの配布等を行ったり、もう1つ、通いの場等への積極的な関与としまして、ポピュレーションアプローチというものがございます。こちらは、健康づくり教室等を生き活き対策課等で実施されておりますので、そちらの場で、高齢者に向けた保健事業を積極的に進めていく事業になっております。

先ほど、石丸委員のほうから、予算の内訳についてご質問いただいておりますけれども、まず、人件費におきまして専門職1名ということなんですけれども、これはもう保健事業の生き活き対策課の人件費のほうへ充当させていただいているような感じでございます。そして報酬、先ほど申しました健康づくり教室というところで、健康運動指導士という方も1名雇い入れまして、健康増進事業費、予算書90ページのほうに充当させていただいているというような内容でございます。そして、残りの3つが、先ほども申しましたような未受診者の方への広報受診勧奨といったような事業でありましたり、委託料としまして15万4,000円上げさせていただいているんですけれども、こちらは食育SATといいまして、前回のペガサスフェスタから初で実施させていただいたんですけれども、朝、どんな朝食をとりましたかということで、給食のトレーに朝の食事のメニューをつまんでいただきまして、それをぼんと機械に押すと、健康状態とか、栄養の摂取状況とかがとれるというやつで、結構好評でしたので、引き続き、こういった事業も行いたいと考えておるような次第でございます。

以上が説明になります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。資料の歳出の内容がどこに入っているのかということでお聞きをしたところですが、生き活き対策課とも連携しされているというところで分かりました。

では、次、お願いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書91ページの会計年度任用職員人件費について説明をさせていただきます。

まず、指導員報酬でございます。こちらは、今も出ておりましたが、健康運動指導士を雇い上げまして、シルバークラブと連携をしながら、地域で運動といいますか、介護予防系を中心に教室を展開したいと考えております。

次に栄養士報酬でございます。栄養士の分につきましては、骨密度検診を今年も実施させていただきますので、そのときの指導する栄養士として雇い上げをさせていただく予定です。

その下、看護師報酬でございます。これは、がん検診、例えば胃がん検診とか石綿の検診もさせていただきます。骨密度の検診もさせていただきますので、そのときの現場のスタッフでございます。

その下、歯科衛生士報酬でございます。歯科衛生士報酬につきましては、3歳児健診で、保護者の方の口腔衛生のための歯科検診を実施しております。そのときに、実施指導をしていただくための歯科衛生士を雇い上げしているところでございます。

以上でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 丁寧已全部ありがとうございます。新しい上の2つだけと言ったつもりですが、ありがとうございます。よく分かりました。結構です。

次、お願いいたします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書97ページ、塵芥焼却場跡地草刈り委託料の部分でございます。草刈りに関しましては、今年度も実施しておりますが、管理地の維持管理のため、付近の住民さんにご迷惑をおかけしますので、草刈りの委託料は、令和6年度においても予算計上させていただいております。その中で、令和5年度で実施しております表層調査の結果ということでございますが、この調査につきましては、現在、現地調査も進めながら、調査結果を待っている状態でございますので、まだ作業中でございます。3月末には、報告書が提出していただける予定になっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 まだ結果が出てないということですね。分かりました。

では、次、お願いいたします。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 予算書103ページの草刈り委託料について説明させていただきます。議会資料、歳出のナンバー113をご覧ください。ため池の草刈りは従来、そのため池

を利用している水利組合や農業従事者の方に草刈りを実施していただいております。しかし、農業者の高齢化や後継者不足により、町に実施してほしいという要望を多数受けましたので、ため池の法面において草刈りが必要な場所、24か所を、そのうち1回分を町で実施するために予算計上させていただいております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これから草刈りとか樹木の剪定とかの費用もなかなか大変だなというのを見ているところですけども、このため池というのは、草刈りを必要とするため池と書いていますけれども、草刈りを必要としないのを入れるともっとあるということですか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 町所有のため池は32か所あります。そのうち、法面が自然の草が生えるような状態で、草刈りが必要な箇所が24か所存在します。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。このため池の調査、活用については、一般質問でも項目入れていますので、また、お聞きをしますけど、全体の数が32か所というのはお聞きをしておきます。分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書109ページ、道路水路清掃委託料の部分でございます。議会資料の歳出ナンバー122に記載しております。議会において清掃に協力いただいて、その際に発生した残渣、土砂を処分する業務でございますが、今、質問のございました、ここに記載の7つの自治会の対象となっているところでございますが、今回、予算計上させていただいておりますのは、自治会からの要望があった箇所について記載しております。春のつゆはり等の土砂の作業、自治会でなされているところがメインとなっているんですけども、そのほかにも、ここ、記載されてないんですけども、例えば桜ヶ丘地区でございましたら、道路の土砂の清掃していただいたやつを入れていただいて、町職員に回収させていただいて、処理させていただいているという部分もございます。ここ、記載させていただいているのは、自治会で各季節ごとにやっていただいている自治会清掃、大々的にしていただいていると思うんですけども、その部分に対する回収作業がメインになっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。その他の地域でも、年に2回ぐらい清掃されているときに、申し

出れば回収されているということで、理解しておきます。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書109ページ、交通安全施設工事についてでございます。

これの内容説明でございますが、主に工事させていただいている内容につきましては、道路の区画線の消えている箇所の復旧工事であったり、あと交差点の反射鋲、自発光鋲なんですけども、交差点の危険を促す自発光鋲の設置といった内容でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。

次、お願いいたします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 次に、予算書111ページ、道路冠水防止対策設計業務についてでございます。質問のございました第二小学校南側の水路の部分でございますが、今後の見通しとしましては、令和6年度に詳細設計業務を発注させていただいて、令和7年度に対策工事に着手していきたいと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、滝川に直接、ボックスカルバートがつながるものだと思うんですけど、滝川の川の中の堆積土砂の撤去等の必要性もあるのではないかと思いますけど、これは県との関係では、今後、どのような予定がありますか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今ご指摘のございました滝川の土砂については、高田土木のほうにも、都度要望はしております。その中で、計画的に進めていただいておりますけども、なかなか、撤去終わった後、もうどんどんやっぱり堆積していくのが現状なんですけども、今後、冠水対策として、我々も水路改修工事、実施していきますので、県のほうにも、さらにまた要望していきたいと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしくお願いいたします。これ、なかなか費用がかかってきますね。資料を見ましたら、アーバン前の道路、坂口牛萩線というところも冠水するというふうな状況で、町内あちこちで冠水が起こるということが出ておりますので、しっかり計画的な対応をよろしくお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。

では、続いて、濁明星線のＬＥＤ化の整備工事についてお願いいたします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書111ページ、道路照明整備工事についてでございます。

道路照明の設置につきましては、濁明星線が令和５年に開通するということもございましたので、この開通部分、新設の部分を、令和５年度でＬＥＤの照明の位置は完了しております。その後、令和６年度なんですけども、そこから南側、新たに開通した道路の上から南側、既存の道路になるんですけども、その部分のＬＥＤ照明の設置工事を実施していきたいということで、予算計上させていただいております。

それと今、先ほどご質問のございました道路に設置されているクッションドラムなんですけども、あれにつきましては、過去にその道路に駐車されると、駐車禁止のために設置してほしいという部分があったので、今後も道路状況を見ながら、そういったことがないように、取りあえず今のところは設置したままで様子を見ようと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、ドラム状の駐車禁止というのですが、ほとんど文字が消えていて、プラスチックのが壊れているので、ただ、ごみが置いてあるという感覚でしかありません。数えたら全部で13個ぐらいあります。服部記念病院側と、新しい道路につけた側のところ等に集中してあるんですけど、私、置いておいたら見栄えが悪いというか、あまり清掃されてないところみたいに見られて、本当にあれは撤去したほうがいいと思うんです。信号のところにもまとめて置いてあるのもあるんですけど、信号機は駐車禁止に決まっていますから、あんなドラム缶置いていること自体が、これまでの道路開通してない状況のままです。ちょっとあれは対応をしていただきたいと思います。やっぱり町をきれいにするということも大事ですので、ごみが落ちているのと同じように、壊れた、そういう駐車しないでくださいという、ドラムが置いているということに対しては、町としてやっぱりきれいにしていただきたいと思います。道路を造っただけではなくて。後もちろん環境も整備できるようにということで、その辺はぜひ、そういう配慮もしていただけたらと思います。１回、また見ておいってください。お願いいたします。

では、ちょっと関連でしたが、次、お願いいたします。

○木内委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。本日はここまでとして考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 それでは、本日はここまでとし、明日は午前10時からとしたいと思います。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時00分

予算特別委員会会議録

1. 日 時 令和6年3月12日（火） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について
 議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
 議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
 議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について
 議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
 議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について
 議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について
1. 出席委員 委 員 長 木内 利雄 副 委 員 長 東 初子
 委 員 石丸 典子 竹中 亮造 安中 和
 康村 昌史
 議 長 遠山健太郎
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
 都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
 健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
 総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
 企画財政課長 中本 義雄 まちづくり推進課長補佐 福本 年宏
 建設環境課長 武安 康至 上下水道課長 南浦 伸介
 住民保険課長 和田 暁 税 務 課 長 木下 優子
 徴 収 課 長 山本 敏光 福 祉 課 長 俵本 大輔
 生き活き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代
 教育総務課長 辻村 純 社会教育課長 吉川信一郎
 文化振興課長 野崎 威志 会 計 管 理 者 松田 志穂
 上下水道課係長 宮崎 政徳
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
 書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○木内委員長 それでは再開いたします。

昨日から、石丸委員のほうから質問、通告させていただいております。本日は113ページからでございますので、順次答弁をお願いいたします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書113ページ、資料ナンバー歳出140、緑地整備工事についてご説明させていただきます。内容としましては、バサ池南側の緑地についてでございますが、この箇所において、高木、クスノキなんですけれども、6本、緑地の北側、バサ池寄りに設置する工事でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。おはようございます。予算委員会の歳出の質疑、2日目にわたっておりますが、よろしくお願いいたします。

バサ池の南側ということで、ちょっと現地を見てきたんですけれども、既に以前の木が切られているという状況で、ちょっと小高くなっているんですけれども、その整備と、それと新たな植樹ということになりますね。かなり山状になっていまして、危険な状態で、金網で入れないようにしてありまして、かなりいろんな木が茂っていたんだなというふうな状況になっておりましたが、緑地にすると、緑地整備ということですので、土台のところ、地面のところも整備を伴うということですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回、予算計上いたしております整備についてでございますが、これにつきましては、植樹のみとなっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 一般財源で130万ということなんですけれども、この周り、南側というのは、かなりフェンスが池に張ってあるんですけれども、私、現地見ましたら、フェンスを越えて木が、桜の木と、あと、カイヅカイブキ、絡み合っているという状態で、フェンスの向こう側に、池のほうにも行っているということで、あれじゃ池の中にも落ちるんだろうと思うんですけど、今後、もうちょっと整備も要るかもわかりませんでした。今回は取りあえず、木を植えられるということで、それは落葉樹ではないということなんですね。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回設置、植樹いたしますクスノキにつきましては、常緑樹となっております。

り、害虫等もつきにくい木を選定させていただいております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 木は植えたらまた剪定が要るとかということで、費用がかかったり、管理が大変なんていることもありますけれども、今回においては、地元の自治会の総意ということでありましたので、分かりました。今後もしっかり整備がされるように、また見させていただきます。ありがとうございました。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 予算書115ページ、住宅耐震促進事業費について、議会資料歳出ナンバー152について説明させていただきます。令和5年度の耐震改修工事の実績としましては、1件ございました。実際に工事費につきまして、過去の事例も含めまして、やはり工事費は何百万円とかかっております。そういう補助金があるにしても、所有者の方の負担は大きいものになっていると考えております。そこで、奈良県下で補助金を増額されている市町村は、まだ限られた市町村しかございませんが、増額されている市町村に対して、増額したことによって募集の件数とか、明らかな伸びがあったんかどうかというのを聞き取りとかして、今後、補助金を増額、財源のこともありますので、効果を確かめながら検討していきたいと思っております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 確かに改修工事まではいかないというふうな状況があると思いますけれども、実績1件というのは、改修工事の実績という、今の説明でしたか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 上牧町の耐震改修の促進計画というので、耐震化を支援する施策を進めるということになっておりますけれども、これはなかなか、補助金を上げるというのも1つだと思いますし、これ、予算以上に要望等あれば、補正で対応できるということになりますか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 町も補助金をもらっているので、補助の変更申請をかけて、そこから予算の補正ということになると思います。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 国の2分の1、県4分の1という中で行われている事業ですので、しっかり申請は要と思います。今回の能登の地震でも、やっぱり古いところの住宅の倒壊が非常に多かったということで、上牧町でも、意外と新しい住宅地も古い分野になっているということで、一部、耐震改修促進計画の地図なんかを見ますと、友が丘も意外と古い地域になっておりますので、全体的にやはり昭和56年5月以前の家ということでは、結構多くなっているのではないかと思いますけど、その辺でも、住民の皆さんにも周知も頂いて、改修促進のこういう事業があるということも、広報もしっかりしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 実際、今回、能登半島の地震におきまして、問合せ、数件、実際に来ております。今までやと、この時期にそんな問合せ、今年度はもう終わっているんで、まだ来年度の募集してない段階でというのは珍しいことなので、やっぱりその辺で心配になられて、逆に問合せを頂いている状態であります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 しっかり広報もしていただきまして、この事業の補助金、交付金活用されるように、よろしくお願いしておきます。ありがとうございました。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書121ページにございます上段の部分でございます。自治会防災事業補助金でございます。補助金の創設の経緯でございますが、総務課では、以前、地域の防災機能のさらなる強化に向けまして、通常ベンチ、そして、災害時には炊き出し場として使用できる防災のかまどベンチについて、材料の支給を行ってまいりました。そのかまどベンチの設置につきましては、令和4年度末で、各自治会で一定限度、設置ができたことを踏まえまして、総務課といたしましては、これから大規模災害への備えが急務であると考えまして、地域で防災活動をより一層、充実や継続させていくことを目的に、地域の実情に応じた、幅広く活用できる補助金制度を令和5年度に創設したところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 各自治会に違う形で防災事業の補助金交付ということなんですが、これ、上限が10万円ということで、例えば、事業の申請に基づいて行われるということですね。補助金10万円、そのまま交付されるというものではない、事業に対しての補助金、上限が10万円という理解でよろしいですね。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 実績を基に補助をさせていただいております。10万円以上を超えますと、上限が10万になりますので10万円、10万円以下であればその金額というふうになっているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。しっかり活用いただけるように、また広報もお願いいたします。

次、お願いいたします。次のところについては、昨日、申し上げましたが、早速資料を追加していただきまして、ありがとうございました。これ、資料見させていただきますと、6,752万3,000円、121ページの会計年度任用職員人件費ですが、スタッフと支援員は、実質6人という理解でよろしいですか。資料でちょっと説明いただけますでしょうか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 支援員とスタッフ6名というのはどの部分か、もう一度、お願いいたします。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料は、今朝追加で出していただいた追加資料で出ておりまして、番号はついていない分ですけれども、ブルーで塗っているところで特別支援スタッフ、通級指導員、非常勤講師、日本語指導スタッフ、個別別室対応非常勤講師、教員業務支援員ということで、6種のスタッフが書かれているんですが、これ、それぞれ1人ずつというふうな理解でしょうか。延べ人数で書かれているんですけれども、表の見方を説明ください。金額は全体で6,752万3,000円ということを出していただいているんですけれども、それぞれ学校別に、どのスタッフが何名というふうに書かれているんですけれども、実数で説明をお願いしたいと思います。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そちらの資料といたしましては、例えば、上牧小学校の特別支援スタッフ7という数字、入っているかと思うんですが、上牧小学校に支援スタッフが7名いるということでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。そしたら、合計で68人分という理解でよろしいですね。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 この分の費用について、昨日お聞きしました歳入の補助金が使われるということで、これ、2種類ありましたけれども、これの内訳、もう一度お願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 昨日説明させていただいた分は、この表の中の個別別室対応非常勤講師と教員業務支援員になります。個別別室対応非常勤講師というのは、学校で、様々な要因で、別室指導であったり、補充学習であったり、学力向上に、その非常勤の方がそこに携わっていただくという分の講師の配置でございます。教員業務支援員に関しましては、学校の先生が、例えば資料のプリント、コピーとか、準備であったり簡単な機械入力、教員の働き方改革の一環としての業務負担軽減という部分の支援員の配置でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 時間単価がすごく違うのはそれぞれ教員の方の対応ではないかと思うんですけれども、今言われたのはその下の2つですね。時間単価が大きく違うのはどうしてですか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 どちらも町の会計年度任用職員の単価を用いているんですが、非常勤講師は先生という、講師という立場で2,500円で、教員業務支援員は事務という扱いなので1,055円となっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。教員の業務が大変であったりとかということで、一定の臨時教員等の報酬で対応されるということですが、本来なら、常勤の教員配置というのが望ましいと思います。今回、こういう形で、これ、県の補助金対応ということで、一定前進ということで見させていただきます。分かりました。ありがとうございました。資料もありがとうございました。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書125ページの国際交流事業費について説明いたします。この委託料の内訳でございますが、生徒20名分と引率者は、通訳の方を入れて計9名分の委託料となっております。下見は4名分の計上となっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 そしたら、人件費というか、人の数は合計で13名ということですね。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 生徒20名と引率者9名、計29名分でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 引率者じゃなくて下見の人数は4人というのは、9の中に含まれているということですね。分かりました。失礼いたしました。

ちなみに、この引率者の役職とかいうのは、どういう方が行かれますか。分かっている範囲でお願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 先ほどの質問で、下見の4名分は29名分とプラス4名分で計上されております。

また、引率者の内訳なんですけれども、1名は県の方、通訳の方1名です。残りの8名は、教育長と、あと7名は学校と教育委員会事務局を合わせた人数となっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書129ページの小学校給食事業費について説明させていただきます。給食費の人数分の歳入を、基本的には賄い材料費と加工賃に振り分けているんですけれども、加工賃も来年度から値上がりすると聞いておりますし、あと、物価高騰に対応するために、その人数分の歳入の10%分を、町のほうから、今年度も来年度も補助しているという形でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 賄い材料費というのは、実質の材料費で、これが直接給食費に関わってくると思うんですけれども、値上げはされていても、この分は徴収する給食費には反映していないというふうな理解でよろしいですか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 徴収する給食費には影響せずに、町のほうから10%上乗せで計上しているということでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは分かったんですけれども、この賄い材料費が、比較しますとマイナスになっていって、加工委託料が増えてきているというのは、食品の内容が変わってきているということですか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 加工委託料というのは、ご飯とパンの加工委託料になりまして、賄い材料費は直接の食材費ですけれども、その割合も年々実績に応じて振り分けてはいるんですけれども、加工賃自体も値上げしておりますし、例年より賄い材料費に振り分ける割合が、前年より少し、加工委託料のほう割合が高くなったということでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 うまく調整されているということだと思えますけれども、特に給食費は食材の物価高騰の影響が大きくて、なかなか生の果物など出せないとか、新鮮な季節のものが出せないというふうなことも言われておりまして、テレビでもそういう放映がありましたので、ちょっと加工のほうに移ったりとかいうのがあるのかなと思ったりするんですけど、それはやっぱり苦勞するところだと思います。本当に今、食品が高くて、野菜も果物もすごく高いので、給食が十分、今までのメニューでできるかというのは大変だと思いますけれども、またしっかり取り組んでいただきたいと思います。

農産物をたくさん取っているところでは、地産地消というか、地域の農産物を給食に使っておられるというのもあるんですけど、上牧ではなかなかそういう食材は無理だと思えますけれども、今後の考え方として、それを作ったら必ず学校給食に使ってもらえるというのであれば、特定の作物に限って栽培したら、地域の方、退職の方でも励みになると。必ず学校給食に使ってもらえるものですから、買っていただけるということで、うまく好循環ができるというふうなこともありますので、また、今後の課題として、農業を上牧町でも進めていくという観点の1つにもなりますので、また検討をお願いしたいと思います。

また、この部分、ずっと賄い材料費と給食加工の委託料を計算しますと、大体8,000万ぐらいになりますので、給食費無償化というのは、多くの方が望まれているところで、議会でも一般質問等でほかの議員もされていますので、ぜひ、行く行くは上牧町でも、給食費の無償化を進めていただけるように、よろしく願いしたいと思います。

何かご意見とかお考えありましたら、よろしく願いいたします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、地産地消の分についてお答えさせていただきます。割と上牧は、地元の奈良県産のものを使う割合が高いほうですので、上牧のイチゴとかも使用しておりますので、これからも引き続き取り組んでまいります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。昨日、たくさんお聞きいたしましたので、町長は結構でございます。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは、当初予算書143ページ、工事請負費、文化センター及び庁舎西館3階無線LAN整備工事について説明させていただきます。資料につきましては、歳出ナンバー189の1、189の2になります。

文化センター及び庁舎西館3階無線LAN整備工事の期間についてのご質問なんですけれども、まずは、インターネット回線を文化センターと庁舎西側にそれぞれ1回線ずつ引き込みを行った後に、工事を行う予定でございます。工事に際しまして、休館日や利用されていない期間を利用しながらの工事となりますので、期間については、令和6年の7月から令和6年の12月までとしているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料の189の1と2で資料を出していただいているんですけども、箇所は文化センターのロビーと、小ホールと、中央公民館の会議室と、図書室の自習室、それと庁舎西側の3階の集会室になりますね。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 昨日も申し上げましたけれども、2000年開館とともに、無線LANの整備工事ということで行われますけれども、また、住民の皆さんや利用される方についても、しっかり広報していただきますようによろしくお願いいたします。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 周知等させていただきたいと思います。

○木内委員長 では、次、お願いいたします。

社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書151ページでございます。一番下にあります部活動地域移行検討事業費について、議会資料は193でございます。よろしくお願いします。

質問につきましては、子どもたちの声を反映する仕組みをとということだったと思います。もちろん4月以降、この委員会につきましては、子どもたちの声を反映させていただきたい

と思いますし、案件を聴取する仕組みも、しっかりと考えていきたいと思っております。また、教育総務課でも、去年の12月に部活動のアンケート調査を取っていただいておりますので、そういったアンケート結果も、また4月以降の委員会のほうにお示しをさせてもらって、子どもたちの意見を反映できる形をしっかりと検討していきたいと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。実施する目標は令和8年度ということで、大方2年ありますので、十分期間はあると思いますが、子どもたちの声も聞いた形で進めていただきますように、しっかりと検討期間を取っていただきますようによろしくお願いいたします。ありがとうございます。結構です。

○木内委員長 では、次、お願いいたします。

社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書155ページでございます。一番上の桜ヶ丘東公園グラウンドトイレ改修工事实施設計業務委託料について、改修する経緯についてのご質問だったと思います。この経緯につきましては、このトイレを利用される方から、この時代にそぐわないトイレだということで、全面改修してほしいというようなご意見が、以前からたくさんありましたので、今回、実施設計業務をさせていただきまして、工事費を算出後、また、工事を実施していきたいと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 確かに古い建物で、ドアも鍵がつけられたり、鍵があつたらかえって危ないというふうなこともありましたけれども、6年度で実施設計で、実質の工事は令和7年度ということになりますか。

○木内委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 6年4月以降、実施設計業務を早急に手続をさせていただきまして、もし6年度中に工事費等が上がれば、6年度中に補正で対応させていただきたいと思います。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 早い対応をしていただけることは大変歓迎します。大抵、実施設計をして、工事はさらに翌年ということで、住民の方からすると、なぜそんなにかかるんやというのをよくお聞きすることがあるんですけども、道路の改修にしても、歩道の改修にしても、さっとなんできるやろうというふうな感覚で思われる方もあるんですけども、やっぱり手続を踏んでという形だと思いますので、その点はよく分かっておりますが、このトイレの改修

については、なるべく早くできるようであれば、対応されますようによろしく願いいたします。ありがとうございました。

次の項目ですけれども、第二体育館の駐車場の整備については、一般質問で竹之内議員の通告もあるんですけれども、今回、当初予算に出てきておりますので、私のほうからも、ちょっと聞かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書155ページ、上段でございます。工事請負費、第二体育館西側駐車場整備工事、駐車場アスファルト舗装工事についてでございます。

質問の内容につきましては、樹木の伐採について周辺の生け垣を残されるのかという質問だったと思います。計画しておりますのは、樹木は全て、生け垣も含めて抜根までさせていただこうと考えております。抜根した後、その駐車場の地盤を整地させていただきまして、周辺にはブロックを積みまして、整備をさせていただこうと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 では、もう今の景観と全く変わるんですね。今、緑で囲われているような形の生け垣になっておりますけれども、景観が変わってしまうというのは、また、寂しいところもあるかもわかりませんが、すっきり駐車場という形にされるということですね。それと、駐車できるように駐車ラインも引かれるのも、ちゃんとした正式な駐車場の様式になるということですね。分かりました。お聞きをしておきます。ここはこのぐらいにしておきますけれども、分かりました。ありがとうございました。

○木内委員長 それじゃ、次、お願いいたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書161ページの会計年度任用職員の表の中で、職員数が前年度比24人の増員になっているということで、主にどういった分野での増員かというご質問でございました。それにつきまして、主な増員といたしましては、小・中学校における教育体制の強化のための支援員等の増員及び、昨日、生き活き対策課の答弁にもございましたように、栄養士であるとか、そして健康運動の支援員等の増員でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。先ほども教育のところ、支援員とか、いろいろ配置をされているという状況がありますので、分かりました。結構です。ありがとうございました。

これで、私の歳出の質問は、通告分は終わらせていただきます。長時間にわたりご答弁、

ありがとうございました。

○木内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。令和6年度上牧町一般会計予算、歳出について質問させていただきます。

まず初めに、私の資料請求に対して的確な資料を出していただき、ありがとうございます。ママスクエアに関しましては、この資料で分かりますので、もう質問は省きます。2つのNPO法人については、その場面で質問させていただきます。

それでは、歳出の質問、まず第1点目が41ページ、款2総務費の項1総務管理費の財産管理費、説明の14、工事請負費の町有地管理工事250万円の説明をお願いします。

次に、48、49ページの目9文化センター費なんですけれども、職員人件費が1名分計上されております。これについて、ペガサスホールの事務所には、いつも二、三人の方がいらっしゃると思うんですけれども、職員以外の方の人件費はどこに載っているのかを教えてくださいたいと思います。

それと、50、51ページの文化センター費、約1億105万5,000円というふうに高額な費用が計上されておりますが、このうちの工事請負費約6,000万円を引きますと、文化センターを運営するためには、人件費以外に4,000万円がかかっているという、これは、大体毎年この程度かかるのかをお答えいただきたいと思います。

次に、52、53ページの款2総務費、項1総務管理費の目11諸費です。これの説明欄の自治会振興費、7報償費、自治会長退職記念品代として6万6,000円、これの説明と、ここで関連でお聞きしたいのが公民館等集会施設補修補助金交付要綱、令和6年4月1日から施行されるという、これについて、躯体にまで及び、踏み込んだ補助金の交付要綱であります。この一番大きい500万の助成金という、それも躯体に関わる助成金なんですけれども、その意図は何なのかを教えてくださいたい。つまり、公民館を長寿命化計画で改修しろというような意図があるのか、その辺をちょっと教えてくださいたいと思います。

次に、54、55ページです。資料の出の40と41の、款2総務費の項2徴税費の目2賦課徴収費の不動産の公売等相続財産清算に選任申立てについて201万7,000円、不動産の公売については90万円と、これはどこに計上されているのかがよく分からなくて、それも含めた説明をお願いします。

次に、66、67ページの目2高齢者福祉費、この中の説明欄の18負担金補助及び交付金の町シルバークラブ連合会補助金、出の資料によりますと加入者が1,422名の見込みだということで去年は何人であったのか、今年度、平均年齢は幾らになっているのかを教えてくださいと思います。

次に、68、69ページですが、目3の障害福祉費です。説明欄の地域生活支援事業費、福祉課の7報償費、成年後見人謝礼55万2,000円なんですけれども、これについては、本人負担があるのかどうか、その辺を教えてくださいと思います。

次の70、71ページの説明欄18の負担金補助及び交付金に、成年後見制度法人後見支援事業負担金とありますが、法人後見人は、後見人にはならないで支援だけを行うのか、その辺の説明をお願いします。上牧町では、出の71の資料で、利用者は5人の予定だということですので、その辺の説明と、この負担金については、資料出の71では河合町が入っていないので、その説明も含めてお願いいたします。

次に、80、81ページです。款3民生費、目4の災害救助費なんですけれども、その説明欄、災害救助費、20の貸付金です。枠取りで1,000円をやっておりますが、やっぱり能登半島地震で、非常に今、国民が皆さん、注目している中でこの貸付金の内容、実際に大発災した場合は、この貸付金はどのようなになるのかを教えてくださいと思います。

次に88、89ページです。款4衛生費、項1保健衛生費の目3の予防費です。説明欄、予防接種事業費、ここの12の委託料ですが、資料は出の101で、インフルエンザ等の助成金が出ていますけれども、高齢者から带状疱疹ワクチン、これ、かかりますと非常に後遺症に悩むんだそうですが、この辺の町助成はないのかと。できたらお願いしたいということですので、その辺の見解をお願いいたします。

次に104、105ページです。項3商工費、目1商工業振興費の説明欄、商工業振興費、ここの18負担金補助及び交付金のWEST NARA広域観光推進協議会負担金70万円となっておりますが、出117の資料によりますと、上牧町の参加が1年ほど遅れておりますが、その理由を教えてくださいと思います。

次に108ページ、109ページの説明欄、道路水路維持管理費、14の工事請負費、道路水路管理補修工事です。この道路水路というのは、道路と家の間にある雨水溝のことなのか、まず、そこを教えてくださいのと、出の123の資料で、各自治会からの要望に基づいて予算計上されておりますが、その箇所はもう既に決まっているなら、教えてくださいと思います。

その下の道路長寿命化事業、14工事請負費の歩道整備工事なんですけれども、出の127で桜

ケ丘の歩道、やっと一部分ですが、歩道のやり替えをやっていただけるということで、ここはカラー舗装をされるのかをお尋ねいたします。

次に112、113ページです。先ほど石丸委員が質問された説明欄の公園長寿命化事業費、その上の工事請負費、緑地整備工事130万円なのですが、私は間違っていないと思うんですけれども、先ほどクスノキを植樹するとおっしゃいましたが、片岡台2丁目2号公園は、クスノキを大部分伐採しました。その理由というのが、クスノキは常緑樹なんですけれども、年に2回、新しい葉と古い葉、前からある葉と入れ替わるので、落葉樹並みの落ち葉が落ちます。そのため、公園周辺の人たちの清掃が大変だったので、以前から住民から要望があって、何とか高木であるクスノキを伐採してほしいということで、去年だったと思うんですけれども、10本ぐらいは伐採したと思います。そのおかげで、今、やっと落ち葉というんですか、枯れ葉が大分減りまして、周辺住民が非常に助かっているという状況ですので、このクスノキについて、植樹については、一度考えていただきたいと思います、その辺について見解を述べていただきたいと思います。

次に、118、119ページの説明欄、消防屯所整備事業費です。これ、片岡台の消防の屯所のやり替えということで、この屯所の横には、東側には駐車場があるんですけれども、その駐車場もやり替えていただけるのかを教えてくださいたいと思います。今の入り口では、非常に入りにくい駐車場の構造になっていますので、その辺、教えてくださいたいと思います。

次に120、121ページの款7消防費、項1消防費、目4災害対策費の中の、先ほど石丸委員が質問しました説明欄、自治会防災事業補助金、各大字に10万円ということで、令和5年度にも各自治会に10万円が助成されて、非常にありがたかったんですけれども、当初の説明では1回限りの助成と聞いていましたが、令和6年度も出していただけるということで、この補助金は、今後、毎年出していただけるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。自治会でも大災害時のための防災備品等をいろいろと備蓄しておりますが、毎年このように10万円の補助が出るなら、予算の組替え等、また、防災備品を増やすこともできますので、その辺、はっきりとした返事を頂きたいと思います。

次に124ページ、125ページです。説明欄のフリースクール事業費、需用費33万円、次のページの燃料費が3万円、光熱水費が30万円と、役務費が通信運搬費9万1,000円、委託料が、フリースクール運営委託料687万5,000円というふうになっております。これに対して資料が出ておりまして、まず需用費、燃料費、光熱水費、通信運搬費の説明をお願いしたいと思います。

それと、資料に関しましては、フリースクール2024年度のカレンダーが黒く塗ってあるの
で、意味がよく分からないので、火曜日、木曜日金曜日と運営されているんですが、その説
明をお願いしたいと思います。それと、委託契約の中の間接経費、運営諸費で、人件費の25%
と書いてあるんですが、その説明もお願いします。

次に156ページ、157ページなんですが、款11諸支出金、項1基金費の中の第三セクター等
改革推進債償還基金費が廃目になっている理由を教えてくださいと思います。

それと、抜けていまして申し訳ない。44、45ページの、肝腎な出会い・結婚・子育て応援
事業費、12委託料の出会い・結婚応援事業委託料を忘れておりまして申し訳ございません。

それと、その上も抜けてまして、もう一度、質問させていただきます。まず、その上のコ
ミュニティーバス運行費なんです。12委託料、巡回バス運転業務委託料3,421万6,000円。こ
れは令和5年度から愛和交通、それとシルバー人材センターと分かれて運転業務をされてお
ります。資料が出の20にあるんですけども、実際、この巡回バスを活用、利用してみて、
本当にこのありがたみというのが分かりました。できたら、自分の希望なんですけれども、
今、1時間に一本というのを何とか2本ぐらいにならないのかなと思いながら、出の22の資
料を見ております。委託料のシルバー人材と愛和交通、これの説明をお願いします。

それと、出会い・結婚・子育て応援事業費のこども未来課、12委託料、出会い・結婚応援
事業委託料が72万円と。これの資料を見ていますと、婚活イベントを年2回、それから個別
相談等をされています。そして、入のほうで、土地賃借料が22万5,000円上がっていますので、
マリッジサポート赤い糸は、事務所の利用料として22万5,000円を町に支払っているようなん
ですが、その辺のことと、水道光熱費等はNPO法人が負担しているのか、その辺を教えて
いただきたいと思います。

委員長、以上です。

○木内委員長 康村委員からの通告が終わりました。

ここで暫時休憩とし、再開は11時10分とさせていただきます。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○木内委員長 それでは再開いたします。

通告は終わっておりますので、順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページにございます財産管理費の工事請負費の中の町有

地管理工事の説明でございます。この部分につきましては、町有地の適正な維持管理を継続的に実施するための工事費でございまして、内容につきましては、公用地の樹木の伐採工事など、この中で考えているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 町有地の樹木の伐採工事費をここへ計上ということですか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。樹木の伐採工事と町有地の管理工事ということで、町有地の中で除草が出た部分につきましても、この辺、この予算で計画的にしていきたいというふうに考えている予算でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 町有地というのは何か所もあるんですか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 町有地でありますので、町内の部分がかなり占めているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書の45ページにございますコミュニティーバス運行費の中で、委託料、巡回バス運転業務委託料の中で、巡回バスをもう一本増やしてはどうかという質問でございますが、担当課といたしましては、令和5年なんですけれども、今まで運行していなかった昼間の時間の運行や、あと、公共施設などの利便性向上のために、バス停等の増設を行いました。そのことによりまして、昼間の時間帯、今までドライバーの休憩や給油にも充てておりましたけれども、その部分につきましても、ドライバーの増員というふうな部分で、予算等を計上させていただいております。

今、委員おっしゃっている部分につきましては、やはり1台増便となりましたら、費用面がかなり発生してくるというふうに考えているところでございます。そういうことも含めまして、今のところ、この運行のやり方で進めていきたいというふうに考えておりますので、1便増便については、今のところ考えてはおりません。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりましたけれども、ちょっと質問させてください。この資料の20にありますけれども、ここで燃料費、修繕料と備品購入費はゼロですよ。その上のガソリン代、

公用車修繕料ということで、約500万のお金と、その下の巡回バス運転業務委託料3,421万6,000円というのは、純粋な意味での運転手への人件費というふうに理解していいんですか。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今の委託料の巡回バス運転業務委託料につきましては、ドライバーの人件費がほとんどだというふうになっているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 それで、その下の巡回バス運転業務委託先のシルバー人材センターでは645万2,000円、それが民間企業になりますと2,776万4,000円と、これは2台分なんで、これを単純に2で割りますと、1台につき1,300万から400万ほどかかっていると。この人件費だけで、もう倍以上の差が出ているので、この辺で、例えば、シルバー人材センターにもう1台振り分けてやっていただければ、十分な原資が出てくるんじゃないかなという単純な発想なんですけれども、なぜこれだけの開きがあるのかがよく分からないんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今、3台の部分について、バスの運行しております。シルバー人材センター、愛和交通という部分で運行させていただいております。愛和交通株式会社につきましては、民間業者という部分がございまして、かなり運行についての人件費が出ているのかなというふうに考えております。

○木内委員長 総務部長。

○中川総務部長 バスの運転業務の委託料についてでございます。現状、シルバーに1台と愛和交通に2台ということでございますが、以前は全てシルバー人材センターにお願いをしておったんですが、一部シルバー人材センターからも、人材の確保が難しいと。運転手が高齢者であったり、人数的に、免許的にも大型の免許が要るというようなこともございまして、向こうのほうからも少し、全て3台は厳しいというような話がありまして、町といたしましては、一部、高齢者の支援というシルバーに事業を出さないといけないという部分も踏まえて、現状2台と1台ということで運行させていただいているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 聞いておきます。次、お願いします。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書45ページの出会い・結婚・子育て応援事業費でございます。こ

こちらの委託料の内訳ということで、説明させていただきます。議会資料の歳出24番でも提出させていただいております。委託料は、婚活イベントの開催を年2回と、それから個別相談会の開催月1回、結婚支援の実施というところで委託をお願いしているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 その委託契約、NPO法人マリッジサポート赤い糸、約72万円、その中から家賃も支払い、水道光熱費も支払っているという解釈でよろしいのでしょうか。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 NPO法人としてされておりますので、上牧町としては、事業に対する委託料をお支払いさせていただいてます。その中から、NPO法人として、家賃や光熱水費というのは、そちらのほうから支出されているものと考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、約72万円から、まず家賃を引いて、さらに水道光熱費まで払って、こういった大事な事業を、本当に少ない委託料で頑張ってはります。2月28日付の読売新聞なんですけれども、その1面に、皆さんも見たと思いますけれども、出生数が最低75万人と、速報値なんですけれども、昨年に比べて5.1%の減で、8年連続の子どもの減少ということで、その次に書かれてあったのは、ここが大事であって、婚姻50万組割れと、90年ぶりという報道が書かれていました。つまり婚姻数がついに50万を割ってしまったので、これ、本当にえらいことだなと思っているんですけれども、こればかりはもうどうしようもないと。ということで、マリサポの活動というのは本当に大事だと思っておりますが、マリッジサポートに対しての委託契約というのは、今後もずっと続けていただけるのかどうかをお尋ねいたします。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 マリッジサポート赤い糸ですが、まず、上牧町が専門の講師や事業者と取り組んで育てていった言うたら変なんですけれども、そういうふうな形でさせていただいて、それが独立して、させていただいております。以前にも町長が議会で、議場で答弁させていただいたと思うんですけれども、やっぱり町としても、少子化対策だけではなくて、まちづくりの一環として進めていかなければいけないところがありますので、協力しながらというところもありました。しっかりって言うたら変なんですけど、委託を出させていただいて、やっぱり仕様書どおりの事業、契約をしていただければ、今後も続けていきたいとは考えているので、すぐ、来年切るとかそういうのではなくて、一緒にまちづくりをしていきたいと考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 では、最後にもう1点だけお聞きしますけれども、先ほど、初めの頃、町が主催してマリッジサポーターの養成講座をいろいろとやっていただきました。今現在いらっしゃるマリッジサポーター、NPO法人に移っていますけれども、その人たちは十分な知識、経験、それとそういったマリサポとしての能力は十分あるんですね。その辺はどうですか。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 十分あると考えております。これまでもしっかりと、専門の結婚相談教育の方に講習、研修を受けさせていただいて、これまで培った業務内容、相談内容とかもしっかり、長年していただいております。

それから、今現在も個人的に違う場所で研修に行かれたりとか、個人で結婚教育の勉強といたしますか、自己研さんにも励んでおられますので、その結果、これまで9組の成婚者も出ておりますし、なかなかこんな成果というのは、近隣でも聞いておりませんし、やっぱりすごく頑張っていただいておりますので、その結果が出ていることだと思っております。結婚されて、上牧町にお住まいになって、子どもも誕生している事例もしっかり残っておりますし、十分活躍していただいているのかなと考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。では、次、お願いします。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 先ほど入のほうで、22万5,000円という話は、もうそれはよろしいんですか。分かりました。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ちょっと補足で、町のほう、家賃も減免もさせていただいておるところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、減免して22万5,000円ということですね。ありがとうございます。

○木内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書48ページ、49ページの一番下でございます。文化センター費の中の職員人件費、文化センターに職員配置をしておりますが、これ、1名の人件費

でございますので、そのほかの人件費については、どこに計上しているかというご質問でございます。

まず、この1名の人件費につきましては、文化振興課舞台技術専門員の人件費でございます。これについては、舞台専門員ということでございまして、文化センター費に特化してここに計上させていただいております。

そのほかの人件費でございますけれども、予算書140ページ、141ページの公民館費の人件費に計上させていただいております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 141ページ公民館費の職員人件費、一般職7名というふうに書いていますが、これでいいんですか。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 一般職の分につきましては、公民館の分も含めまして5名ということでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、舞台専門員プラス5名の方がいらっしゃるという解釈でいいんですか。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それに、会計年度任用職員につきましては、その下のところで計上させていただいております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、ざっくりで結構なんですけれども、全部で、合計何人で幾らなんですか。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 ざっとの額につきまして、資料でまたお示しをさせていただきたいと思っております。

○康村委員 分かりました。要は、僕がこの質問したかったのは、文化センター費、約1億円かかって、工事請負費が約6,000万ですので、文化センターを毎年運営するのに4,000万ほどかかるのかなという解釈でいいのかを教えてくださいんですけども、その辺どうですか。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 工事等の臨時の部分を除いたときには、毎年同じような形で推移してい

る状況でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 文化センター費のところはもうよろしいですか。工事請負費は。

康村委員。

○康村委員 それは結構です。

○木内委員長 それじゃ、次は53ページの自治会振興費、秘書人事課担当の負担金補助及び交付金のところですね。

○康村委員 まず、7報償費の自治会長の退職記念品のことと、これに関連した公民館等集会施設補修要綱を質問しました。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書の52ページ、53ページ、自治会振興費の中の自治会長退職記念品代の計上の部分でございますが、委員もご承知のとおり、自治会の運営に関して、担い手不足が今、叫ばれている中で、会長さんの成り手もなかなか難しい状況になっております。その中で行政と、そして地域とのパイプ役と申しますか、ご協力を頂いた、そういう形で、それに対して、会長を長年お勤めいただいた方に、些少ではございますが、記念品という形でお贈りをさせていただいているということでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。では、次、お願いします。

公民館集会施設補修補助金交付要綱、新しくつくっていただきましたので、ここへ資料も、議員懇談会のときに提出されていまして、えらい思い切った改修要綱になったと思っています。ここで1点だけお聞きしたいのは、大規模補修という項目が追加されたということです。この大規模補修については、躯体にまで及んでいますので、補助対象経費として、基礎部分とか屋根、壁、樋とか、全部補修経費というふうに書かれていますので、大規模補修することによって長寿命化を図ることもできるんじゃないかという気もあるんですけども、その辺、思い切って大規模補修の項目を作った意図を教えてくださいたいと思います。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 今回の改修の要綱についてなんですけども、老朽化や長寿命化も含めた中での自治会の負担軽減ということを基に、今回、大補修につきましては、補助の上限を500万、小補修につきましては100万円、バリアフリー化として100万円の3つの項目を変更した

という状況でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 この大規模補修、500万円以上になりますので、これについては、以前の改修要綱ですと、自治会で業者等をいろいろ探したりしたんですけれども、大規模補修になりますと、入札等、これ、役場が管理してくれるんですね。この辺、ちょっと教えていただきたいんですけれども。自治会としては公民館、やはり大災害が起きたときには、住民は一旦公民館に来ます、集まりますので、何としても公民館の耐震化もいろいろ図りたいという気持ちもありまして、今、質問しております。お願いします。

○木内委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 この要綱につきましては、過去から20何年間という形で使ってきた部分の改正でありますので、基本的には、自治会のほうから申請書等出していただいて、その協議の中で、今までどおり負担していくという形を考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 先ほど康村委員ご質問いただいておりました文化センターの人件費の大体総額でございますが、約6,200万でございます。補足させていただきます。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。

次、55ページです当初予算の概要の中にある不動産の公売についてと、相続財産清算人選任申立てについて、どこに載っているのか教えていただきたいと思います。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、不動産の公売についての部分でございますが、57ページの徴収課の下の手数料の601万6,000円の部分に入っております。

○康村委員 分かりました。あともう1つ。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、相続財産清算人の選任の申立てにつきましてですが、切手代といったしまして、6,000円の分が通信運搬費に入っております。その次に、官報広告料2件分の1万150円が、広告料の部分に記載されております。全体的な予納金といったしまして、手数料部分に、この200万円が入っております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。以上です。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 それでは67ページ。町シルバークラブ連合会補助金。資料、歳出の49でございます。こちらの加入者見込み数と平均年齢についてのご質問でございます。加入者見込み数は1,422名、現在、会員が1,368名いらっしゃいますので、54名増という形で、シルバークラブは考えておられます。それで、18地区ございますので、各地区3名増やす見込みで、今、取組されているところでございます。

以上でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 各地区3名増やすようにというふうに申し入れているわけですか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 シルバークラブ連合会の中で話し合いを持たれて、会員増強の声かけをしようという話し合いがございました。それで、会長であったり、副会長であったり話し合いの中で、各地区は3名増やすように努力して、地域の高齢者の方に、こんなウオークラリーであったり、グラウンドゴルフであったり、カラオケ大会であったり、いろんな事業をしているので参加しませんかという声かけを実施しましょうという運動をすると決められて、その中で各地区は3名増やすように努力しましょうという形で聞いております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 それは、今回初めての試みなんですか。以前からずっとやってはるんですか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 以前からずっとやられております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 シルバークラブ、なかなか入ってくれないということで、シルバークラブ自体が、子ども会と同じようになくなっていくような気がして、本当に心配でしゃあないんですけれども、その辺、どう考えてはりますか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 やはり会員さんによるその地区での地道な活動というのが、会員増強の肝かなと。やっぱり、どういうことをしているのか。実際やっておられる方から直接聞かれることで興味を持たれる、そういうような取組が一番大切かなとは思っております。というのも、今回、北上牧のシルバークラブですけれども、例年減少傾向にあったんですが、今回、会員

の皆さんで頑張られて、地区で19名会員が増加されました。というのも、今、シルバークラブがおっしゃっていたその地域の活動、こんな活動をしているからというのを、地道に活動、今回、非常に頑張られて活動されたら、高齢者の方が、地域によっては声かけにくい地域とか、声かけやすい地域があると思うんですけども、今回、実られて、19名増加され、また、県のシルバークラブ連合会の会員増強の取組の表彰も受けられておりますので、こういうような取組、地域で楽しいことをしている、こんな活動して楽しいんだというのを皆さんに伝えていただいて、会員増強に取り組んでいただいたら増えるのではないかなとは思っているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 なかなかいい話を聞かせてもらいました。ありがとうございます。

それでは、平均年齢、最後に教えてください。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 平均年齢は74歳でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 えらい若返っているんでびっくりしているんですけど、片岡台2丁目は84歳なんです、すごいなど。若い方が入ってきてはるという解釈でよろしいんですね。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 入られる方というのは、北上牧も、ちょっと年代が低い方が入られていると聞いております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。次、お願いします。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 69ページ、地域生活支援事業、成年後見人謝礼でございます。こちらの本人負担でございますが、この謝礼というのが、受給資格といたしまして、まず、成年後見人制度、家庭裁判所で報酬というのを決められます。その報酬を決める方法として、収入であったりとか、貯金であったりとかを加味して、大体、平均で2万円ぐらいの報酬が組まれると聞いております。それで、この中で、成年後見人謝礼というのが生活保護世帯、また、生活保護受給できるぐらいの収入しかなくて、貯金が80万円以下の方に対して、報酬、謝礼を町が肩代わりしてお支払いする制度でございます。

それで、予算書の資料、出の69、見ていただいたら、1万8,000円と2万8,000円が12か月、

これが弁護士さんにお支払いする謝礼なんですけれども、1万8,000円の方が施設入所者の方、それで、2万8,000円が在宅者の方で、生活保護に準じる方が対象となっておりますので、謝礼については、平均の2万よりも下になる形でございます。それで、この計上しているお二人については、利用者負担は出ないという形で聞いております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。次、お願いします。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 71ページ、負担金補助及び交付金、成年後見制度法人後見支援事業負担金、障害の分でございます。こちらのほうについては、支援だけかというのと、あと、河合町はなぜ入っていないかというご質問でございました。

それで、支援だけということではなくて、申立て支援プラス受任もされているケースがございます。成年後見人申立ての支援もするし、後見人としてもなっている、ななつぼしというところに委託しているんですけれども、職員さんになっていただいている状況でございます。ケースによって、弁護士であったり、家族であったり、社会福祉士であったりでなるんですけれども、ななつぼしも受任していただいております。

それと、あともう1つ、河合町はなぜ入っていないかという部分でございますけれども、河合町については、町単独で独自にこういう申立てとかいうのが可能という形で、弁護士の支援も受けながら、そういう判断で広域では参加されていないというところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ほんなら、先ほどの成年後見人制度と、これとはどのように違うんですか。ちょっと分からないのですけれども。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 謝礼の分と成年後見人制度の支援事業の負担金の違いでよろしいですか。

この支援事業というのは、住民さんから相談があって、ななつぼしさんが相談に乗ると。認知症で、自分で決定できないという家族の相談とかを受けて、ななつぼしが、その手続の支援もしていただく形になります。それで、手続の支援をして、家庭裁判所に成年後見人の申立てをして、申立てをした後に、弁護士さんであったりとか、もし後見人についていただいたら、謝礼を払わなくてはいけないんですけれども、その謝礼の補助というのが、最初に説明した部分でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 81ページの災害救助費、貸付金の枠取りでございます。こちらについては、対象といたしまして、対象災害が、県内において災害救助法が適用された災害、自然災害が起きた際に、貸付け、例えば世帯主が1か月以上負傷した、また家財が3分の1以上の損害、住居半壊、住居全壊、そういう場合に貸付けするものでございます。それで、こちらにつきましては、災害が起きたときに補正予算で枠取りしておりますので、対応して、申請があった分を補正予算組ませていただく形で対応したいと考えているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 その場合、上限等は決められるわけですか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 貸付け限度額というのが決まっております、例えば、今申しました世帯主の1か月の負傷の場合、これが限度額150万円、それで家財が3分の1以上の損害、これも150万、それで、住宅の半壊170万円、住宅の全壊250万円、住宅全体が滅失もしくは流出した場合は350万円と決められております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、それは国から減収補填されるという解釈でいいんですか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 貸付金になりますので、年の利子を取りながら、貸付けた方に返してもらうという形でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、これは金利とかもかかるんですか。

○木内委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 年1.5%の金利がかかる形でございます。それで、これについては、据置期間も設けておりまして、3年間金利を取らない据置期間、それで10年までに、その金利を付けた分を返してもらう期間というのは決められております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。では、次、お願いします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書89ページ、予防接種事業費の委託料でございます。

ご質問は、带状疱疹ワクチンの助成がないのかということだったと思うんですが、厚生労働省の予防接種審議会というものがございまして、昨年11月に審議会で、带状疱疹ワクチンの話も出ております。ただ、その中で、年齢を絞ることがちょっと難しいということで、今回は見送りにはなっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。今回は見送るけれども、来年、再来年度ぐらいには可能という解釈でよろしいんですか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それは、専門家の審議会でございますので、その中で結論がどう出てきますかで、私どもは定期予防接種に位置づけられた時点で、予防接種法の定期接種になりますので、実施をしたいと考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、町単で助成するという考えはございませんか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 近隣も調べてみました。県内では、5年度に実施されているところが1か所、6年度から実施がまた1か所、調べられる範囲ですので、もし漏れてたら申し訳ないんですけども、1か所と聞いておりますので、なかなか単独で助成というのは、ワクチンも高額になっておりますし、種類もございますので、もう少し検討が必要かなと考えてます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。住民の方にはそのように説明しておきます。

では、次、よろしくお願いします。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 予算書105ページのWEST NARA協議会負担金について説明させていただきます。WEST NARAの協議会につきましては、令和3年4月に1市5町で設立されたものであります。その後、今年度において、当町を含めた北西部の自治体についても、初めて参加要請がありましたので、来年度、令和6年度から参加する運びとなった次第でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。参加要請があって、初めて入ったという解釈でいいんですね。

○木内委員長 まちづくり推進課長補佐。

- 福本まちづくり推進課長補佐 そのとおりでございます。
- 木内委員長 康村委員。
- 康村委員 要請がなければ、もう入るようなことはなかったという解釈でいいんですか。
- 木内委員長 まちづくり推進課長補佐。
- 福本まちづくり推進課長補佐 当初、この1市5町が集まって設立されたものでありますので、上牧町においては、そういうお声かけがなかったのかということでございます。
- 木内委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。次、お願いします。
- 木内委員長 建設環境課長。
- 武安建設環境課長 それでは、予算書109ページ、資料ナンバー123、道路水路管理補修工事についてでございます。委員質問のございました住宅と道路の間の側溝の部分なんですけれども、側溝につきましては道路の側溝となりますので、今回のこういう道路水路管理保守工事の修繕対象となっております。
- 木内委員長 康村委員。
- 康村委員 西大和ニュータウンももう50年ぐらいになってますけれども、できたときにつけられた側溝が、そのままずっと残っていますけれども、そこら中で破損とかあるんですけれども、あれは今後、どうされるんですか。
- 木内委員長 建設環境課長。
- 武安建設環境課長 今後なんですけど、この予算なんですけども、基本的には、自治会で要望いただいた箇所について予算計上させていただいているんですけども、そういった側溝が破損しているという箇所がございましたら、また、緊急要望でも結構でございますので、要望を上げていただきましたら、我々職員、確認しに行かせていただきまして、修繕が必要であれば、少しずつでありますが一気にはなかなか予算的にも難しい部分でございますので、部分的な修繕という形になりますが、修繕はさせていただく考えていております。
- 木内委員長 康村委員。
- 康村委員 道路も直してほしいし、側溝も直すとなると、もう莫大なお金なんで、部分補修しか無理だという解釈でよろしいんですね。
- 木内委員長 建設環境課長。
- 武安建設環境課長 そのとおりでございます。
- 木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 予算書109ページ、資料ナンバー127、歩道維持修繕工事についてでございます。この工事については、歩道の舗装の部分の修繕を行っていく工事でございますが、ご質問のございましたカラー舗装で修繕するのかというところでございますが、今、資料に掲載させていただいている箇所2か所については、部分的にカラー舗装の現状でございますが、修繕としましては、黒の舗装での修繕となります。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 今現在は緑色ですやんか。その中に黒が入ってくるんですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。黒での舗装の理由でございますが、やはりカラー舗装という部分、かなり強度が黒の舗装に比べて落ちてまして、それとあと部分修繕する場合、かなりコストがかかってくるというところで、今後の維持管理を含めて、今回の黒の舗装での修繕という形になります。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、あと残ったところの部分補修も全て黒に変えていくという解釈でいいんですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、片岡台地区は赤い色ですけれども、あそこも大分傷んできていますけれども、いずれは黒に変えていくという解釈でいいんですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その方向で進めていきたいと考えております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 予算書113ページ、資料ナンバー140、緑地整備についてでございます。ご質問のございましたクスノキの落ち葉という部分でございます。ここの植樹に際しまして、以前、葛城台の地元の自治会の方とお話をさせていただく機会を設けていただきまして、そ

の際に、ここに植樹してほしいという要望の理由としましては、北側からの目隠しという部分がございまして、その内容をお伺いした上で、専門業者に相談したところ、クスノキ、これ、結構高木に育ちますので、なおかつ虫もつきにくいというところで、多少の落葉、常緑樹なんですけども、落ち葉は出てくると思うんですけども、全体的にこの木がベストであるという判断で、予算計上させていただいております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 本当に片岡台2丁目のときも、常緑樹なのになぜ伐採するのかという質問が来んです。それで、フクイフラワーさんに聞いたところ、常緑樹だけれども、年に2回、生え替わるので、全部落ちるんだそうです。それで、落ち葉がすごくなると。その落ち葉は、池に落ちていくんですか。その掃除とかはもう考えていない。かなりの落ち葉です。その辺どうですか。

○木内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現場につきましては、緑地帯となっておりますので、例えば、住宅地内の公園であれば、その落ち葉により、側溝の機能が果たせなくなるとかいう部分がございますので、そういった場合には、清掃作業も考えていかなければならないと思います。今、設置するところに関しましては、緑地帯ということもあり、様子を見ながら、この緑地帯自体草刈り等は、維持管理で発注させてもらっていますので、その中で、落ち葉の清掃が必要であるのならば、今後、検討していきたいという考えは持っております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 取りあえず指摘しておきます。クスノキは常緑樹だけれども、年2回落ちますということですので。

では、次、お願いします。

○木内委員長 ここで暫時休憩とし、午後1時から再開させていただきます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○木内委員長 それでは再開いたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書119ページにございます消防屯所整備事業費の中の、消防屯所改築工事の中での駐車場はどうかという質問でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー155でお示しをさせていただいております、その中でも施設の概要という部分で、

駐車場を明記させていただいております。駐車場につきましても、今回、改築工事をする中で、駐車場のほうも整備するというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○木内委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、続いて予算書121ページにございます。上段でございます。自治会防災事業補助金でございます。今後、これからはという質問でございますが、担当課といたしましても、この部分につきましては、継続的に進めていくというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。次、お願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書125ページのフリースクール事業費について説明いたします。事業費の内訳といたしましては、需用費が、プロパンガス、電気代、上下水道代などの光熱水費、役務費に関しましては、Wi-Fiや携帯電話の通信運搬費、委託料につきましては、NPOに支払う運営委託料となっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、フリースクールに係る費用は、全額役場が負担しているという理解でよろしいのでしょうか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 それでは、私の資料請求した分なんですけれども、フリースクール2024年度のカレンダーで、黒く塗っているのがよく分からないんですけど、教えていただけませんか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのスケジュール、月曜日と木曜日と金曜日が黒塗りされていると思うんですが、正しくは火曜日になっておりますので、黒塗りした日にフリースクールを開講するというところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 このフリースクール2024年度のカレンダーは間違っているという解釈でいいんで

すね。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。申し訳ないでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 その資料の中の運営諸費の件でございますが、こちらに関しましては、
NPOに支払う事務手数料でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 もう一度お願いします。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 NPOに支払う事務手数料でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 その事務手数料をざっくりでも25%、その根拠は何なのですか。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 これは、協議の上で決めてはいるんですけども、物価高騰とか考えながら、妥当なパーセンテージ、金額というところでお支払いをしております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 具体的にこの運営諸費というのは、事務所費ですか。もう一度はつきり、どういったものに使うのかを教えてくださいたいと思います。

○木内委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 NPOがこのフリースクールを運営するに当たって要する費用の分でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 今回はこれ、聞いておきます。以上です。

○木内委員長 じゃ、次、お願いします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書156、157ページにございます第三セクター等改革推進
債償還基金、こちらが廃目になっておる理由についてお尋ねでございます。これにつきましては、令和5年9月議会におきまして、繰上償還を実施するために、805万8,000円を取り崩

す補正予算を計上させていただいております。令和5年末の残高見込みが217円となることから、利息の発生が見込めないということで、令和6年度予算におきましては、廃目というような形になっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 間違っていたら教えてください。第三セクター等改革推進債というのは、北上牧にある共同開発公社が持っていた土地、それを売った場合には、一旦第三セクター等改革推進債に積み立てるという理解やったんですけれども、この科目がなくなったら、もう積立てはしないという解釈でいいんですか。

○木内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この基金自体がなくなるというような解釈ではなくて、また、旧公社の所有地売却のときに、この基金に積立てを行うということでございます。今回につきましては、令和6年度、基金残高が217円程度になりますので、利息の発生等見込めませんので、予算のほうは廃目というような形になっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○木内委員長 康村委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

東委員。

○東副委員長 私、1つだけ通告漏れがございましたので、よろしいでしょうか。

154ページ、155ページの委託料の体育施設費、先ほどの委員からもございましたが、桜ヶ丘東公園グラウンドトイレ改築工事実施設計業務委託料の86万9,000円について、私が令和5年6月議会で一般質問させていただいたものです。健康づくりのためにグラウンドに来られている方より、先ほどもございましたように、時代にそぐわないトイレということで、足が不自由な方が健康づくりのために行っておられるんですけれども、和式トイレで座ることができなかつたりとか、また、和式に慣れていない子どもさんを抱える親御さんからも、何とかトイレを改修してほしいというお声がございまして、質問をさせていただきました。本当にそういう形で、6年度予算に反映されましたことをうれしく思っております。教育部長に、また詳細の説明をお願いできたらと思っております。お願いいたします。

○木内委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、予算書155ページ、桜ヶ丘東公園グラウンドトイレ改修工事実施設

計業務委託について補足で説明をさせていただきたいと思います。

先ほど委員から話ございました、さきの令和5年第2回上牧町議会定例会の一般質問におきまして、議員からご提供を頂いているところでございます。その際は、既存のトイレにつきましては、公園内のトイレであるという位置づけの下、吉川都市環境部理事から回答をさせていただいたところでございます。そのうち、建設環境課及び社会教育課による内部調整と、関係機関との許認可に係る協議を重ねてまいりました。

なお、当該トイレにつきましては、グラウンドの利用の方の使用が多いという実態がございますので、社会教育課において対応を検討することとさせていただきました。その結果として、来年度、令和6年度当初予算に改修工事实施設計委託料を計上させていただいたところでございます。

また、当該設計完了後の工事費につきましては、先ほど石丸委員からもご提起ございましたとおり、一定のスピード感をもって臨む必要があるということでございますので、早ければ、補正予算に計上をさせていただきたいと思っているところでございます。

併せまして、上牧町まちづくり基本条例第20条に規定をしております町民からの要望に対しまして、迅速かつ丁寧に対応することが規定されております。このことについては、常に町長から指導を受けているところでもございますので、当該条例の規定による応答責任を果たす上においても、先ほど申し上げましたとおり、一定、スピード感をもって、住民の要望に応えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 ありがとうございます。早ければ、補正予算を組んでいただくということで期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○木内委員長 それでは、続きまして、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東副委員長 東でございます。よろしく願いいたします。私からは2つ質問させていただきます。

議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算についてです。16ページ、17ページのけんしんGO！ポイント事業費、住民保険課の分なんです。報償費の26万5,000円についてですが、令和5年度は31万5,000円ということで、今回、少し下がっている、減額という形になっております。町民一人一人が目標を持って健康づくりをということなので、その辺の現状と、また、減額に至っている要因というか、そののところをお願いいたします。

次、また、その下のところなんですけど、続けての国保ヘルスアップ事業費、委託料の、特定健診未受診者、特定保健指導未利用者対策委託料の557万5,000円についてです。こちら、5年度よりもちょっと下がっているということで、その健康づくりを目指しているというところで、なぜ下がっていったのかというところをお伺いしたいと思いました。よろしく願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 住民保健課です。

それでは、東委員よりご質問いただきました予算書17ページ。けんしんGO！ポイント事業費が、前年度に比較しまして金額的には減額になっているということでございました。こちらにつきましては、ポイントといいますか、商品の交付基準というのは何も変わっておりませんで、ただ、今回の予算で購入しました商品券というのが、このポイントの贈物になるんですけども、そちらの在庫状況を確認しまして、令和6年度におきましては、26万5,000円の分の購入で賄えると判断しましたので、この金額で計上させてもらっております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。私が感じていることなんですけれども、健康を目指すということで、けんしんGO！ポイントということなんですけれども、事業商品のクオカードが530円という金額なんです、ここがちょっとどうなのかなって、クオカードを目指してポイント稼いでというような金額なのかなどうなのかなというところも、もう少し目指したいと思うようなところになったらどうかなということを思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 こちらの商品としまして、今、予算としては、クオカードを上げさせていただいております。それと併せまして、お食事のカードも、また別のカードもございます。それと、その前であれば、虹の湯の入浴券というのも、この商品としてお出ししていたんですけれども、虹の湯は、今、改修工事とか入られておりますので、令和6年度の予算の時点では、それを復活できるかどうかというところもまだ未定ですので、このような状況になっております。

また、金額が500円ということなんですけれども、私どもの狙いとしましては、町のほうで実施しております私どもの特定健診であったり、生き活き対策課の保健事業の健診とか、がん検診とか、そういったものを受けてもらうことが、まず、第一の目標としておりますので、それに来られた方に対して、ほんの気持ちなんですけれどもお送りするというような形でこれを続けておりますので、中身につきましては、また今後の検討課題とさせていただいて、また、近隣市町村、情報もつかみまして、研究したいと思います。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。これはちなみに1つ受けたから、例えばですけれども、肝炎ウイルス検診とか、胃がん検診とか、2つ受けたから2つというのはないですね。1人1枚という感じですか。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ポイントカードをためていただきまして、お一人様1回限りとさせていただきます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。本当に1人でも多くの方が健康目指して、そういう受診をしていただけるようにご努力をお願いいたします。この質問は終わります。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、同ページになるんですけれども、国保ヘルスアップ事業費に

つきまして、昨年度と比べると若干の減額となっているということですが、特定健診の未利用者に対する対策、受診勧奨であったり、また、その後の保健指導であったり、そういったことに対する委託料が主なものとなっておりますけれども、事前にまた業者さんに、委託料の見積りを頂いた形での予算計上となっておりますので、今回はこの金額となったということでございます。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。特にこの事業が縮小気味とか、そういうことではないですね。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そういった理由ではございません。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木内委員長 東委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和6年度国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

今回の予算は、令和6年度において県統一化が実施され、税率改正が行われております。上牧町では、引上げが6.7%ということになっておりますけれども、この引き上げを見込んだ保険税が計上されている予算です。世帯数であるとか人数などの減もあるんですけれども、前年度と比較して保険税全体で9万7,000円減額となっているところですが、これについての要因等、説明をお願いいたします。

もう1つは、歳入の4ページ、5ページの国民健康保険税に関してです。資料のナンバー1で、滞納繰越分の説明が出ておりますけれども、令和6年度の滞納繰越分の収納率を40%と見込んでおられますけれども、根拠について説明をお願いいたします。

同じ5ページのところで、県支出金の中の特別交付金、歳出説明のところの上から3つ目、県2号繰入金ということで減額となっておりますけれども、これの要因についてご説明をお願いいたします。

次の項目ですが、6ページ、7ページのところで、繰入金の中の一般会計繰入金、細節の4産前産後期間保険税繰入金ということで、これ、一部保険税が軽減されるような措置が捉えているかと思いますが、これについてのご説明をお願いいたします。

次は、8 ページ、9 ページですが、歳出のところで、一般管理費の中の需用費、印刷製本費ということで、少し増額になっております。これのご説明をお願いいたします。

委託料については、2 つ目のシステム改修委託料ということで、資料はナンバー 3 で出させていただいておりますけれども、マイナンバーカードと保険証の一体化を進めるためのシステム改修となっております。現行の健康保険証が今年の12月 2 日で終了します。その後の対応として、マイナンバーカードを持たない人への対応はどのようになるのか、町としての対応をお伺いいたします。

次は、10ページ、11ページの賦課徴収費ですが、ここの需用費ですが、印刷製本費で、10 万円近く、ちょっと大きく伸びているところのご説明をお願いします。

それと、役務費においては、通信運搬費でもちょっと増額になっておりますけれども、説明をお願いいたします。

あと、医療費の動向などは資料のグラフ等で見せていただきましたので、ここではお聞きをいたしません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、石丸委員よりご質問のありました、令和 6 年度、県統一化を受けまして、国民健康保険の減額に対する理由はどうでしょうかというご質問ですが、こちらは資料、国保ナンバーの 2 でも示させていただいておりますように、まずは被保険者の減ということがあります。こちらにつきましては、75歳を迎えられまして、後期高齢者に移行された方、また、他の健康保険に加入される条件が緩和されておりますので、そちらに移られた方もいらっしゃいますので、上牧町国民健康保険会計におきましては、被保険者数の増が、税率は上がっておるんですけども、それ以上に被保険者の減が上回ったということで、若干の減となっております。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、収納率につきまして説明申し上げます。収納率については、過去数年の収納率を参考にした結果、40%とさせていただきました。これに乗じた分として、医療費給付費分の滞納繰越分は891万円、後期高齢者支援金等の滞納繰越分については、295万 4,000円を計上させていただきました。増額の要因といたしましては、令和 4 年度の滞納繰越分については、コロナ禍での収入低下等により、一時的に納付が困難であった納税義務者が、分割納付により完納に至るケースが増加いたしましたため、例年以上に収納率が増加し、令和 5

年度に繰り越すべき金額が減少したことで、収納率が減少したことをございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。コロナ禍の状況が影響しているということが、1つ要因で、説明がありましたけれども、この徴収は国民健康保険税も特別徴収、普通徴収というふうに分かれていますか。介護だけですか。ちょっと説明をお願いいたします。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 特別徴収がございます。普通徴収と特別徴収に分かれておりまして……。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 傾向として、普通徴収が増えてきているというのが、この後にあります後期高齢者の医療保険のところは、普通徴収が大分増えてきて、特別徴収が減っているという傾向になっているんですけど、この影響等はありませんか。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 後期高齢者の分、もう一度ご質問よろしいでしょうか。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ここでは、国民健康保険のをお聞きしているんです。後期高齢者では、資料からそういうふうに読み取れたんですけど、国民健康保険では、その影響はないですかということで。特別徴収から普通徴収に変わる人が多くなってないですかということをお聞きしています。それはないですか。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 まず、後期高齢者におきましては、県の広域連合で調定額を算出されて、私どもとしては、それに対しての作業を行うというような形になっておりますので、正直なところ、後期高齢者の算出方法というのは、ちょっと不明な部分もございます。ですので、今おっしゃっていただいたような影響はないものと思われま。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 国民健康保険では、特別徴収と普通徴収の変化で、徴収率、滞納、収納状況が変わるということはないということですね。

○木内委員長 もうちょっと細かく言うたってください。

石丸委員。

○石丸委員 滞納繰越分で、収納率を40%と見込んだ理由は理解しました。コロナ禍で収入が減ってきたであるとか、分割でのお支払いがあったために、少し滞納が増えてきていたので

ということで、それは分かりました。それは終わって、国民健康保険での特別徴収と普通徴収の変化というのは分かりますか。

○木内委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 まず、特別徴収、年金からの引き落としということで、各医療は後期、介護等値上げされております。その2分の1となります。また、国保のほうも年金から引けなくなるということで、不調になる方もおられると思います。その中で、特別徴収につきましては、100%納付されるわけですが、普通徴収になりますと、その方の事情によりますときもありますので、徴収率がちょっと下がるかなということもあろうかと思いますが、ここではそういったところは分析はしておりませんが、委員おっしゃられるようにそういう影響が若干あるのかなと、私、考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 結構です。今後、そういうことが起こっていくのではないかなというふうな心配をしているところです。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、特別交付金におけます県2号交付金の納付金になります。

まず、こちらにつきましては、見える化ということで、令和4年、5年度におきまして、保険税の負担抑制効果のため、これまで、国民健康保健事業費納付金を算出する際には、交付費等収入額を控除した額を市町村間で案分して負担するというものになっておりました。ですので、特別調整交付金を算出する基としまして、歳出のほうで納付金というのがございますが、基本的に、この納付金というの、また、医療費やそういったところを基に算出しております、県としては、町のほうでこれだけ全体の負担がかかっているということで、一旦、町から納付金で払ってもらって、その分をまた特別調整交付金、2号納付金のほうで戻してもらおうと、トンネルのような形をつくっておられました。目的、理由としましては、保険税負担抑制効果であるということで、でも、結局のところ、今回、見える化分につきましては、もう廃止となっております。ですので、元の形に戻ったと言えますし、その抑制効果というの、この2年間の事業を経て、また、市町村のほうには、もうそれは伝わったであろうというような国の考えではなかろうかと考えるところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和4年、5年に限ってこういう形になっていたということで分かりました。あ

りがとうございます。

次のところをお願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、一般会計繰入金の中の産前産後期間保険税繰入金というところにつきまして説明させていただきます。

まず、産前産後期間の保険税減免というのが、令和6年1月より始まっております。それは国保加入者の方で、出産をされた方につきまして、細かいところあるんですが、大まかに言いますと、出産の前2か月と後ろ2か月の保険税均等割部分を軽減するというような制度でございます。これはまた、双子ちゃんであったり、そういった場合で、いろいろ若干、個別に金額等は違うんですけれども、そして、当然、本来もらえるはずの保険税が軽減されておりますので、これを国県からまた負担していただくという形で、一般会計のほうには、県補助金、国の補助金ということで4分の3、計上させてもらっておるんですけれども、それを一般会計から国保に入れていただくというような形で計上しております。内容につきましては、1人当たり減免金額を5万6,000円と試算いたしまして、その4か月分の掛ける10人分を12で割った18万7,000円を計上しておるところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 印刷製本費の増額についてでございますけれども、今回は、マイナンバーカードの一体化ということで、大きな事業が控えております。その周知、広報に当たります事業もございまして、リーフレット等を印刷しまして、被保険者の方々に送付するというような形になっております。ですので、歳入5ページの国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金21万3,000円とございますが、こちらがその補助に当たる部分でございまして、その分の増額ということに、去年との差となっております。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書8ページ、9ページの委託料、システム改修費につきまして、資料を出させていただいております国保のナンバー3になります。システム改修の内容や、また、今後の保険証の取扱いについてご質問があったと思います。

まず、先ほど石丸委員もおっしゃっていただいておりますように、政令公布されまして、

令和6年12月2日以降、健康保険証というものはもう廃止となります。その代わりに、国は、マイナンバーカードで保健所を一体化していくというような考えを出しておるんですけれども、当然、今回この改修費用につきまして、内容を上げさせていただいておるんですけれども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が済んだ後、マイナンバーカードを持たない人には、資格確認証を交付していくと。当初であれば、これは本人申請があった分についてのみ交付するというごさうございましたけれども、また、政府案いろいろ検討されておまして、プッシュ型といいますか。お持ちでない方に対しての勧奨というのは、また今後、考えていかなあかんというような状況でございます。

それと併せまして、確認証ではないんですけれども、資格情報のお知らせというの、資格更新があった際や必要と認められるときには出すというような改修内容も言われております。そのほかにも、特別療養費支給の変更にする旨の事前通知や、また、現行の保険証に係る経過措置というのが、改正後、必要なこととして挙げられております。私どもにつきましても、先ほど申しましたような資格証を出すための改修を、まずここで行いまして、12月2日以降につきましては、もう新しく転入でこられた方には、必要と申されるのであれば、資格確認証をお出ししていきますし、その後の年次更新、8月に向けてどのような動きをするか、国からは大きな方針というのは出ているんですけれども、国保の事務連携会議等でも話題に上がっておるんですけれども、県内でも統一的な事務処理基準というのを設けられまして、その上で処理基準を検討していこうということが出されておりますので、奈良県内でもそこらを話し合いまして、県内統一で、どこの市町村でも差異のないような形での交付といいますか、事務手続となっていくかなと考えます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 マイナンバーカードの保持は任意というところなんですけど、保険証と一体とするということでは、大変そこで不都合が起きてくるということで、こういう措置になっておりますけれども、こんなにいろいろシステム改修であるとか、担当の窓口でも煩雑になるのであれば、今までどおりの保険証は保険証で残しておいて、それも活用するというほうが、手間が逆にかからないのではないかと思うんですけど、これについては、資格確認証を発行してもらって、医療は受けられるというところは、確認させていただきます。

また、どのようなこと、更新の方法等は分からないということなんですけれども、やはり、本当にマイナンバーカードがないためにお医者さんに行けないということのないように、しっかりと医療を受ける権利を保障できるように、よろしくお願ひしたいと思います。分かりま

した。お聞きをしておきます。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、11ページの賦課徴収費の印刷製本費の増額理由につきまして、説明申し上げます。主な要因といたしましては、昨年度、事務用品の封筒代を出せなかった分が、今年、一括して封筒代を印刷製本費として上げさせていただいております。その分になっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和5年度の補正予算か何かで、納付書の印刷というのがあったのと連携していますか。全然違いますか。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 違います。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。封筒代ということで、計上なかったということですね。

次の通信運搬費についてお願いいたします。

○木内委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 続きまして、通信運搬費の増減理由といたしましては、8月以降に、郵便局の料金の値上げに伴う予算額の見直し額が増額した分でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。切手代が上がるということですね。

分かりました。以上です。

○木内委員長 石丸委員の質疑は以上でございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 ほかにないようでございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和6年度後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。2項目です。

まず、4ページ、5ページの後期高齢者医療保険料ですけれども、令和6年度の後期高齢者医療保険料は、税率の改正が行われた予算となっております。2年ごとに税率が変わるわけですけれども、令和6年、令和7年における所得割が10.55%に、均等割は5万1,500円に、限度額が80万円に引き上げられます。限度額については、激変緩和措置があるというふうなことで、資料も出していただいておりますけれども、これについては、保険料は前年度に比べて7%ぐらいの増となっておりまして、特に、この保険税のところだと思いますけれども、この要因についてお願いいたします。

次の項目ですけれども、同じページの下の雑入ですけれども、43万6,000円、令和6年度保険料改定に伴う周知、広報に係る交付金が雑入で下りてきますけれども、歳出で印刷製本費のほうに同額があったかと思いますが、これについてのご説明をお願いいたします。

それと、保険料のところ資料を見ますと、令和5年度予算と令和6年度予算の後期高齢者の医療費の徴収の特別徴収と普通徴収の割合がすごく変わってきているというのが、資料の中から分かりまして、令和6年度においては、特別徴収が123人減っております。普通徴収は逆に253人増えてきているというふうな状況が、資料の1、去年の資料と今年のを比較したら、そういうふうな状況になってきておりますので、なかなか特別徴収で徴収ができなくなっているのかなと読み取れましたが、これについての徴収状況等で、何かあればお答えいただきたいと思います。

次の項目ですけれども、6ページ、7ページで歳出ですけれども、総務費の一般管理費で43万6,000円は、雑入の分でした。これは入と同じでしたので、一緒にお答えください。

それと、同じページの保健事業費が廃目ということで、一般会計のほうに保健事業が入っ

ていまして、これまでやっていた事業が一般会計に入っておりました。昨日の一般会計のときにも、予算の中でちょっとあったんですけど、指摘はしなかったんですけども、これは、高齢者とかですか。この説明をお願いいたします。一般会計に移った理由です。

以上です。よろしくお願いします。

○木内委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました後期高齢者医療特別会計の保険料の税率改正に伴う保険料の増について、要因はということでございますが、基本的には、お年寄りの方、非常に増えておられまして、被保険者の伸び、また、医療費の1人当たりの単価も上がってきているので、そういったことが原因ではなかろうかと考えるところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 医療費が伸びたら保険料も上がるというところと、75歳以上の人が増えてきているということと、もう1つは、それに伴って税率改正が行われているということでの増ということで理解しました。高齢者の方も負担が増えてきて、なかなか大変な状況だなと思いますが、年をとってきますとどうしても医療費はかかってきますので、その辺はなかなか大変なところだと思います。

次、お願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、特別徴収、普通徴収の意見ということでよろしいでしょうか。

先ほどもご質問いただきまして、私も今、この資料を手元におっしゃっていただいている内容、まさにそのとおりと感じております。やはり特別徴収、本来、年金のほうからご負担いただく部分ですので、また介護保険等の絡みもありますので、特別徴収になるか、普通徴収になるかというのは、個々算定しないといけないところにはなるんですけども、やはり状況から見まして、特別徴収では賄えない、普通徴収に変わってこられるという方々もいらっしゃいますので、正直、私どもでその基準を上げていくということとはできないんですけども、おっしゃっていただいている内容もちゃんと理解し、また、今後は、お年寄りに向けたきっちりとした事務行為を正しく行っていきたいと思います。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書4ページ、5ページ雑入になります。摘要欄にも出させていただきます。今回、毎年決まってあるものとかではなく、令和6年度

のやはり税率改正が非常に大きなものであったということで、厚労省広域連合のほうからも通知が参りまして、今の税率改正に伴う周知、広報、こちらもまたチラシ等を印刷して、皆さんにお知らせしていくということで、これまでにはなかった形での印刷を、先ほどおっしゃっていただきました歳出で組みまして、その分の費用負担を広域連合がされますので、補助金という形ではなく、雑入で受けさせていただくということになります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。それほど値上げ率が高いということなんですか。これは、それぞれ被保険者の方に届けられるということでしたら、納付方法のお知らせとか、相談体制もできるような、何かそういう案内があれば、町として何か添付できるようなものがあればしていただけたらと思いますが、いかがですか。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 基本的に、税率でありましたり、保険料のことにつきましては、広域連合、または上牧町の住民保健課窓口にて対応しておりますので、その点は、また連絡先等にも必ず書かせていただきますし、私どもでも対応させていただきたいと考えております。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書6、7ページになります。保健事業費の廃目についてでございます。こちらにつきましては、令和5年10月からインボイス制度が始まりました。もともとでありましたら、保健事業というのは、先ほども申しました広域連合との委託契約に基づいて行っており、その分を保健事業費として後期高齢者医療会計特別会計で組ませていただき、雑入のほうで広域連合からの収入を受けておったようなことなんでございますけれども、その事業費収入というのが1,000万を超えると、消費税の申告をしなければならないというような決まりもございます、ただ、それには特例というのがございまして、役場において一般会計であれば、特例により申告の義務は免除されるというところがございます。それで、調べましたら、近隣市町村、後期高齢者の保健事業でありましたり、昨日の質問でもありました介護との一体的な取組が後期高齢者会計で組まれていたり、別の市町では、介護特会で組まれていたり、一般で組まれて、非常にまちまちでございました。近隣市町村へ問い合わせまして、私どもも非常に大きな金額で広域連合と契約をしておりますので、国からの通知にもありまして、今申しました保健事業費、また、介護一体化事業費につきましては、一般会計であっても、後期高齢者会計であっても、介護会計であっても、どこで組んでも構わないということも書かれておりましたので、以上のことを踏まえまして、令和6年、

新年度からは、一般会計のほうで歳出歳入ともに上げさせていただいた、ですので、後期高齢者医療特別会計におきましては、保健事業の項目を廃目とさせていただいたような経緯でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。高齢者と介護の医療一体化のところと関係あるのかなと思って、昨日はちょっと聞かなかったんですけども、分かりました。

それで、雑入で入って、一般会計のほうで歳出をして、一般会計の歳入は繰入金か何かで入るんですか。雑入ですか。ちょっとその仕組みをお願いいたします。

○木内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 一般会計の予算書29ページの雑入のお尻のほうから4番目になります、1,096万円です。こちらが先ほどの保健事業のうち、後期高齢者広域連合と契約する部分になりまして、先ほど申しましたように、インボイス、関わってくるというのが、広域連合だと必要となると。民間の事業者と同一の扱いというんですか、国保連合会であれば、そこは必要ないということなので、国保はそのまま保健事業、国保でやらせてもらいまして、後期高齢者につきましては、今、見ていただいていますように、保健事業費で出を組ませていただいて、歳入のほうは、広域連合からの入ってくるお金というのは、補助金という扱いはしないで、毎回雑入で受けておりますので、こちらで受けさせていただいているような形です。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 仕組みが分かりました。大変ややこしかったですが、分かりました。ありがとうございます。

以上で結構です。

○木内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わらせていただきます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

それでは、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題いたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。お願いします。

20ページ、21ページのタブレットが10番です。これのキャラバンメイト、認知症に関してなんですけども、現在の人数、オレンジハートの会は何回集まっているか、認知症カフェ、年間何人利用しているか。その下の5番目の認知症相談委託料と書いてあるんですが、これはどこかの病院の先生に対してのお支払いなのか。オレンジカフェと認知症カフェ、どう違うのかということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、認知症関連についてご説明を申し上げます。認知症カフェとオレンジカフェが同一でございます。認知症カフェと言われてますが、国の施策の呼び名でございまして、上牧町としては、通称名をオレンジカフェとつけさせていただいております。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それと、キャラバンメイトでございますが、認知症の養成講座、県で実施される養成講座をお受けになられて、それで、キャラバンメイトとして残っていただいているという方々が集まって、いろんな活動をされています。残って活動されている中で、オレンジハートの会というのをおつくりになられておりますので、毎月というわけにはいきませんが、不定期ですが、集まりを持たれて、啓発物品等々作られたりとか、今後の活動についてどうしようかなどと相談をされていらっしゃるようなところでございます。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それと、認知症相談でございます。認知症相談につきましては、随時、うちの職員でももちろんさせていただいているんですが、月に1度、専門家の方2名に来

ていただきまして、相談日を設けております。あらかじめ予約制になっておりまして、半日1回でございますので、半日でお二人ほどの相談をお受けしているところでございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。町の中を見ていまして、今まで、住民さんも頑張って、認知症に関して理解もされて、皆さんでフォローしているというのが今の状態なんですけども、町民さんがされて、もうそろそろ3年ぐらいたつのかな、次の段階、役場に委託するとか、病院にどこがかかるとかという内容に少しずつなってきたような、そういう方が増えてきたなという感想を持っておりますので、その部分で、どのぐらいしっかりしてやってられるのかなというのを聞かせていただいた次第です。これは個人情報ですので、難しいところもあるんですけども、そここのところは考えていただいて、連携を持って進めていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 認知症の問題については、様々なところで、私どもも予防から相談にかけて、いろいろな部分でアタックをしておるところでございますが、委員おっしゃられましたように、近頃、段階が少し変わってきたのではないかとこのころは、非常に感じております。また、いろんな各種団体の方と連携を取りながら、認知症施策について進めていきたいと思っております。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 キャラバンメイトなんですけど、県の研修があるということで、これは、町民さんに告知して集めていらっしゃるわけですね。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 この制度が始まった当時は、その資格を持っている、例えば介護福祉士とかケアマネジャーとかに幅広く県が声をかけてきまして、そちらの研修を受けていただいたというのがほとんどでございます。今もってそういう形になっておりますので、市町村から特にという形では、今のところはやっておりません。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 私もオレンジハートの会は入らせていただいて、一度、箱とかつくらせていただいて、この箱をどこでどう使うのかなと疑問に思いながらいたんですけども、ああいう講習みたいなのは、オレンジハートの会でいまだにやっていらっしゃるんですよね。時々集まりますものね。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 オレンジハートの会で何か製作を、箱物をつくられたというのは、私、認識にはないんですが、すこやかサポーターという活動では、いろんな手先の作業をしながら、介護予防に資するという目的で、たくさんの方が登録していらっしゃいますし、また、随時呼びかけを行って、いろんなものをお作りになられているところはございます。

○木内委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○木内委員長 安中委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

東委員。

○東副委員長 東でございます。私のほうで1つだけ質問させていただきます。

18ページ、19ページになります。家族介護支援事業費、扶助費の紙おむつ支給費475万2,000円についてでございます。5年度予算が397万4,000円ということになっておりましたが、増額というふうになっております。その要因と、これ、支給は何名を想定されているのかということと、現状況についてお伺いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書19ページの家族介護支援事業、扶助費の紙おむつ支給についてでございます。6年度予算といたしましては、一応65人分を見込んでおります。この紙おむつにつきましては、施設に入られたり、ご入院なされたりすると要件が外れますので、暫時減らしていかしていただくんですが、緩やかに増えている印象がございますので、今回はちょっと増加をさせていただきました。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。ということは、やっぱり施設に入られると、もうここからは外れるということですので、やっぱり緩やかに増えながら押し出していくという、そういう形、言い方はちょっと変なんですけども、そういうふうな方向になっているのかなというふうに思います。この金額が、予算が増えているというところで、やはり高齢化の問題が、すごくおむつを見ただけで見えてくるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 高齢化の部分なんですけど、今年の一番手元にある直近の高齢化率を見ますと、35%を超えております。これは、人口の高齢化率でございまして、高齢化とうちの

介護保険の第1号被保険者になりますと、300人ほどずれが来ます。300人ほど少ない状況でございます。ただ、介護の認定の人数、認定割合を出してみたんですが、やはり徐々に上がってきておりますので、この部分は避けられない、給付費も上がると判断しております。

○木内委員長 東委員。

○東副委員長 よく分かりました。やはり、そういう形で増えていっている。介護のほうは認定を受けられない方もおられることもありまして、そういうふうなことかなと、35%を超えているということを理解いたしました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○木内委員長 東委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和6年度介護保険特別会計予算について質疑を行います。

まず、介護保険料ですけれども、歳入の4ページ、5ページ、令和6年度の介護保険料は、第9期計画による保険料の改定が行われました。基準額で、上牧町では月額500円の引上げの保険料の設定がされ、そのことが反映した予算になっています。保険料としては、前年度比の11.5%という伸びになっていますけれども、保険料改定もありますけれども、この要因をまずお聞きしたいと思います。

それと、もう1つは、9期計画で、特に特徴的なことはということをお聞きたいんですけれども、介護報酬がプラスになっているというのが一部あるんですけれども、その分で増えた分を、国では包括的支援事業費で減額というのが、何かそういうふうな少しの額が出ていたんですけど、上牧町では、影響は特になかったでしょうか。国全体では、包括的支援事業費を120億減らして、介護報酬がプラスになることで減額をしますというふうな方針が、ちょっと見たものですから、何かそんなので、もし包括的支援事業、地域支援事業の中で、ちょっと減額になるというふうなことはなかったのかということを、併せてお聞きします。なければならないで結構です。

歳出のほうでは、8ページ、9ページで、9ページの一般管理費の一般管理費で、電子計算費ということで、委託料で新たに計上されていますが、説明をお願いいたします。

それと、ちょっと細かいところですけど、賦課徴収費のところでは、需用費で印刷製本費について説明をお願いいたします。

あと、もう1つは、18、19ページの地域支援事業費の中の、19扶助費の中の一番下の傾聴ボランティア事業費で、増額になっているんです。報償費ということと需用費で研修講師謝

札と消耗品というのがちょっと増えて、新たに入ってきたと思いますが、これの説明をお願いいたします。

それと、1つ、その上の緊急通報見守り支援事業費の中の委託料で、緊急通報見守り支援事業ということで、モバイル型も新たに入っていたと思いますけれども、令和5年度だったと思いますけど、この利用状況はどのようなものでしょうか。委託料の予算としては、大体令和5年度並みの予算ですけれども、どのような利用状況でしょうか。

以上の項目です。ちょっと細かいところばかりですが、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 では、順次答弁をお願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 最初の質問ですが、5,800円になった要因という質問でよろしいでしょうか。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料でも算出の表が出ておりましたので、保険料が全体として上がったのは、被保険者が増えている。人数が増えているというところと、保険料の改正というところだと思うんですが、その理解でよろしいですか。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 もちろん65歳以上の被保険者の人数は、どんどん増えてはいますが、増えられていても、お元気でいてくだされば全然大丈夫なんですけど、そうはいかなくて、やっぱり75歳以上の方が増えてきていらっしゃると思いますので、そうなりますと、介護の認定を受けられて、介護をお使いになられる方がどうしても増えてまいります。そうなりますと、介護の給付費が増えますので、その給付費の伸びを計算していきますと、やはりどうしても上がってってしまうというのが実情かと思います。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 うっかりほかの保険料と同じような聞き方を、長いことやっていますのにしてしました。保険料というのは、保険給付費の23%ということで出されているということで、それで、保険料を算定するのに、この給付費に見合う額にするために、基準額で月額500円アップしたということですね。ちょっと聞き方を失礼いたしました。保険料の算定の仕方が違いました。9期計画に基づく保険料で、令和5年度に比べて11.5%の増加ですということで、理解しました。うっかり勘違いいたしました。結構です。

9期計画で、特徴的なことというか、上牧の予算で何か影響は、どのような形で出ていま

すでしょうか。特になければ結構です。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 委員おっしゃられますように、1.54%の介護給付費の報酬改定がありましたので、それを見込んで、給付費を増額させていただいております。そこで、その影響はということなんですけれども、包括的支援事業を減額するような何かがあったかといいますと、それは全くございません。いつものとおりでございます。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書の9ページの一般管理費の委託料、電子計算費でございます。介護保険の報酬改定がございましたので、その部分で、電子計算機の改修をしていただくために、こちらのほうの金額を上げさせていただいております。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、印刷製本費の増額理由につきましてご説明申し上げます。こちら、先ほどと同様に納付書を、去年、印刷してなかった分を一括で印刷製本費として上げさせていただきました。

○木内委員長 それでは、次、お願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、19ページの緊急通報見守り支援事業の部分でございます。

モバイル型と固定電話型と2種類ございますが、モバイル型も固定電話型も、それなりに設置者は伸びているんですが、モバイル型を新しく申請される方が増えてきてはおります。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

では、傾聴ボランティアの事業費の増についてお願いいたします。

○木内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 コロナ禍で、傾聴ボランティアの活動が、なかなか自粛されてできにくかったということがございます。傾聴ボランティアさんも、刷新も図りたいですし、お勉強もしていただきたいということで、今回、研修の講師謝礼を取らせていただいております。

それと、とても意識の高い方々のお集まりの団体でございますので、皆さんでいろんなことを勉強したり、考えたり、つくったりということで、助成金を計上させていただいているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。結構です。以上で終わります。

○木内委員長 石丸委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 ほかにないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩とし、再開は2時半といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○木内委員長 それでは再開いたします。

議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○木内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和6年度下水道事業会計予算についての質疑を行います。

まず、15、16ページの収益的収入及び支出のところですが、収入の水道料金においては、前年度に比べて、約1,900万円の減額計上ですが、この要因についてお願いいたします。

それと、説明の新しい項目の中で、県域水道一体化に伴う内容が少し入ってきているんですが、令和7年4月に、上牧町の水道事業も県域一体の事業として統合されるということで、最終の協議も行われていることと思います。この説明書の中で、手数料のところでは、下水電算処理料というのが新しく入ってきておりますし、営業外収入においては、負担金のところで、西和三町水道施設共同化に係る負担金ということで、資料にも出していただいています。それと、その下の他会計負担金においては、一般会計繰入金ということで、児童手当と消火栓維持管理の分が、一般会計繰入れで入ってきているというのが、新しい細節の項目で入ってきていると思いますが、これは、今後もこの形で入ってくるということか、今回限りのところか、これの説明をお願いいたします。

次は、支出は、受水費は結構です。

それでは、次の支出の19、20ページの中で、総係費の中の細節の13研修費で、令和5年度と比べて研修費が減額となっておりますが、この説明をお願いいたします。

次のページに入りますけれども、21、22ページには、営業外費用ということで、細節の消費税というところで、増額となっております。これ、インボイスの関係かと思われるんですが、79万4,000円だったものが636万円というふうになっております。これの説明をお願いいたします。

あと、資本的収入及び支出においては、23、24ページは資料のほうで見させていただきました。ナンバー6、ナンバー7で、配水管、令和5年度設計を行った北上牧地区の管路更新

工事。そして、委託料においては、町内7か所において、新たに設計を進めて、順次更新されるということで、資料で見させていただきましたので、これは結構です。

数少ないですが、よろしくお願いいたします。

○木内委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、予算書の15、16ページの水道料金の前年度比の減額要因についてでございます。減額とした要因でございますが、全体的に使用料は、数年度比約3万2,000立米の減少と見込んでいるところでございます。給水人口が減少傾向にあるところで、従量料金の値下げもでございますが、一般家庭におけます水道水量は前年度比4万立米の減、約150万立米と、大口使用者につきましては、前年度比8,500立米増の36万立米と見込んでいるところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 大型事業所のことも述べられていただきましたけれども、資料から見ますと、給水人口が令和5年度に比べて228人減っているというふうに出ていますが、これが大きな要因ということと、当然、人口が減ってきていると使用量も減っているというふうな理解でよろしいですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 一体化に伴って、下水道の処理量が増えた部分でございます。これ、令和2年度までは頂いておったんですが、3年、4年、5年につきましては、上下水道課というところで減らさせていただいたところでございます。通常であれば、この部分については必要な項目でありまして、今度一体化になるのに、正式な形じゃないですけども、この辺はきっちり予算運用しておいてほしいというので、一体化の事務局から通達があったことにより、今回、また設けさせてもらったものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今の説明はどの項目の説明でしょうか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 手数料の中の下水道電算処理料でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 県の事業になるけれども、ここに今後も入っていくということなんですね。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 通常であれば、下水の処理というのも、一旦水道のデータに入れてから、下水の使用料を出しているわけなんです。それを、今まで上下水の業務やということで、もなくしておったわけです。実際には必要だったんですけども、それが、今度、もう一体化になれば、下水道事業、水道事業というのは、きっちり形が離れてきますので、その部分はきっちり出しておかなくてはならないので、組ませていただいたものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 その分で手数料の増額ということですね。自分で印をつけていて、ちょっとこんがらがりました。増額理由は、下水電算処理料が新たに入ったことによるもので。分かりました。失礼いたしました。

西和三町のは資料で出していただいたので分かりましたけど、他会計負担金のところ、新たに入ってきております。この内容の説明をお願いいたします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、他会計負担金につきまして、説明させていただきます。この部分につきましても、県営一体化に備えての科目でございまして、一般会計から水道事業へ繰り入れていただくと。これは、地方公営企業の繰り出し対象とされている経費でございまして、児童手当と、あと給水区域内の消火栓維持管理費でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次の項目をお願いいたします。研修費、20ページのところです。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 通常、今までの予算の中で、水道技術管理者資格取得講習会を受けるための研修費を組んでおりましたが、今回、その部分をちょっと削らせていただいたので、減となっているものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 講習を受けなくてもよくなった対象者がいないということですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

最後のところですよ。消費税の増額についてお願いいたします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 4条の工事におけます消費税が上がったことによりまして、5年度につきましては、消費税は下がっていたんですけども、4条で支払いが増えたことによって……。

○木内委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○木内委員長 それでは再開いたします。

担当係長。

○宮崎上下水道課係長 消費税の増の理由といたしましては、5年度にいたしましては、耐震化工事等がありましたので、その分の消費税が、今回、申告は必要なかったんですが、6年度に関しては工事費が少なくなってしまうので、その分、消費税を申請しないといけないという状況になっております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和5年度の工事の分が今年度のところに、令和5年度分工事に係る分が、今回、計上されていると。間違っていないですか。

○木内委員長 担当係長。

○宮崎上下水道課係長 年度内で同じように消費税は申告させていただくんですけども、5年度が、4条の出が多かったんで、その分、消費税が少なくなってしまうと。4条で払っていたので、消費税分が少なくなっていたと。5年度。6年度に関しては、工事が少なくなっているので、要は、消費税が払う額がもともと少なくなってしまうので、確定申告で、その分、消費税を払わないといけないために増になっていると。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。大変仕組みが分かりにくいですけども、分かりました。私の理解、最初、勘違いしておりましたので、結構です。ありがとうございます。

○木内委員長 石丸委員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。令和6年度上牧町水道事業会計予算について質問させてい

たきます。

5 ページの令和 6 年度上牧町水道事業予定キャッシュフロー計算書なんですけれども、この 2 番目の投資活動によるキャッシュフロー、ここで負担金による収入、この枠取りの説明をお願いします。

次に、11、12 ページなんですけれども、令和 6 年度上牧町水道事業予定貸借対照表の借方科目の有形固定資産の中の建設仮勘定なんですけれども、3,350 万円、これの説明をお願いします。

次に15、16 ページです。さきの石丸委員も質問されていましたが、項 2 営業外収益の節 1 負担金1,204 万7,000 円、説明では西和三町水道施設共同化に係る負担金です。令和 6 年の 3 月末で配水地の工事が終わるという立て看板があります。西大和ニュータウンは、この配水地が出来上がれば、ここから水道の供給を受けるのか、その辺の説明をお願いします。

以上です。

○木内委員長 順次、答弁をお願いします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、5 ページのキャッシュフロー計算書の負担金による収入でございしますが、この部分につきましては、資本的収入の負担金その他諸収入になってございます。内容につきましては、分担金の額になっております。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、分担金が入るということで枠取りしているんですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 それはどこに入っているんですか。どこか教えてください。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 23 ページ、資本的収入及び支出の収入の部分、資本的収入、次、負担金、その他諸収入、目 1 負担金、その他諸収入の部分でございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 その負担金その他諸収入を枠取りしているということは、資本的収入で何か負担金等が入るということで、これ、枠取りしているんでしょうか。その辺、教えていただきたい。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 開発等によります給水分担金、その部分で入ってくる見込みというので、
枠組みをさせていただいているものでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。その開発で給水分担金が入るだろうということで、枠取りをして
いるという解釈でいいんですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 担当係長。

○宮崎上下水道課係長 それでは、予算書11ページ、令和6年度上牧町水道事業予定貸借対照
表の借方の建設仮勘定の3,350万について説明させていただきます。どうしても予定になります
ので、主な理由といたしましては、予算書の24ページにあります資本的収入及び支出の支
出の建設費、項建設費、目建設費の節の委託料が3,355万計上させていただいているんですけ
ども、主な理由としては、この額が計上させていただいている額になります。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

委員長、次、1点抜けてまして、13ページなんですけれども、令和5年度上牧町水道事業
予定損益計算書なんですけれども、ここの当年度純利益、あくまで予定なんですけれども、
83万1,000円と。今まで、あくまでも私の記憶では、水道事業はすごく利益を上げていたとい
う印象があるんですけれども、去年あたりからぐっと下がってきている、この辺の説明をお
願いします。

○木内委員長 担当係長。

○宮崎上下水道課係長 それでは、予算書13ページ、令和5年度上牧町水道事業予定損益計算
書について説明させていただきます。今年度、純利益が83万1,000円という形で計上させてい
ただいているんですが、現状、これはあくまでも令和5年度のものであって、5年度の補正
予算を出させていただいたんですけれども、そのとおり全部費用を使いこなせば、こういった
形の純利益になるかなという状況でして、全部費用を使わなければ、もうちょっと利益があ
るのかなというところでございます。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 記憶間違いでなければ、今まで何千万というような純益が出てたと思うんですけども、それがなぜこんだけ落ち込むのですか。その理由だけ教えてください。結構でございませう。

○木内委員長 担当係長。

○宮崎上下水道課係長 一応、現状では、主な理由といたしましては、やっぱり受水費が費用計上させていただいているんですけども、受水費に関しても、最終的にはもうちょっと圧縮になると思いますので、もうちょっと利益は出てくるのかなというところでございませう。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、16ページの負担金、西和三町水道施設共同に係る負担金について説明させていただきます。このことにつきまして、県域水道の緊急送水体制の強化を図るため、3町におきまして、施設の整備が進められておりました。最終の整備地であります河合町の配水地が、令和5年度末で完了とすることから、当初の覚書のとおり、県域水道から上牧町へ負担していただくものでございませう。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 要は、3月末で出来上がると。その後は、上牧町のほうも、西大和ニュータウンはここから配水されるという解釈でいいんですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございませう。

○木内委員長 康村委員。

○康村委員 これで私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○木内委員長 康村委員の質疑は終わりました。

ほかにございませうか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませうか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、続きまして、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和6年度下水道事業の予算について質疑を行います。

まず、20、21ページの水道事業会計予算積算書の収益的収入及び支出の項目の収入ですけれども、下水道使用料について、現年分のみの計上となっておりますけれども、減額となっている理由についてお願いいたします。

次は、資料22、23ページの収益的支出のところですが、委託料で新しい事業が入っております。資料はナンバー1で、古川中筋都市下水路内水浸水被害想定区域図作成業務委託料ということで、浸水想定区域で対応が必要なところということで、委託料が組まれているんですけれども、これに伴って、今後、工事も行われることになるとと思いますが、今後、工事などはどのような対策が考えられるのでしょうか。お願いいたします。

続いて、同じページの修繕料ですが、ここではかなりの増額になっているんですけど、マンホールポンプ緊急時対応費、それと、下水道施設修繕費がそれぞれ増額となっております。これについてお願いいたします。

それと、同じページの手数料については、特に下水道使用料徴収事務手数料が新たに入ってきております。これについてお願いいたします。

それと、総係費において、10の委託料で、これも新しく入ってきているんですけれども、会計支援業務委託料110万円、固定資産管理事務支援委託料ということで50万、それぞれ新しく委託料という形で計上されています。この説明をお願いいたします。

次は、28、29ページの資本的収入及び支出の支出ですけれども、これについては、工事が行われる資料は見させていただきましたけれども、工事請負費の中の一番下のところで、マ

ンホールポンプ場ポンプ更新工事ということで、新たに300万円ということで計上されています。このご説明をお願いいたします。

以上です。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、予算書20、21ページの下水道使用料の部分の減額について説明させていただきます。前年度より790万8,000の減額となっているところでございます。理由といたしましては、人口減少によるものが減額の要因の1つと挙げられますが、下水道の排水につきましては、虹の湯の休業に伴います停水も大きな要因と考えているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。では、次、お願いいたします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、予算書22、23ページの委託料、古川中筋都市下水路内水浸水被害想定区域図予定業務委託料について説明させていただきます。本業務につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴いまして、浸水想定区域の指定対象が拡大され、雨水浸水想定区域の想定対象に特定都市河川、都市河川流域内に存する公共下水道と、都市河川の排水施設が追加されたことにより、南上牧地区にございます古川と中筋都市下水路の2路線が対象になったものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、浸水被害想定区域の図を作るだけなんですか。対策が必要であるとか、そういうところではないんですね。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 内水被害想定というところで、河川も同様なんですけども、今回、この下水の事業の中でも事業を行った区域、そこは、今度、特定都市河川というのは大和川が指定されましたんで、それに伴ってハザードマップ的なものを作らなくてはならないというところで、今回、挙げさせてもらったものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 マップを作るのであれば、浸水想定区の危険区域のマップというのは、既にできていますね。下牧6丁目、7丁目あたり、北上牧の一部、葛下川沿いのところ、ずっとできてきているんですけども、これは特に下水道の関係で、新たなそういうマップを作るとい

うことなんですね。これ、作る以上は、何か対策なり対応が要るのではないかなと思うんです。
これは危険ですよというふうな、そういう注意をしていただくためのものなんでしょうか。
工事を伴うものですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今言われております内水被害の想定として、注意勧告として作成しなくてはならないというところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。町内ではこの区域ということですね。ほかに広がるということはないんですね。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 都市下水路というのは、南上牧の図で示しております2路線しかございませんので、ここだけになってまいります。

○木内委員長 では、次、お願いします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 続きまして、その下の修繕費でございます。マンホールポンプの緊急時対応費、あと、施設の修繕費、あと汚水枡の詰まり等ございまして、増の要因といたしましては、人件費がちょっと上がっているというところで、増となっているところでございます。回数につきましても、ちょっと増えておりますので、その分で増額させていただいているところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 人件費が増えているという説明ですが、修繕の箇所が増えているというわけではないということですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 マンホールポンプ自体の年数もちょっと増えて、古くなっているところもあって、一応、詰まってくる回数も増えておりますので、その辺を見込んで、増額させていただいております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。

では、続いて、下水道使用料徴収の事務手数料についての説明をお願いします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほど水道事業の中で、下水道の処理量を説明させていただきましたが、その部分に当たる手数料でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 上下水道が一緒になっているところが違いますね。全然違いますね。下水道処理料、もう一度、説明お願いいたします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどの水道事業会計の中の手数料の中で、下水道電算処理料が増えたというところで、下水道事業から水道事業へ処理料、費用をお渡しして処理をしてもらうと。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それぞれ別々にされるということでのあれですね。先ほど水道のときに、一緒になっていたという説明ではなかったでしたか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほど説明からだったかもわからないですけど、収集するのは、水道事業で収集してもらって、あと、下水道の部分を抜き出す作業がございます。それを水道事業の中でしてもらうことになりますので、その分の費用がかかってくるというところで、下水については費用は必要だと。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは企業会計によって変わってきているというところですか。予算で比較をしましたら、令和5年度のところでは、こういう項目がなかったものですから、あえて聞いたんですけど、下水道使用料の徴収事務手数料が、下水道会計のところで計上が必要になってきたということの理解でいいですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどもちらっと説明させていただいたんですが、令和2年度まではこういう体制でいっていたんですけども、3年度からは下水の繰入れをちょっとでも減らすというところで、この部分は検査していただいたところがございます。今度、県域水道一体化になるのに伴いまして、この枠を設けておかななくてはならないというので、さっきの水道の入の枠で入れさせてもらっていたものでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 県域水道一体化に伴う手数料の計上、水道事業との分けた形の計上という理解でいいですか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ちょっと理解がなかなか悪くて申し訳ありません。分かりました。そしたら、委託料のところの説明をお願いいたします。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 委託料の会計支援業務委託料、それと固定資産管理事務支援委託料についてでございますが、公営企業会計になったことに伴いまして、今年度につきましては、上下水道の事業として、水道事業の予算の枠内で執行させていただいたんですが、もう来年からは一体化になるのに、枠を分けないといけないというところで、今回、この支援業務につきましては、下水道、水道、きっちり分けた形で設けさせていただいたところでございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。令和5年度でも、会計処理、なかなかご苦労いただいたので、今年度、委託がつくのかなと勝手に考えたら、申し訳ありません。水道の県域一体化に伴うことでの委託料ということで、理解できました。結構です。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、28、29ページの資本的支出の工事請負費、その中のマンホールポンプ場ポンプ更新工事についてでございます。このことにつきましては、金富地内にございますマンホールポンプが更新時期に近づいておりますので、来年度、マンホールポンプ内にある機械2基を取り替えるという工事でございます。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 金富地区の工事ということで分かりましたけれども、今後、このような工事はほかのところでも考えられるのでしょうか。

○木内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 マンホールポンプの稼働時間も見ていかなくてはならないんですけども、今、金富のマンホールポンプが、設置してから一番日数がたっております。あと、下牧、松里園、梅ヶ丘でございますので、その辺は年数を見ながら、取替え時期を見ていかなくてはならないと考えております。

○木内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。これで質疑を終わります。

○木内委員長 石丸委員の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

(「なし」と言う者あり)

○木内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はごいませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○木内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ごいませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○木内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本予算特別委員会に付託されました議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について、そして特別会計、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算ほか6件について、以上、審議を終わったところでございます。大変ご苦労さまでございました。

理事者側よりご挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 長時間にわたりましてご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定を頂き、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○木内委員長 委員の皆さん、大変ありがとうございました。これにて本日は散会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 3時22分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

予算特別委員長

木 内 利 雄

令和6年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月21日（木）午前9時開議

第 1 一般質問について

8 番 牧 浦 秀 俊

3 番 竹 中 亮 造

9 番 服 部 公 英

12 番 遠 山 健太郎

4 番 安 中 和

6 番 上 村 哲 也

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	金崎恭彦
上下水道課長	南浦伸介	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	教育総務課長	辻村純
社会教育課長	吉川信一郎	文化振興課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。令和6年第1回上牧町議会定例会、本日より再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇牧 浦 秀 俊

○議長（遠山健太郎） それでは、8番、牧浦秀俊議員の発言を許します。

牧浦議員。

（8番 牧浦秀俊 登壇）

○8番（牧浦秀俊） 8番、牧浦秀俊です。今年の正月に能登半島地震において犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。今もなお能登地域では地震活動が続いており、不安な日々が続いていますが、被災なさ

った皆様の安全確保と、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

また、この地域では高齢化率が50%を超えており、復旧、復興の足かせにもなっていますが、一方、東京都では、総務省が発表した2023年の人口移動報告によると、東京都は転入超過が6万8,285人だった。前年度3万8,023人から80%、東京一極化が加速しました。ちなみに、東京圏以外の40道府県では転出超過でありました。また、出生率は前年に比べて4万人以上少ない72.6万人となる見通し、減少率は5.8%減と、2019年と並ぶ最大の減少率となる公算。合計特殊出生率は1.20となる見通しです。地方には非常に厳しい結果でもあり、上牧町では人口減少により様々な分野で人手不足が深刻化していき、抜本的な対策強化が欠かせないと言えます。

それでは、議長の許可を頂きまして、通告書に従い質問いたします。

私の質問は、大きく2つ。1つ目は、災害時の協定、当町の考え方について聞かせていただきます。

1つ目、これまで災害時における協定書の状況確認。

2つ目、罹災証明書の発行手続迅速化のための損保会社との協定締結の考え方を聞かせてもらいます。

3つ目、民間と同様に罹災証明の認定の簡素化をする考え方を聞かせていただきます。

2つ目、町内の小学校の状況について。

1つ目、ある地域のタウンミーティングで、一部の児童が授業を妨害している小学校があると報告があったが、事実はあるのか。

2つ目、教育の保障、手当てはどうしているのか。

3つ目、先生が足りないと、県に加配がない場合、当町ではどうするのか。

4、長期に休んでいる先生がいるが、そんな中で4月以降、先生の体制をどのように考えているのか。

5つ目、少子化と教育の関係はどのように考えているのか。

再質問につきましては質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） それでは、まず1つ目の質問なんですけども、東日本の震災や熊本地震の教訓が生かされ、今の能登半島地震の対応がなされております。しかしながら、震災の教訓はどのように生かしていくのかは、その場所ごとに違っていることが報道されています。水道、道路などのインフラ整備、ライフライン、住まい、避難所、医療・介護体制などもよ

く取り上げられます。しかしながら、民間との協定や覚書などについてはなかなか取り上げられません。

例えば、大阪市では、津波の際の避難場所として、高層ビルを持たれた企業と何社とも結んでおられたり、天理市のように、地方創生の包括支援協定として損保会社とも罹災証明の発行手続迅速化のための協定締結を予定されていたり、それぞれ自治体独自で様々な協定を結ばれております。そこで、当町の協定書などの点検をさせていただきます。

それと、3月11日の奈良新聞の記事ではありますが、2004年10月に公表された第2次地震被害想定調査の報告書では、内陸型のうち被害が最も大きくなると予想される奈良盆地東縁断層帯の地震では、能登半島地震の10倍から20倍に達する一方、南海トラフ沿いの大規模地震は、今後30年以内の発生確率が70%から80%で、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過、切迫性の高い状態と指摘されているとあります。それで今回、上牧町のホームページに掲載されています災害時における協定書覚書について点検をさせていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

このホームページに載っているのは47、覚書や協定書が結ばれています。全部やると時間がないので、ここで1つずつ気になるところだけやらさせていただきます。

5番目、スーパーおくやまさんと災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定、協定内容が生活物資の確保及び優先供給となっておりますが、これ、まだ、おくやまさんと結んでおられるのか、また次の会社に替わっておられると思うんですけども、この点はどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） スーパーおくやまさんにつきましては、現状、株式会社スーパーおくやまという会社が存在をされておられまして、以前にも少し確認をさせていただいたところ、締結内容についてはそのまま問題ないという確認は行っております。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。

それでは、10番、災害時における医療救急活動等に関する協定、医療法人郁慈会、医療救護活動や要配慮者の受入れとなっております。平成22年の7月なんですけども、これも医療法人郁慈会でよかったのでしょうか。また、次、替わっておられないのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 10番について、医療法人郁慈会ということでございますが、これは医療法人郁慈会服部記念病院ということになっておりまして、現状でも医療法人郁慈会というのはございまして、一部経営者等は替わっておられるということでございますが、医療法人郁慈会で問題ないと認識しておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。経営者と言っていいんでしょうか、替わられたのはあるんですけども、またこの辺はちょっと押さえておいてください。医療法人として、医療部門としては郁慈会だけなので、よろしくお願いいたします。

それと11番、災害時における応急対策業務に関する協定、岸上石油株式会社、災害救助活動及び災害復旧事業に係る燃料等とあります。これは岸上石油1件でよかったのでしょうか。やっぱりこうなってくると、なかなか、報道でも見えますと、スタンドが被災してしまっ
て使えないということが多々あったように思うんですけども、1か所だけでいいのかということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 11番の岸上石油株式会社ということでございますが、ここの分につきまして、現状、ここの会社で公用車等を燃料給油させていただいているということからこと締結を結ばせていただいたということですので、ここ1社だけでどうかということになりますと、今後やはりそういったことも含めて検討していく必要はあるかなというふうには認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） これは、もう1か所、もう2か所と。上牧町には何せガソリンスタンドが1件もありませんので、近隣のところを押さえておいていただきたいと思います。

それでは、次の12番、災害時における救援物資提供に関する協定、セツカートン株式会社、救援物資の確保及び供給等（段ボール製簡易ベッド等）とあります。これについてちょっとお伺いしたいんですけども、実はこれ、副町長が総務部長だったときにセツカートンというところで結んでいたんですけども、これは東大阪の会社で、かなり遠いと。前、大きい台風が来たときに、大阪から奈良へ入ることが不可能であったということからして、セツカートン1社で大丈夫ですかということがあったんですけども、これも今、まだつながっているんでしょうか。それとまた、セツカートンと、またどのような運搬、この前の大きな台風のときに大阪から来る道が全て閉ざされていたと思うんですけども、そのときからす

ると、このセツカートンというのはどのようなあれになっているのか聞かせてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） セツカートン株式会社とは、救援物資の確保及び供給等、段ボール製の簡易ベッド等の供給ということで協定を結ばせていただきまして、現状、この協定等についても、現在、継続させていただいているところでございます。少し牧浦議員のほうからご指摘等もございました。災害時、大阪からの搬入がどうかということも踏まえまして、本町といたしまして、36番にはなるんですが、災害時における救援物資提供に関する協定ということで、株式会社川由さんということで、ここも段ボールベッド等を扱っておられるということで、令和2年にこの会社とも改めて協定のほうを締結させていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 先に言っていただきました。川由さんと段ボールベッドの提携が、そういう理由で川由さんともまた増えたと思うんですけども、どのぐらいの量というんですか、供給の予定になっているのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今のところ、数という部分といいますよりも、現状に応じて、災害等の被害状況を踏まえまして、2社のほうにお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） よろしく願いいたします。

その次の13番、災害時における救援物資提供に関する協定、奈良ヤクルト販売株式会社、救援物資の確保及び供給等、これが令和3年3月26日に締結解除になっております。これはどういうことなのか説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分につきましては、以前に庁舎の中にヤクルトさん等の自動販売機が置いてございまして、そのときに災害が起きたときに無料で開放していただけるというようなお話で、自動販売機等を設置していただくときにそういう内容の協定等も含めて締結をさせていただいたんですが、現状、今の段階、多分皆さんご存じかと思いますが、その分につきましては、ヤクルトさんのほうからのご意向で自動販売機については撤去するというところでございまして、その時点でそういった締結等についても解除というふうになったと

いうところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） そうやったんでしょうね。次の自動販売機、入っているところがあるじゃないですか。それとの締結というのはもうできているのかどうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 多分、コカ・コーラ株式会社さん等を置かせていただいていると思うんですが、それ以外にも何か所か各施設等に自動販売機等は置かせていただいておりますが、最初から自動販売機にそういう機能がついた自動販売機というのも置いていただいているということなので、現状、今のところ、締結はしないでも、災害時等におきましては無料での自動販売機の開放というんですか、提供をしていただけるというふうには認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 機能がついているということは、震災が起きたり台風が起きたら勝手に自動で出るという意味ですか。それともまた、後で自動販売機を入れ替えるということなんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状で言いますと、災害が起きた等に設置していただいている業者さん等と協議をさせていただいて、開放してもオーケーですよということになりましたら、町のほうで開放させていただき、供給は隨時していただけるというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 何年か前に、どの議員やったかな、そういう自動販売機が置けないかという一般質問があったんですけども、それ以降進んでいないという意味ですよ。こっちで勝手に開けて勝手に使ってくださいということですよ。そういう対応、自動で対応する自動販売機じゃないということですね。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） おっしゃっていただいたとおり、手作業と言うたらおかしいですけど、職員等におきまして開放するというふうになっておると思います。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） その辺もちょっとまた改善していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次20番。20番のユニー株式会社、これちょっと僕の勘違いかどうか分からないんですけども、ドン・キホーテに代わって、ユニーはユニーでやっているのかどうか分からないんですけども、災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定、大規模震災時における駐車場の一部使用に関する協定とあるんですけども、これはまだこのまま生かされているのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この締結についても、現状、まだ継続中でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当にこの場所というのはすごく大事なところだと思うので、分かりました。

それでは、次21番、災害時及び平常時における上牧町と香芝郵便局と上牧町内の郵便局との協定に関する協定及び高齢者の見守りに関する協定、令和3年3月24日に締結解除されています。これについてどうなのかちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分につきましては、改めて包括連携協定というのを日本郵便株式会社と締結させていただいたということで、個々個別の、おっしゃっていただきました香芝郵便局とか西大和まきのは郵便局等につきましては、一旦解除というような形をとらせていただいておりますが、大きなくくりで包括連携という形で、あらゆるいろんなほかにいろいろしてもらおうということで、協定を改めて令和3年に締結をさせていただいたということでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 令和3年に締結されたということで、何番かに入っているんですか。43番ですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 日本郵便株式会社ということで、ちょっとごめんなさい、現状私の持っている資料でいうと38番になるんですが、ちょっと今お示ししていただいている……。

○8番（牧浦秀俊） 43番ですね。

○議長（遠山健太郎） 続けてください。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。あくまでもこういう内容で、もっと大きい枠で日本郵便株式会社と防災力の向上及び安全安心な暮らしの実現に関すること、高齢者、子ども等に係る異変等の情報提供に関すること、道路破損、危険箇所等の情報提供に関すること、こういうことが締結されたという認識でよろしいですね。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） そしたら、次の23番、上牧町災害ボランティアセンターの開設等に関する協定、社会福祉法人上牧町社会福祉協議会、上牧町災害ボランティアセンターの設置、運営等、これが令和2年12月1日に締結解除になっていますが、この辺はどういうことなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） これにつきましても、改めて社会福祉法人上牧町社会福祉協議会と令和2年にボランティアセンターの開設等に関する協定というのを結び直しさせていただいたというものでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） それはどこに掲載されているのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 42番目でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。これはなぜ、見ていますと同じような内容なんですけども、これを書き直すという理由というのは何かあったのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 中身を少し、何というんでしょうか、拡充というんですか、拡大をさせていただいたということで、再度締結をさせていただいたというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） その拡充された内容というのを教えてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ちょっと申し訳ございませんが、内容につきましては、現状、手元

に持っておりませんので、詳細についてはこの場ではご回答できません。申し訳ございません。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） また後日で結構ですので、またお知らせください。お願いいたします。

続きまして、27番、29番、奈良八光環境社、し尿処理と、それから簡易トイレのあれになってくるんですけども、これ、ただ単に会社の名前が変わっただけのあれで締結解除もなされていますが、そういう理由だけで、内容はそのままやっていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりで結構です。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当にこの簡易トイレというのは物すごく大変やと思います。僕も阪神大震災のときに奈良県から行ったんですけども、本当に瓦礫があれば瓦礫の向こうには便の山、簡易トイレって物すごく大切なもんやなど。重々、ほんまに感じております。八光さん、近くにおられますので、なかなか上牧町は恵まれていると思いますが、またこの辺もお願いしておきます。

その次、30番、指定緊急避難場所に関する覚書、日本郵便株式会社近畿郵政研修センター、今これはもう使われていないと思うんですけども、あそこは使わせていただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） あの施設につきましては、日本郵便株式会社さんから申出がございまして、指定緊急避難場所に関する覚書の締結については、現状、解除となっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 解除になっているということでしたので、その代替地等々というのはもう出来ているのでしょうか。また、考えておられる最中なんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） あの施設の代替地という部分は、改めてさせていただいておりませんが、ほかに町内のほうに指定避難所等々を設けさせていただいておりますので、そちらのほうに避難していただくということで考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） その場所はどこですか。町内でほかのところというのはどこですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 防災ハンドブック等にもお示しをさせていただいています町内にあ
る公共施設等の指定をさせていただいている施設のほうでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。次、37番、38番なんですけども、西日本電信電話株式会
社奈良支店、大阪ガス株式会社、これ、社名はこのままでよかった、電信電話公社はこのま
まかな、N T Tなのか。大阪ガスはダイガスに変わりましたが、このまま協定内容とい
うのは継続してもらえると認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） この41番、さっきお話がありました株式会社川由さん、災害時における
救援物資提供、ここに救援物資等の段ボールベッドと認識しているけど、それ以外に何か協
定内容というのは何かなかったでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、川由さんとは段ボールベッドのみの協定となっているところ
でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、47番目、被災者生活再建支援制度の実施に係
る事務委託契約、公益財団法人都道府県センター、被災者再建支援法第4条第2項の規定に
基づく被災者生活再建支援に係るマイナンバーの活用の円滑な実施とあるんですけども、こ
れの内容を教えてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この被災者生活再建支援制度といいますのは、自然災害等により、
その生活基盤に著しく被害を受けた者に対しまして、被災者生活再建支援金を支給するとい
う制度になっておりまして、その申請に関しまして、そういうマイナンバーカードを活用し
た申請もできるというようなことでの締結と事務手続に関する協定でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。本当に、たまたま前の台風の時、大きな台風の時に、私も協定書・覚書一覧表というのをホームページで見たんですけども、なかなか、それなかったら見てなかったというようなところでもありますけども、この辺のまた周知もどのようにしていけるのか、また、更新をどのようにしていけるか、またお願いしたいと思います。

それでは、2番目の罹災証明の発行手続迅速化のための損保会社との協定締結の考え方というのを教えていただきたいと思います。

一度、前の大きな台風の時に、うちの地域から罹災証明の発行、物すごい早かったんですよね。連絡したらすぐに来てくれて、すぐ出してくれてという状況やったんですけども、これが大きな災害になったときにはどうなのかということから、実はこれは他市町の議員と共にこんなんしてんねんということをちょっと聞いたものですから、この辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 罹災証明の発行手続の迅速化ということで、損害保険会社との締結の考え方はということでございます。

原則、罹災証明等におきましては、市町村におきまして、災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときに、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査させていただきまして、罹災証明書を交付するというふうになっているところでございます。本町といたしましても、この罹災証明を出すに当たりましては、災害に係る住家の被害認定基準、運用指針等が国において示されておりまして、その基準に基づき調査をさせていただきまして、最終的には、例えば半壊である、全壊であるというようなことを罹災証明という形で把握するというふうになっているところでございます。原則はこの部分で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

議員より今ご指摘いただきました、他町村での損害保険会社の締結を結んでいるというようなことでございますが、本町といたしましても少し調べさせていただいたところ、結んでおられるのは、確かに包括連携協定の中に罹災証明というのがございまして、その中に、特に水害等の災害が発生した場合についての協定というふうになっておりまして、今のところ、水害のみということで、地震等に対する災害の協定というのは現状できていないのかなというところは認識しているところでございます。

ただ、この分につきましても速やかに発行する必要等もございまして、この分につきましては、原則は現場に行って状況を確認させていただいて、被害状況をもって罹災証明発行と

なるんですが、緊急を要する場合におきましては、現状の写真等をもって罹災証明を発行することも可能というふうにはなっておりますので、そういったことを踏まえまして、町といたしましても、この罹災証明におきましては、今後の生活再建等、いろんなときに公的制度の適用基準となりますので、速やかに対応できるようにしていきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） よろしくお願ひいたします。本当に前回の大きな台風のときに、2人の方から連絡をもらって、役場に連絡したらすぐ来てくれたと。すぐ罹災証明を出してくれたというような現状がありました。上牧町では本当にそういうことは大丈夫かなと思いますが、これからも必要だと考えられる協定はどんどんどんどん締結していただきたい。

そして、ちょっと1つだけ、私の提案なんですけども、熊本の震災のとき、避難物資が一度に届いたときに、運送会社と締結をしていた。これは何に関係あるのかということだったんですけども、避難物資というのは大量にやってくるらしいです。それをマンパワーだけで運ぶというのは物すごい大変なことで、運送会社と提携していたことによって、フォークリフト、それからトラック、これを協定していたから出してくれはったということで、これが一気にいったということなんですけども、上牧町の協定書・覚書一覧には載ってなかったんですけども、こういう協定を運送会社等々と、運送会社でなくても、例えばフォークリフトを持っておられる会社でも結構ですし、そういうところがあればちょっと協定を結んでいたければいいかなと思うところがありますので、この辺はまたよろしくお願ひいたします。

このような発想で備えていただきたいと思いますので、いかがでしょうか、これは。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、いろいろなところの協定をということでございます。少し話が戻って申し訳ございませんが、罹災証明の発行に関する、先ほど、損保会社等の協定の考えはということでございますが、本町といたしましても、その分につきましても十分早急に対応したいということもございまして、例えば、奈良県行政書士会と災害における行政手続に不安を抱える被災者等への相談や書類の作成等への支援や、また、土地家屋調査士協会とも災害における緊急活動及び登記相談業務における基本協定というのを別途結ばさせていただいているところでございまして、牧浦議員からも今いただきましたように、これから、この現状結んでいる36の協定が全てこれでいいのかという部分は、本町といたしましても考えてはおりませんで、今後、いろいろ、今回、石川県のほうにも職員等も派遣をさせていただき

まして、いろんな業務、任務に当たってきました、報告等も受けておりますので、今後そういったことも踏まえまして、また改めて、今回、議会のほうからも災害に関する一般質問をいろいろ頂いておるところでございますので、そういったことを考え、加味しながら、今後の協定等の結ぶことに関しましてと、また、上牧町の安全安心なまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） まさに備えあれば憂いなしです。よろしくお願いいたします。この質問に関しては以上です。ありがとうございました。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員、3番のことはもうよかったですか。もう終わっているんですか、これ。終わっているんですね。

○8番（牧浦秀俊） 2番の中で答えを頂いたので。

○議長（遠山健太郎） 分かりました。では、次お願いします。

牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 町内の小学校の現状についてなんですけども、非常にデリケートな問題なので、大変だと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

ある地域のタウンミーティングで、一部の児童が授業を妨害している小学校があると報告がありましたが、事実はあるんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ご指摘の状況につきましては、議員ご提起のとおり、児童の行動を抑制できず、授業が円滑に進められない時期もございましたが、町の支援スタッフを新たに2名配置させていただいたほか、当町指導主事が毎日教室を訪問し、授業や子どもたちの様子を監督、観察することで落ち着きを戻しつつある状況であり、校長を先頭に全教職員が危機感を持ち、現状の改善に向け、教職員が一丸となって引き続き取り組むこととしていところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） やっぱりあったんですね。その後の様子はどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど答弁させていただきましたとおり、支援スタッフ及び当町の指導主事が学校へ毎日出向しているということもございまして、一定落ち着きを取り戻しつ

つあるというふうな状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 実は、卒業式後に、私の全く知らない人から家に電話がありました。町のホームページを見て、僕の電話番号があったのでかけましたと、すいませんと。卒業式2週間前に担任の先生が長期に休まれたと。卒業式も不在であったと。子どもたちに聞いただけなので内容が分からないけど、聞いていますかということだったんです。このクラスは、担任が2人目の担任だったということです。子どもに聞いただけなので、はっきりしたことは言えないんですけども、何の説明も親にはなかったと。子どもに聞いただけなので、これがどういうことなのか分からないと。

また、この方は、こんなに問題が多くなっているのに議会では何も問題になっていないのですかと、こうやって聞かれました。そのとき言いました。町も議会もちゃんと手は打っていますと、手は打っているけども、なかなかうまくいかないという状況になっておりますと。先生が、今の2人目の担任の先生が休まれたのは耳には入っておりませんと。でも、町自体は、本当にさっき部長がおっしゃられたとおり、僕も聞いております。そやから、そういうことをやっていると、手を打っていますと。いや、それは分かっています。でも何も聞いていないので不安ですというあれだったんですけども、本当にこういう切実な電話がかかってきました。

本当に、どう言ったらいいのかな。生徒から、その子どもさんから聞くことと、それから何も連絡がない。担任の先生が卒業式の2週間前から休まれたと。これ、何で休んでんやろうなって、何もないまま不安なままでやっておられると。ところが、これも今言ったように、確かな状況か分からないと、親にしてみればね。子どもから聞いただけやからと。何も分からないということだったんですよ。そやから、上牧町では、いや議会もちゃんとこの問題については前やりましたと。それで、今、教育委員会もちゃんと動いてくれて、聞いたときはもう2人と聞いていましたので、2人新たにそういう監視と言ったらおかしいですけども、出してやっておりますと、何もやっていないわけじゃないですと。いや、それは聞いておりますと。でも、次にまた出てきたときに、そういう連絡が、耳にしないと不安になりますということやったんです。これはこうやって聞いておいてほしいです。

それで、教育の保障、手当てはどうしているのか。本当にさっき部長が言ってくれたように、授業を受けたくても受けれない、どんな手当てをしてきたのかということはさっきおっしゃってくれはったと思います。だから、その分に関してはもう結構です。

今、ちょっとここで、本当に急に電話がかかってきたものですから、2週間前に先生が休まれて、これはちょっとどういうことなのか。僕も聞いていないし、親御さんも聞いていない、子どもに聞いただけやと、こういうことだったんです。これは耳に入っているのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 松浦議員、これ、通告に関連づけてお願い、2番に関する質問ということで、もう一度質問を整理していただいていいですか。

牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） これも恐らくタウンミーティングで言われたことの延長になると思います。一部の児童が授業を妨害している小学校があると報告があったがということなんですけれども、その中で、次に、2週間前に先生が休まれたということと、これ、つながっていると思うんです。この辺はどうなのか、お願いしたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員のほうから報告ございました件につきまして、一連の出来事と関連しているのかどうかということだと思います。確かに、卒業式前に担任の先生が急遽お休みになるという事態は教育委員会としても把握をしておりますが、このことが、先ほどおっしゃいましたことにつながっているのかどうかという確認はできてはおりません。当該先生がお休みになるに当たって、当然、卒業式等も控える時期でございますので、学校のほうからは、先生がお休みになって担任が代わるということの周知は文書で行っているというふうに報告を受けているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当にそんな報告しかできないでしょうね、この問題に関して言えば。でも、これは例えば、うちのところの娘も今二十歳です。確かにそういうこともクラスであったと思いますが、やっぱり親としては不安なんですよ。何でこんなことがあったんやろうなど。本当にこれ、なかなか、例えばそういう通知を出すに当たって、難しいですよ。出すというの。本当にそういう中で、2番目の教育の保障、手当てはどうしているのかと、さっきの答弁と一緒に分かるかも分かりませんが、お願いしておきます。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 2つ目の質問項目だというふうに認識をしております。担任が一部の児童の生徒の対応で授業を円滑に進められない場合、基本的には同一学年の教員、場合によっては管理職も含めた他の学年の教員が加わり、複数での授業を行うことで、子どもたち

が落ち着いた環境の中で授業を受けられるように支援を行っているところでございます。学級がうまく機能できない状況に陥り、授業が成立しない状況が続くなど、指導内容が十分に達成できていない場合には、補修の時間を設定し、授業時数の確保をすることで学習の保障に努めているところでございます。

また、今後、個々の児童の学力の定着状況を把握するため、必要に応じて振り返りテスト等を実施し、その結果を踏まえて、放課後の学力補充も行うことも視野に検討をしているところでございます。教科によって指導する教員が交代したり、合同授業を実施したりして、指導方法を工夫し、ICT機器を積極的に活用するなど、効果的に学習する取組の充実を行い、学習に遅滞が生じないように学校一丸となって進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） まさにそういうことを多分親御さんたちは聞きたかったと思います。僕もこういう電話をもらって、本当にこんだけしていますよということも言いましたけど、なかなかやっぱり、ちゃんとまた僕の一般質問を聞いておいてくださいという形しかできませんでした。

それでは、3番目の先生が足らないと、県に加配がない場合、当町はどうするのかということ。それとまた、長期に休んでいる先生がいるが、そんな中で4月以降の先生の体制をどのように考えているか。これもよく似ているので、このまま行ってください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、3番目、4番目の質問について一括して回答をさせていただきます。

加配教員につきましては県より配置されますが、慢性的な教員不足により、実情に即応した適切な配置には至っていないというのが現状でございます。県による加配がなされない場合、町費で職員を教育現場に配置することで人員の確保に努めてはおりますが、講師の配置につきましては、教員不足の状況から、学校の要望を十分に満たす配置は難しくなっているのが現状でございます。直接教科指導は行いませんが、本町におきましては、特別支援スタッフや学習支援スタッフを配置することにより、学習環境を落ち着かせる一翼を担っているものと考えております。

4番目でございます。教職員の人事に関しましては、任命権者たる県の所管事務になりますので、令和6年4月以降の教員の体制については、この場で回答することはできませんが、

来年度に向けては、教員が欠員となっている状況を県に伝え、人員配置を最大限にご協力願いたい旨、精いっぱい要望をしているところでございます。また、今後について、人事異動を踏まえながら、校長や現場、保護者の声に耳を傾け、児童が安全に安心して快適に過ごせる教育環境の提供に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） よろしくお願ひします。まず、予算のところですね。来年度の予算に会計年度任用職員に反映している、これはそれで間違いないでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 各学校の状況等を教育総務課のほうでヒアリングをさせていただき、状況に応じた形で、学習支援スタッフ等に係る部分については、会計年度任用職員の人件費の中に計上をさせていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） この中、あと1つです。今までのこのずっと流れからして、中学校に進むことが非常に不安であると聞きました。今は小学校の分であるじゃないですか、そのまま小学校が中学校へ上がるイメージをされております。今現在で対策は何か考えておられますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 一般的な話として回答させていただきます。当然、小学校6年間と中学校3年間、そのものが義務教育期間中ではございますが、それぞれの特性がございます。当然、小学校から中学校に上がる際においては、生徒指導等についても対応が変わってまいりますし、また、クラブ活動等もございますので、その部分について、中学校は中学校に合った形で生徒指導等も含めて、強力に推進をするということになるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） この辺も今までの、先ほど部長が言ってくれたように、上牧町は何もしていないわけじゃないんですよ。ところが、していることがちゃんと伝わらないんですよ。伝わっていないから僕らの耳に入ってくると。そやけど、こんだけのこともやっているんですよ。例えば、さっきの会計年度任用職員も、次の、もしこういうことがあったらいいので、そういう職員も入れていますと、こういうことが耳に入るようにやっぱりしてほしいです。本当に何もしていないということが絶対ないというのが、僕も聞いて分かっています。

す。でもなかなか効果が出ていかない。でも出ていかないから次のことを手を打つ、また次の手を打つと、こういうことの繰り返しなんです。そやけども、そうやっていることが、なかなかそういう耳にみんな入っていないというところが僕、ちょっとあれやったかなと。議会は何してんのやと、すいませんとしか言えなかったということです。

それでは、最後の5番目の、少子化と教育の関係はどのように考えているのかと。タウンミーティングの会場で言われたことをそのまま、一緒におられたと思いますので、もう一度言います。人口減少と学校環境、学力は相互関係にあるが、子どもたちを上牧町に信用して預けるという構図が崩れると、外部に漏れると上牧町に引っ越しをためらう、上牧町に住んでいる住民が町外に出る、この2つが出たと思います。これに対しての考え方はありますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育の分野における少子化についても、都教育委員会としては深刻に受け止めているところでございます。これらの状況、さらに少子化等が進むということが想定される中、当町におきましては学校適正化に取り組んでいるところでございます。

小規模大な学校で、いわゆる小学校の場合においても、単学級となる場合において、人間関係等が崩れてしまうと、その状況が最悪6年間も続いてしまうという状況もございますので、その部分については是正をすべく、学校適正化を考えているところでございまして、当面は中学校の統廃合を視野に、その後に、令和7年度に人口動向等を的確に見定め、小学校のあるべき姿については検討をさせていただこうということにしているところでございます。

また、小規模であるがゆえに、一方で、手厚いケアができるということもございますが、学校総体としての先生の数も減るわけでございますので、その部分について、今後の小学校の在り方については、今後も、保護者、子どもの気持ちに寄り添える形を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） その考えはすばらしいと思います。

最後にまとめさせていただきます。本当に、なかなか突っ込んだ話ってしにくい話になると思いますが、最後にまとめさせていただきたいと思います。本当に、自分の子どもになりますと、親として心配になります。十分な公開と説明、上牧町でも様々な対応をとっていると聞いていますが、それが不十分であったため当事者は不安になられたのだと思っています。私の耳から他方に入りますが、うわさはどこかで曲がります。また、現在、このような事例はどこにでも発生する可能性はなきにしもあらず。そんなときでも上牧町は対応を万全に整

えていく。そしてまた、万全に整えているということをやっぱり皆さんに知らせていただきたいと思います。そして、このような事例を経験することで、二度と起こらない対応をよろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当然、学校教育委員会としては手をこまねているわけではございません。積極的な取組をさせていただいております。ただ、議員ご指摘のとおり、そのことを保護者等に知っていただくという形での周知の在り方についても検討させていただきたいと思います。そのことで保護者の方々の安心につながるのであれば、そこについても考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当にその言葉、みんなに通じたと思います。これからよろしくお願いいたします。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、8番、牧浦秀俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時5分とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時05分

○議長（遠山健太郎） 再開します。

————— ◇ —————

◇竹 中 亮 造

○議長（遠山健太郎） 次に、3番、竹中亮造議員の発言を許します。

竹中議員。

（3番 竹中亮造 登壇）

○3番（竹中亮造） 議員番号3番、竹中亮造です。議長の許可を得ましたので、一般質問に入ります。よろしくお願いします。

まず冒頭、今年の元日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになった人々に対し、衷

心より哀悼の意を表しますとともに、多くの被災者の皆さん、今なお避難生活を余儀なくされている皆さんに対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日の私の一般質問は、まさに能登半島地震のような大規模災害が上牧町に起きたとき、上牧町の備えはどうか、対応は大丈夫かということを住民に代わりたすものであります。

では、まず一般質問通告書を読み上げます。

一般質問通告書。質問事項。上牧町の大規模災害時における避難体制について、このタイトルで質問させていただきます。

質問の要旨。2024年元日に発生した能登半島地震から、はや3か月となる。その間、石川県や地元市町では、復旧、復興に向け必死の努力がなされてきた。しかし、残念ながら、現状は、被災者の生活再建は十分進んでいない状況にある。

上牧町ではいち早く被災地に支援の職員を派遣したが、現地で浮き彫りになった諸課題から災害対策の教訓を学ぶべきだ。そこで、同規模の災害、特に今回は地震災害が県北部で起きたとき、本町の災害対策はどうか。特に減災の観点から質問する。

1) まず、本庁から役場職員が被災地に派遣されたが、その人数、期間、担当した役割、また、現地で派遣職員が感じたことをかいつまんで教えてほしい。

2) 能登半島地震級（震度7）の地震が県北部で発生した際、避難所に避難する人は何人ぐらい出ると想定するか。

3) その際、上牧町の指定する避難所の容積は足りているか。

4) 耐震性に不安のある古い家屋も町内には多い。全半壊する家屋数は想定しているか。想定している場合、その数は。

5) 食料、水は各家庭の備蓄が基本だが、町の備蓄も必要だ。大丈夫か。また、避難所の冷暖房については万全か。

6) トイレ、簡易ベッド、プライバシー確保の間仕切り等は準備できているか。

7) 高齢者、障害者、持病を持つ人等、配慮を要する人の対処は万全か。

8) ペットを同伴する人も必ず出る。みんなが助かることが大切だ。あらかじめ想定しておくべきと考えるが、考慮しているか。

9) 町の提供する公助の充実を図る一方、自助、共助も肝要で、特に災害初期には大きな役割を果たす。さらなる住民への意識づけが必要なのでは。

10) 災害関連死（避難中、避難場所での死亡）を決して出さないことが大切だ。最後に、

現在町が考えている減災対策の総括的な方針（要点）を聞かせてほしい。

以上が質問内容です。各質問につきましては、質問者席で再質問させていただきます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） まず1つ目、まず、本庁から役場職員が被災地に派遣されましたが、その人数、期間、それから担当した役割、また、現地で派遣職員が感じたこと、これをかいつまんで教えていただきたいんですけども、まず、かいつまんでお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず1つ目の、本庁から職員を被災地に派遣した状況についてご回答させていただきます。

1つ目といたしまして、北葛城郡4町での対応といたしまして、1月16日に災害応援物資を提供するため、1名を派遣しております。それ以外に、奈良県からの職員派遣要請等を受けまして、1月17日を皮切りに、建物被害認定調査業務で3回、1回で2名で計6名を、避難所運營業務で1回2名を派遣させていただきました。また、罹災証明発行受付業務で、今回、1回2名を現在も派遣しておりまして、26日に帰庁予定でございます。合わせて3業務10名となり、1回の派遣期間は約10日間でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 分かりました。今一番困っている被災地を支援するということで、頑張っている町職員には敬意を表したいと思います。

それから、同時に、そこへ10名の職員が行くということは、支援とともに何らかの情報を得てくる。そして、上牧町で同様の災害が起きたときに教訓として生かしてもらいたいという、そういうことも大いに期待されるところだと思うんですけども、聞くところでは、総務部長ご自身も現地に向かわれたということで、そこで感じられたこと、そして、その得られた教訓、これをぜひ聞かせてもらいたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 派遣されて感じたことという部分についてでございますが、この部分につきましては、2月28日に開催をさせていただきました上牧町被災地支援対策本部において、派遣した職員から現状の報告等を頂いたというところでございます。この中で飲料水等につきましては、支援物資等、備蓄等にございまして、一定限度確保できているが、やはり上下水道管等の損壊によりましてトイレが使用できなかったということで、トイレが使えないということがかなり負担になっていたということで、トイレ等の確保であったり、また、

生活用水確保の対策が必要ではないかという意見もございました。

また、避難所運營業務の職員では、発災時、避難所に避難者を招き入れるまでの安全確認等の初動対応整備、また、年齢層、性別に応じた食料や備蓄備品の確保、避難者のプライベートスペースの確保等が重要であるというような報告を頂いたところでございます。今回派遣職員等の報告等を受けまして、上牧町災害対策本部におきましても、今後いろいろな情報等も収集をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 中川総務部長自身は行かれたと思いますけれども、行かれた日数、それから、特に何をされたか、また、感じられたことをお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、少しダブってしまうか分かりませんが、私のほうといたしましては、建物被害認定業務ということで約10日間、1月17日から行かせていただきました。建物被害認定調査業務といいますのは、罹災証明を発行するための資料の調査ということで、私のほうは一次調査ということで、建物の外観を主に調査させていただきまして、その結果を基に被害状況を判定させていただくという業務をさせていただいたところでございます。

私が行かせていただいたときには、災害対策本部になっております穴水町庁舎の3階にも避難所を設けられておられまして、そこに避難されている方等も、状況も見ながら毎日そこに勤務をさせていただいたということでございまして、やはりその本部にも穴水の庁舎自身もトイレが使えなくなったということで、水がなかったということで、飲料水については救援物資等が届いておりましたので、一定限度確保はできておったんですが、おっしゃっていただくように、トイレ、生活用水等ができないということで、建物被害調査を町内歩かせていただいたときについても、やはりそういった部分が苦勞されているのかなというのを感じながら、建物の調査に当たらせていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 物すごい体験されたことかと思います。水がない、トイレが自由にできないということは、人間生活にとって極限の状態になると思いますので、短期間ではあるかも分かりませんけれども、経験されてきたこと、もし上牧町で起きたときに生かしていただけたらというふうに思います。

では、2つ目以降の具体的な質問に入っていきたいと思います。

能登半島地震級の震度7の地震がこの県北部近隣で起きた場合、避難所に避難する人数、これはちゃんと想定できているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） すいませんが、2つ目以降の回答につきましては、第2次奈良県地震被害想定調査というのを県のほうが公表されておりまして、それに基づきまして、上牧町の地域防災計画に数字等を反映させていただいておりますので、それに基づいてご回答もさせていただきますと思います。

本町といたしましては、最大震度6強を想定しておりまして、避難者が最大となります災害発生後1週間後の避難者数は約5,500人程度を想定しております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 2万人余りの上牧町ですから、5,500人という数、物すごい大きな数だと思うんです。避難者の想定数ですけれども、後で僕は言わせてもらおうと思うんですけれども、家屋の倒壊数により、かなり幅が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺りの想定はどうでしょうか。その5,500人という数が適当なのか、もう少し幅のある想定もできているのかどうか、これをお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 竹中議員おっしゃっていただいておりますように、災害の程度というんですか、それによりまして変わってくると思うんですけれども、今のところ、本町の考えといたしましては、これはあくまでも国・県等におきまして、地震が起きた時の上牧町における災害がこれぐらいであるというのを公表されておりまして、それが上牧町におきましては最大震度6強ということでございます。これに基づきまして、先ほど避難される方の人数をご回答させていただきましたが、建物におきましては約8,200ぐらいの建物があるというふうに想定をさせていただきまして、建物被害率、全壊、半壊の家屋数を含めまして、約20.3%ぐらいがそういった被害を受けるのではないかなというふうに想定しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 家屋の倒壊に関しましては、また後でもう一度聞かせていただきます。最大5,500人ぐらいという想定をされているということで、それを聞くだけで大変な数になりますので、備えのほうをよろしくお願いします。

3つ目のことですけれども、まさにそのことで、その際、上牧町の指定する避難所、これ

は容積が足りているのでしょうか。私は、上牧町の防災ガイドブック、これに基づいての質問になるんですけれども、指定避難所、それから指定緊急避難場所、これがここには載っていますけれども、避難所の容積、足りていますでしょうか、回答をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 容積という部分のご回答をさせていただきます。

指定避難所を町内に各学校等、体育館等も含めまして指定をさせていただいております、ここに収容できる人数といたしましては6,551人を想定しておるところでございます。ただ、いろいろここ数年ありましたコロナ等の考慮をさせていただきますと、5,500人の数字を見て6,551になれば、避難者数については数字だけを見ると確保できているというふうにはなるんですが、先ほども言いましたように、コロナ等を考えますと、状況によりましては、いろいろ高齢者等であるとかプライバシー等のこともございますと、なかなか、これで足りているかということになりますと、少し考えていかなければならないのかなということも考えております、今後はいろいろ民間業者、指定調査等も含めまして対策を考えていきたいと思っておりますので、それ以外にも福祉避難所というような形で、町内のほかの高齢者施設、病院等も含めて指定を、協定等させていただいておりますので、そういったものも活用させていただきながら、災害時における避難についても検討していきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 今、部長から答弁いただいた避難場所ですけれども、それは、このガイドブックに載ります町内避難所、指定避難所が11載っています。それから、指定緊急避難場所、これが39載っていますけれども、この指定緊急避難場所も含めた数と考えたらいいのでしょうか。それとも、指定避難所11で5,500人の数が収容できるというふうに考えたらいいのでしょうか。これ、どちらかお答えください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 指定避難所のみで6,551人を想定しております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 分かりました。指定避難所といいますのは、主として小・中学校だとか比較的大きな公民館になりますね。耐震性なんかの高い家屋、建物かなというふうに思いますけれども、それに関しましては了解しました。

そこで、ちょっと1つ聞きたいんですけれども、これは現に今、能登半島地震で起きてい

ることで、3月4日の毎日新聞の記事なんですけれども、被災地の一番激しく来ている市町が、能登半島の4つの市町ですね。珠洲市、それから輪島市、能登町、それから穴水町、この4つが特にひどいといいますか、厳しい被災をしているところなんですけれども、そこに避難スペースに関しましての記事がありまして、自治体間で3倍もの差があるという記事があるんです。その3倍のなんですけれども、被災の激しい輪島市では1人当たり1.65平米、畳1畳なんです。それに対して珠洲市の場合は4.8平米で、畳3枚分ぐらいがあるということで、大きな差が出てしまっている。隣接する町ですけれどもね。同時に、その記事の中では、全国的に見ても多くの自治体がスペースの確保に課題を抱えているというふうに指摘しているんです。記述があるんです。各市町村も基準がばらばらなようなんですけれども、上牧町の場合は、大体1人当たりどれぐらいのスペースを想定しているのかという、あれば教えてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本町の考え方といたしましては、1人3平米を想定しております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） それでしたらいいんじゃないかなというふうに、1人3平米でしたら畳1畳半から2畳分ぐらいの感じになるかなというふうに思いますけれども、それに関しましては分かりました。

そしたら、続いて4つ目の質問をさせてもらいます。耐震性に不安のある古い家屋、これが私の見受けるところでは町内にも多いと思います。特に1981年以前の着工の、耐震基準がまだ今に比べて低かったときの建物がかかなりあると。そこで、上牧町内の全半壊する家屋数、想定している数、あると思うんですけれども、想定数をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 建物棟数を8,231というふうに現状見ておりまして、それから、先ほど被害率ということで20.33%ということでご回答させていただきましたが、建物数といたしましては1,673棟を想定しております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 1,600件台の家屋が倒壊する、あるいは半壊するという想定ですけれども、実際に想像してみましたら、物すごい惨状になるんじゃないかなというふうに思います。避難体制だとか避難所の受入れ態勢、それから、避難者に対する支援、あるいは避難期間も含めてですけれども、この数をできるだけやっぱり少なくすることが、結局は上牧町の

避難支援、あるいは復旧を有効に進めていく大きなポイントになるんじゃないかなというふうに考えます。まず、そのことに関して、何ていいますか、認識の共有はできるでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 竹中議員おっしゃっていただいているとおり、家屋が今現状、自分でお住みの家がどういう状態なのかというのは、やはりはっきりと確認をしていただけたらいいのかなと。特に災害等におきまして、一番最初は、ふだんからそういう災害等につないでの考え方を整理しておく、並びに自助という部分は必要な部分でございますので、今おっしゃっていただいたように、建物につきましても、現状お住みの家が、例えば56年5月31日以前の家でありましたら、旧耐震基準になっておりますので、そういう家であるならば、速やかにでもそういった耐震工事等の診断及び工事等を実施していただけたらなというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） まさにそこを聞きたかったところなんです。古い家屋が上牧町の場合は20%ぐらいある。1,600件ぐらいの家屋が被害を受けるということでしたら、そこに耐震化を進めていくということが、結局は、何といいますか、倒れてから建て直してもらう、倒れてから工事をするよりも、はるかにコストも軽く済むし、復旧も早いということで、多分僕もそういうお考えで、上牧町の防災ガイドブックの、町長の挨拶のすぐ横に、「地震に耐えられる家にするために」って、要するに1ページ目に書いている、この対策の一丁目一番地が、耐震補強を進めていく、家屋の耐震化を進めて家屋の倒壊数をできるだけ少なくするということが大きなポイントになってくるんじゃないかなというふうに思いまして、質問させてもらいました。

具体的に耐震化を進める、ちょっと先ほど言われましたけれども、町の助成制度、ここでもう一度明確におっしゃってください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 竹中議員よりご説明いただきました防災ガイドブックの2ページにございますように、上牧町の既存木造住宅耐震診断という事業と、それと、耐震結果等につきまして、改修を行うための耐震改修工事の費用を一部助成させていただいているというところでございます。診断委託につきましては一律5万円の助成を行う事業とさせていただいております。耐震工事につきましては、工事費の23%、なおかつ限度額50万を限度として交付するというふうな事業になっております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。いま一度、上牧町内の住民さんにこの制度があること、ぜひ耐震化を進めるための診断をしたりだとか、あるいは助成を受けて家屋の耐震化を図るということを周知してもらい、勧奨してもらいということで、よろしくお願いします。これに関してはどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分につきましては、本町、また防災ガイドブックの更新というものを少し考えておりまして、その中で今おっしゃっていただいておりますように、建物だけではなく、やはり備蓄もふだんからしてもらいというようなことも含めて、あらゆる災害が起こったときのための、先ほどからおっしゃっていた減災、少しでも起きたときに対応ができるようにというようなことも含めて、いろんな形で啓発をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 分かりました。よろしくお願いします。

5つ目の質問をしたいと思います。

まず、食料や水の問題ですけれども、食料や水は、基本は僕は各家庭の備蓄が基本だと思っています。でも、家屋が倒壊するだとかというような状況の中ではそれも不可能なことだと思います。ここでまず、現在被災地で起きている一番厳しい問題、水道の問題を聞きたいと思うんです。水道管の耐震性、これに関しまして、ちょっと理事のほうがいいかなと思いますので、水道管の耐震性についての答弁いただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今のご質問でございます。水道管の耐震化といたしまして、令和3年度に作成させていただきました管路耐震化更新計画、これに基づきまして、布設年度が古く、耐震性を有しない配管を最優先更新管というところの位置づけをさせていただきまして、工事を進めておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） もうぜひこれは進めていってもらいたいと思います。珠洲市の状況では、いまだ復旧率が3%程度と。災害が起きて、もう2か月半ぐらいたった状態の中で水道が通っていない、断水状態であるということです。ここも災害が起きたときの最大のポイントになってくると思いますので、対応のほうをぜひよろしくお願いします。水道管に関しま

してはそれで結構です。

続けて備蓄のほう、これについて、食料や水の備蓄、答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 食料、水についての備蓄状況についてご回答させていただきます。

食料といたしましては、1万1,100食、これ、アルファ化米、パン、ビスコ等を含んでございます。水につきましては、500ミリリットルを6,000本、現在備蓄しておるところでございます。その他いろいろ協定等も結ばせていただきまして、災害が起きたときのためのというようなことで、供給できるような体制も整えさせていただいているところでございます。また、令和5年度からにおきましては、地域で食料等備蓄品を購入していただけるようにということで、各自治会等へ補助金等新しい制度を設けさせていただきまして、そういった形で備蓄していただけるようにということも併せて行っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そしたら、ぜひよろしくお願いします。

それから、避難所における冷暖房、これについてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 指定避難所の中で一部、冷暖房に対応できていない施設は現状ございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） それはどこでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状で言いますと、第1町民体育館と第2町民体育館のアリーナ部分が冷暖房は対応できていないというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） お金のかかることですから、次々にというふうにはなかなか進まないと思いますけれども、前向きに検討をお願いしたいです。町がいち早く町内の小・中学校5校に空調を導入したこと、これは上牧町政、今中町政のすばらしい、僕、判断だったと思うんです。学校現場では日常の活用もできますし、また、いざというときの避難所となったとき、ただでさえ苦しんでいる避難者にとって、夏の暑さだとか、あるいは冬の寒さといいますのは耐え難い苦しみになると思います。今回、対応ができたということで非常に喜ばしい。先日、私も卒業式に行かせてもらいましたけれども、その効果を実感しました。

避難者が、特に年配の方だとか体を悪くしている方ということも当然出てくると思います。また、24時間になると思うんですけども、この前、私、行かせてもらったときに、もう少し設定温度を上げてもいいんじゃないかなというふうに率直な実感を持ったんですけども、冷暖房が効いた体育館なんかは、それは可能なのかどうか、これもちょっと教えてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 各学校の体育館につきましても、校舎に少し遅れましたが、各学校の体育館に冷暖房を配備させていただきまして、停電に対応したLPガスを利用した冷暖房が使用できるというようなシステムを今回併せて導入させていただいたところでございますので、現状に応じて温度設定につきましては、避難者の人数であったり季節ごとの状況によって、それは臨機応変に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ぜひ、そういう状況の中での避難ですので、少しでも快適な環境になってもらえますように、よろしくお願いします。

では次の質問に移ります。6）トイレ、簡易ベッド、それからプライバシー確保の間仕切り、一部の避難所では、能登半島でも雑魚寝というような写真なんかも見られましたけれども、上牧町の場合はそれはどうでしょうか。対応はできているんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず最初に、トイレについての備蓄状況についてご回答させていただきます。

トイレにつきましては、組立てトランク型自動ラップトイレ、テントつきを38台、オストメイト専用トイレを1台、下水道直結仮設トイレを31台、下水道直結仮設トイレ、車椅子用ということで1台、簡易トイレの袋860回分を備蓄しているということでございます。ただ、今回、能登半島の地震等の教訓を踏まえて、私自身も建物被害調査に行かせていただきますと、トイレの部分についてはかなり対策が必要なのかなというふうに感じたところでございますので、これについても今後また考えていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、簡易ベッド、プライバシー確保の間仕切り等につきましては、段ボールベッドと簡易間仕切りセットを300セット、避難所用プライベートテント210張、避難者用ファミリールーム5張、避難所用マット730枚と毛布等を併せて備蓄させていただいておるところでございます。

まして、これにつきましても、段ボールベッド等、間仕切り等の物資の供給をできるようにということで、2つの業者さんとも協定を締結させていただきまして、確保に取り組んでいるというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 了解しました。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。7）高齢者、障害者、持病を持つ人、妊婦、乳幼児等、配慮を要する人、要配慮者の対処、これについてお聞かせください。特に福祉避難所が指定されていると思いますけれども、それを含めて答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 配慮を要する方への対策ということでございまして、先ほど指定避難所については11か所を指定させていただいているということでご回答させていただいておりますが、それ以外に福祉避難所といたしまして、保健センターであったり県立養護学校等の2か所を含めまして、その他福祉避難所の確保ということで、町内の事業者さん等と協定を結ばせていただきまして、合計で15か所を確保させていただいているということでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 災害が起きたときに、災害弱者という言い方が適当かどうか分かりませんが、一番お困りになる方々だと思います。また、介助する人が一緒にいなければならなかったりとか、あるいは車椅子の方も出てくるかなと思いますけれども、1人当たりのスペースも健常な方とは違う広さが必要になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員おっしゃっていただくとおり、配慮を要する方にも対応できるようにということで、町内の、例えば特別養護老人ホームであったりとか、介護施設等、また、西大和リハビリテーション病院さん等々も協定の中に入れさせていただきまして、取り組んでいるところがございますので、そういったことも踏まえまして、この中で要配慮者についての対策につきましては、状況等を確認させていただきながら適宜対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ぜひよろしくお願いします。

次の質問行きます。8) ペットを同伴する人、これ、必ず出てくると思うんです。ペットの家族化といいますか、多くの方がペットを飼っておられる。家族として寝食を共にしておられる。そういう中で、みんなが助かることが大切だと思います。これは必ずあらかじめ想定しておくべきと考えていますけれども、これについては考慮されていますでしょうか。ちなみに、このガイドブックには載っていないんですけれども、多分想定はあると思うんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ペットの対策という部分でございますが、この人とペットの対策につきましては、指定避難所の学校の体育館5か所にペット用の避難場所といたしまして、ワンタッチ式のテントを各1張ずつ準備をさせていただいているところでございます。それと併せて、住民の方々につきましては、上牧町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）ということを配布させていただきまして、その中でペットの飼い主の責務というような形で、災害時においてペットに基づいてトラブルにならないようにということで、ふだんからしつけであったり、ペットに関する準備をしておくものというような形で啓発もさせていただいておりますので、今後もそういった形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ぜひ、いま一度啓発のほう、よろしくお願いします。これはやはり事前のルール化がポイントになってくると思いますので、私も家で猫を飼っているんですけれども、ペットをお飼いの皆さんが知っておくということがやっぱりトラブルを防ぐ最大の要点になってくると思いますので、いま一度啓発のほうよろしくお願いします。

9番目としまして、町の提供する公助の大まかな部分は、今ずっと、る聞かせていただきましたけれども、一方、当然、自助や共助、これはもう非常に大切で、特に発災初期の段階では、これが大きなポイントになってくるかと思います。さらなる住民への意識づけ、これについては私はさらに必要かと思っているんですけれども、町はどのようにお考えか答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 災害時に被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自ら守るという自助、自分たちの地域はみんなで協力し合って守る、共助の意識を持っていただくことが、日頃から災害に備えていくことで大変重要なことだと感じているところでございます。

そこで、昨年、自助、共助の重要性を理解していただくために、4月に上牧第2中学校において、自治会、自主防災会、各地区の防災リーダー、また、町内の防災士が参加する避難所開設運営訓練を初めて実施させていただきまして、その中で両方避難する者、避難してきた者を受け入れる者というような形で、両方の体験をしていただき、訓練を実施させていただいたところでございます。今後におきましても、住民の生命、身体及び財産を各種災害から守るためにも、本年5月にも防災講演会、また、11月におきましては防災訓練を計画しております。

また、先ほども少し触れましたが、防災ガイドブックの更新も近々計画をしておるところでございますので、引き続きそういった啓発にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 一番大事なことかと思います。自助、共助の考え方。災害関連の専門家といいますか、それから町の職員自身も被災されるということも当然あるわけで、そういう中で、自らできることはやっぱりやっていただく。それから、力を合わせて地域でやってもらえることはやってもらうということが、減災、それから復旧に関して大きな役割を果たすと思いますので、その点、また啓発のほう、また、そういう取組に対する支援のほう、町のほうでやってください。よろしくお願いします。

それから、今、部長の話の中にありましたが、上牧町防災ガイドブック、これ見ましたら、2019年ですのでかなり古いといいますか、その後変わったこともあろうかと思えますし、今回の能登半島地震なんかの教訓なんかも生かさなければならぬでしょうし、ペットのこともなんかもありませんし、ぜひ更新した内容のものをまたつくっていただきまして、町の皆さんに認識を高めてもらうという取組をしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 竹中議員おっしゃっていただいているとおりかなというふうに認識しておりますので、また併せて、前回は避難所運営マニュアルと防災ガイドブックという形で、その時々に応じたガイドブックというんですか、マニュアルをつくらせていただきまして、今回、防災ガイドブックをつくるに当たって、そういったものをまとめた形での内容を充実させていただきまして、住民の方々に日常日頃から災害に備えていただくという啓発もこの中で執り行っていきたいと思っておりますので、十分、今頂いた意見も踏まえまして、

防災ブックの内容の充実を図っていきたいと。併せて、出来上がりましたら住民の方々に全戸配布をさせていただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） よろしくをお願いします。

そうしましたら、最後に、災害関連死、初めてこの言葉を今回の能登半島地震で、僕自身初めて知ったんですけれども、避難中あるいは避難場所で、せっかく命からがら避難してきたのに、避難場所で命を落とすという、そういう方が出ると。避難中、避難場所での死亡を災害関連死というそうですけれども、もし上牧町で起きた場合でも決して出さないことが大切だと思うんです。

最後に、現在町が考えている減災対策の総括的な方針、要点、これ、ぜひ今中町長に答弁いただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、災害がないというのが一番いいわけですが、我々、自然の災害を止めるということは、いかに科学が発達しようが、これは不可能でございますので、やっぱりそれを享受、受け入れることしかまずはやらないだろうというふうに思います。その中で、多くの人たちが命を落とさない、そういう施策というのは、日頃のまず考え方、行動、これが大きく作用するのではないのかなというふうに思います。今、自治会活動が成り立たないというような声が元自治会長さんからももろに聞こえてくるというような時代になってまいりました。自治会に加入しない、そういうことでは地域コミュニティーが成立しないわけでございますので、やっぱり地域のコミュニティーがしっかりと成立をするというのがまず共助の中では一番大事なのではないのかなというふうに思います。

ただ、これも今若い人たちが、協力、協調をするというような考え方から、まず自分たちの生活を楽しむ、ここに重点が移ってきておりますので、わずらわしいこと、それと休みに地域に協力すると、こういうことは極力避けるような傾向でございます。こういうことが少しでも考え方が変わるような、こういう、我々、啓蒙・啓発をまずする必要があるのではないのかなというふうに考えております。

それと、起こった場合、先ほどから竹中議員がいろんな細かな点をお聞きいただいておりますが、最終的には寝るところ、それと食事、毎日弁当ばかりと、これ、人間やっぱりだんだん食べられなくなるというのが現実ではないのかなと思います。寝るところ、それと温かい食事、それともう1つ、トイレの問題、これをしっかりと我々整えていくということが、

災害に遭われた方への一番いいことではないのかなと、一番いい方法ではないのかなと。寝るところ、それと温かい食事、それとプライバシーが守られたトイレ、人間、飲む、食べるというふうになりますと、当然、排せつ物というのは、これは人間の生理の問題でございますので、必ずこれはワンセットでございます。こういうところをしっかりと守る、整える。これが、これから我々がしっかりと、何でもないことで、当たり前のことでございますが、災害時にはこの当たり前ができないという現実がございます。そのために、我々はふだんからそういうことを絶えず心がけておくと、こういうことで、一人でも救える命を救っていくと、この考え方でこれから進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。今中町長には、ぜひ災害に強い上牧町、それから、災害が起きても、できるだけ被害を抑え、また、立ち直りの早い上牧町にさせていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、3番、竹中亮造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時10分とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇服 部 公 英

○議長（遠山健太郎） 次に、9番、服部公英議員の発言を許します。

服部議員。

（9番 服部公英 登壇）

○9番（服部公英） 9番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問をしてみたいです。

まず初めに、今年早々起きました能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方々の

ご冥福をお祈りいたしますとともに、いまだに被災され、復興に励んでおられる皆様にお見舞いを申し上げます。また、当日1月1日に海上保安庁の方が、また能登半島地震のために物資を運ぼうとしているときに起きた事故につき亡くなられた5人の方の海上保安庁の職員の方のご冥福もお祈り申し上げます。お悔やみ申し上げ、今後の人的ミスがないように祈念して、心より哀悼の誠をささげます。

それでは、私の一般質問通告書は、大きな項目で3点から成っております。

まず1つ目、都市環境について。

上牧町営住宅等長寿命化計画について、北上牧地区でのタウンミーティングでは町営住宅を貸してもらえませんかとの質問がありました。現在は政策空き家として貸出しはしていませんとの説明がありました。政策空き家について、令和3年度の町営住宅等長寿命化計画の資料2と資料3から町営住宅の取扱いや方針について質問いたします。

大きな項目の2番目、教育環境について。

①将来人口の展望については、2025年2万1,536人から、2035年2万617人、2045年度1万9,593人、2055年度1万8,613人と予測されています。10年ごとに約1,000人前後の人口減少が予想されています。その中で、年少人口（ゼロ歳から14歳まで）の人口予測が2025年度1,831人から2055年度2,480人と人口が増加予想しているのには根拠があるのか。これを基に小学校の統廃合及び保育園の統廃合について、今後の方針を聞かせてください。上牧町公共施設等総合管理計画2022年度版からの質問です。

大きな項目の3番目、公民館等集会施設補助金要綱について。

①自治会と町の費用負担の在り方について、協定書を基に説明してください。

②第1条、町長は、地域の生涯生活活動及びコミュニティー活動の充実・発展を図るため、公民館等集会施設の維持補修を目的とし……とありますが、公民館等に入っていない北上牧自治会館などは、同じように地域の集会施設として利用しています。このような場合の町としての補助金対応を考えてください。

以上、3項目から成っております。再質問につきましては質問者席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） まず1つ目の質問で、町営住宅等の問題について質問するんですが、おさらいにはなるんですが、聞いている人もまた忘れているところもありますので、ちょっと説明しておきます。

町営住宅等ストックの状況ということで、令和２年度の資料で、本町の対象となる公営住宅法は、町営住宅は６住宅、２２３戸あります。また、小集落地区改良事業による改良住宅は、９住宅、１９９戸あります。現在の耐用年数状況は、令和３年、２０２１年度までに耐用年数を超過する管理戸数は３５戸、令和１２年、２０３０年度に耐用年数を超過する管理戸数は８５戸あります。計画期間内に耐用年数の半分会経過します。そして、入居者の状況について、町営住宅の入居者の全体は、高齢者を含まない世帯が４２．４％と最も多く、次いで高齢者単独世帯、６５歳以上が２９．４％、高齢者夫婦世帯、夫６５歳、妻６０歳以上が１０％、高齢者同居世帯（６５歳以上を含む）が１８％となっています。

そこで、今回質問していくところになりますが、まず、令和２年度の状況では、空き家の数が６７戸、町営住宅であります。現在のところは、この数値と変わっていないのか。続いて、改良住宅について、改良住宅も空き家については２５戸になっております。この２点について、空き家状況は、現在と令和２年度の時点で変わっていないのか答弁いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） ただいまの質問でございます。

町営住宅につきましては、今現在、空き家については７７戸ということで、増えております。そして、改良住宅についても３４戸というところで、増えておるという現状となっております。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○９番（服部公英） やはり令和２年度から今、令和６年度に４年間たっていますので、幾らか増えております。そして、今回、細かいところを聞いていくんですけれども、住宅単位で全面的な改善というか修理計画は考えているのか、その辺についての答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、長寿命化計画に基づきまして、いろいろ事業方針、手法が決められております。そして、まず、第１住宅、第２住宅、これにつきましては用途廃止であるというところの話。そして、第３住宅、第４住宅につきましては、当面維持管理という部分でございます。そして、第５住宅、第６住宅につきましては、維持管理を行っていく、長寿命化型の維持管理を行っていくという、こういう計画になっておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○９番（服部公英） それでは、今、答弁いただいた住宅についての日々の点検などはどのようにされていますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この点検につきましては、建築基準法の第12条の規定に基づきまして、3年に一度の点検というところで、これにつきましては1,000平米以上の建築物ということでございますので、第2住宅、そして第5住宅については3年に一度の点検、そして、おのおのの住宅につきましては、日々の点検ということで、目視による外観の確認というところの点検を行っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） よく分かりました。

それでは、町営住宅の部分で第1住宅を除却してっております。現在はどのような形で除却状況が進んでいるのか、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 第1住宅につきましては、事業方針としては、先ほど言いましたように用途廃止ということでございますので、明渡しがあれば、解体、除却をさせていただいて、更地の状態に今戻しておると、こういう状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 聞いておきます。まず、町営住宅については除却している状況が続いていますが、個々に除却した状態で残っていますが、個々での売却ではなく、全部除却した後でどのような対策を取られるのか教えていただけますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 除却の部分でございますが、これにつきましても、なかなかまとまった形で土地が残っておるといような状況でもございませんので、活用という部分に関しましては、なかなか今現状、考えておる、いろいろ試案しておるといところでございますが、ある程度一定の除却したスペースがあれば、今後そこをまた活用させていただいて、今後、高齢者向けの住宅等、いろいろ計画の中でも一応うたっております。そういうことも考えまして、今後進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） いろいろ聞かせていただきました。今回質問をさせていただいた一番の目的のところの住宅を貸していただけないかという質問になるんですけども、ここの部分について、今の町営住宅の状況というのは、今いろいろ聞かせてもらった中で説明していただきたいんですけども、この町営住宅貸出しという形での町の考え方を聞かせてほしいと

思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 改めましてお話しさせていただきますが、まず町営住宅の長寿命化計画、これにつきましては、町営住宅の点検の強化及び早期の管理・修繕によりまして、ライフサイクルコストの縮減を目指して計画に基づく予防、保全的管理、そして長寿命化に資する改善を実施するという事としております。そして、計画におきましても、先ほどの復唱になりますが、判定した事業方針というところで、第1・第2住宅については用途廃止を、そして、第3・第4住宅については、需要が見込めない場合は用途廃止を行っていく。そして、第5・第6住宅については継続して利用していくことから、予防的措置を講じながら長寿命化型の改善、整備を行っていくという計画でございます。

そして、今言う政策空き家という部分でございます。この政策空き家につきましては、基本的に、この計画の中では町営住宅、そして改良住宅の全ての空き家が政策空き家というところの位置づけをさせていただいております中で、これにつきましては、まず旧耐震基準である第1住宅、第2住宅の住民の方々の転居先の確保という意味合いで、新規入居者の募集は行わないというところで進めておるところでございます。

ただ、今、議員申されましたように、町営住宅への入居希望者もやっぱり少なからずおられるというところでございますので、最優先はこの計画に基づいた転居先の確保というところの話ではあるんですが、そういう部分についても今後併せて、並行して考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今回、私、政策空き家については、これまで十分に説明を受けて分かっているんですけども、住民の方から素朴な質問で、実際に貸してほしいという方が現在もおられるということで、今、政策空き家についての政策はそれで結構なんですけれども、それと並行して、町営住宅を貸し出す施策を取ってほしいなということで質問させていただいておりますので、この点についての町長の考え方をちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、吉川理事のほうから説明をさせていただきました。第1、第2については、もう説明したとおり解体をしていくという考え方でございます。3、4につきましても、新耐震基準ぎりぎりの建物でございますし、我々としては最終的に解体の方向で考えていきたいなど。5、6は当然残すという考え方でおります。できるだけ、第1、第2を替

わっていただくというのか、出ていかれるような場合には解体をさせていただいていると。取りあえず今はそういう状況で進ませていただいて、最終的には、町営住宅でございますので、最終的な考え方としては、どの程度住宅が必要なのか、こういうことをしっかりと、今入っておられる方の意見も聴取しなくてははいけませんし、それ以外の方々の考え方も聴取をしなくてはならないということでございますので、ここ1年、2年ぐらいかけて、その辺をしっかりとまとめていった上に、どうしていくのかということで進めていく必要があるなというふうに考えておりますので、今のところ、ぜひ、お住まいの方々についてはそういう考え方をご理解いただいて、そういう考え方がまとまってからということで、ぜひ服部議員も住民さんから聞かれたら、そういうお答えをしていただきたいなというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 丁寧な説明でよく分かりました。

あと町長、今回聞いたのは、政策空き家として、今、空き家を確保しているんですけども、それ以外に住民の方が困っているということで、町営住宅の貸出しというのは、幾らか町としての枠をつくって貸出しをするという施策を取れるかどうかというふうな判断をまた今後してほしいと思うので、その点についてどの辺な考えを持っておられるのか教えてもらいたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今説明させていただいたとおり、改良住宅も含めて、今後どのようにしていくのかということをはっきりと決めなくては、替わりたいから、空いているから住ませてくれよと。そしたら、我々としてはその数が減るわけでございますので、その辺の数もしっかりと見極めるということが我々大事なわけでございますので、ぜひその辺はご理解を頂きたいなというふうに思います。考え方として、今、そういう考え方で、これから約2年程度かけてしっかりとしたものをつくり上げるということになろうかと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） ありがとうございます。はっきりしたのは、約2年で意見というか政策をまとめていただくということは答弁いただきました。よく分かりました。

今回質問している分についても、高齢化が進んでいまして、今住んでおられる町営住宅についても、1階、2階の部分に住んでいる高齢者の方々、大変生活に不便を感じておられる

ところがございますので、2年でしっかりとまとめていただいて、町営住宅に住んでいる方々の安全安心で暮らせる町営住宅づくりに協力していただきたいと思います。

それでは、町営住宅の取扱いと都市環境についての質問はこれで終わります。ありがとうございました。

次の教育環境について、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） この質問については、12月の議会で教育関係のところでも上牧町の人口推移という形でこの表を見せてもらって、ゼロ歳から14歳までの人口、人数が減っていくというのを12月議会で説明を受けたところなんですけど、その次のページに将来人口の展望という形でグラフが出ております。そのグラフについての、今回のこのるる書いている説明になるんですけども、ゼロ歳から14歳までの人口を減らないように予測しているというところの根拠についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、ご回答させていただきます。

ご質問の公共施設等総合管理計画に出ております人口ビジョンの数字の根拠といいますか、上がる理由についてということでございますが、この分につきましては、上牧町人口ビジョン、令和元年、2019年度改訂版を基に掲載させていただいている数字でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） まず、上牧町の人口推移と将来展望の見方の違いについての説明というか、私が納得できるように説明してもらいたいと思うんですけども、将来子どもが減っていくというのを想定に、今後の子どもの小学校の統廃合や幼稚園の統廃合について質問していると思っていますので、実際のところ、町としては、ゼロ歳から14歳までの人口減少並びに人口増加、どのように判断しているのか答弁いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、ご回答させていただきます。

上牧町公共施設等総合管理計画並びに人口ビジョンでお示しをさせていただいています人口推計シミュレーションといいますのは、国立社会保障・人口問題研究所の推計の合計特殊出生率であったり、純移動率等を基に算出をさせていただいております。現状、本町におきましては、合計特殊出生率を令和2年度では社人研では0.97というふうにお示しもされているところもあるんですけど、仮定といたしまして、本町といたしまして、2024年に合計特殊

出生率が2.1まで上昇するであろうと。その後、2.1を維持すると。また、仮説、もう1つといたしましては、合計特殊出生率の上昇を見込むとともに、上牧町への移住、転入の純移動率が2%ぐらいまで上昇するというようなことを仮定といたしまして推計をさせていただきまして、最終的には1万8,000人という数字で目標を立てさせていただいたということございまして、ゼロ歳から14歳までの人口が増になるというのは、合計特殊出生率が上昇するという見込んで算定させていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 見込みはいいほうに見込んでおられるんですけども、日本全体としてもそういうふうな見込みを出しているところはほかにはないと思うんですけども、それも聞いておきます。

そこを増えるとして、今行っている上牧町での小学校の統廃合、保育園の統廃合について、町としての対応というか、今後どのようにしていくのかを答弁いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、人口シミュレーション等におきましては、最終1万8,000人を目標にということで、人口ビジョン並びに上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の取組を進めていくということには変わりはありませんが、ただ、少し数字を見させていただきますと、やはりこの数字がかなり厳しいのかなと現状考えているところでございまして、ただ、学校におきましては、以前から少しお話が出ているかと思いますが、令和7年度ですか、小学校についてはもう一度、子どものそのときの状況を見て検討するというふうにもなっているというふうに認識しているところでございます。併せて、保育所等につきましても、いろいろ働き方改革等もございまして、保育所にある子どもさんの数は増えているものの、一方で幼稚園に通われる子どもさんについては少し減少傾向にあるというようなこともございまして、将来的には、先に中学校の統廃合の事業、大きなものを抱えておりますので、そういったものを最優先とさせていただきたいと考えているところでございますが、認定こども園につきましても、一定時期が来ました時点でそういうことも踏まえて検討を進めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 小学校の統合については、令和7年度の人口推計を見てもう1回考えるというのは、12月にも答弁いただきました。それで結構です。

今述べられた認定保育園についても、今のところ、認定保育園の話もまだまだ具体化して

おりませんし、その時点でまた質問させていただきますが、今回ここで質問させていただいたのは、第1保育園とか、第2はもう民間になっていますが、認定保育園が出来たときには、第1保育園並びにほかの保育園とかはどのようにされるのかなというのは、分かっている範囲で答弁いただけたらお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 民間の私立保育所等につきましては、民間の方の考え方に基づくというふうに考えておりますので、そこについての答弁は差し控えさせていただきます。ただ、現状、認定こども園につきましては、以前から町長にも説明がございましたように、上牧幼稚園がかなり傷んでいるというようなこと、並びにそういう場所的なことを考えますと、現状にある上牧幼稚園を改修させていただきまして、改めて認定こども園ということでさせていただきたいと考えておりまして、ただ、現状におきますと、今後、第1保育所をどういった形で活用するかというところまでは、現状まだ検討はできておりませんで、今後そういったことを踏まえながら、第1保育所の跡の活用方法についても併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。第1保育園を、そしたら、認定保育園が出来た時点では廃止して、第1保育園に通っていた校区の子どもたちは認定こども園に行くという判断で理解してよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。保育所につきましては、併せて幼稚園と保育所の機能を1つにして認定こども園とさせていただくと。ただ、第1保育所の施設の活用については、現状まだはっきり決まっておりますので、今後、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 教えてほしいところは分かりましたので、それで結構です。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に移りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） ①なんですけども、先日、自治連合会の会議の中で出たということなんですけれども、上牧町と自治連合会との協定書というのを見せてもらったという自治会長の

話なんですけれども、その中に、第7条のところにおいて、第7条の4番目の施設の小補修、小修繕等については、上牧町公民館等集会施設等補助金要綱に定めるところのものとするというふうに書かれています。この文書の読み方で、自治会の中では、大規模な工事、また、建物自体が劣化していくような状況の修理については町でするものではないのかというような考え方を持っておられる方が幾人かおられます。その点についての町の見解を聞かせてください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、公民館等集会施設の補修に係る自治会と町の負担の在り方について、指定管理者制度に伴う公民館の管理に関する基本協定書を基に説明をさせていただきます。

公民館の管理に関する基本協定書第3条では、指定管理者の責務について規定をしているところでございまして、受託者、すなわち各自治会長様は施設の設置目的を十分に自覚いただき、地方自治法、その他の関係法令、条例、同条例施行規則及びこの協定書等に定めるところによって、施設を適正かつ円滑に運営されるよう管理しなければならないという責務を規定しているところでございます。

また、同規定第7条第4項では、先ほど議員おっしゃいましたとおり、公民館施設の補修、修繕に関する事項については、上牧町公民館等集会施設補修補助金要綱に定めるところによる旨を規定しており、議員ご質問の公民館等集会施設の補修に係る自治会と町の負担の在り方について規定をしているところでございます。

また、同要綱につきましては、平成14年9月1日に施行させていただいて以来、現在に至るまで、その運用については考え方を踏襲させていただいているところでございます。また、令和18年5月以降の指定管理者制度の導入後においても同様の運用をさせていただき、現在に至っているものでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） この第3条のところの指定管理者の責務というところなんですけれども、この指定管理者の責務というところが、また問題だというふうに言われている会長もおられて、上牧町の指定管理者はそういうふうに責務として訴えておられるけれども、実際、大規模な管理はその自治体がするのが普通だという指定管理をしているところもあるのかなというふうに私は考えまして、そういうふうなところはあるんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 公民館等については、基本的には所有は町にございます。ただ、町所有ではございますが、地域の一番身近なところでお使いいただく住民さん方にご自由にお使いいただくということで、使用料も徴収せずに、鍵の管理も自治会にお任せをさせていただいて、運用させていただいておりますので、その部分の補修については、自治会がご負担を頂くということを前提に、当該経費の負担の在り方について、町は補助をさせていただくという考え方が基本的な考え方でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今の答弁で自治連合会の方々が納得していただけたらそれでいいと思うんですが、なかなか直接答弁しているわけではないので、納得していただけるかどうかは今後また聞いておきますが、はっきりしたのは、今後の大規模な補修にしろ何にしろ、自治会で持つということが町の考え方、姿勢だということは、はっきりこれで聞いておきます。

そしたら、2つ目の質問になります。お願いします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2番目の項目について回答をさせていただきます。

公民館等集会施設の補修に係る補助の考え方につきましては、議員が壇上でお述べになりましたとおり、上牧町公民館等集会施設補修補助金要綱第1条に規定しているとおりでございます。これらの補助対象施設に該当している公民館と集会施設、とりわけ公民館につきましては、社会教育法第20条に規定する公民館として、あわせて、地域コミュニティーの拠点として長年にわたり地域住民が集い、ご利用を頂く施設としての役割を果たしているものと認識をしているところでございます。

議員ご質問の北上牧地区における集会所につきましては、地域住民の方々からの要望により4か所に集会所を建設させていただきましたが、現状の利用は全くなく、また、利用がないがゆえに老朽化が一層進行するといった悪循環に陥っているものだというふうに認識をしているところでございます。このことを踏まえ、4施設のうち、とりわけ老朽化が激しく、近隣に悪影響を及ぼすことが危惧される第5住宅集会所につきましては、本年度除却をさせていただいたところでございます。

また、現存する上牧第1集会所、上牧第2集会所及び貴船台集会場の3か所の集会場につきましては、公民館等集会施設補修補助金要綱による補助対象施設であるとはしておりますが、現状において利用がなく、老朽化も進んでいることから、同要綱の適用につきましては、現状では難しいものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今の説明で、貴船台の公民館、ここに載っているあと2か所のところについて使っていないので、修理は不可能であるというふうに聞いたんですが、修理はしてほしいというような考え方はまだ聞いておりませんが、私は、簡単に言いますと、今回質問している内容につきましては、自治会館がその要綱に載っていない施設なので、補助金は使えないという形の説明を受けたので、同じようなコミュニティー活動や自治会活動に使っている自治会館の補修について、補助金要綱とは別に、補助金の対応をしていただけないかという素朴な質問をしている、その1点につきますので、貴船台公民館、また、並びにほかのもう1つの公民館についての話は、違う形でまた話合いに持っていきたいと思いますが、今回の質問している内容は、北上牧の今、自治会館、これについての修理の取扱いについて補助金は出ないのか、それと、今の要綱のほかに、その補助金に対応する施策は取れないのかという質問になりますので、その点を答弁いただけたらこの質問は終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今回の議員のご質問の要旨はそのように理解をしております。

まずは、今、町が所有をする集会所についての説明をまずさせていただいて、そのうち自治会館については説明をさせていただく予定としておりましたので、その部分、回答させていただきます。

先ほど申し上げました町の集会施設、北上牧地区における集会施設の状況を踏まえて、従前から、当然、4つの集会場については利用が消極的であったということは共通の理解に至るところでございますので、その部分の集会所4つがあるにもかかわらず、自治会の独自のご判断でお建てになった北上牧自治会館につきましては、当該施設を町が北上牧自治会から寄附を受け、当該施設に係る補修等に要する経費を今申し上げました補助要綱にのっとりた形での補助対象とすることは、現段階では考えてはおりません。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） よく分かりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、9番、服部公英議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

○副議長（石丸典子） 再開いたします。

議長を交代いたしました。



◇遠 山 健太郎

○副議長（石丸典子） 次に、12番、遠山健太郎議員の発言を許します。

遠山議員。

（12番 遠山健太郎 登壇）

○12番（遠山健太郎） 皆さん、こんにちは。そして、YouTubeにて傍聴されています

皆様、傍聴席の皆様もこんにちは。上牧町議会、議席番号12番、遠山健太郎でございます。

ただいま発言の許可を頂きましたので、通告書の記載に基づき一般質問させていただきます。

質問の前に、ここで改めてお礼を申し上げます。私自身、33回目の一般質問に際しましては、石丸典子副議長をはじめ、多くの方々に大変ご配慮いただきました。おかげさまで、上牧町議会、そしてその前の上牧村議会からの長い長い歴史の中で、議長を含む全議員が一般質問の場に立つということになりました。

今から10年前、平成26年4月1日に成立した上牧町まちづくり基本条例の策定時に、当時の策定委員会の一般公募委員の方々より、議会改革、そして議員の資質や考え方、様々な討議の中で、この一般質問の大切さをご議論いただき、何とかその中で議員全員が一般質問を行う議会になりたいという思いを持ち、私自身、2015年以来、初当選以来9年間、36回の定例会を過ごしてまいりましたが、ようやくこの議会でかなうことができました。改めてこの機会の大切さを肝に銘じ、私自身33回目となる一般質問をさせていただきます。

今回の通告は、お手元並びにホームページで掲載されています通告書記載のとおりです。

まず大きな1点目、公共施設の統廃合に関しての住民等との対話についてです。

2017年3月に策定された上牧町公共施設等総合管理計画、こちらの32ページに、総延床面

積を40年間で20%縮減を目標に掲げています。早速ですが、ここで、上牧町に今どのくらいの公共施設の総延床面積があるか、皆さんご存じでしょうか。上牧町公共施設等総合管理計画の記載によると、約15万平方メートル、約15ヘクタールあります。そして、その20%の縮減ですから、約40年間で約3ヘクタール、3万平米の公共施設を縮減しなければなりません。この3万平米ってどのくらいの面積か、皆さんお分かりでしょうか。例にとると、この上牧町役場の庁舎、約5,000平米、2000年会館が約5,000平米、ペガサスホールが約7,000平米、第1体育館、第2体育館がそれぞれ1,000平米、今申し上げたそれを全て合わせても、まだ2万平米にも満たないです。3万平米がとてつもなく大きな数字だと思います。

ちなみに、甲子園球場が3万8,000平米なので、甲子園約1個弱ぐらい、これを縮減する目標になっています。この40年間で20%、3万平米の縮減という目標を達成するためには、是々非々の観点から公共施設の統廃合を推進する必要がありますが、公共施設の統廃合については、その利用者である住民等との情報共有や意見聴取が不可欠です。公共施設の統廃合に関しての住民等との対話について、町長の所信を伺います。

次に、大きな2点目、法令遵守に向けた取組について。

1番、公益通報者保護法が令和4年6月に改正施行されましたが、当町での公益通報者保護の取組は。

公益通報ですが、ユーチューブ等で傍聴されている皆さんで公益通報のことをご存じない方もいらっしゃると思いますので、ここで補足説明をさせていただきます。公益通報は、労働者や退職者、役員が勤務先の企業、行政機関の不正や違法行為を組織内の監査機関のほか、外部の公的機関や報道機関、消費者団体などに通報することを言います。内部告発に近い形だと思います。そして、公益通報者保護法は、通報を理由とした労働者らへの不利益な取扱いを禁じています。

次に2番目、上牧町まちづくり基本条例第20条応答責任、第1項の規定に基づく運用状況は。

こちらも補足で応答責任という文言について説明をさせていただきます。応答責任とは、よく言われる説明責任、英語で言うとアカウンタビリティー、しっかり説明をする責任があるという説明責任との対比で、英語で言うリスポンシビリティー、言われたことにしっかりと応答する責任がある。これを応答責任といいます。その応答責任について、上牧町まちづくり基本条例第20条では、その運用について規定しており、その状況を伺うものです。

次に3番目、ハラスメント対策と防止に備えた条例整備の考えは。

最後に4つ目、公益通報者保護と応答責任、ハラスメント対策等、上牧町としての法令遵守に係る条例制定を求めるが、その考えは。

次に、大きな3点目、フリースクール「Smile Farm かんまき」の運営方針について。

1つ目、安全安心な運営のための防犯対策は。

2つ目、日程や時間を増やすことで、より居場所として利用しやすくなると考えるが見解は。

3つ目、中学校を卒業した子どもの居場所としても、このフリースクールを有効に活用できないか。

最後の大きな4点目、福祉政策について。

令和6年度当初予算でも明らかなように、今後、扶助費は確実に上昇を続けます。押し迫る少子高齢化の波を踏まえた上牧町の福祉政策について、担当部長の所見を伺います。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。質問をよりの確にし、時間短縮に努めたいと思いますので、理事者の皆様におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ということで、質問者席に戻ってきました。

まず大きな1点目、公共施設の統廃合に関しての住民等との対話について、今中町長の所信を伺いたいと思うんですが、その前に、私、遠山健太郎1人の議員としての考え方をまず申し上げたいと思います。

公共施設の統廃合についてですが、今回、学校適正化に伴う町民第2体育館統廃合の是非に関する諸問題では、住民の方々、特に桜ヶ丘地区にて第2体育館を利用されている方には大変ご心労をおかけしたことと思います。今回の件、大変ご心労をおかけしましたが、ただ、私自身はある意味、将来の公共施設の統廃合に向けての大きな問題提起になったと考えています。住民との対話、議会の役割、そして行政としての説明責任、アカウンタビリティ、この大切さを改めてしっかりと認識する必要があるという問題提起になりました。

一部チラシ等で、まちづくり基本条例に反した進め方であるという表現をされたこともありました。こちらについては、さきの11月の議会報告会でも私自身が説明をしましたが、少なくとも議会として、このまちづくり基本条例に反した活動をしたいという思いはありません。仮にそういった不安を住民の皆様におかせってしまったとすれば、これはまさに、まち

づくり基本条例の策定委員長であって、今、議長を務めています私の不徳の致すところかなと思っています。今後はさらなる精進を重ねてまいりたいと思っています。

今回の件、議会は住民の代表として、しっかりと町から事業内容を聞き、是々非々で議論をしたと私は認識しています。これからは議会としては、まちづくり基本条例3条に規定する基本原則に沿い、住民の皆様と協働し、情報共有に努め、説明責任を果たしていきたいと思っています。

そこで、今中町長に伺います。今回の件を踏まえ、今後の公共施設の統廃合に関して、住民等との対話についてどうお考えか、その所信を伺いたいと思います。お願いします。

○副議長（石丸典子） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今後の公共施設の考え方についてでございます。

まず、遠山議員から今、第2町民体育館の問題を提起していただきました。このことについて、あまり私も説明をするつもりは正直なところ、もうございません。いろいろ、今回、会合の中でも特に感じたこと。やっぱり既得権の問題、これが住民さんの感情としては、これほど根強いものがあつたのかということを経験で感じたというような感じでございます。そこにいろんな問題が生じておったわけでございますが、ある住民さんは、そんなことは全然知らなかった、知りませんというような発言をされる方がたくさんおられました。我々としては、知らせていないということはないわけでございますので、いろんな形でお知らせをさせていただきました。広報にも載せさせていただきましたし、また、冊子としても全戸にお配りをさせていただいたというような経緯がございます。その結果、ああいう発言でございましたので、正直もうがっかりしたというのがあのかのときの正直な気持ちでございます。

そういうことを考えてみますと、自分たちに関係のないこと、知ろうとしない、聞こうとしないというのが、あからさまにやっぱり表れたなというふうに感じております。自分たちに関係がない、そんなに興味がない、そういうことについては知らない、知らせない、こうすることで発言を終始されるのが現実かなというふうに特に強く感じたところでございます。ただ、今、国の方針、指針として、先ほど遠山議員が述べられましたように、40年で20%削減をしろという一定の目安が示されております。年数、長くあるわけでございますので、今すぐに慌ててということではないんですが、今現実にも人口減少しておりますし、今の日本の社会の状況を考えたら、なかなか人口増加にはつながっていかないというのが現実だろうというふうに思います。そんな中で、今ある全ての施設を維持していくのかと。これほど不採算なことはないわけでございますので、やっぱり人口減少に合わせた公共施設、これは

やっぱりしっかりと考えていく必要があるだろうし、我々としては、そういう形で一定の方針を定めていくというのが我々に与えられた仕事でございますので、これからそういう部分、しっかりと考えていかなければならないなというふうに思います。

そしたら、それをどのように考えていくのか、定めていくのか、これが一番問題になるわけでございますが、先ほど言いましたように、住民の方々それぞれ既得権があるわけでございますし、例えば各地区にございます集会施設、この施設を例えば仮に例にとりましても、考え方がもう全然違っていると。ある地区の自治会長さんは、こんなん全て町でやるのが当たり前やと、こういうふうにおっしゃる自治会長さんもおられるわけでございますので、そこには今までの考え方があって、それが今まで引き継がれてきているということをお分かりにならない。また、先ほどの話と一緒に知ろうとしないと、こういう形がもう既に今あるわけでございますので、なかなか20%削減というのは理解が得られないのかなというのが私の今の考え方でございます。

そしたら、極端に言えば、人口減少するからこの施設はもう廃止しますよ、解体しますよと、こういうことをそれぞれ、例えばその地区地区に行って説明をしたとして、果たしてうまくいくのか。先ほど言いましたように既得権があるわけでございますので、自分たちが利用している施設、これは何としてでもなくしてはならんという考え方で、利用されている方はとうとうとその理由を主張されるというふうに思います。それではまとまっていけないというのが現実だろうというふうに考えておりますので、一定、識見者の方々の意見を伺いながら、一定の素案をまとめて、それを関係者の方々にお見せするというのか、そういうことで進めていかなくては、どこそこの施設を解体します、何々を解体しますと我々が例えば決めるということでは、なかなか住民の方々も納得してもらえないし、意見を聞きながらまとめるというのはもう不可能に近いのではないのかなという感じを持っております。

そういうことでございますので、一定たたき台をつくって、将来人口も見据えながら、一定たたき台をつくるということが大事なのではないのかなと。それと併せて、今日も午前中に議員さんから災害時の避難場所の話も出ております。片方で20%削減ですよと、こういう話があって、片方、災害が起こったときの住民の避難場所をどうするんだと、こういう意見も当然あるわけでございますので、こちらを例えば重視するにしたとしたり、20%が成功するかどうか。いや、20%にこだわる必要はない。本来人口減少でみんなが納得できる部分は解体して、災害時にも役立つような形、こういう形でしっかりと公共施設の是非を問うということにもやっぱりなろうかとも考えますが、そのためにもしっかりとたたき台をつ

くって、住民の方々と相談をすると、こういう姿勢が一番スムーズにいくのではないのかなというふうに今現在は考えております。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、町長、大きく2つに分けてお話をさせていただいたと思うんですよ。まず最初の情報共有の難しさという話と、具体的に公共施設をこれからどうしていこうかという指針を決められたと思うんですけど、まずその1つ目の情報共有、でも情報発信と共有って実はすごい難しくて、これはちょっと話がそれるんですけど、葛城台地区のタウンミーティングで1人の住民の方が言われて、LINEの情報が来るんだけど、要らない情報が多過ぎると言われる。一方で、知りたい情報がないと言われるというこの難しさですね。情報を発信するけども、興味のないものについては、やっぱり基本受け付けられないけども、興味のあるもの、ないものという所作というのは住民の人がするものですから、こっちは情報発信を続けているけどなかなか難しいという問題と、今回の体育館のことは別にしても、統廃合については、人の話を聞くというのはすごい難しい。よく言われる、皆さん、自分の話を聞いてほしいというときって話を聞いてほしいんじゃないんですよ、言うことを聞いてほしい、そのとおりにしてほしいから話を聞いてと言っていて、言うとおりにならないと話を聞いてくれなかったとなってしまう。でも実はそうじゃないというのが今回すごい感じました。

ちょっと話がそれるんですけど、19日に県の予算特別委員会というのがありまして、あえて、悪口というわけじゃないんですけど、北葛城選出の若林かずみ議員が山下知事に対してこういう質問をしたんです。西和医療センターが王寺から斑鳩に移転するに当たって、山下知事はなぜ西和7町の首長と話をしなかったんですかと聞いたら、山下知事はこう答えました。どうせ紛糾するから話しても無駄だと思った、これ予算委員会で言い切ったんです。それを聞いたときに私は思ったんです。桜ヶ丘のタウンミーティングを1月頭に町長やられました。正直申し上げて、やる直前まで、やったときもそうですけども、問題になること、紛糾とは言わないですけども、分かったはずですよ。でも町長はそこに臨んだ。あれは私は話を聞く場だと思っているんですね。言うことは聞かなかったかもしれないけども。という場で、今中町長はこれからもその情報共有をしていただけるということは、多分お約束いただけると思うので、今の答弁で結構だと思うんですけど。

次に既得権との問題で、公共施設、先ほど言われました40年間って長いスパンですけども、今使っている方がいらっしゃるので大変難しい。そこで今中町長、今回言われたのは、

識見者の方から意見をまとめて関係者にお伝えをして、そういう形で素案をつくってまとめていきたいというところだと思うんですけど、今回も含めて、先ほどの県会の話もそうですけども、この議会というのが今回初めて、初めてじゃないですけど、二元代表制の重要性をすごいやっぱり感じました。私たちというのは住民の代表、もっと言うと既得権者の代表なんです。ですから、12人の合議制を踏んでいて、全員がまとまるわけではないと思います。ここの自治会はこれで行きたい、私たちはこうだと、だから12人いるということがあるので、ぜひ議会との情報共有、これからも密にさせていただいて、議会を利用するというわけじゃないですけど、住民との対話にうまく活用する、そういう形でしていただきたいんですけど、今中町長、いかがですか。

○副議長（石丸典子） 今中町長。

○町長（今中富夫） もうまさに遠山議員が今おっしゃっていただいたとおりでございます。

我々としては、今までから町民憲章、まちづくり基本条例、最高規範というふうに位置づけられている部分をないがしろにしているということではございませんし、できるだけ議会の皆さん方には情報提供をしているつもりでございます。中にはちょっと手違いがあったりというものもあるわけですが、考え方としては、議会に対して、やっぱりいろんな情報を説明していく、提供していくと、この姿勢については一切変わってはおりませんし、今後この考え方で議会の皆さん方にもいろんな情報を提供させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ぜひお願いします。何度も言いますが、私たち、二元代表制、議会の皆さんは住民の代表で背負ってきていますので、これからは是々非々の議論を今中町長と情報共有なんかしたいと思いますので、時には協力することもあるでしょう、時にはぶつかることもあるでしょう。そういう形でこれからはぜひ二元代表制として住民の皆さんとご理解できるようにしたいと思いますので、今中町長、ありがとうございました。

では、2つ目に行きたいと思います。ありがとうございました。

2つ目は、法令遵守に向けた取組ということで、壇上でもお話をしましたけども、公益通報者保護法というものが令和4年6月に改正されましたけども、当町で公益通報者に対する保護の取組、どうされているのか、その現状について答弁をお願いします。

○副議長（石丸典子） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状の取組という部分についてご回答させていただきます。

本町における公益通報者保護の取組といたしましては、通報に対するための部局横断的に受け付けができるように、窓口を秘書人事課のほうに設置しておりまして、職員等から法令違反等に関する通報を受けたときは、適切に取り扱い、通報者の保護を図るとともに法令遵守の推進に努めているところでございます。

この部分につきましては、まちづくり基本条例第15条の規定にございますように、法令の遵守等ということでございます。その中に、改めてまた第2項に必要な措置を含めて別途定めるという部分、これが公益通報制度も視野に入れた定めをするようにということで、逐条解説のほうにも解説をさせていただいているところでございますが、現状、ここにおきましては、今説明をさせていただいたとおり、窓口等の設置だけにとどまっているという現状でございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ありがとうございます。4番でまた話を伺うんですけど、取組については、窓口を設置して、公益通報の窓口を秘書人事課に置いていただいているという話でしたね。たまたまなんですけど、今月の頭だったかな、福島県の役場で1人の方が減給処分の対象になったとってニュースになったんですよ。その方がなぜ減給処分になったかという、公益通報するために資料請求した、役場の中で、というふうにしたら減給処分になったとって今裁判になっているんです。これというのは公益通報者を保護してないんじゃないかって、今ちょっと話題に一部でなったりしたんですけど、たまたましよかったらネットで見ておいてもらいたいなと思うんですけど、ということで、上牧町役場については、秘書人事課さんのほうでしっかりと窓口が一応設置されているということで認識をしました。それについては、保護の取組というより公益通報に対する取組をしているという認識だと思うので、結構でございます。

2番目、上牧町まちづくり基本条例第20条応答責任、第1項の規定に基づく運用状況はということで、総務部長に答弁いただいたんですけど、委員会のときに、予算委員会だったかな、教育部、松井部長が東委員の質疑のときに応答責任のお話を多分されてましたよね。何の話だか、僕ちょっと忘れちゃったんですけど、応答責任についての今の運用状況について説明をお願いします。

○副議長（石丸典子） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 応答責任の運用状況についてというところでございます。

ここにつきましては、広く定期的に公表するというふうにはまちづくり基本条例第20条に規

定されておりますが、本町といたしましては、現状におきましては、個々にご質問等いただいた分につきましては、個々への対応のみとなっております、例えば、自治会等の要望におきましては自治会への回答となっているのが現状でございます。公表としてはできておりません。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 応答責任に関するいろいろな取組はしているけれども、第2項に決める規定の整備までは至っていないと。ただ、応答責任というのは、先ほど話をしましたけれども、要望があったときにしっかり応える責任がある。それが応答責任ということで、それは果たしていると。ただ、それを公表する制度にはまだ実際できていないんだということの答弁を頂いたんじゃないかなというふうに思います。

この応答責任、ちょっと深掘りをしますと、ぱっと見といいますか、応答責任というのは行政側が聞かれたことに対してしっかり応答するという責任というんですけど、実は法的背後には口利き防止という言い方がありまして、要は、圧力団体とか、圧力団体、あえて言いますと、例えば議員とかが要望をがんがん言いに行くわけですよ。これやっていくれや、この道整備してくれや、その言われる圧力に対して行政側を守るためのもの。だから、仮にの話、〇〇議員がこういう要望に1週間に10回来たということを公表するという、そういうシステムなんです。それによって、行政の皆さんを守るというその応答責任。だから、法整備というか条例整備が必要だということだけちょっと申し添えていきたいなというふうに思います。それはまた4番で話をしますけど。

3番目です。ハラスメント対策と防止について条例整備の考えはということで、2年前でしたか、上牧町議会でなかなかコロナ禍で研修に行けなかったときに、社会保険労務士の先生をお招きして、ハラスメントに対する研修を私たち上牧町議会はさせてもらったんです。そういうことも踏まえて、上牧町ではハラスメント対策と防止について、条例整備の考えも踏まえてどのような対策をしているのか教えていただけますか。

○副議長（石丸典子） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ハラスメント対策と現状についての報告をさせていただきます。

本町におきまして、ハラスメントの防止及び排除並びに発生した場合の適切な対応を定めました上牧町職員のハラスメント防止等に関する要綱を令和5年度に制定させていただいたところでございます。また、職員の意識啓発、知識の向上、ハラスメントのない職場環境の確保を目的といたしまして、令和元年度及び令和5年度に全職員を対象といたしましたハラ

スメント研修をさせていただいたところでございます。また、これの対応といたしまして、秘書人事課に相談窓口等を設置させていただきまして、相談体制の強化に努めているところでございます。

ただ、奈良県内におきましても、ハラスメント対策に対する条例等を整備された市町村等が先日新聞等にも載っておりましたが、本町におきましては、現状、条例の整備については考えてはおりません。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 取組としては、条例整備の考えはという通告だったんですけど、取組については、令和4年度に要綱を定めた、そして令和元年と令和5年に研修をしましたし、秘書人事課のほうに窓口を設置しているということだと思います。今、部長が言っていたとおり、今年に入って生駒市さんが奈良新聞の1面に出ました。「ハラスメント条例 奈良県が初」という、「初」が欲しかったなという実は本音があって、この通告を考えたんですけど、ちょっと生駒市さんに先を越されてしまったので、今、考えがないということであったんですけど、条例をしなきゃいけないというわけではないと思うんですよ。要綱があればいいんですけども、その要綱の中で、実はその要綱について、議会のことってその要綱には入っていますか。

○副議長（石丸典子） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この中には議会に対する分についての規定はございません。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 上牧町の、僕、要綱は、すいません、まだ見てなくて、勉強不足で申し訳ないんですけど、ほかのところで確認をすると、条例によっては議会が一緒になっている条例もあったりする。ただ、要綱についてはほぼほぼ行政機関のみで規定する要綱があたりするんですけど、そうなってくると、僕、どうしても何々初というのが大好きで、議会と行政初のハラスメント防止条例みたいなのがあったら上牧町ってすばらしいんじゃないかなと思ったんですけど、整備の考えがないということでお話があったので、要綱はしっかり運用していただきたいなというふうに思います。議会として、ハラスメントに対する要綱が必要かどうかというのは、また別途議会のほうで議論をしていきたいというふうに思います。

最後に4番目、公益通報者保護と応答責任、ハラスメント対策は省きます。公益通報者保護等と応答責任については、先ほど部長からありましたけど、まちづくり基本条例のそれぞれ

れ第2項に規定をつくらなければいけないとあります。それについての条例制定というのを実施するべきではないかなと思うんですが、その考えについて教えてください。

○副議長（石丸典子） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員おっしゃっていただいたとおり、第15条、第20条にそれぞれ規定は設けてございまして、別途定めるというふうになっておりますが、できていないのが現状でございまして、今回、改めてまちづくり基本条例の検証委員会、約10年たつということで、2回目の検証委員会にかけさせていただいておりますが、その中でも委員さんから厳しくこの分についてのご意見等を賜っているところでございますので、この分につきまして、早急に条例整備に向けまして進めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 分かりました。議会からも申入れをする以上に、5年に一度の検証委員会の場で第2項についての運用ができてないんじゃないかというご指摘があったと今ご説明いただいたと思うので、検証委員会、5年に一度の大変重要な検証だと思いますので、それを基に早期に条例整備のほうをお願いしたいなというふうに思います。

2番目については以上です。ありがとうございました。

では、続きまして3つ目に行きます。フリースクール「Smile Farm かんまき」についてです。

今回3つの質問をさせていただきますけれども、「Smile Farm かんまき」につきましては、様々な議員の皆様がいろんな質問もされていますし、今回、令和6年度の当初予算でもしっかり予算が計上されて、令和6年度も実施をするということになっていますが、フリースクール「Smile Farm かんまき」の運営につきまして、まず1番目、上牧町が掲げるいわゆる安全で安心というものです。安全で安心な運営のための防犯対策についてどうしているのかを教えてください。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、本町フリースクール「Smile Farm かんまき」では、議員がご憂慮いただいておりますとおり、防犯システムの導入、防犯カメラの設置等、ハード面の対策については未整備となっている状況でございます。これまで現場のスタッフの方からも防犯カメラの設置に関する要望を頂いており、一定の抑止力と事件が発生した際の早期解決を期待できるものであり、検討を行ってまいりましたが、当該施設は日中の利用のみとなっており、日常人目も多いことから設置を見送ったという経緯がございます。また、

緊急通報装置の設置についても検討いたしました。スマートフォンでの緊急通報でも代用可能と判断し、防犯カメラと同様に導入を見送ったという経緯がございます。

また、現状、ハード面からの防犯対策に課題が残ったままの状態であることから、今後、現場のスタッフの方や委託先と十分に相談をし、不審者が侵入した際に外部に危険を知らせる防犯アイテムの購入等などにより、セキュリティー面の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 分かりました。まとめて後で聞こうと思っているんですけど、ソフト面についての防犯対策についてはいかがですか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ソフト面では、フリースクールのほうで西和警察の署員を講師にお招きし、防犯教室などを実施しているところでございまして、スタッフや利用者の防犯の意識にも実施主体である教育委員会と同じ目線で協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） 今、ハード面とソフト面分けてお話を頂きましたけども、後でお話ししたソフト面につきましては、防犯教室を西和警察から招いてやられているということで、取組が進んでいるんじゃないかなというふうに思います。じゃ、ちょっと戻してハード面の話で、先ほどありました現場スタッフの方からの要望があったということなんですけど、皆さん視察してご覧の方も分かると思うんですが、フリースクールという性質上といいますか、スタッフの方が、私も見に行くんですけど、こんなの言っちゃいけない、年配の方とか女性が多いんですよということでの多分セキュリティー上の不安があるということで、防犯カメラをつけてほしいという意見があったというふうに思うんですけども、ただ、そこが日中の人通りが今多いので見送ったというのはあるのかもしれないですけども、やはりそういう意味で見送った。でも現場スタッフから要望があったということなので、今後、防犯対策についてはどういうふうに考えていく予定ですか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、いわゆる防犯カメラと機器による安全の担保ということでご回答させていただきましたが、一例を申し上げますと、フリースクールのガラス、透明ガラスでございまして、それをすりガラス化するというのも1つとして考えております。ただ、

すりガラスということになると、内部のプライバシーのほうやセキュリティー面からは有効であるんですけど、一たび不審者が中に侵入をした後、中の様子が見えにくくなることも憂慮されますので、このことから、不審者の侵入を容易なものとしないうえ、また、未然防止対策として、いわゆる防犯化ガラスの設置についても考えていくべきことであるというふうに認識をしているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。皆さん多分、想像してイメージが湧くと思うんですけど、あそこは多分皆さん行かれたと思うんですけど、あそこはばーんに入る、人目が多いからなかなか人が入りにくいかもしれないんですけど、バーンと入ったら、奥に一応、確かに勝手口みたいなものがあるんですけど、逃げ場がないんですよ。なので、まずあそこに入れなくなるシステムは絶対必要じゃないかなというふうに思っていてまして、ましてドア入ったらすぐに居住スペースといいますか、子どもたちがいるスペースがあったりするので、何というんでしょうね、やっぱり抑止力というのにも必要じゃないかなと。例えばですけども、コンビニエンスストアとかでありますよね。何かあったときにサイレンが鳴る、サイレンがあるよとか、あと不審者対策のセキュリティー何ちゃらがありますよというのがあっても全然違う、そういう意味での防犯カメラ発動中ってあって防犯カメラがあるというだけでも入らない、そういうこともあると思うので、これにつきましては、僕も予算書を見させてもらったんですけど、恐らく今回の令和6年度予算には計上されていないのではないかなと、防犯対策、思うんですけど、もしされていないのであれば、もしそれが本当に必要であれば補正対応でもしていただけるような形で行っていただきたいと思うんですが、予算面についてはいかがですか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、機器等の整備について予算は計上はさせていただいております。防犯カメラが有効ではあるんですけど、防犯カメラ設置を、言い方悪いですけどダミーであってもということもございますので、その部分について、いわゆる侵入を行うことがないように向けた抑止力という観点からの部分について調査、研究を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ぜひお願いします。ぜひそこに通っている生徒、児童の意見であるとか、運営スタッフの方々の意見を聞きながら、いいといいますか、抑止力のある防犯対策

をお願いしたいなというふうに思います。

では、2番目に行きます。日程や時間を増やすことでより居場所として利用しやすくなるというふうに思います。といいますのは、フリースクール「Smile Farm かんまき」というのは、当初のコンセプトもそうですし、1年半たってみて、より子どもの居場所としての活躍といいますか、存在意義というのは大変多いのではないかなというふうに思っています。ということで、今の運用状況、11時から3時で、火、木、金かな、だと思っんですけども、それを日程や時間をより増やすことで、より利用しやすくなるんじゃないかなと思うんですが、その辺りの見解について教えていただけますか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員ご提起のとおり、日数や時間を増やすことで、子どもたちのフェーズに即した選択肢も同時に増えることとなり、より利用していただきやすくなると考えております。来年度からの拡充に向けて検討、調整を行っておりましたが、本年1月に実施をいたしました利用者または同保護者に対するアンケート調査におきましては、当該児童からは、今の日数、時間でちょうどいいという意見が多く、現状の体制が一定充足されているものであることを踏まえ、来年度、当初予算における拡充については見送ることといたしました。

一方で、保護者からは増やしてほしいという要望もありますので、子どもたちが毎日でも通いたくなるような居場所にできるよう、支援の在り方や環境の充実につきましては引き続き検討することとしているところでございます。

また、本年度、令和5年度利用者の中には、既に高校進学が決定した生徒や、中学校に入学することでフェーズの切り替わる児童が存在するといった利用者の変動があり、本年3月からは、中学1年生の新規利用がありました。これらのことから、新年度においては、今、議員お述べの利用時間であったり日数について、新たなニーズが出てくることも想定をされますので、そのときについては随時適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ありがとうございます。しっかり考えていただいているなど。

令和6年度の当初予算を見たら、昨年度とほぼほぼ同額なので、恐らく日にちが、時間は変わらないんじゃないかなということは認識できていました。という中で、この議会の場でも、たしか木内議員だったかな、時間をもっと早めるべきじゃないかというご意見があった

と思います。本当にそのとおりだと思いますし、時間、日にちをもっと増やしてもいいんじゃないかなという。今話がありましたが、アンケートでは今のままでいいんじゃないかというご意見、これ、子どもの多分アンケートなのかな、今、想像するとね。子どもというのは不思議なもので、現状でキープをしたいという概念がやっぱりどうしても多くて、それを増やすことによってまた行きにくくなるんじゃないかみたいなことがあるから、今で満足していたら今のままでしてほしいとあるんですけど、保護者様のニーズがやっぱり増やしたいということであれば、その辺り、先ほど部長言われましたけど、フェーズが変わるという話がありましたので、これは柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

火、木、金から1日でもいいから増やすとか、それとか時間も1時間、学校と同じ時間というのはちょっといろいろな問題もあるので難しいかなと思うんです。立地条件の問題とか顔が差すとかいろいろあると思うんですけども、少しずつ増やすような形、これも、まずは現場意識、現場の利用者と言ったら大変失礼ですね、生徒、児童の皆さんの意見を聞きながら柔軟に対応していただきたいと思いますけど、いま一度いかがですか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町のフリースクールにおいては、子どもたちの居場所をつくるということでございます。その居場所に求めるものは、子どもたちそれぞれ違うものがございまして、その全てを網羅することはできませんが、可能な限り、来ていただいている子どもたちのニーズに対応すべく、教育委員会としても対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ありがとうございます。まずは現場主義ということで、特に教育委員会という部署は本当に現場主義第一だと思いますので、期待しております。よろしくお願いします。

最後に、この項目の3番目です。中学校を卒業した子どもの居場所としても、これ、あえて子どもと言っているのは、こども基本法という子どもの概念に年齢制限がないので、中学校を卒業しても子どもということで、私、ここで表現をしているんですけど、居場所としても、このフリースクールを有効に活用できないかということで、先ほど部長からもありましたけど、中学校をこれから卒業する、長い年月、今、1年半やりましたから、卒業する子たちも大分増えてくるんじゃないかなと思うので、この点につきましていかがお考えですか。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 現在のフリースクール事業につきましては、皆様ご承知のとおり、小学校1年生から中学校3年生までを対象としているところでございます。在籍している子どもたちの多くは、今の現状の体制でございますが、中学生が結構多いという状況でございます。そのことを受けて、現場のスタッフからも、これらフリースクールに来ていただいている生徒の中学校卒業後の暮らしといたしますか、生活について懸念する声が上がっていることは事実でございます。

また、議員お尋ねの本町フリースクールの利用生徒の中学校卒業後の対応ということでございますが、最近、私が経験をした出来事、エピソードについて答弁をさせていただきたいと思えます。さきの中学校の卒業式に担当部長として出席をさせていただいた折に、今年度卒業となるフリースクール利用生徒の姿がございました。そのことを少し寂しい思いをしておりましたが、卒業式終了後、学校の担任の先生から自宅のほうに卒業証書をお持ちいただき、その先生から卒業証書を受け取ったことと、自らの卒業報告のため、その日の午後に教育委員会にお母さんと2人で足を運んでいただきました。そのことについては、担当部長としてかなりうれしい思いをさせていただいたということがございまして、何ものにも代えがたいすてきなサプライズ体験をさせていただきましたこと。当該生徒及び保護者のご理解を得た上でご披露をさせていただきました。

○**副議長（石丸典子）** 遠山議員。

○**12番（遠山健太郎）** すばらしいエピソードをありがとうございました。今のお話を聞きますと、中学校の卒業式には出席できなかったけれども、先生がご自宅に卒業証書を持っていったら、その卒業証書を教育委員会に見せに来てくれたという、そういうお話だったと思うんですけど、多分フリースクールが開いていなかったのかもしれないけど、何というんでしょう、まさに子どもが居場所だと認めた瞬間だと思うんですよ。いろいろ見ていますと、今回のフリースクールの事業というのは、家という居場所、学校という居場所、学校という居場所がなかったら家にずっといなければいけない。家から出られなくなるというところになってくる。そこに違う居場所をつくる、これが今回のフリースクールの目的だと思っているんです。そういう本旨だと思ったんです。そういう意味では、居場所として子どもが認識をしたということで大変すばらしいエピソードだと思うんですけども、そういう子たちが実は、分からないです。恐らく推測するに、中学校まではそういう第3の居場所があった。それを卒業したときに、その子たちがすごい不安に感じることもあるんじゃないかなと。自分がこれから高校に行けるかどうかちょっと分かりませんけども、学校に行けない。また家に

しか居場所がなくなってしまうんじゃないかというところで、このフリースクールに何とか自分たちも行けないだろうかというふうに思うことが、僕、必然ではないかな。思えば思うほど上牧町の「Smile Farm かんまき」が居場所として認められた瞬間だと思うので、この辺りというのは大変難しいと思います。教育委員会の域を超えるかもしれない、福祉政策になるかもしれない。

今日は答弁結構なんですけど、平群町のほうで、今、拡充して高校まで受け入れるという話を教育委員会が視察に行かれたという話も聞いていますので、先進的な事例を勉強しながら、中学校でばしんと、教育委員会は中学校までしか知らんではなくて、そうじゃないと信じていますので、これから前向きに取組を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○副議長（石丸典子） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、利用者の方、生徒から、高校まで拡充してほしいという具体的な要望は出ていない状況でございます。そのことから当面は規定の範囲の中で最大限の支援を提供できるように努めてまいりたいと考えてはおりますが、今後、中学生のニーズ等で高校生になったときの部分についての希望が出てくるようであれば、先ほど議員がご指摘になりましたとおり、教育委員会だけの範疇ではなく、福祉部門とも連携、協調をさせていただきながら、引き続き調査、研究を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） ぜひお願いします。ありがとうございました。

それでは、最後の福祉政策に行きたいと思います。

令和6年度の当初予算書、私も拝見をさせていただきました。委員には入っていませんでしたけれども、その当初予算でも明らかなとおり、今後、扶助費は確実に上昇を続けます。押し迫る少子高齢化の波を踏まえた上牧町の福祉政策についてですが、長年にわたり福祉政策にご尽力されまして、31年間の奉職を迎えられている青山部長に、青山部長、高校時代はハンドボールで活躍されたと聞いていますけども、その担当部長に福祉政策についての所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（石丸典子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、通告書に沿いまして、真面目にご回答させていただきます。

少子高齢化の波を踏まえた福祉政策についてというところで、町行政における歳出の扶助費につきましては、高齢者人口の増加に伴う医療費、また、介護給付費、それに障害サービス費などの上昇、それと、年々追加される福祉助成施策や、少子化問題による子育て施策の増長、これらの影響を受けて、今後もなお一層増え続けていくことは予測されるようになっております。

そういった中で、現在、福祉部局といたしまして取り組んでおります福祉政策というところでございますが、まず、福祉課におきましては、高齢者がいつまでも生きがいを持って生活を送っていただくため、雇用の創出や社会貢献活動の場づくりに取り組まれているシルバー人材センター、こちらの運営支援を行いながら、役場からも様々な業務を委託しているところでございます。

また、高齢者同士の交流活動や文化活動、健康づくり活動をされているシルバークラブ連合会の事務局運営の支援なども実施しており、健康寿命の延伸に資するものとして、少しでも扶助費の上昇を低減できるよう努めているところでございます。

次に、生き活き対策課におきましては、健康増進事業での各種の検診やがん検診をより多くの方々に受診していただくための工夫に取り組んでおります。また、介護に頼らず、いつまでも健康であるための介護予防事業や認知症予防事業の各種教室や健康体操、それと高齢者の居場所づくりとしてのサロン活動などにも力を入れており、これらの事業を地道に継続させることにより、成果を上げるには多少の時間はかかると思われませんが、将来的には必ず医療費や介護給付費の抑制につながるものであると考えております。そして、少子化対策の一環としましては、不妊・不育治療の助成にも取り組んでいるところでございます。

最後に、こども未来課ですが、これまでの政府の指針に沿って、妊娠期から出産・子育て期までを一貫して支援する体制を整え、子育て世代包括支援センター事業として稼働展開しているところでございます。ただ、本町では、妊娠期のさらにもう一歩前の段階、男女の出会いの場から支援をする出会い・結婚・子育て応援事業を行っております。この事業につきましては、平成28年の立ち上げ当初に私自身が携わっていたこともあり、非常に思い入れがある事業でございます。これまでに9組がご成婚され、2組が現在上牧町にお住まいであり、お子さんも出産されているということからも、少子化対策の一助になっていることに間違いはございません。現在、NPO法人「赤い糸」に委託して事業展開しておりますが、今後も町の主要事業として長く続けていきたいと考えているところでございます。

それと、子どもを預ける場所である保育所や学童保育所における保育士、学童支援員など

の確保についても、人員不足などで預かることができない事態にならないように、常に迅速かつ柔軟な対応で日々取り組んでおるところでございます。簡単ではございますが、以上が健康福祉部局における現在取り組んでいる主要な福祉政策となっております。

それと、担当部局の立場から少し申し添えておきたいことがございます。我々、福祉部局の各担当課におきましては、日頃いろいろな方の多岐にわたる相談事、悩み事、時には生死に関わる生活事情や、かなりヘビーな案件、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待といった事案、また逆に、非常に細かく専門的な内容についての問合せなど、窓口や電話、あるいは訪問先などで対応させていただいているところでございます。中には、時折、心ない言葉を浴びせられたり、どなられたりすることも度々ございます。それでも、できる限り住民の方々に寄り添う対応に心がけているため、日中はほとんどの時間をこういった窓口や電話対応、訪問業務などに費やされ、本来やるべき事務的な業務につきましては、夕方以降から始めるということも日常となっております。それゆえに、心と体のバランスを崩して病気休暇、休職あるいは退職といった職員も例外ではなく存在しているのも事実でございます。担当部局といたしましては、これ以上の人員不足による住民サービスの質の低下を招かないためにも、今後より一層人事担当課とも十分な連携を図りながら、職員が安心して働ける職場環境づくりと職員のメンタルケアにつきましても、今後さらなるきめ細やかな配慮に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（石丸典子） 遠山議員。

○12番（遠山健太郎） さすが青山部長だと思います。健康福祉部に所管する3つの部のそれぞれの内容を言っていて、特に生き活き対策課につきましては、4月から条例改正によりまして課が2つに分かれる。それだけ手厚くするという話の中で、ちょっとプライベートな話で恐縮なんですけど、私ちょっと家族でいろんなことがありまして、生き活き対策課さんでここ最近すごいお世話になることがありまして、担当者の方といろいろ面談をさせてもらって、本当に感動をしました。すばらしい対応をされるんだなと。本当に恥ずかしながら、表面上でいいですか、ガイドブックは見ていたんですよ、予算も見ていたんですよ。でも実際、担当課の人がどういう形で実際の、これから介護に必要な方とかとお会いして、どんな面談をする、どんな気持ちでしているかというのを間近で見させてもらって、上牧町の福祉政策、介護政策ということのすばらしさというのを本当に痛感させていただきました。

これにつきましては、今、青山部長が言われましたとおり、福祉政策、本当に大事で、私、

ちっちゃい頃、福祉ということ、僕、漢字がちょっと実は好きで、福祉というのは両方ともりっしんべんって「心」が入っているんですよ。もう1つが、豆が止まると書くんですよ。ですから、先ほど言った細かなことも全て救う、これが福祉だということはちっちゃい頃教わったことがあって、心を通わせて細かいこともしっかり止めるということで、青山部長、しかも私、最後の答弁ですごいなと思ったのが、最後に職員のことを言われました。職員の方がまず安全で安心して仕事をしなければいけないということで、青山部長が思って仕事をされたということがよく理解できました。

青山部長、いろんな話を聞きますと、大変熱い方だというふうに聞いています。熱い方と福祉って合うのかなと思うかもしれないんですが、その熱い思いがあればこその上牧町の福祉政策だなと思いますので、青山部長におかれましては、ぜひこれからも上牧町の福祉政策とかにご尽力いただきたいと思うんですが、お話を聞きますと、大の阪神ファンだというふうに伺っています。阪神のことを聞いたら、通告書に記載がないので質問ができないんですが、その中でも村山実投手が大好きだという話を聞きました。熱いザトベック投法をする村山実投手だと思うんですが、村山投手が唯一怒った選手というのがウィリー・カークランドという外国人選手がいらっしやいまして、阪神でいいまして、マット・マートンとランディ・バースと同じ6年間最長でいた、掛布雅之の前の背番号31番を背負ったウィリー・カークランドという選手が、実は阪神が終わった後に引退をされまして、デトロイトに移住して、車の整備会社の整備士になったんですよ。ちっちゃい頃から車の整備がしたいということで、第2の人生を歩まれた。話を聞きますと、青山部長も車が大好きだというお話を少し聞いていたので、福祉政策に従事しながら、これからは大好きな車をいじる。そんな生活をしたいと思っています。長年にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。長時間にわたりましてありがとうございました。以上です。

○副議長（石丸典子） 以上で、12番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時10分から、2時10分から再開といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（遠山健太郎） 再開します。



◇安 中 和

○議長（遠山健太郎） 次に、4番、安中 和議員の発言を許します。

安中議員。

（4番 安中 和 登壇）

○4番（安中 和） 4番、安中 和です。よろしくお願いいたします。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、まず初めに、このたび能登におきます災害においてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。そして、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興されることをお祈りいたします。

先日、2024年1月8日、上牧町で二十歳のつどいが行われました。ビデオレターにて恩師が登場すると、集まった子どもたちは歓声を上げたり笑ったり、この上牧町で子どもたちはよき思い出をつくり、巣立っていったのだと心温まる思いがいたしました。子どもたちによき思い出をつくっていただきました先生方に感謝いたします。

しかしながら、現実、先生たちはご自分の時間をも使い、体力的にも精神的にもお疲れのようです。この状態は全国的なことだと聞いておりますが、年初より、国も県もこの問題に着手し始めているようです。この上牧町においても同じようなことが起こっているようです。いろいろなことはあると思いますが、私たちの大切な子どもたちを守り育てていただき、よき思い出をつくってくださっているのは先生たちです。そんな先生たちを守っていくことができるのは、私たち父兄、そして町民でもあると思います。これから新しい学校が出来ます。子どもたち、先生を見守りながら、よき学校ができますように、共に心を尽くしていきたいと思いますので、どうぞご協力のほどお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、災害時協力井戸について。

2つ目は、第2体育館存続についてです。

これから先は質問席によって質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） それでは質問させていただきます。

災害時協力井戸について。

今回の石川県の大災害において、マスコミ等で水不足の情報が多く取り上げられています。過去の災害においても、飲料水には備蓄してあるペットボトルが役立ちますが、問題は生活用水です。ペットボトルはあくまでも飲料のための水であり、生活用水に使用するほどのストックはありません。水不足により不衛生な環境が生まれ、多くの震災関連死を引き起こしたそうです。汚いトイレの使用を控えるために水を我慢したことが原因で、心筋梗塞や脳梗塞で亡くなった方が大勢いました。水さえあればこの人たちは生き延びることができたかもしれせん。

このような状態を救ったのが井戸です。井戸の水を使用することができたところでは、多くの人々が救われたそうです。断水になって困ることはたくさんあります。それで、災害時の水不足の対策として自治体が注目したいのは災害時協力井戸です。防災井戸は地面に対して垂直に伸びているため、地震の影響を受けにくいとされています。

全国各地でも我が町を守るため、その町独特の災害対策を行っています。近場では天理市が既に登録制を行い、個人、自治会等も井戸を所有しています。田原本には井戸を掘る業者もあります。福島県郡山市は、処理済みタンクなどを利用して、雨水タンク購入補助金等を使い、洪水・浸水被害軽減のために動いています。上牧町として、防災危機管理、災害時の水不足対策、防災活動の一環として、今、上牧町内にある井戸の整備や各自治会の公園に災害時協力井戸の検討をお願いいたします。

上牧町においてもこの件を検討していただきたいのですが、この目的というのはもちろん水不足の解消なんですけれども、私たち住民が自分たちの命は自分たちで守るという、その意識を高めるためにも協力して、住民たちが協力して設置を進めることに意義があると思っています。6自治会やかんまき自主防災ネットなど、上牧町では自主的にとても大きな働きをする団体も存続しております。この方々も注目しているそうですので、どうぞ役場のほうでも検討のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 安中議員よりご質問いただきました協力井戸の調査、登録についてということでございますが、議員ご指摘のとおり、自然災害等で水道施設が破損して長時間断水が続き、飲料水や生活用水が確保できない等の問題が発生しておるのは認識していると

ころでございます。この対策といたしまして、先ほど議員よりお話ししていただきました、断水時に住宅や事業所等の既設の井戸を活用しました制度の導入市町村があるということは、本町におきましても承知しておるところでございます。県内に、把握を全てできておりますが、多分4市ぐらいがそういう登録制度を事実上実施されているというのは認識しているところでございます。

今後におきましては、現状、井戸を活用するに当たりまして調査をさせていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） 周りの方の古い方にお聞きしましたら、昔、一度調べたことがあるというのを伺ったんです。そのときは岩盤が硬くてなかなかできなかったんだけど、その場所によって違うということも聞きましたので、それと、今、沼とかがたくさんあるということで、沼があつて水が出ているということは、掘れば水が出るわけなんですけれども、そういうところも活用してもらいたいというのと、現に井戸があつて、そこをもう一度再興していきたいという意見も伺っておりますので、それらも含めて検討のほどよろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今おっしゃっていただきました井戸の部分につきましては、町内にも以前何か所か井戸、現状でも少しお使いいただいているところもあるのかなと認識はしております。本町といたしましては1か所井戸等を管理させていただいているところがございます。ただ、今後におきましては、その井戸が現状、こういう形で災害時に使えるかどうかというのは十分調査、研究をさせていただかないといけないかなと思っておるところでございますので、登録をしていただくにおきましても、要件等を一定限度満たしていただいた井戸を登録ということを考えておるところでございますので、十分そういった中身を含めながら調査を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

この方向性につきましても、全てが役場で行うというのではなく、住民さんたちと参画しながら、住民さんにもそういう意識を持っていただきながらというのが本当に大切な意識改革だと思いますので、その点も含みながらよろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 十分、今頂きました意見を踏まえまして、登録についての調査をさせていただきまして、あくまでも災害時にボランティアでということで供給いただけるようなということで、仕組み等ということもありますので、十分そういったことも含めて庁内で検討させていきたいと思っておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） この件については以上です。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 安中議員の一般質問の下の方、通告にございます6自治会の要望ということで、各自治会の公園に検討をという部分でございますが、この分につきましては、現状、専門業者のほうに併せてお話を聞かせていただく予定をしております、その状況によりましては調査が必要な場合等々もございますので、そういうのも含めて考えてはいきたいと思いますが、各自治会の公園にということは、現状、維持管理的なものであったり、あとコスト的なもの、ただ、業者さんにお聞きすると、何メートルか掘れば水は出てくるという話はお聞きはしておるんです。ただ、それは雨水がたまった部分が出てくるということなので、一定限度、井戸の水を確保、水量等、また水質等をするに当たりましては、やっぱり100メートル以上掘らないといけないのではないかというふうに業者さんのほうもお聞きをしておるところでございますので、そういったことも踏まえまして、これについてもどうしていくかというのは十分研究、検討させていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の第2体育館存続についてというのを質問させていただきます。

先日来、町を騒がしておりました第2体育館の件について意見を述べさせていただきます。この件につきましては、町長の町民に対する伝達のタイミングが遅かったゆえのことだと思います。

1、最高規範の理解の違い、2、町の施策のつくり方、3、町長の今回の構想内容の伝え方にありますが、1の最高規範につきましては、当時の規範をつくられた方々に伺いましたら、規範に載っていないという方や、進め方には問題はないという方の両方の意見がありました。

2、町の施策のつくり方につきましては、住民参画が足りないのご意見を伺いますが、私は、7年ほど町民として役場関係の仕事に参加させていただき、たくさんの会議にたくさ

んの住民が参画しているのを見てきました。どこの会議に誰がというのは会議ごとに開示されています。これらを考えましても、町は住民参画という点に関して考えて行っていると思いますが、先ほどの前の議員がおっしゃったように、なかなか伝わりにくいところもあるようです。

今回に限り町長の伝え方が誤解を招いたのだと思いますが、当初の町長の考え方を思いますと、これは私の臆測ですけれども、憩の家については老朽化のためいずれは建て替えなければならないし、要望も出ているようですし、認定こども園に関しては、待機児童をなくするため広い土地が必要で、今でも年度途中には待機児童がおられるとのこと。お子様の預かり時間の長さに関しましても、上牧町独自の施策を考えることにより、将来のための仕事を続けたいと思う若い人たちを上牧町に呼び、安心して暮らしていただけるという重要な施策になると思います。

子どもたちが集い、近くで高齢者たちが見守り、高齢者たちは自分たちの趣味に心を傾け、安心して過ごせる場所となる。輪島のニュースで見ると、地震等が起こったときにだだっ広い体育館にいるのではなく、町民が共に考え、つくり上げていく避難場所づくりを盛り込もうとされていたのではないのでしょうか。こういった考えをきっと町長はお持ちだったのではないのでしょうかという思いをしております。

2万分の750の方々のご意見もとても大切ですが、残りの方々の思い、利益に反しないためにも、もう一度住民参画を行いながら計画の推進をしていただきたいと思いますので、これが私の今の意見でございます。よろしくお願いします、町長。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、安中議員から、第2体育館を解体するか否かの話で意見をお述べいただきました。まさに安中議員がおっしゃるとおりでございます。手順がちょっとおかしくなってしまったというのは事実でございます。ただ、住民参画につきましては、今お述べいただいたとおりの考え方でずっとやってきておりますし、これからもその考え方でございます。

ただ、先ほどの議員さんの中でもお答えをさせていただきましたが、自分たちに関係のないものというのは、なかなか、みんなそれぞれ私も含めてそうでございますが、興味を示さないというのが常でございます。そういうことから、知っている、知らないというような発言になっているんだろうというふうに考えております。だからといって何も知らさないということではございませんで、機会があるたびに広報、それからホームページ、または別刷り

の紙面をもって住民の方々にはいろんな形でお知らせをさせていただいております。

そして、認定こども園につきましても、いろいろビラ等が出た中に、体育館を解体したいがために今出てきた話だというような内容の記事もございました。認定こども園については、私、もう何年も前から、いずれは認定こども園というような話もさせていただいておりますので、降って湧いたように申し上げた話ではございません。安中議員もお分かりのように、少子化でございますので、それぞれが別々に子ども施策をやるというようなことではなしに、1つになって、それと専門職、保育士、それから幼稚園の教諭、こういう職種も今集まりにくい、もう既に職種でございます。特に保育士になられる方というのは、やはり保護者とのあつれき、これがやっぱり障害になっていると。だからもう保育士にならないという若い人たちも増えてきておるようでございますので、そういう職種もやっぱり我々としては雇用しにくい。そんな中で、幼稚園の教諭と保育所が一体となってやれるような施設、これを我々としてはしっかりとこれから整えていくという中で、あの考え方を outsourcing させていただいたわけでございます。

今、体育館、存続させたわけでございますが、中学校の問題、それと、当然、7年の人口動態、これを見極めながら、小学校の統廃合、これも考えていく必要がございます。あわせて、認定こども園、これは当然出てくる話でございますので、避けては通れない話。これをしっかりとこれから見極めながら進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） 今述べていただいたことをあのとき一緒に伝えてくださっていたら、誤解を招かなかったこともあったのかなと思います。今とてもこの言葉を聞きたかったと思いながら聞いておりました。何かあのとき、すごく焦ったような、何か時間がなかったような、どうなるのかなという私たち議員も不安定なところでいたんですけれども、一生懸命私たちも、私なんかでも自分の考えを周りの方にお話ししていつておりましたし、議員さんの中にも、僕も言った、私も言ったという方もいらっしゃいましたが、もっと議員も話し合って、ちゃんと伝えていくべきことは伝えていく、委員会か話し合いを持って進めていけたらよかったのかな、こんなことにならなかったのかなとちょっと反省をしておりますが、これからもこれを反省材料にして、ちゃんとお話を進めていけるところは議員も協力させていただきながらやっていきたいと思っております。また、反対するところはもちろん意見として述べさせていただこうと思いますが、本当にもったいない、惜しい案件だったなと私はつくづく思っております。

以上で私の意見は述べさせていただきました。これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、4番、安中 和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時50分とします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時50分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇上 村 哲 也

○議長（遠山健太郎） 次に、6番、上村哲也議員の発言を許します。

上村議員。

（6番 上村哲也 登壇）

○6番（上村哲也） 改めまして、こんにちは。6番、上村哲也です。議長に発言の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私の質問は1つです。大谷翔平選手の思いを上牧町はどのように捉えるのか。

質問の要旨。1、今年からドジャーズに移籍した大谷翔平選手が、このたび、日本国内約2万校の全小学校に各3つずつのジュニア用グローブ約6万戸を寄附するというとんでもないスケールのことをやってくれました。野球しようぜと全国の子どもたちに声をかけてくれているわけですが、本町や近隣の市町村の小学校にはほぼ到着していると思いますが、各学校のグローブの使用方法や、全国の面白い例などあれば教えていただきたいです。

2つ目、今、上牧には学童野球チームが上牧ジャイアンツ1チームしかありません。しかも悲しいことに、そのチームは現在休部中のようで、奈良県下でも野球チームがない地域はほとんどなく、北葛城郡では上牧だけがない状態です。そこで、今回の大谷選手の粋な計らいに応えたい思いから、野球の町上牧を取り戻せ作戦を町ぐるみでできないでしょうか。

以上が私の質問の要旨です。再質問は質問者席で行います。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） それでは、1つ目の上牧町のグローブの使用方法、大谷選手から寄附していただいたグローブの到着状況等について教えていただけますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、ただいま議員からご質問の大谷翔平選手から寄附を頂きましたグローブについて、本町へは令和6年1月中旬に届いております。同年1月17日に町内小学校3校の代表児童9名に対して、町長、教育長出席の下、贈呈式を行ったところでございます。その際、当該子どもたちは、すごく軽くて使いやすそう、大谷選手のような野球選手を目指して頑張りたいと目を輝かせていたのが印象的でした。現在、各小学校でそれぞれの状況に応じて使用をされているという状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） グローブと一緒に住民の方々と記念撮影やキャッチボール大会、大谷選手は飾るより使ってほしいと思うのですが、その辺に関してどうですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 基本的に、大谷選手から寄附を頂いたグローブについては、現在、学校のほうに保有をしておりますが、来年度予定をしております上牧町スポーツフェスティバルにおきまして、町内の学校に3個ずつ届いております9個のグローブを持ち寄りさせていただいて、その部分で具体的に子どもたちで使っていただき、また、一般住民の方にも実際に手に取っていただいて、写真撮影ができるというような仕組みをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） ぜひともよろしくをお願いします。現在の各小学校における活用の具体的な状況についてはどんなものでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 各学校の取組について回答をさせていただきます。

当該大谷選手から寄贈いただいたグローブにつきましては、当該グローブが学校に届いたこと、そのグローブを積極的に使ってもらって野球の楽しさを味わってほしいという旨を各校長先生のほうから放送で全校児童に紹介をしていただいたところでございます。その後、当該グローブにつきましては、各教室を順番に回して、児童たちが自由に見て、手で触れるような環境を整えたところでございます。また、当該グローブの回覧が一巡した後は、クラ

ブ活動の時間に球技クラブが使用したり、輪番に教室に置いたりするなど、学級において子どもたちが自由に利用できる状態を整えたところでございます。

学校へは、基本的に送られたグローブを飾るよりはむしろ使うということをコンセプトとして順次呼びかけているところでございます。また、授業参観の日には玄関に置いて、保護者の方々にも見ていただくという場面を設けているところでございます。また、加えまして、当該選手から寄附されたグローブについての話を各学校が定期的に出しております学校だより等の記事として掲載をすることによって、保護者にもその周知を図っているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 子どもたちのものでしょうけど、我々もやっぱり見たり触ったりしたいもので、ぜひともよろしくお願いします。

学習指導要領の改訂による小学校、体育におけるベースボール型の学習の考え方の変化について、その辺いかなものでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 小学校におけるベースボール型の学習についての変遷について回答をさせていただきます。

小学校の教育課程におきましては、1977年の学習指導要領の改訂により、小学校体育からベースボール型の学習が削除され、その結果、小学校から野球ボールがなくなってしまっており、2008年の学習指導要領の再びの改定におきましては、ベースボール型の授業が復活したものの、安全面を配慮して、野球の硬いボールは使わずに、ドッジボールを用いたキックベースボールや、ウレタン製のボールを用いたティーボールなどが行われているというのが現状でございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 少し悲しい話で、軟球、当たって痛いとかいう感覚も大事だと思いますがね。

それでは、大谷選手によるグローブの寄附に込められた思いを告げるための民間事業者の協力について、何かございますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お尋ねの民間事業者の協力について答弁をさせていただきます。

奈良県教育委員会事務局健康安全教育課学校体育係発出の令和6年2月21日付事務連絡に

において、株式会社マツダスポーツ様から、県内小学校へのボールの寄贈の申出がございました。当該申出を受け、本町においても当該会社の厚意を受け入れ、軟らかいボール2セット、4個の寄附をお願いする旨の回答をさせていただいたところでございます。また、同社社長の趣意書の中には、大谷選手の思いを受けて、子どもたちにグローブを使って野球をしてもらうためにボールを各管内小学校に届けたいという思いが込められておりました。

なお、当該ボールにつきましては、3月14日に教育委員会に届き、各小学校に配付をさせていただいたところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） ありがとうございます。ありがたい話で、この場をお借りしまして、マツダスポーツさん、ありがとうございます。

今回の大谷選手からのグローブの寄附を受けて、今後の本町における野球の振興についての教育委員会としての考え方についてお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員もご憂慮のとおり、野球人口については減少を続けてはおりますが、今回の大谷選手によるグローブの寄附をきっかけに、野球に関心を持つ子どもたちは少なからず増えたものと思っているところでございます。また、全国の事例では、その活用の検討に際しましては、子どもたちも含め、学校現場で話し合っただけで決めておられることが多いようでございます。中には、グローブの寄附をきっかけとして高校生が小学生を指導するなど、地域貢献の取組につながっていったというケースもございました。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 分かりました。野球人口が少なくなっているのも、これは少子化でもあるし、必然かなという部分もありますね。

それでは、全国的な小学生野球の現状と本町における学童野球チームの状況について、少しお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2つ目の質問ということでお答えをさせていただきます。

それでは、まず最初に、全国的な小学生野球の現状について回答をさせていただきます。小学生の軟球野球人口は、2012年には全国で27万8,000人ほどでしたが、2022年には17万人と、約10万人の減少が見られるというデータが示されているところでございます。

次に、本町における学童野球を取り巻く現状といたしましては、本町スポーツ少年団にお

きましても、先ほど委員がお述べになりましたとおり、従前2つあったチームのうち1つが廃部、1つについては現在その活動を休止されているという状況でございます。また、北葛城郡内の少年野球チームの状況につきましては、広陵町にあつては5チームから4チームに、王寺町にあつては4チームから2チームにそれぞれ減少し、河合町にあつては従前から1チームが存在するというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 私も幼少の頃は野球に携わっておりまして、その頃に比べると半分以下になっているという悲しい現状です。学童野球に関わる本町の状況を踏まえて、町としての学童野球の振興に向けた考え方についてお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員がご心配、ご指摘のとおり、本町において学童野球の活動がないことにつきましては、担当部長として実に寂しい思いをいたしているところでございます。教育委員会といたしましては、本町における野球を含めたスポーツ少年団の活性化及び振興を図る上におきましては、まずはスポーツ少年団の活動を広く知っていただくことが肝要であるというふうに考えているところでございます。そのため、昨年開催をしました上牧町スポーツ協会主催によるスポーツフェスティバル大会におきまして、町内のスポーツ少年団登録チームの紹介ブースを設けさせていただいたところでございます。

また、本町スポーツ少年団に係る周知といたしましては、令和6年5月号の広報かんまきにスポーツ少年団一覧表を掲載する準備をしているところでございます。また、来年度、令和6年度、町主催による上牧町スポーツフェスティバルの開催に際しましても、本年度と同様にスポーツ少年団の紹介ブースを設置することとしておりまして、当該ブースにつきましては、さらなる拡充、充実を併せて検討しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） スポーツフェスティバル、もっともっと盛り上がってほしいと思います。

そこで、大谷翔平選手から寄附を頂いたグローブの来年度の開催予定の本町スポーツフェスティバルでの活用については、どんなお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどの答弁と若干重なりますが、大谷選手から寄贈いただいたグローブについては、現在、小学校にそれぞれ3つずつあるということでございます。その部分をスポーツフェスティバルのときに持ち寄っていただきまして、実際に子どもたちも触れ

ていただいて、マツダスポーツさんから寄贈いただいたボール等を活用しながら、キャッチボールであったりということをみんなでできるような環境を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 昨年、大成功のスポーツフェスティバルでやるのも、これはもちろんとして、時期は秋ですし、最高のタイミングと言えば、今すぐにやったほうがいいと思います。グローブを全国に配り、メジャーリーグが昨日から開幕し、盛り上がりの中、恐らく当たり前に活躍する大谷選手にエールを送るのはもちろん、全国民を代表して上牧町が最先端で粋な計らいの恩返しをするという考えはいかがなものでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、ニュースで、韓国での野球でかなり大谷選手が活躍をしていること、とてもうれしく拝見をさせていただいております。ただ、日本国内ではなくアメリカのチームに所属をされている方でもありますので、その部分、どのような形で応援をするのかということについては、現在はその考えは、確たる考えはございませんが、何らかの形で、グローブを寄贈いただいた全国の1つの町として、何らかの形で恩返しといいますか、感謝の意を伝えさせていただくことができないかということも含めて、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 例えば、これを推し進めていただければ、オフシーズンにひょっとすれば、かなり可能性は薄いですが、何らかのアクションが起きると思うんですが、スポーツフェスティバルに等身大の大谷翔平選手のパネルを置いたり、その前でキャッチボールやストラックアウトなどをしてSNSで上げる等のあれをして、ひょっとしたらひょっとすることを期待するんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご提案の取組については、実に素晴らしい取組であるという思いでお聞かせをさせていただきました。この取組の様子が大谷選手に届き、何らかの大谷選手からのリアクションを起こしていただくという願いがかなえば、本町の存在を広くアピールすることにもつながり、町の魅力向上にも資するものであるというふうに考えているところでございます。しかしながら、パネル設置に際しましては、著作権に関する許諾と法的な手続も必要であると考えられますことから、担当をしております社会教育課において、

そのことも含めて調査研究を一定のスピード感を持って行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） よろしく申し上げます。

そこで、質問要旨にもありました、今現在、野球の町上牧を取り戻せプロジェクトですが、いきなり今現在休部状態の上牧ジャイアンツはハードルが高いとお考えの家庭もあるでしょうから、まずは大谷グローブの使用を絶対というルールで、町内の各3校の小学校でチームを編成し、盛大なアピールという意味で、今中町長杯など、また、野球大会を開催されてはどうでしょうか。もしくは、盛大に北葛または遠山議長が指導をしておられる生駒郡などを含めた西和7町で大谷選手グローブありがとう杯など、地域で大谷選手にお礼、恩返しを考えたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、各小学校に3つずつグローブがあるわけでございます。その部分について、たまたま9つですので、野球のメンバーは9人でできるということもございまして、その部分については学校のほうとまた調整をさせていただいて検討をさせていただきたいと思っております。

先ほどおっしゃいました広域連携につきましても、条件としては、各小学校に3つずつございますので、その部分についての広域展開の在り方についても、また教育委員会の担当レベルで検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） ありがとうございます。これはお願いですから実現させてください。

それでは、そこで、町長、副長、その他部長クラスの方々も覚えておられると思いますが、上牧役場チームや上牧中学、そして上牧ジャイアンツ、上牧ジャガーズ、強かった上牧の野球チーム、今では雑草だらけで寂しそうな見事な4段のグラウンドが、まだかまだかと野球小僧を持っております。質問にもあります、野球の町上牧を再び盛り上げ、メディアなどに取り上げていただければ、それこそ大谷選手の本望ではないのでしょうか。そこで、町長もしくは副町長のお考えを、住民の方や配信を見ておられる全ての方に本町の考えまたはメッセージを頂けるでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 今、上村議員の最後の質問の中で、上牧町を少年野球で盛り上げてい

こうというご質問でございます。

その前に、私ごとではございますが、今、上村議員も上牧ジャイアンツで指導をされておるとのことなんです、私も小学校3年生、4年生ぐらいから少年野球を始めさせていだきまして、もう年は64になるんですが、55年ぐらい前のルーツが上牧ジャイアンツというふうな形で、もう五十五、六年の経緯があるのかなというふうには認識しております。それ以後、私も高校野球をさせていただきながら、先ほどお話ししていただきましたように、上牧の役場の中でも軟式野球のチームとして、言えばB級から始めましてA級というふうな形で、何度も全国大会に出場させていただいたというふうな経緯がございます。

全体的な話の中で、まず、今、スポーツフェスティバルの話もいろいろ提案をしていただいたわけでございますが、先ほどから教育部長のほうからも答弁させていただいていますように、学習指導要領がベースボール型からティーボールですというふうな部分も、お話のほうもあったわけなんです、私の息子のときのことではあるんですが、以前に小学校のときにティーボールの球技大会というのもあったと思うんです。そのときはティーボールなのでティーを立てて、バットで打って走っていくという、野球に触れていくというふうな形が一番大事なのかなと。

今は、野球を見るのが多くて、野球をやるという子どものほうが少なくなっていると思います。先ほどから上村議員のほうも言っているように、やはり少子高齢化というふうな形で進んでおるわけなんです、これをいかに上牧町で盛り上げていこうという部分も多々あるわけなんです、なかなか競技人口が少ないというお話の中で、今、子どもたちがいろいろと競技を選んでいるという部分が、野球にしろサッカーにしろ、例えばバスケットボール、卓球というふうないろいろな種目があるわけなんです、そういうふうな形で子どもの選べる種目が多くなっている部分も多々あるのかなというふうには考えておるんですが、そこでどのような形で進めていったらいいのかというような部分もありまして、今、言っていただきましたように、大谷選手のグローブを使っていかにアピールしていくかというふうな部分もあると思います。

以前、テレビのほうでニュースでも少しやっていたんですが、各校3つずつのグローブが配置されているわけなんです、例えば、先ほど言っていたように、上牧町の小学校3つありますので、9つのグローブがそろって、それによって野球を進めるというのも1つの方法だろうし、また、野球に慣れていく以前の段階で、先ほど言いましたように、ティーボールでそういうふうな部分を復活させながらやっていくという部分も1つの方法だろうし、

この前ちょっと拝見させていただいていたんですが、上牧中学校のほうで体育の授業でティーボールでその部分を授業としてやられていたような形でちょっと拝見もさせていただいていたんですが、そういうふうな部分から進めていって、子どもたちに慣れ親しんでいってもらって、そういうふうな部分で野球の復活に持っていけたら一番いいのかなというふうには考えております。

その中で、また私も経験をさせていただいた中で、今なぜ子どもたちの少年野球の人口が減ってきているのかというふうな一般的なお話なんですが、保護者の負担が多いというのも1つの大きなところかな。それと、試合に行くのに送迎していかなければならない。そして、以前にも上村議員のほうからご質問させていただいたように、費用が大分かかるという、その部分も大きく問題になってきているのかなというふうな形で思っております。

まずは、慣れ親しんでいくというのを子どもたちにアピールをしながら進めていければ、自然と野球人口も増えてくるのかなというふうにも考えておりますので、そういうふうな部分のほうから進めていって、スポーツフェスティバルを通じて、それ以外にもいろいろとあると思うんですが、そういうふうな部分も考えながら、今後町としてもアピールをしながら進めていければいいのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 副町長、ありがとうございました。少子化は致し方ない上で、僕は盛り上げて、また復活していきたいと思っているところです。

ということで、タイミングは盛り上がっている今しかないと思います。鉄は熱いうちに打てということで、上村哲は今、思い切り訴えたいです。よろしくお願いします。私の質問は以上です。

○議長（遠山健太郎） 以上で、6番、上村哲也議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれにて散会します。どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 3時18分

令和6年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月22日（金）午前9時開議

第 1 一般質問について

- 1 番 石 丸 典 子
- 5 番 東 初 子
- 10 番 康 村 昌 史
- 7 番 竹之内 剛
- 2 番 氏 原 賢 一
- 11 番 木 内 利 雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
１０番	康村昌史	１１番	木内利雄
１２番	遠山健太郎		

欠席議員（１名）

９番	服部公英

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	金崎恭彦
建設環境課長	武安康至	上下水道課長	南浦伸介
住民保険課長	和田暁	福祉課長	俵本大輔
生き活き対策課長	林栄子	こども未来課長	寺口万佐代
教育総務課長	辻村純	社会教育課長	吉川信一郎

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第1、一般質問について。

昨日に引き続き一般質問を行います。一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇石 丸 典 子

○議長（遠山健太郎） それでは、1番、石丸典子議員の発言を許します。

石丸議員。

（1番 石丸典子 登壇）

○1番（石丸典子） おはようございます。1番、日本共産党の石丸典子です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問の通告書に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、私の質問は5項目あります。まず1つ目は、町民交流施設について、2つ目、認定

こども園について、3つ目、災害時の水の確保について、4つ目、交通安全対策について、5つ目、河合町の清掃工場被害についてです。

まず、1つ目の町民交流施設についてですが、昨日の遠山議員からも、公共施設の統廃合に関する質問がありました。公共施設の集約化を進めていくには、地域住民の皆さんとの十分な話し合いが重要だということは、私も同感です。地区の公民館は地域コミュニティの場として必要な施設です。住民福利の観点を優先に検討を進めていくべきだと思います。2024年、令和6年2月に上牧町個別施設計画が改定されました。今回、町民交流施設のうち、中央公民館、西館、ほほ笑みサロン片岡以外の施設について取り上げ、質問をいたします。コミュニティセンター2施設、集会除3施設、地区公民館12施設、3月議会では、三軒家公民館がこの中に1つ入っておりますので、地区の公民館は13の施設になる見込みです。文化館1施設、老人憩の家8施設についてです。個別施設計画では、ほとんどの施設、特にコミュニティセンターや地区公民館が集会所に用途替えをする、条例改正をし、存続するというふうな計画になっております。町の方針をお伺いいたします。

2つ目、認定こども園についてです。上牧町では、町立保育所と町立幼稚園を一体化する認定こども園構想が出ています。保育や幼児教育を充実させることは、女性の社会進出と男女共同参画を実現するための保障です。認定こども園を進めるに当たっては、住民への説明と住民参加の協議の場を設けていただきたいと思います。

3つ目、災害時の水の確保についてです。最大震度7の能登半島地震により、石川県では、長期にわたり断水が続いています。奈良盆地で同規模の地震が起これば、奈良県防災会議の想定によりますと、40万以上の世帯で断水が1週間以上続くとされています。災害に備え、特に生活用水の確保のためため池の点検や、古くなった井戸、使われなくなった井戸の調査が必要です。町の見解をお伺いします。

4つ目、交通安全対策について。桜ヶ丘安達医院前の道路は、交通量が多くなっています。西和消防署南分署前の交差点近くには、住宅地ができており危険です。住宅地、スピード落とせなどの看板での啓発が必要です。対応をお伺いいたします。

5つ目、河合町の清掃工場被害についてです。河合町のごみ焼却場の煙突から依然として黒煙が出ています。河合町への改善の要請と、大気汚染調査を上牧町でも実施されるよう求めます。

以上の項目です。再質問につきましては、質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それでは、順次、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、議員お尋ねの1つ目の項目でございます。それぞれ所管する部分につきまして、回答をさせていただきたいというふうに考えております。教育委員会が所管しております公民館と老人の憩の家については、同種の考え方がございますので、併せて、私のほうから答弁をさせていただきます。

地区公民館12施設につきましては、社会教育法第20条に規定する公民館としての機能に加え、地域住民の交流の場や自治会の会議等において、それぞれ地区ごとに利用の頻度に違いはございますが、地域の実情に即した形でご利用いただいているという状況でございます。

また、公民館と老人憩の家との関係性におきましては、自治会によっては、公民館または老人憩の家のいずれかが存在する、公民館または老人の憩の家のどちらかが存在する、また、どちらも存在しないといった状況となっているところでございます。また、双方の施設において、利用目的や利用実態がそれぞれ専管的なものではなくなっていることから、いずれの施設の設置の目的の1つに、町民交流というカテゴリーがあることに変わりはなく、それらのことに着目し、所管する課がそれぞれ異なっていることにより、当該施設の補修等に係る一定の調整を図るということを踏まえまして、これらの施設の一元的に管理する体制に移行するほうが望ましいという考え方から、集会所としての統合を視野に、条例改正も含めて検討を継続しているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 用途替えということは、そういうことだと思います。公民館ということで、社会教育法の第20条が根拠になっているということで、本来の使われ方と少し違う集会所ということで、ほとんどがこういうことで用途替えを検討ということで、個別施設計画のそれぞれの施設を見ますと、令和6年度中が検討の期間というふうになっているんです。昨日の遠山議員の質問の中で、町長のお答えは、執権者による声を集めて、素案をつくって出すというお答えがありましたけれども、これらを踏まえて、地区公民館についても、集会所に用途変更させるということで、それぞれの地域で重ならない形で設置していくという、大まかに言ったらそういうふうな捉え方でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 昨日、町長からも回答させていただきましたとおり、公民館、老人

憩の家も含めて、公共施設の在り方については、学識経験者の意見を聴取させていただきながら、それを基に、各自治会に説明をさせていただいた後、公民館、老人の憩の家については、議員お述べのごとく、住民交流の施設という位置づけを明確化を図る上において、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

時期でございますが、令和6年度というふうな話がございましたが、全体的な学識経験者の意見を聴取するというところ辺に時間が要しますので、その部分については、若干伸びる可能性も含めてはございますが、現時点では令和6年度を目指すとしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 年数といいますか、ちょっと日数はかかるだろうなと思うんですけれども、基本は使わなくなった施設は廃止するというのは、一番分かりやすいんです。使われなくなったということなんですけれども、それと、個別施設計画ではなく、公共施設の適正化計画のときに、最初にアンケートを取られたときには、町民の皆さんの声は、使わなくなったのは廃止をすべきだと、古いのも考えていくというふうな声が多かったと思いますけれども、古くなっても大変使われているというところが、いろいろ資料を作っていただいているのを見ますと、例えば、米山台地区になりますと、老人憩の家が最も古いんですけども、面積当たり、一番利用者が多いということになっております。米山台には公民館もありますので、2つあるということになるんですけれども、地域性っていいですか、広い地域で1つでいいのかということもありますし、人口は減ってきているけれども、高齢者が多くなったら、歩いて行ける距離でのこういうコミュニティー施設というのは大変重要になってきておりますので、ただ単に、各地域に1つだけというふうなことではなく、もう少し住民の、利用者の立場に立った観点も大事ではないかと思います。これは、今年度、特に進め方というのは、有識者の意見を聞くだのそういうところでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） ちょっと誤解があるようでございますので、再度、説明をさせていただきますと思います。昨日、遠山議長から質問がございまして、私、答えさせていただきました。その答えの趣旨というのは、今おっしゃっているように、今すぐにやるとかやらないとかではなしに、このまま公共施設を維持できなくなります、人口も減ってきます、国の指針として、40年間で20%削減をなさいという指針も出ております、町長としては、どうお考えですかという遠山議員からの質問がございまして、私としては、それぞれ既得権がある

と。例えば、今おっしゃるように、米山の老人憩の家を、古くなっているから解体しますと
いうことを、いろんなところでそういう話をしても、皆さん方、既得権をお持ちだから、な
かなかそれを整理、集約することはできないだろうと。今後、そういう計画を持っていくと
きに、例えば、人口であるとか、少子化の問題がございますので、例えば、子どもの人数で
あるとか、将来の高齢者の人数であるとか、そういうものを予測しながら、一定の期間で、
それぞれどのようにしていくかを、執権者の意見を聞かせていただいて、またそこにいろん
な層の方も入っていただいて、その考え方をまとめたものをたたき台として、住民の方々に
説明をしながらご理解を頂くと、今後、こういう方法を進めていかななくてはならないと考
えておりますというお話を、昨日、私、させていただきましたので、今、石丸議員がおっしゃ
っているように、今すぐにそういうことを云々ではなしに、これから人口であるとか、今後
の社会情勢であるとか、そういうものを勘案しながら、今後、そういうような計画を立てて
いく必要があるとお話をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いを
いたします。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） その点はよくお聞きをしておきます。分かりました。1つ、町長のお言
葉で気になることが、昨日もあったんですけども、今まで使われていた方は、既得権で、
もうそこを絶対使うんだというふうにおっしゃる方が多いと言われますけれども、地域のそ
ういう施設というのは使うためにあるものですから、よく使われているということはいいこ
とだと思います。その地域の方が活発に使っておられる、それがいかにも悪いことのように、
絶対ここの施設を離さないんだというふうなものではなく、その施設があるから使ってい
ただいているのであって、その言葉、昨日からちょっと引っかかりましたので、申し上げて
おきたいと思います。

それで、昨日も遠山議員の質問と根本のところはダブってきておりましたので、今回、ち
ょっと具体的に、町民交流施設についてということで通告しておりましたので、そこをちょ
っとお聞きしたかったんですけども、これらも含めて、これからしっかり素案づくりをさ
れるということで、施設を減らしていくというのは大変難しいことで、今後、維持費もかか
るということに関しましては、このたび、公民館等の集会所施設の補助金要綱、修繕の改定
も行われましたので、各地域においては、費用がこれまでよりかからない形で修繕できる
という方向で、これも個別施設計画にも示されておまして、今後、多様に利用していただく
ためにも、継続している施設を利用できる補助金制度の構築が急務であるということで、こ

れをまず第1番に、今回、3月議会でも説明がありましたとおり、補助金制度の拡大ということで行われておるといのは理解しているところです。

分かりました。地域の、特に地区の公民館については、本当に住民の関心も多いところですし、使っている方も多いですから、地域コミュニティーの場として、本当に住民福利の観点を優先に検討を進めていただきたいと思います。また、この件につきましては、町からも随時説明がいただけるということでしたので、今日の質問はこれにとどめておきます。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 2つ目の認定こども園についてでございます。上牧第一保育所と上牧幼稚園の、今置かれているそれぞれの実情と、また、認定こども園化への必要性につきましては、さきの12月定例会の一般質問の際にも、少しお話をさせていただいておるところでございます。また、昨日の一般質問の中でも、認定こども園につきましては、話題が上がっていましたが、再度、現状のお話をさせていただきますと、上牧第一保育所の新年度の入所申込みにおきまして、本町で初めて待機児童が発生する見込みとなってしまいました。これまで定員を超える児童を受け入れてまいりましたが、慢性的な保育士不足、それと、預かる児童の人数に対する保育スペース、面積、これについても既に限界に達している状況が続いておるといところでございます。

その一方で、上牧幼稚園におきましては、各年度の4月1日現在の入園児数は、令和3年度が105名、令和4年度は95名、令和5年度が75名、そして令和6年度は2月末時点での予定数として86名と、若干増加しておりますが、年々顕著に減少を続けているところでございます。入園児のみをもって判断するべきものではございませんが、現上牧幼稚園の築50年近い園舎の老朽化等も考えていきますと、近い将来におきまして、より保育者ニーズに見合った形での保育所と幼稚園の一体化を推し進めていく必要があると、現在、このように考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それは、現状はそうに認識されているということで、お聞きをしました。それで、今後ですけれども、まだ、少し先のように町長もおっしゃってございましたけれども、住民への説明と住民参画の協議の場というのは、どのような見込みでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） その点につきましては、まずは、中学校の統廃合による新校舎の建設が少し落ち着きかけた段階で、現在、存在しております上牧町子ども・子育て会議、この中におきまして、認定こども園に特化した専門部会的なものを立ち上げたいと考えております。その協議を図ってまいりたいと考えておる中で、この会議の委員の方々は、町内の公立、私立幼稚園の各園長、第一保育所の所長、町内の私立保育園の園長が1名、あと保育所などの保護者会の会長、そして小学生までのお子さんがいらっしゃる一般公募委員が構成メンバーとなっておるところでございますので、それとまた、この会議に関しては、一般傍聴も公開可能となっているところでございます。

その専門部会におきまして、まずは、先進地事例などを参考にしながら、認定こども園についての知識を深めていただき、委員の皆様全員で共有することからスタートしたいと考えております。その後の進行過程の中で、保護者ニーズも十分に吸い上げながら、その意見なども反映させ、また、節目節目で住民さんへの説明や周知もしっかり行っていきたいと考えております。今後、上牧町にとって、最も適した認定こども園の計画を推し進めていければなど、このように現状は考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 今年度の子ども・子育て会議は、計画書策定のための、今年度、開かれておりますね。3月26日にも2回目か3回目が開かれますとホームページで出ておりましたけれども、この認定こども園の内容を審議する子ども・子育て会議というのは、改めて、来年度か7年度か、少し先に子育て会議を開く中の専門部会で、認定こども園のことについて協議が行われるという理解でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今年度はまだそういう立ち上げを行っておりませんが、来年度以降に、ちょっとずれ込むかなというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 傍聴もできるというふうな会議ですので、また、広報等、ホームページ等などお知らせをしていただきますようお願いいたします。分かりました。この項目は結構でございます。

では、次、生活用水の確保の件でお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、災害に備えるために、ため池の点検や井戸の調査

が必要ではないのかというご質問でございます。

まず、ため池についてお話しさせていただきたいと思います。ため池につきましては、町内32か所、町所有のため池がございます。そのため池の点検というところで、防災重点ため池、これ7か所ございます、防災重点ため池といいますのは、決壊した場合に、人的被害が被る危険性があるため池について、町が指定しているため池でございますが、この点検ということで、今年度より順次ボーリング調査というところで、進めさせていただいているところでございます。

また、このため池の水の確保や利用につきましては、その水の管理をされております水利組合がございます。これに対しまして、毎年開催しておる大和平野土地改良区管理事業上牧地区推進協議会の総会時におきまして、今後、災害による断水等に備えたため池の水の確保や利用について積極的に協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 普通、考えたら、ため池の水を活用というのはなかなか大変だなと思うんですけど、町内にはたくさんため池がありまして、ほぼ毎年整備をされているのは、防災のための、決壊しないための点検とか工事が行われているので、災害時のためのものではないとは理解しているところですけども、水利組合のほうで、一応、そういう話を入れていただけるということは、ぜひお願いしたいと思います。やはり飲み水ではなく、トイレの水であるとか、洗濯に使えるかどうか分かりませんが、もし使えるようであれば、大災害時には、本当に利用できるものは何でも利用していくということが大事だと思いますので、ぜひ、そういう点からもお声かけを頂きますように、よろしくお願いします。

井戸のほうは、新しく井戸を掘削してくださいというわけではありません。古い井戸や使われなくなった井戸が町内にも見受けられますので、その調査、どの程度あって、どういう状況か、町のほうでも調査をお願いしたいんですが、これは、昨日、安中議員も、今後、検討したいというふうなお答えを頂いておりますけれども、井戸の数はまだどのくらいとかいうのは分かりませんか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員ご質問の井戸の数というところでございますが、町所有の井戸が1か所というところでございます。そして、平成15年度になるんですけども、過去に各自治会に対しまして、調査を依頼したという経緯がございます。これで調査した結果が、合計56か所あるという報告が上がっておるというところで、今、上牧町としては、認

識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） それは今後、災害時に使えるかどうかという調査もお願いしたいと思いますが、それはいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 先ほど言いましたように、平成15年ということで、かなり古い調査でございますので、今後、再度調査を行わなければならないと考えているところと、今、議員申されておりますように、それが使用できるのかどうかというところも、併せてしっかりと調査していきたいなと思っております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） よろしく願いいたします。この井戸の項目は、これから質問されるほかの議員も通告書にあったと思いますので、ちょっと重なっておりますが、先に質問させていただいて、これぐらいにしておきたいと思います。

どちらにしても、生活水の確保というのが、今、大変重要というふうに言われておりますので、上牧町で利用できる場所がどんなものがあるかというのは、やはり町民にも、しっかりと知らせていただきたいと思います。使用できませんということもあると思いますが、調べた結果、このようでしたということが、お知らせすることが大事だと思いますので、調査と報告をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。結構です。

では、次の項目をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 続きまして、交通安全対策でございます。これにつきましては、当該路線であります桜ヶ丘41号線につきましては、歩道付きの2車線の道路であるということで、県道桜井田原本王寺線と接続しておる町内の主要幹線道路の1つでもあることから、交通量も多い路線となっておるところでございます。また、桜ヶ丘地区の住宅地内を縦断する道路であるため、道路をまたぐ横断歩道も存在しておるところでございます。現地には、速度抑制というところで、看板が2か所と、そして、横断歩道の注意喚起の看板が1か所、そして、飛び出し注意という看板が1か所、全てこれ、北向きに設置されておるところでございます。南向きの車線につきましては、電柱に簡易的に巻き付けられたような仮設看板的なものが設置されておるところで、これについても、劣化して、通行車両が目視確認することは難しい状況であるというのは認識しているところでございます。

今後の対応でございますが、歩道並びに横断歩道の通行者の安全確保のために、看板の設置や路面標示、そして、通行車両への注意喚起等を前向きに検討させていただきまして、道路の安全対策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 今、詳しく説明いただいたように、南向きのほうは、以前に立てた看板が、蛍光塗料が塗った看板になっているので、夜でも黄色くは光っているんです。ただ、文字は見えない。「住宅地 スピード落とせ」というふうな文字がうっすら見えて、下には上牧町というのが見えていますので、町で設置したものであると認識していますが、いつ頃というのは分かりません。

対応されるということですが、これは、予算にしますと道路橋梁費の道路水路維持管理費の中で行われますか。交通安全施策工事というのが予算書の中でもありまして、予算委員会ではどういうことに使われますかということでお聞きをして、道路標示であるとか、塗り替えとか、そういうふうな説明があったんですけれども、これは緊急の対応はいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この予算につきましては、交通安全対策施設管理費で対応していくというところでありますので、緊急時の場合においても、その部分で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 具体的に予算には入っていませんでしたが、来年度まで待たなければならない工事でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 令和6年度に実施させていただきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） そうですか。以前、建てて設置されていたものを更新するという形ですので、早急に対応いただけるということで、大変うれしく思います。しっかり安全対策となるよう設置をお願いします。ありがとうございます。結構です。ありがとうございました。

では、清掃工場の煙の件をお願いいたします。ここ数日は、煙上がっていないような感じもありまして、この通告書を作る少し前は、すごく黒い、また以前のような黒い煙が上がっておりまして、早朝であるとか、昼であるとか、時間関係なく上がっていたんですが、今、

ちょっと収まっているような感じですが、何か対応とかされてましたか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この清掃工場の黒い黒煙対策というところで、河合町から回答書等がありました。令和5年の7月に河合町から、要望に対する回答というところでいただいております。その中で、フィルターの交換を、更新を3月の中旬から下旬にかけて行いますというご報告を受けております。このフィルターの交換につきましては、3月17日にフィルター交換が完了したと、河合町から連絡を受けました。ですので、引き続き、今、議員申されておりますように、最近、煙が少ないような気がするというふうな状況かなと思って、これが効果があったのかなと、このフィルター交換が効果を奏しているのかなというふうに、当町としては考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） バグフィルターのことでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 多分、バグフィルターのことかなと思います。河合町の担当部長のほうにも、一応確認させていただいておるんですけども、中でも、しっかりと工事費というところで、しっかり予算をつけて工事をさせていただいたというふうな報告は受けておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 清掃工場につきましては、広域で、新たに天理で、今度、令和7年度、稼働されますけれども、それまでの対策として、河合町でもフィルターの交換をされたということは、しっかり対応していただいているなというふうに思います。大気汚染調査を上牧町でもというのは、お考えはありますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 大気環境汚染調査につきましては、久美ヶ丘と高塚台で年1回実施されている、河合町で実施されておるところでございます。特に、桜ヶ丘地区と隣接するところで、久美ヶ丘地区での測定が、一番行政界付近での箇所として実施されておりますので、上牧町内での測定という部分については同等であると、町としては考えておりますので、当町での実施というのは、特に考えてはいません。

仮に実施するという場合におきましても、当町施設ではないため、上牧町で実施するのではなく、河合町に対してしっかりと要望していきたいというふうに考えているところでござ

います。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町ではなかなかされないというお答えは、以前もそういう答えを頂いております。お聞きをしておきます。ありがとうございました。

これで5項目全てお答えを頂きましたので、これで終わらせていただきたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、1番、石丸典子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は9時50分とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時50分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

◇

◇東 初子

○議長（遠山健太郎） 次に、5番、東 初子議員の発言を許します。

東議員。

（5番 東 初子 登壇）

○5番（東 初子） 皆様、改めましておはようございます。5番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、1月の能登半島地震で被災され、亡くなられた方々の無念さはいかばかりか。
また、家をなくされ、お身内、友人知人を亡くされ、日々の生活もままならないという、つらく苛酷な状況が続いておりますこと、本当に胸が痛くなります。厳寒の冬を越えられ、少し暖かな日すらも感じる方ができない方もおられることと思います。被災者の皆様にとりましては、復興の春はまだまだ遠いかもしれませんが、冬は必ず春となる、希望の春に向かって一歩ずつ前進していただけることを、心から願ってやみません。

さて、去る2月11日、公明党女性委員会の竹谷とし子委員長、佐々木さやか女性局長両参

院議員は、石川県七尾市を訪れ、被災地の女性支援の在り方について調査をいたしました。

今回は、その報告を基に1つ目の質問を行わせていただきます。

質問事項の1つ目、女性の視点からの自然災害への備えについて。

要旨としまして、災害のフェーズは刻一刻と変わります。元の生活を取り戻すために、特に被災しながらの子育て世帯は大変です。だからこそ、子育て世帯や女性に寄り添う災害の備えが肝要だと思います。本町のお考えを伺います。

1つ目、避難所運営に女性スタッフの登用。

2つ目、女性が安心できる女性用スペースの設置。

3つ目、LINEを活用して、医療や健康に関する情報の発信。

4つ目、防災における女性の課題。

質問事項の2つ目でございます。子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチン接種について。子宮頸がん予防ワクチン接種については、接種を逃した女性にも、無料のキャッチアップ接種を実施しています。

1つ目、現在の接種状況についてお聞かせください。

2つ目、特に、男性が接種することで、パートナーの感染抑制や、肛門がんの予防などにつながることもあり、男性接種推進と費用助成を行っている自治体もあります。本町のお考えを伺います。

3つ目、带状疱疹ワクチン接種助成について。この助成については、令和5年3月議会において一般質問を行い、その折、国の動向を注視し、近隣市町村の状況も研究しながら慎重に検討したいとの答弁でありました。その後も带状疱疹に苦しむ方がおられ、その方たちから、ワクチンの費用助成をぜひとも実施していただきたいとお声があります。現在の状況をお聞かせください。

再質問につきましては質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 着座にて失礼いたします。

まず初めに、避難所運営に女性スタッフの登用ということで、女性避難者から出る悩みや要望について、女性スタッフが相談に乗り、声を上げやすいように努め、解決につなげていくことが大切だというふうに思っております。実際、被災地でもボランティアの取りまとめをしている人などに男性が多く、女性側からも、生理用品欲しいですとはなかなか言い出せずに困ったという事例もあるようです。例えば、生理用品、女性用下着の女性による配布、

女性スタッフに話しやすい環境が、避難者に安心感を与え、避難者のストレス軽減ともなると考えますが、女性スタッフの登用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 女性スタッフの登用についてというご質問でございます。この部分につきましては、議員おっしゃっていただいたとおり、女性の視線に立った避難所運営が必要であるというふうにも認識しておるところでございます。現状、避難所運営に関しましては、避難者による自主的な運営等も基本となりますが、ただ、避難所管理責任者等におきましては、運営の女性の参画、まだ男女の、女性の双方のニーズをきめ細かく丁寧に対応できるというようなこともございます。そういったことから、自主的に運営させていただく場合につきましては、リーダーシップを発揮できるようにしていく必要もあるということも考えておりまして、現状、町の台風等におきまして、避難所を開設させていただいた折には、現状も女性スタッフを配置もさせていただいているところでございます。今後もそういった形で、避難所運営に当たりましては、女性のスタッフの登用、配置のほうは、引き続き、積極的に続けていきたいと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。意思決定の場、そのような話合いだとか、今後、いろんな対策を行っていく場にも、女性の参画というものを重要視されておりますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回、東議員の質問については、災害時のご質問ではございますが、本町といたしましては、上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則というのがございまして、その中に委員の選考というのがございまして、第4条に、委員の選考に際しましては、男女共同参画の視点から積極的な女性委員の登用に努めることということで明記をさせていただきまして、これに基づきまして、ほかの施策等々、いろんな決定する場、意見を求める場におきまして、積極的に女性の登用を考えているところでございますので、今後もそういったことを考えながら、重視しながら努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。防災危機管理、そういうことの配置に関しましては、そのように、女性をなるべく多く配置していただけることを要望いたします。女性の視点が入ることで、女性と男性の異なるニーズや課題が的確に把握されるものと思っております。

では、次に、女性が安心できる女性用スペースの設置というのは、もちろんお考えだと思います。

います。被災しながらの子育てが大変だからこそ、その世代への支援が大切だと思っております。そこで、避難所設置の折に、小さいことになるかもしれませんが、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置等プライバシー確保、また、子どもの遊び場のスペース提供など、子育て中のお母さんが、少しでも息抜きという形は違うかもしれませんが、そういうほっとできるような配慮も必要かというふうに思っておりますが、そのようなことは計画の中にありますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 女性スペースの確保といいますか、設置というご質問でございます。

先日も少しお答えをさせていただいた中に、指定避難所というのを設けさせていただいております。その中には小学校、中学校の校舎並びに体育館ということで、指定もさせていただいておりますので、現状で言いますと、体育館等におきましては、通常から男女の更衣室が別々であったりとかということで、そういった分については、スペース的には確保はできていると。更衣室はそうなんです、授乳室の設置といいましたら、別途テントを設けるなりということで、対応は可能というふうに考えてございます。ただ、今回、ご質問いただいております女性専用の物干場、また、並びに子どもの遊び場等のスペースの提供という部分になりますと、やっぱり避難所等のスペース等もございますので、今後、こういった部分も少し、特に女性専用の物干しという部分については、その施設の中で考えていく必要があるのかなと思っております。

また、今回、ほかの議員さんからもご質問等もいろいろいただいて、ご提案等も頂いておりますので、そういったことを含めて、総合的にもう一度考えさせていただき、対応のほうも取っていききたいと思っておりますのでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。そのように考えていただければというふうに思います。

また、それから、これはもう本当に男女共通ですけれども、今までの質問もございましたが、女性がまだまだ声を上げづらい面というのは多々ありまして、例えば、トイレの問題は本当に大きいというふうに思います。今回の能登半島地震におきまして、断水が続き、中川部長もご存じのとおり、トイレが使用できない状況が長期間、もう本当に大変な状況でございます。それで、携帯トイレを備蓄することも必要というふうに感じておりますけれども、本町の携帯トイレの備蓄の状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本町の備蓄の中に、現状、携帯トイレの備蓄はございません。ですので、今後、特にトイレについても、いろいろご指摘等いただいておりますので、この辺についても考えていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。ぜひとも備蓄をしていただけたらというふうに思います。大事なことだというふうに思っておりますので、お願いいたします。

また、携帯トイレ、備蓄品は、まず、各家庭でそれを行うことも必要というふうに思っておりますので、その辺の啓発も大切だというふうに思っておりますので、本町の啓発という方向はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先日の議員の中でも少しご回答させていただきましたが、本町、今回、防災ガイドブックの更新を予定しておりまして、その中におきまして、今、東議員からいただきました簡易トイレの備蓄という部分も併せて、ガイドブックの中で啓発もしていきたいと思っておりますので、それ以外にも、自助、共助において、十分、そういうものの、どういったもの、また、ペットに関するものなど、いろいろご質問いただいておりますので、そういった部分も含めて、ガイドブックの中でお示しをさせていただきまして、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。しっかりと盛り込んでいただきたいというふうに思います。

それから次に、LINEを活用して医療や健康に関する情報の発信というところなんですけれども、これは、先ほどお話ししましたように、党の女性委員会のほうで七尾市を訪れたときに、地震発生の翌日から診療や被災者支援を続けるねがみみらいクリニックというところがございまして、病院なんですけども、そちらの院長さんからの話を伺っておりまして、LINEを活用して医療や健康に関する情報を発信したり、また、例えばですけど、ブザーや笛を配布して、性被害に遭わないよう警戒を呼びかけている取組もありますというふうに伺いました。そのクリニックでは、長期になっておりますので、週に2回、院内のスペースを女性専用に開放して、下着や生理用品、妊婦のために必要な物資などを配布している様子ということも伺いました。ここを訪れていた方は、いつでも来やすい雰囲気があり、ありが

たいですというお話でございます。そのようなことでございまして、本町としましては、医療と連携をすることで、よりよい環境、避難生活がやっていけるのではないかというふうに考えますが、その辺は、連携はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 医療機関との連携という部分でございますが、本町におきましては、大きな病院が2か所ございます。その2か所とも一応、災害時における協定というのは、締結させていただいておりますので、そういったときには、そういう提携を結んでいる病院等とも連携を取らせていただきながら、今、東議員おっしゃっていただいたとおり、どういったことができるのかも、病院とも連携をさせていただきながら、情報発信並びに女性の目線に立った支援をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。それから、防災における女性の課題というところなんですけれども、女性と男性では異なる災害の影響があります。一例になりますが、平成24年版男女共同参画白書、内閣府によりますと、阪神・淡路大震災の男女別・年齢・階層別死者数というのがございまして、兵庫県の死者数は、女性は男性に比べ約1,000人多く、約1.4倍であったということが分かっております。また、東日本大震災の睡眠障害、男女別でございしますが、睡眠障害が強く疑われる者は、陸前高田市では、女性44.4%、男性27.7%、石巻市では、女性50.2%、男性32.4%ということで、女性と男性で災害から受ける影響に違いがあることが分かっております。

また、先ほどからの備蓄や支援物資、その辺のことも要望等しまして、本当に女性用品としては、もう生理用品からおりもの用ライナー、乳幼児用品としては液体ミルクなどミルク関係、小児用おむつ、お尻拭き、離乳食など、もう本当に違いというか、女性の視点に立つと、またいろんな違いが分かってくるというふうに思います。その意味から、先ほども申し上げましたが、そういう計画を行っていただきたいというふうに思っております。

避難所では、不特定多数の方が一時的に共同生活を送ることから、様々な制約や不便が生じますが、生活上最低限の安全、安心は確保されなければなりません。本当に申し上げにくいんですけれども、特に女性に対しては、暴力や性犯罪防止の観点からの配慮も不可欠です。まず、女性、子どもに対する暴力、DV、震災で新たにDVが始まった、いろんなことの不便さやいらいらから女性に当たるというようなことです。また、震災前から、夫の暴力を受けていたというものが、また、それがもともとあった暴力が悪化したなどのこともございま

す。また、性暴力、男性が隣に来るとか、体を触るとか、授乳しているところをのぞかれるとか、不同意性交等も起こっているというのが、避難所のほか、仮設住宅でも起きているという報告がございます。

ですので、質問といたしましては、巡回警備、やはりそういうのも大切だというふうに思います。また、防犯ブザーの配布などによる指定避難所における安全性の確保、また、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理の計画も必要かと思いますが、その辺、伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、東議員からいろいろご質問等いただいたところでございますが、本町の考え方といたしましては、先ほどから少しご回答させていただきますように、女性の目線、並びに高齢者だったり、子どもの目線に立った避難所運営を今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。まだ、DVや性暴力対策という部分におきましては、今回、能登半島地震に応援職員等派遣しました職員からも、そういった防犯ブザーが必要ではないかというような意見も頂いているところでございます。

また、もう1つ、現状としまして、私も行かせていただいたときに、各避難所への巡回という部分につきましては、警察等の方が随時巡回、女性の警察官も含めて、随時巡回もしていただいていたということもございますので、そういう関係機関とも協力をさせていただきながら、避難所運営についても安全で安心で、少しでもそこで過ごしやすいという表現はあれなのか分からないんですけども、そういった形での運営ができるように努めてまいりたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。やっぱり現地でもそういう対応を取っていただけているということですね。その辺の計画、また、お願いいたします。

また、男性への理解促進ということで、多分、こういうことは、なかなか男性の方はお気づきにならないかなというふうに思いますので、このような女性の視点からの災害対応に関する、また研修ですとか、啓発を行っていただきたいというふうに思います。例えば、職員の方々ですとか、自治会長の方とか、そういう方向で、災害対応に関すること、啓発を行っていただきたいというふうに、取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 男性への理解促進、図る対策ということでございますが、令和6年度におきましても、研修であったり、訓練等も予定をしておるところでございますので、そういった場を活用もさせていただきながら、今、おっしゃっていただいた、女性が抱える困難等もいろいろあるということで、問題も課題も頂いたところでございますので、そういったことも踏まえまして、男性の方々への啓発、取組についても進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。お願いいたします。今後も子育て世帯や女性に寄り添う災害の備えを計画等に取り入れていただけますようお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 東議員、③の答弁はよろしいですか。LINEを活用して情報発信についての答弁はなかったと思うんですけど。答弁を求めているんですか。

○5番（東 初子） 先ほどの答弁の中にございましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 子宮頸がん予防ワクチン接種についてでございます。接種を逃した女性にも無料のキャッチアップ接種を実施しておられます。子宮頸がんとは、もうご存じのとおり、ウイルス感染を原因とする数少ないがんと言われ、日本では、年間約1万1,000人の女性が罹患し、約2,900人が亡くなっています。発症は20から30歳代で急増し、40歳代がピークというふうに言われておりまして、原因となるHPVは性的接触によって感染するありふれたウイルスと言われています。ほとんどの人は免疫の力で自然に排除されますが、ウイルスが子宮頸部にとどまり続け、がんになる手前の前がん病変を経て発症する場合がありますように聞いております。また、罹患すると、初期治療でも子宮出口をくり抜く手術になり、早産リスクが高まるほか、進行すると子宮摘出が必要になるというふうになっております。私の身近なところで、もう60歳代の方なんですけども、子宮頸がんになられまして、子宮摘出という手術を、つい最近行われました。

現在の接種状況について、お聞かせいただきたいと思います。HPVは200種類以上あるというふうに向っておりまして、今、接種されている9価ワクチンについて、ワクチンの効果などの説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 9価ワクチンの効果というところでございます。9価ワクチンにつきましては、現在、世界の80以上の国や地域で承認されており、これまでの2価や4価のHPVワクチンに比べ、より多くの子宮頸がんの原因となり得る遺伝子型を標的とするタイプのワクチンとなっております。効果につきましては、子宮頸がんを80から90%予防すると期待されているところで、効果期間につきましては、10年から12年となっております。また、安全性につきましても、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるワクチン評価に関する小委員会において、9価HPVワクチンの定期接種化に係る技術的な課題についての議論がなされ、その結果からも、一定基準の安全性が認められているところとなっております。

以上です。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。80から90%予防できるということですね。このHPVワクチンの定期接種は、どのような周知をされておられますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 周知方法といたしましては、まず、昨年の令和4年度は、キャッチアップ対象者、平成9年度から平成17年度生まれの方に、はがきにて勧奨を行いました。広報などでも周知を2回実施しております。令和5年度の定期接種につきましても、広報、ホームページ、SNSにも掲載し、周知をしているところでございます。定期接種者の標準的年齢となる中学1年生、平成22年度生まれの方に対しましては、個別でリーフレットと予防票を送付し、勧奨を行っておるところでございます。また、新たにキャッチアップ対象者となりました高校2年生、平成18年度生まれの方に対しましても、はがきにて勧奨を行っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。皆さんにそうやって周知していただいているということですが、現在の接種状況はどのような感じでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 本町におけるHPVワクチンの接種状況でございますが、令和5年度の定期接種対象者、平成19年度から平成23年度生まれの方が435名おられまして、そのうち接種された方は43名にとどまっており、接種率につきましては9.9%となっております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。やはり対象者の方、接種される方が1割に満たないというところで、なかなか難しい。本来なら、定期接種の対象期間内に接種について判断すべきであったところを、その情報が得られなかったということで、接種の機会を逃した方たちですよね。キャッチアップ接種の方の状況というのはどんな感じでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） キャッチアップ接種の方に関しましては、令和5年度のキャッチアップ対象者、平成9年度から平成18年度生まれの方が941名おられ、その当時に接種された方の人数も合わせますと、325名接種されており、接種率は34.5%となっておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。こちらの接種の方のほうが多いということですね。なかなか難しい判断になってくると思いますけれども、がんを防げるHPVの接種ですので、なるべく、また周知のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、男性へのHPVワクチン接種の助成される動きも始まっています。接種によって、男性をHPV由来のがんから守るとともに、パートナーへの感染も防げるということで、男女のHPVワクチン接種率が高いオーストラリアでは、28年には子宮頸がんを撲滅できるというふうに言われています。現在、国も男性へのHPVワクチンの定期接種化を検討していますが、そこで、特に男性が接種することで、パートナーの感染抑制や肛門がんの予防につながることもあり、男性への接種推進と費用助成を行っている自治体もあります。本町のお考えを伺います。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 子宮頸がんワクチンは、性的接触によって感染することからも、男性へのHPVワクチン接種を進められていることにつきましては、本町といたしましても承知をしているところでございます。ただ現在、予防接種法に基づく定期予防接種とすることの是非について、国の厚生科学審議会で検討が行われているところとなっておりますので、本町といたしましては、先ほども申しましたように、まだまだ女性の接種率が低迷している状況下におきまして、現状は、ほとんど認知度が低い男性への接種となれば、ご本人、また保護者の方の十分な理解が必要になってくるのかなと、本町といたしましても、かなり厳正で厳密で適切な情報提供が必要になって、求められるものと思われれます。よって、まず、この国の定期接種化に向けた検討状況を注視していきたいと考えておるところでございます。

ので、今後、国から何らかの正式な情報提供があり次第、周知方法なども含めながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと、現状はこのように考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。

最後になりますけども、先ほども申し上げましたが、男性が接種することで、パートナーの感染抑制、また、男性自身も肛門がんの予防につながるということもありますので、国も男性へのHPVワクチンの定期接種化を検討しておられるところでございますので、それまでの間、本町としても、ご自身とパートナーを守るために、ぜひ、接種の助成にお取組をお願いしたいというふうに思っております。昨日も町長のほうから、救える命は救いたいという話もございました。やはり、治せるといいますか、罹患しないで済むがんでございますので、その辺のお取組をお考えいただきたいというふうに、重ねて要望させていただきたいと思っておりますが、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） その辺はできる限り前向きに、まずはしっかりと研究させていただきながら、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。がん予防効果の高いワクチンであることへの理解を広げていただきまして、町民の命を守りたいとの思いから、ぜひ接種の助成を、お取組を重ねて要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、带状疱疹ワクチン接種の助成についてでございます。令和5年の3月議会でも一般質問させていただきましたけれども、そのときは、やはり、近隣市町村の状況も研究しながら検討したいという答弁を頂きました。その後も带状疱疹に苦しむ方から、ワクチンの費用助成をぜひとも実施していただきたいとお声がございます。国においても、带状疱疹ワクチン接種の定期接種について検討を進められておりますけれども、前回もお話しさせていただきましたが、带状疱疹は、日本では、成人の約9割がウイルスの抗体を持っており、加齢や疲労、ストレスなどにより体の免疫力が低下すると発症するというふうに言われております。また、対応が遅れると合併症や後遺症が生じるケースがあり、ウイルスの増殖を抑えるために、発症が生じて5日以内に治療を開始することも重要ということで、体の片側に肋間神経痛を感じたり、そこに発疹が現れたりする場合は、速やかに医療機関を受診することで、

早期発見にもつながります。

そこで、带状疱疹を発症した際に、早期に治療を開始することで、痛みの緩和と後遺症を防ぐことができると言われていますので、早期発見、早期治療のための周知というものはどのように行われておりますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 昨年の答弁とちょっと重なる部分がございますが、带状疱疹ワクチン接種の国における定期予防接種化に向けての検討については、一昨年から動きに変化はなく、依然として任意での予防接種のままであるというところから、本町といたしまして、早期発見、早期治療のための周知等につきましては、特別積極的に行っているところではございません。ただ、電話や窓口で相談を受けた場合は、しっかりとその症状などを聞きながら、治療あるいは予防接種ができる医療機関などの紹介をさせていただいているところという部分で、今、とどまっておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。なかなかちょっと動きがないということでございます。全国的な助成制度を見ますと、前にも申しましたけれども、2回打つ、トータルで5万円前後、4万円から5万円、シングリックスワクチンについて、1回につき1万円の助成を行っている自治体ですとか、生水痘ワクチンの場合は、金銭的に9,000円台というところもあります。自治体によっては4,000円から5,000円を1回当たり助成というふうなところもございます。带状疱疹に罹患されますと、本当に大変だというお声がございますので、また、助成に取り組んでいただきたいというふうにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 現状、まず、近隣の動向をお話しさせていただきますと、奈良県におきましては、唯一山添村が、令和5年の4月より費用助成を実施されており、また、新たに奈良市が、この新年度予算案に費用助成を計上されたと聞いておるところでございます。奈良県下におきましては、この2か所のみというところで、何とか上牧町でも費用助成を実施してほしいとの声を頂いておるのも事実で、もう十分承知をしているところでございますが、ただ、本町におきまして、俗に発症しやすいと言われている50歳以上の带状疱疹罹患者の割合と申しますか、どの程度おられるのかというのが、まだあまり把握できていないこともございますので、やはり、この辺におきまして予算計上する上におきましては、それなりの数値的な根拠が必要となってまいりますので、その辺も十分に、さらなる調査、研究

を進めさせていただきながら、国の検討状況や、そのほかの近隣市町村の動向なども併せて注視しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。ぜひとも、带状疱疹ワクチンを接種したいという方の後押しをしていただける制度を設けていただきたいと要望いたしまして、私のこの質問を終わらせていただきます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、5番、東 初子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（遠山健太郎） 次に、10番、康村昌史議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、自民党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

一般質問に入る前に、少しお話ししたいことがあります。さきの予算委員会でも申し上げましたが、令和6年2月28日水曜日の読売新聞の朝刊の第1面に、「出生数最低75万人、昨年より5.1%の減、8年連続最少」との見出しがあり、また、「婚姻50万組割れ、90年ぶり」との見出しもありました。私としては、ある程度、予想できたことであり、以前ほどの驚きはありませんでした。急速に進む少子高齢社会と人口減少問題に警鐘を鳴らす著書『未来の年

表』を執筆した河合雅司さん、それによりますと、国立社会保障・人口問題研究所が2017年に行った将来推計人口では、日本人の出生数が77万人台になるのは2033年とされていましたが、それが11年も前倒しになったと述べられています。また、人間というのは、不都合な真実に直面したとき、往々にして見て見ぬふりをするものだ。それどころか、気休めにもならない楽観的なデータをかき集めて、不都合な真実を否定しようとする人さえ出てくる。皆さんは、ダチョウの平和という言葉をご存じでしょうか。危険が差し迫ると、頭を穴の中に突っ込んで現実を見ないようにする様子を指した比喻でございます。日々の変化を把握しづらい人口減少問題こそ、このダチョウの平和に陥りがちな難題であると河合さんは述べられています。さらに、ライフスタイルや価値観の多様化した今日においては、少子高齢社会と人口減少社会に応じた社会構造の転換を早急に進めなければならないとし、また、1人当たりの生産性の向上や、企業団体等にあつては、選択と集中が必要などと説明されています。そこで、上牧町議会も、少子高齢社会と人口減少社会に対応した議会になるために、まず、議員定数と議員報酬について早急に議員間で話し合いを行い、その結果を令和9年に行われる上牧町議会議員選挙に反映させて、住民の負託に応えるべきと考えています。

それでは、一般質問通告書に従って一般質問を行います。私の一般質問は、2つの質問事項から成っております。

1、認可地縁団体について。質問の要旨は、令和5年9月23日の上牧町自治連合会定例会で、認可地縁団体のハンドブックのコピーを担当課から配付されました。1、この聞き慣れない認可地縁団体について、2、上牧町自治連合会定例会で認可地縁団体のハンドブックを配付された意図について、3、少子高齢化と人口減少社会における自治会の役割等について質問いたします。

次に、2番目の質問事項です。大災害後の水源の確保について。質問の要旨は、能登半島地震等の大災害の発災後は、被災者らが水の確保等で大変苦勞されています。そこで、1、上牧町の2基の貯水池について、2、上牧町の水道管の耐震化について、3、上牧町周辺が大災害に遭った場合の水源の確保について、4、河合町の中山田池公園内の配水池建設について質問いたします。

再質問については質問者席で行います。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、1番目の質問でございます。この聞き慣れない認可地縁団体については、私は、令和4年6月議会で、認可地縁団体のことを一般質問しました。その

主な内容は、認可地縁団体は、自治会など地縁による団体が一定の手続で法人格を持つことができ、不動産等の登記もできる制度である、この解釈で間違いございませんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただいたとおりかと思っております。ただ、地方自治法等に定められた要件を満たしまして、手続を経て、法人格を得た自治会等のことを認可地縁団体ということになっておりまして、法人格を持った場合、不動産の登記ができるというようなことでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。令和5年9月23日、令和5年度第1回自治連合会定例会で、認可地縁団体制度のハンドブックが配布され、時間の関係もあり、その説明等は次回に持ち越されました。令和6年2月24日土曜日、第2回自治連合会定例会が開催されましたが、この認可地縁団体制度の説明等をされて、質問等ありましたかをお尋ねいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 数件ございまして、主な質問といたしましては、認可地縁団体になることのメリットや目的についてのご質問がございました。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、認可地縁団体制度のハンドブックを配付した意図をお話しいただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 平成3年に地方自治法の一部が改正されまして、地縁による団体が一定の手続を行い、町の認可、告示を受けることで法人格が取得することが可能となったということでございます。そこで地縁による団体である自治会の皆様に、地縁認可地縁団体の制度を周知するとともに、新たな自治会運営に向けて活用していただくことを目的に配付をさせていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） その意図がよく分かりました。それでは、その認可地縁団体になるメリットはあるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） メリットと言いますと、何点かございまして、1つ目は、先ほども少し述べさせていただきましたように、不動産の登記ができるということでございまして、また、法人格ということで、賃貸借や預金の契約の主体ともなれるということもございまして、あと、寄附や公的な援助が受けられるという制度もございまして。それとまた、社会的な法人格ということもございまして、信用が高まるというふうなことがメリットと言われているところでございまして。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） もし法人格を取れば、コミュニティー助成の事業等は申請することが可能になるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） コミュニティー助成につきましての条件の大前提といたしましては、認可地縁団体であるという条件が大きな1つでございまして、それと、またあと、補助要綱の中に合致するようなことがありましたら、申請は可能かと考えております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 大体メリットについて分かりました。

それでは、認可地縁団体になった場合の義務等についてお話しください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認可地縁団体になるに当たりまして、やはり大きな課題の1つといたしまして、設備に関しまして手続が必要であるであったりとか、また、規約、告示事項等に変更がある場合については、それを改めてまた申請や届出が必要であったり、また、ルールに基づいて運用しなければならないというふうなこともございまして。これは、ある意味、メリット面でもあるんですが、それ以外にも、会計評価を行わなければならない、これも現状、多分、各自治会等でもしていただいているというふうには認識はしておるところではあるんですが、そういうこともございまして。それとまた、一定の営利活動もできるんですが、その場合につきましては、法人税や法人事業税の課税の対象になるということも、デメリットということになるかなというところではございまして。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。認可地縁団体になることによって、自治会が何らかのメリットがないことには、義務ばかりが先走りますとなかなか難しいと思いますので、やはり、今後はメリットについても、自治連合会等でお話しただければと思いますが、そ

の辺についてどうお考えですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 引き続き、今、いろいろ自治会等の存続と言ったらおかしいですが、担い手が不足しているであるとか、いろいろ課題等もございますので、認可地縁団体になることによりまして、メリット等もあろうかと思っておりますので、そういった部分も、また今後、自治連合会等々の中でもご説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 分かりました。

それでは、3番目の少子高齢化と人口減少社会における自治会の役割等について質問します。この少子高齢化と人口減少社会をうまく乗り越えるのは本当に難しいと考えています。この問題の根本原因は少子化と思われますが、この問題点をクリアするのは至難の業だと思いますので、私たち自身が既存の習慣、制度にとらわれないまちづくりを行わなければならない時期に来ていると思い、この質問を行いました。つまり、少子高齢化と人口減少社会に応じたまちづくりには、まず、上牧町の公民館、老人憩の家等の集会施設や、上牧町の公共施設の維持管理、統廃合等、いろいろな問題をクリアしなければならないと思いますが、その辺、理事者側はどのようにお考えですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 各自治会と公民館等のご質問等につきましては、先ほど、議員の中でも、町長から少しご回答させていただいたかと思いますが、現状、今の段階では少し、先にある課題等解決をさせていただきながら、今後の公民館等の在り方について、有識者等の意見をお聞かせいただきまして、それに基づきまして、自治会等とも協議をさせていただき、今後、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。それでは、この質問は終わります。

次に2番目の大災害後の水源の確保についてです。それでは質問します。能登半島地震等の大災害の災害後は、被災者らが水の確保等で大変苦労されています。もし上牧町に大災害が発災した場合、どのようになるのかというのが、非常に住民の間で心配になっております。

そこで質問です。上牧町の米山台にある2基の貯水池について、その性能等についてお話しください。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、質問にお答えさせていただきます。本町の2基の配水池につきましては、1基当たり最大2,000立米の貯水量でございます。ですので、合計最大4,000立米の貯水量となっておりますところでございます。そして、耐震化につきましては、令和3年度で工事が済んでおるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 米山台にある貯水池2基はもう耐震化ができていますということで安心いたしました。

次に、2番目の質問です。上牧町の水道管の耐震化について、説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町の給水区域におけます水道管の耐震化につきましては、全体の延長約103キロメートルに対しまして、耐震管が約7.7キロメートルということとなっております。耐震化率といたしましては、7.5%でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） この質問につきましては、他の議員も質問しておりましたので、次の質問に入らせていただきます。上牧町周辺が大災害に遭った場合の水源の確保についてですが、この質問が住民にとって大事なことと思いますので、質問いたしますので、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町周辺で大災害があり、万が一配水池に被害が発生したといたしましても、県水から創設されております応急給水栓が上下水道課敷地内に設置されておりますので、それを用いて給水活動を実施するという事となっております。

また、甚大な被害が発生した場合には、十分な応急対策及び復旧対策を実施することが困難でございますので、県内全ての市町村が相互に協力することを目的としまして、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定によりまして、職員の派遣、そして、被災者避難施設の提供、そして物資、資機材等の提供など、相互応援体制を整備しておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） なるほど、よく分かりました。それでは、配水池の水が保たれ、給水活動を行った場合、配水池の水は何日程度もつかお尋ねいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 災害時、配水池の水が保たれ、１日１人当たり約３リットルが必要という部分で、給水活動をしたとしまして、約63日間の給水ができる試算となっております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） よく分かりました。

それでは、最後の質問です。河合町にあります中山田池公園内の配水池建設について、詳しくお教え願いたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 河合町の配水池につきましては、令和６年３月末までの完成と聞いておるところでございます。現時点におきましては、水質検査を行っておられ、３月下旬から、この配水池から供給予定と伺っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） それでは、河合町の中山田池公園内配水池の災害時の給水活動についてお尋ねいたします。どうなんですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 中山田池公園内の配水池の災害時の給水活動についてということでございます。これにつきましては、河合町に確認させていただきました。この配水池の名称につきましては、西大和配水池ということでございます。そして容量につきましては、1,740立米であると伺っております。災害時の給水活動といたしまして、災害発生時から３日までは、１日１人当たり３リットル、そして、４日目以降については、１日１人当たり20リットル必要と、一応生活用水も含めての話と思いますが、試算では、約９日間対応が可能であるという確認をさせていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） それを聞いて安心いたしました。

最後に、配水池までの流入配管及び配水池から流出される配管の耐震化については、どうなっているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 配水池への流入配管につきましては、県の事業で耐震化はされておることとございます。それで、流出配管につきましては、河合町の耐震化計画で、令和７年度から基幹管路の耐震化を実施する計画であるというふうに伺っておるところ

でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、10番、康村昌史議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時20分とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇竹之内 剛

○議長（遠山健太郎） 次に、7番、竹之内剛議員の発言を許します。

竹之内議員。

（7番 竹之内剛 登壇）

○7番（竹之内剛） 7番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般通告書に従って一般質問を行わせていただきます。私の質問は、大きく1つです。公共施設の管理運営について質問いたします。

ポストコロナに入り、社会活動がコロナ前の状況に戻りつつある中で、公共施設の利用も増加傾向にあります。そこで現在、存続の方向で検討されております上牧第二町民体育館について、また、2000年開館について、利用者のニーズにマッチした効果的な運用という観点から、整備計画案等について質問いたします。

1、上牧第二町民体育館の整備計画案について。（1）建物自体の整備方針、（2）駐車場の整備方針、駐車スペースの拡張及び一部残っている段差の整備等についてです。（3）第一体育館と第二体育館の使用用途のすみ分け等について。

2番、2000年会館の開館曜日を拡充することにより、考えられる利便性向上についての検

討状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。再質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） それでは、順に答弁いただきたいと思います。今回、上牧第二町民体育館に関しましては、町長の英断が下されたことで、存続がされることになりました。それを踏まえての質問をさせていただきます。以前から、第二体育館利用についての、住民さんの意見などを頂きまして、質問等をさせていただき、継続中であることを踏まえながらも、続けてさせていただきます。

では、1番目ですけれども、体育館自体の整備方針について伺います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、議員お尋ねの上牧第二町民体育館の建物に係る整備に関しまして、回答をさせていただきます。当該体育館の建物につきましては、平成29年度におきまして、耐震補強とその他改修工事を行ったところでございます。工事の内容につきましては、耐震補強としての体育館アリーナにおけるブレスの設置とその他改修といたしましては、事務所、多目的室、和室及びトイレの改修となっているところでございます。今後の建物本体の改修に係る計画につきましては、現時点では特にございません。

なお、経年劣化等、同体育館の利用に際して支障を来すような小規模な営繕補修につきましては、随時対応することとしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 平成29年に耐震工事、予算1億円ほどかけて行われまして、建物については、問題ないということでお伺いしました。答弁の中にはバリアフリー化、これはトイレのバリアフリー、そして入り口入ったところの車椅子等の上がれる用のバリアフリー化、そして、以前倉庫でありましたところを改修して、多目的室として、例えば、地域のバンドの方の練習とか、ダンス等で利用されているという認識です。そして、和室につきましては、以前、段差が少し高かったんですけれども、ずっと下げていただいて、会議及び詩吟の方等が利用されて、非常に有効的に活用されているということです。

建物については、今、答弁いただいたんですけれども、もう大きな整備はないということと、これから住民の方が使用されて、床の張り替えと壁、あとカーテン、雨漏りは今のところないですが、その辺については追ってやられるという認識でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お述べの箇所につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、耐用年数等もございますので、その部分について利用いただく方に、安全かつ快適にご利用いただけるということを念頭に、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） よろしくをお願いします。

次にですけれども、コロナ禍に入りまして、以前、耐震工事のときに設置されましたシャワーの利用についてなんですけれども、去年5月に5類移行にされたことによって、ふだんと変わらない利用の状況になっていると思うんですけれども、住民の方から、シャワーの利用について、使えるのか、使えないのか、それとも使うためにはどのようにしたらいいのかという要望がありますので、シャワーについての利用はどのようになっていますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お尋ねの第二町民体育館のシャワー室について、現状等の説明をさせていただきます。コロナ禍におきましては、全面禁止とさせていただいておりましたが、現状、3基あるシャワーのうち、両端の2基のみをご利用いただけるという状況となっております。

なお、第一体育館につきましては、シャワー1基が設置をしておりますが、利用可能となっているところでございます。当該シャワーのご利用については、無料をご利用いただけますが、事務所のほうにご利用いただく旨をお伝えいただければ、随時ご使用いただけるものというふうに認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 今の答弁の中にありました第二体育館のほうは、3基のうち両端2基使えと。第一体育館は1基使えと。今の答弁の中にもありましたが、無料ということをおっしゃっていただいて、当初、有料にするのか、無料にするのか質問させてもらったときに、有料の方向で考えておりますということを1つ付け加えたいのと、それと、現在、シャワーを使いたいんですけれどもってお尋ねしたところ、今のところまだ利用できないというふうなことを言われたというご相談があったので、お聞きしたんです。使えるか使えないかというのは、利用者が判断するのは、例えば、シャワーの利用のやり方、決まりを貼っていただいて、どこそこに言ったら使えますよという、そういう方式を書いていただければ分かりやすいんですけども、今日の答弁いただいて、使えることは分かりましたので、それでは、利

用の方法を少し周知する方法を考えていただくことは可能ですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お述べの、住民の方が施設に行くと使えないというようなお話ございましたが、その部分について報告は受けてはおりませんが、時期といいますか、シャワーをお使いいただくのは、おおむね暑い夏が多いのかなという中で、その季節、冬場であるとかというお尋ねであったので、そのようなことになったのかなというふうに推察をしているところでございます。また、利用については、シャワー室の利用についての、その使い方であったり、その部分を周知する部分について体育館に掲示することは、全然問題ないことでありますし、むしろ有益なことであると思っておりますので、対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） シャワーに関しまして1つ、お湯は出ますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 実際にお湯を出したわけではないですが、当然、夏場といえども、冷たい水ということになると、体への影響もございますので、お湯は出るものと認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 運動された後にシャワー、私らも走ったりした後、シャワーを必ずしますけれども、体育館で運動した後、おうちに帰ってシャワーを浴びるよりも、ここで着替えを持ってきて、汗を流して気持ちよく帰る、こういう方が多々おられるように聞いておりますので、今の流れで、シャワーの利用を有効活用できますように、整えていただきますようお願いいたします。

次、何年か前に、アリーナの条例を変えていただきまして、半面貸しになり、半面貸しで有効に利用されていますという報告は聞いておるんですが、最近、少し問題とか発生しているというのをお聞きしております。例えば、少林寺を半面でやっております。半面は使えるので、半面にボールを持ってきた、例えばボールを転がしてキャッチするような、バスケットも含めますけども、そのような形で、半面貸しでやると。当初、質問したときに、真ん中のカーテン等仕切りがあってやりますという答弁を頂いていたんですが、そのときに、仕切りの間が、例えばバドミントンやピンポン玉が超えますよとお聞きしたんですが、それは、これからまた考えていきますとお聞きしましたが、利用状況において、そういう問題点等は

出てきていますか。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員、建物自体の整備方針に関連して質問をお願いします。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議長からご指摘ございましたが、その部分については、半面貸しは、利用いただいている方々の利便性の向上と、使い勝手がいいということで行わせていただいた措置でございます。また、個別具体的な部分の、卓球の小さいボールであったりという部分については、今後、また利用いただく方のニーズ等も十分に把握させていただきながら、対応させていただきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） よろしく願いいたします。

では、次です。2番目になります。駐車場の整備について、予算にも計上されておりましたが、駐車場の整備については、どのような計画をされているか、お聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、お尋ねの上牧第二町民体育館の駐車場に係る事柄について回答をさせていただきます。

まず初めに、同駐車場の現状について回答をさせていただきます。当該駐車場につきましては、駐車場の中の一角に樹木が生い茂っているという状況でございまして、駐車スペースを狭めている状況に加え、当該樹木が駐車車両と接触するということも危惧をされている状況でございます。このことから、令和6年度におきましては、駐車場との総合的な改修にかかる予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 駐車場のスペース、樹木の伐採等について、以前、質問させていただいたんですけれども、そのときにおいては、入り口から入りましたら、駐車場の段差等について整備してもらった件があるんですけれども、今、お答えいただいた中には、樹木の伐採、整地とありました。予算委員会にも出ておりましたが、課長の答弁で、樹木の伐採、抜根、根から抜いてしまう抜根、それと整地、駐車スペースのラインを引いて、ブロックを積んで、伐採して、とめられるような状態をつくるということであったんですけれども、駐車場のラインを引きますよね。今、ラインは全くないんですが、整備をして、広くして、ラインを引いて、大体何台とめられるぐらいになるか、予定はありますか。分かりますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘のとおり、駐車場、現状については、区画線がございませんので、一定、整然な駐車が、今なされてない状況でございますので、具体的な台数については、把握はさせていただいておりませんが、このたびの6年度における整備後については、数台程度、5台レベルと申しますか、そのぐらいの拡充は図れるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 伐採をされて盛り上がっているところを整地する、そして、もう目いっぱい面積を取って、樹木を外して、整備をするという形をお伺いしました。以前、バックをされていて、木の枝にリアガラスがぶつかって割れたとか、そういう事態があったと思うので、その辺は解消されると思うんです。

少し気になる点なんですが、予算書にも計上されていましたが、西側駐車場整地工事が128万7,000円計上されていまして、そして、西側駐車場のアスファルト舗装工事で121万4,000円計上されておりましたが、この金額でその工事全体をいけるのかなという、少し懸念があるので、どうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 予算編成につきましては、担当課の社会教育課のほうで十分に精査をさせていただき、この予算についても、分けて計上させていただいているんですが、その辺は原課のほうで十分に調査、検討をさせていただいた結果だというふうに認識しておりますので、当初予算で執行できるのかなという認識でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） その点、お聞きしております。

次にですけれども、先ほども、数年前に質問させていただいたときに、樹木の伐採はこれからとお聞きしまして、そのときに、玄関を向かって、駐輪場の向かうところの段差、樹木等が自転車やバイクで来られる方が非常に迷惑をして、転倒も起こっているということで、その際には、樹木の伐採、広くしていただいて、大きな石があったんですけども、それを除去していただいて、少し段差があったところは段差をなくしていただいて、非常に使いやすくなったと、利用者の方からもお聞きして安心していたんですけども、夜も使われるので、今、駐輪場に夜間の電灯がついているのはご存じですか。タイムで、人を感知して何秒間かつくという電気があるんですけど、ご存じですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 申し訳ございません。夜間に体育館を訪れたことがございませんので、ちょっとその辺について、実際に確認はさせていただいておりません。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 非常に明るくなって見やすいんですけども、人を感知してバイクをとめておいて、今日、スポーツして帰ってきて、ぱかっとつくんです。じゃ、バイクの鍵を差して、自転車の鍵を解除して帰ろうかというところで消えるんです。時間を計りましたら、明るい時間、16秒なんです。16秒というと、歩いて帰ってきて、荷物をかごに入れて、ヘルメットをかぶってつけて、鍵をつけようとしたところで消えるんです。もし、タイムの明るさを調整できるのであれば、少し長めにしていただけるか、もしくはもう1個、壁側についているので、自転車が置く屋根のところにつけていただければ、こけた人もおるので、それはちょっと防止できるかなと思うんで、その辺の調査をしていただけますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今ご指摘のところについて、恐らく人を感知して、一定期間点灯しているものだというふうに認識をしております。ただ、ついております器具のほうで設定ができるのであれば、設定の変更もさせていただきますし、追加でというご提案もございましたので、その部分、現場を確認させていただいて、適切に対応したいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） その辺、お願いしておきます。駐車場の整備は西側ということだけで、追加の提案になるんですが、少し、駐車場の車の整備も含めて、駐輪場のほうも見ていただければと思うので、よろしくお願いします。

それと、駐車場ですけども、舗装していただいて、今、数台とおっしゃっていただいたんですが、グループで、例えばバスケットで来られる、バレーで来られる、満員になったところの状況を見られたことはありますか。駐輪場が満杯になっている状況です。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 日によっては、駐車場が混雑しているということは、利用者の方からお聞きをしたことはございますが、その程度の認識でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） グループで来られているので、詰めて置かれるんです。それはそれでいいのかなと思いながら、線を引かれるとどのようにされるのかと。こちらのスペースもあり

ますけれども、これから調査研究されてうまくとめる方法を提案していきたいと思います。

それと、もう1点なんですけれども、これはもう体育館、駐車場に限ってですけれども、今、暗いところを走って行って駐輪場でとめますけれども、その反対側、北側になるんですけれども、通路になっているところがあります。フェンスと樹木の間に、少し空いているスペースがあるんですが、そこはご存じですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、東西南北でお示しいただいているので、もう少し具体的にお願いできればと思います。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 体育館正面玄関ありまして、その裏側になるんです。駐輪場のちょうど裏側になるので、70センチほどのスペースがあって、溝に蓋がしてあって、歩いて入れるようになっているんです。そこなんですけれども、何が言いたいかといいましたら、そこを今、70センチの幅で空いているんです。蓋がしてあるので、ここは通っていいですよという理解で、皆さん通っておられるんですが、そこを少し、1メートルほど広げていただいて伐採、柵はもう削れないので、この70センチの木を少し切っていただいたら、大体1メートル70ぐらいになったら、自転車、バイクが通れるので、すぐに駐輪場に行けるんです。そのような物理的な方法で、安全を保つ方法をちょっと提案したいんですが、その辺は検討していただくことはできますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今おっしゃっていただいたところは、通路にもなっているということですね。当然、その部分を広げて、駐車スペース、駐輪スペースにする方、当然、災害等が起きた場合に、避難のことも考えなあかんと思いますので、その部分については、ちょっと、現場も確認をしつつ、総合的に検討させていただきたいとは思っております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 駐車スペースじゃなくて、入り口を広げて出入りできるような、バイクも自転車出入りできるところをつくっていただきたいという理解です。また、現場確認していただいて、その辺、調査、研究よろしく願いいたします。2番につきましては以上です。

次、3番です。第一体育館と第二体育館の使用用途のすみ分けについてと書かせていただきました。このことにつきましては、利用状況につきましては、人数とか、時間帯とか、調査していただいて、私も見せていただいたので、理解しております。ここに限りましては、

第一体育館、第二体育館とありまして、以前、お願いしたときに、障害者の方も利用できるようにスペースを確保できませんかということで、障害者の方がとめられるスペース、看板を設置してもらって、第一体育館も第二体育館も確保していただきました。行きやすくなったんですけども、今、週に1度、障害者スポーツ教室というのをやられております。それは、第一体育館でやられているんですけども、人がなかなか少なくて来れない、なぜ来れないのかということをお尋ねしましたら、車椅子の方とかも入って来れないので、第一体育館の場合は入ってこれない。でも、第二体育館は使いたい時期に空いてないという問題があるとお聞きしましたので、第一体育館も第二体育館もどちらを利用しようと、それは住民さんの選択権であると思うんですけども、第二体育館、今、バリアフリーもされて使いやすい、そして、駐車場も確保されるということで、何かしらの、これから進めていただきたいのは、やっぱり障害者の方も、出やすい場所で運動していただきたいという指導者の方もおられますので、第二体育館で、どうにかこれから、ここでやるという決まりをつくるわけにはいきませんが、話し合いによって、住民さんや調査、研究で、そのような方向に向けていただくことができますかという、そういうすみ分けの意味で書きました。いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 体育館の使用料用途のすみ分けということで、今、障害者という観点からのお尋ねだったと思いますので、その点について回答をさせていただきます。

障害をお持ちの方々の利用に際しましては、第一町民体育館、第二町民体育館のいずれもお使いいただくことを前提として運営を行っているものと承知をしているところでございます。したがって、いずれかの体育館を限定して、障害者対応可能といった。議員がお述べのすみ分けを行っているわけではございません。また、今後、障害をお持ちの方々の利用に際しましては、競技種目や利用者ニーズが拡大されることは予想されておりますので、その際には、既存の2つの町民体育館に加え、令和8年度以降、廃校となります現上牧第二中学校体育館を含めた形で、適切に対応していくべく、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） その件につきましては。よろしく願いいたします。今、第二体育館では、バスが巡回してくるようになりまして、ほほ笑み号が回ってくれてまして、ちょっと時間帯を調べて使用状況等見たんですけども、体育館の利用は、おおむね9時から11時、そして、午後は1時から3時、3時から5時という利用状況で、今、もうご存じだと思うんです

けども、それをバスの時間で照らし合わせますと、9時25分。10時43分が午前中です。昼間が13時19分、14時37分、15時55分と、これは今、時間帯だけ申し上げましたが、利用時間とかみ合わないという物理的なことがあるんですが、この辺はせっかく今、そのルートに入れていただいたので、これから調査していただいて、ニーズに合わせた方向で考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 巡回バスのルートについては、所管する課のほうで、体育館等を追加させていただいて、時刻表等も検討していただいていることだと思っております。今、体育館の利用時間と、その辺のリンクという話もございましたが、その部分については、実際に第二町民体育館の最寄りのバス停を利用される方々の実態も踏まえながら、可能であれば、その利用時間が活発な時間帯について、その部分でルート変更等ができるのであれば、担当課として、コミバスの担当に要求はさせていただきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） その点、時間がかかるかもしれませんが、検討していただけるようによろしく願いいたします。1番に関しましては、以上で結構です。ありがとうございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 大きな2番の2000年会館の開館曜日について、これは数年前に、コロナ禍の前に質問させていただきまして、コロナ禍に入ってしまったので、少しお話は聞けませんでした。今回、こういう状況になっておりますので、経過はどのようになっているかということで、この部分については、以前、コロナワクチン集団接種が行われるので進めておられませんという部長の答弁を聞いておりました。重複しますと、前回は和室、機能訓練室、そして多目的室、会議室、こちらの部屋は、月曜日には閉館されているので使用できないというふうに聞いておりまして、それを使用できるような方向で検討いただけますかというふうにお伺いしましたので、その辺の経緯を踏まえて、状況の答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、竹之内議員おっしゃられたとおり、以前、そのように答弁をさせていただいたところでございます。その後の検討状況というところでございますが、ただ、実際のところは、2000年会館の適正な維持管理を行う上で、月曜日の休館日というのを利用させていただいて、各部屋の清掃業務や、年数回にわたるフローリングのワックス作

業、また、窓ガラスの清掃作業を行っておるところでございます。また、火災報知設備や中央監視設備、また、水道設備などの主要設備の保守点検、修繕作業などを、比較的利用の少ない月曜日に集中して、会館全体のメンテナンス作業を行っている状況となっておりますところでございます。

また、現状、一般業者の貸し部屋状況において、連日、常時100%を超えるというような利用をされている方々、状況でもなく、利用されている方々にご不便をかけているような状況でもないという認識を持っているところでございます。

それと、2000年会館の指定管理、現在、社会福祉協議会に委託をしているところでございますが、土曜、日曜、祝日の貸し館業務はもちろんのこと、年末年始にかけても、交代で必ず職員1名が出勤されているような状況下におきまして、月曜日の貸し館についても開放するとすると、現状、これ以上、社会福祉協議会の職員に対しても負担を強いるということは、非常に考えづらいというように考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 今、答弁いただいた中で、以前も清掃等管理という答弁を頂いたんですけども、掃除、清掃とかは、毎日行えるわけですよね。貸し館があいてれば行えるわけで、ほかの整備につきましては、週1回行われる整備というのは、そんなにはないのではないかと思います。それと委託が、社会福祉協議会が土日は管理して鍵を開け閉めしていただいていると。これ、この委員会の中でも出ていたと思うんですけども、土日で人が足りないときは、業者の方に鍵の施錠をお願いしていると。ああ、そういう方法もあるんだなと思いながら聞いておりました。

月曜の開館となると、福祉課の職員の方、おられるので、その辺は、これ、提案ですけれども、鍵の開け閉めができるし、特に使用によっては、影響はないのではないかと、そういうふう思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 理屈から言えば、可能は可能でございます。ただ、貸し館業務、鍵の開け閉め等、貸し館の予約等も、一切合財社会福祉協議会にしているという部分もありますので、部分的にここは福祉課、ここは社会福祉協議会というすみ分け等も、それをするに当たっては考えていく必要もございます。そういったこともございますので、今現状、福祉課のほうで、それに対応させていただくという返答には、ちょっと控えさせていただきたい、このように思います。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） この場でいろいろ決めることはできないと、それは認識しております。

先ほど、答弁の中に、使用に関しては、さほど迷惑はかけていないとおっしゃいましたが、月曜が閉まっていると分かっているのに、そういう状況になっていると思われませんが、今回は、大きく質問させていただきましたので、これを進めていく上では、条例も、多分改定していかなければいけないハードルがあると思うので、今回は、部長のお考えと進捗をお聞きするという、大まかなところをお聞きしたかったので、これから私の考えと、これから持っていく状況に踏まえまして、進捗状況をいろいろ、私どもも研究しながら、質問させていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） いずれにいたしましても、私どもも、年間通じて、全て、月曜日休館日というのは、条例規則のほうにも、また、修正かけていく、改正する必要もございます。1つの案といたしまして、年間通じて、月曜日を全館開放するという、100か0かという考えではなく、例えば、月に1度、2度、開放するという考えも、また、今後検討させていただきたい部分もございますので、今後において、あらゆる運用方法についても、模索、検討しながら、これから先も、まず第一に、2000年会館を、健全かつ適正な施設の維持管理を行いながら、健全に運営していきたいと考えておりますので、その辺、今後、休館日をどうしていくのかという部分、やはり適正に維持管理するために休館日が必要という考えは持っておりますので、だから、そういう考えを持っておりますので、今後、十分慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○7番（竹之内剛） 分かりました。ありがとうございます。これで、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、7番、竹之内剛議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。



◇氏 原 賢 一

○議長（遠山健太郎） 次に、2番、氏原賢一議員の発言を許します。

氏原議員。

（2番 氏原賢一 登壇）

○2番（氏原賢一） 議席ナンバー2番、公明党の氏原賢一でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。私からの質問は2点でございます。

1点目は、自然災害への備えについてでございます。災害対策基本法で災害と定義している地震に特化して、上牧町の見解をお伺いいたします。

まず、飲料水及び生活用水について4点ございます。1つ目が、水道管の耐震化計画及び地震後の給水計画、2つ目が、重なりますが町内にある井戸の本数、3つ目が、賄えない場合は井戸の掘削、4つ目が、井戸水の水質検査、51項目の料金補助でございます。

次に、基本は家庭で用意ですが、上牧町の備蓄について、お伺いいたします。1つ目が、何人分の食糧を確保しているのか。2つ目が備蓄の種類でございます。

最後に、防災士についてでございます。1つ目が、上牧町職員の防災士資格の取得人数、2つ目が、上牧町内の防災士資格の取得人数でございます。

次、質問の2点目は、A I ペアレンタルコントロールアプリの活用についてでございます。昨今、SNS等で通じて知り合った相手に、自身の裸や下着姿など不適切な画像を送信したことによる自撮り被害が全国的に増加してきております。また、学習用タブレット端末による盗撮が、学校現場でも起きております。子ども自身が被害者にも加害者にもなり得る事件が増加していることを重く見た愛知県警が、藤田医科大学、アドラー株式会社とともに、子どもを守るために開発されたアプリがコドマモです。親子ともにスマートフォンにアプリをインストールし、子どもが不適切な写真撮影をした際、A I が自動的に検知し、子どもに注意喚起、親には通知が届きます。サーバーを介さないため、個人情報等漏えいの心配はありません。現在、アプリ自体は無償で提供されているため、すぐにご利用いただくことができますので、学校用タブレット端末にインストールすることで、校内の盗撮や、教職員では見

つけ切れないグループチャット内の悪口等書き込みも検知され、いじめや犯罪を未然に防ぐことができます。子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ、コドマモの周知啓発を行うのはいかがでしょうか。また、学校配布の学習用タブレット端末にコドマモアプリをインストールしてはどうでしょうか。

以上の再質問は質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、まず、水道管の耐震化計画及び地震後の給水計画について答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、水道管の耐震化計画につきましては、令和3年度作成の管路耐震化更新計画を基に、布設年度が古く、耐震性を有しない配管を最優先更新管に位置づけ、工事を進めていく計画としております。

また、震災、地震後の給水計画につきましては、地震発生直後においては、町指定避難所及び医療機関への給水を行いつつ、被害状況を確認し、応援体制が整い次第、被災した自治会に対しまして給水地点を設置し、応急給水計画に基づく給水を計画しているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。計画どおりに進めていただくようお願い申し上げます。

次に、上牧町内にある井戸の本数は、先ほど56本とお聞きいたしております。それにつきまして、私個人の感覚でございますが、56本あれば生活用水として賄える気がするのですが、調査してから20年を経過しております。喝水している、水がない井戸もあるかもしれません。自治会役員の方々も代替わりしております。井戸の把握ができていないかもしれませんので、再度、各自治会に調査依頼をしていただきたいことと、上牧町の人口に対して56本では足りない判断した場合は、掘削もお願いしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、氏原議員申されましたように、調査後、かなり年がたっておるというところでございます。ですので、再度調査をさせていただきながら、その井戸が災害時に使用できるかどうかというのも併せて、今後、調査させていただきたいと思っております。

そして、次の賄えない場合の部分でございます。これにつきましては、当然新しく井戸を整備することになりますと、地層とか、そういうところからかなり整備費もかかるという部分もございます。それと、町といたしましては、今ある町所有の井戸、並びに個人所有の井戸を活用させていただければというふうにも考えているところでございますので、新規の井戸の整備に関しましては、上牧町の地質や水脈等、こういった部分も専門業者に調査依頼をさせていただきながら、今後、対策としてしっかりと協議していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 前向きなご答弁に感謝いたします。先ほど、井戸水、あったんですけども、飲料水、生活用水について、最後の質問になるんですけども、私の知り合いの方が、井戸水の水質検査51項目を自腹でしていただいているのですが、上牧町として補助をしていただけないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この水質検査費用でございますが、1件当たり約10万程度かかるというのも伺っておりますのでございます。ただ、井戸という部分で、各所に補助することになりますと、財政的な部分もございますので、しっかりとその辺のところも検討させていただきながら、今後、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ご検討よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の質問をさせていただきます。災害用の備蓄は、医療機関、高齢者施設、自治会でも準備しておりますが、自治会に加入していない世帯、備蓄していない家庭もいることを想定して、上牧町役場は何人分の食料を確保しているのか、お伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状の町の備蓄についてご回答させていただきます。食料といたしましては、いろいろ内容はあるんですが、大体1万1,100食、水につきましては、500ミリリットルを6,000本、常備備蓄をさせていただきまして、それ以外に、いろんな業者さん等とも協定を結ばせていただきまして、災害起きたときの対応というふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 昨日の竹中議員の質問にあった、避難所に避難される人数分が5,500人と

聞いておりますので、それぐらいを確保していただいているということで理解いたしました。

それでは、備蓄の種類をお聞かせいただけますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 備蓄の種類といたしましては、アルファ化米を9種類、それ以外に山菜おこわ、カレーライス、おかゆ、流動食、離乳食と使用できるようなもの、また、あとおにぎり、パン、乾パン、あと菓子類と、あと飲料水ということで、食料用の備蓄というのはこういった内容でございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。

次に、防災士について、上牧町職員の防災士資格の取得人数をお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の町職員の防災士の資格の人数ということでございます。現在、町職員におきまして、38名の職員が資格を取得しておりまして、うち女性が6名でございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。それでは、上牧町内の防災士資格の取得人数をお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 町内在住者である者の資格者の人数といたしましては、113名でございます。うち女性が23名でございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。今回、能登半島地震がありましたから、また、上牧町が助成していただいている資格の分については、殺到するとは思いますが、引き続き、上牧町のほうで、防災士の資格の取得人数を増やしていけるよう、ご努力よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1点目の質問は以上でございます。

次に、2点目の質問をさせていただきます。壇上で申し上げました愛知県警察等が開発されましたコドマモの周知啓発に係る教育委員会としての考え方について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それではお答えいたします。インターネットやSNSの普及により、学校現場でもICT機器の整備、活用が進み、生活や環境が豊かになる一方で、議員ご指摘のとおり、子どもたちが被害者にも加害者にもなり得るという課題が新たに出てきていることについては、認識をしているところでございます。

ご紹介を頂きましたコドマモについて、他自治体での導入に向け、前向きに検討されているものと承知をしているところでございます。しかしながら、本町の町内では、コドマモを利用されている方は、まだそれほど多くないのではないかと推察をしているところでございます。コドマモに関する認知が広がることで、子どもを犯罪から守るだけでなく、保護者が子どもに安心してスマートフォンと情報機器を持たせることができるようになり、それによって、親子間のコミュニケーションが増えたり、子どもが新たな学びやつながりを得られたりすることが期待できるものでございます。このことから、積極的に周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、続きまして、私が調べた限りにおきましては、コドマモのメリットとしては、自撮りなど、わいせつ画像やメッセージのAIによる検知が可能となる、未然に犯罪に巻き込まれることを防ぐなどが挙げられており、一方、デメリットとしては、子どものプライバシーの侵害、人権問題の課題、あくまで自撮りなどのわいせつ画像を対象としているため、イラストや2次元の画像などには反応しないなどが挙げられていますが、このことについての教育委員会としての見解についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員お述べのとおり、当該アプリには、メリットとデメリットがあるということは認識をしているところでございます。デメリットとしてお述べになりました子どものプライバシー、人権問題につきましては、当該アプリの運営側でも、アプリを使う上で、親と子どもが十分に話し合い、双方の共通理解に基づく利用を推奨することとされているところでございますので、子どもたちが巻き込まれる犯罪を未然に防止するというメリットのほうが、当該デメリットよりも大きいものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、次に、コドマモの登録方法や使い方等について、お分かりになる範囲でご説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員がお述べになっておりますコドマモにつきましては、従前からその存在を認識していたわけではなく、今回の議員からの一般質問を機に、教育総務課において調べさせていただきましたので、そのことを基に説明をさせていただきます。

まずは、子どもと当該保護者の両方が当該アプリをインストールする必要があります。子どもへのアプローチといたしましては、子ども自らで自撮りした映像やSNS、インターネット等から画像を保存した際に、その画像がコドマモのAI検知でわいせつ画像と判断されると、子どものスマホにはプッシュ通知が届きます。多少肌の露出の多い服装や水着などといった写真でもAIによって検出されることがあるように聞き及んでおるところでございます。一方、保護者側のスマートフォンには、子どもさんがスマートフォンでわいせつな自撮り映像が撮影、または保存された可能性がありますという形での確認を推奨する通知が届きます。なお、保護者サイドのアプリでは、検出された画像がどのようなものであるかということは確認ができませんので、このことは子どものプライバシーに配慮しての措置ではございますが、保護者サイドは、その通知を基に、子どものスマートフォンを確認することによって、当該画像がわいせつ画像であるか否かの判断をされた後、もし、適切でないと保護者をご判断をされれば、子どものスマートフォンから削除できるというような仕組みになっているというところでございます。

また、教育委員会といたしましては、このような事態で、一たび流出してしまった画像については、その画像は危険なものであっても、削除することは極めて難しい、極端に申し上げますと、削除することができないということもございますので、そのような事態を事前に回避するという観点において、実に有益なアプリであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 実際に確認をしていただき、ありがとうございます。各学校に児童、生徒1人に1台配付されている学習用タブレット端末に、コドマモをインストールすることについての教育委員会としてのご見解をご答弁お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校におけるICT化につきましては、子どもたちの学習の幅を広げるという観点から、実に有益なツールであるという反面、使い方を誤ると、いじめや不登校といった児童、生徒指導上の問題に発展してしまう可能性が否定できないものであると考

えているところでございます。ご提案のコドマモを学習用タブレットにインストールすることで、学校内でのトラブルの抑止にもつながる有益なものであると認識をしておりますので、当該アプリの周知と併せて、積極的に導入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 前向きなご答弁に感謝申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、2番、氏原賢一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は13時35分とします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時35分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇木内利雄

○議長（遠山健太郎） 次に、11番、木内利雄議員の発言を許します。

木内議員。

（11番 木内利雄 登壇）

○11番（木内利雄） 11番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

質問に入る前に、さきの石川県能登半島地震で亡くなられた方々、そして、ご遺族皆々様に衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地域の早期の復興を心より祈念申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。質問事項は、1点目が令和6年能登半島地震について、2点目が上牧町の人口ビジョンについて、以上2点についてであり、それぞれお尋ねをいたします。

それでは、早速ですが、1点目の令和6年能登半島地震についてです。1月1日に発生した能登半島地震により、石川県県内に甚大な被害が発生し、物資及び人的支援が必要となったため、奈良県のカウンターパート支援先である石川県穴水町から支援要請があったことに伴い、上牧町から職員を派遣しました。よって、その報告を求めたいと思い、質問通告をいたしました。去る3月4日に職員による報告会がありましたので、私、木内の質問は割愛をさせていただきますが、一言申し上げておきます。2011年、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のときには、2011年6月議会で、現在、都市環境部理事である吉川明人さん、当時は係長であったと記憶しておりますが、この本会議場で、現場の写真、資料を示しながら、派遣業務の詳細な報告をしていただいたところでもあります。その節は大変ありがとうございました。その僅か13年後に、同様な大地震が能登半島で発生、残念ながら多くの方々が被災をされたところでもあります。そこで、派遣された職員、応援に入った職員の皆さんは、その経験を生かして、次の災害、今後への備えを考えていただきたいと強く求めておくところでもあります。

ここで、次の質問に入る前に、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件について、一言触れさせていただきたいと思います。ご案内のとおり、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件を受け、派閥からキックバックされたパーティー収入を政治資金収支報告書に記載していなかった議員らが連日釈明に追われている、そういう状況であります。そのような政治状況を見て、約21年前のことを思い出しました。2002年、平成14年12月定例会に、私木内は、政党助成制度、政党交付金の廃止を求める意見書案を提案いたしました。当時の議員定数は16人です。採決の結果、賛成9、反対4、欠席2の賛成多数で可決されたところでもあります。その可決以後は、同趣旨の意見書の可決は地方議会で初めてということで、新聞各紙などで報道された結果、北海道から四国に至るまで、各地方議会の数多くの賛同の声や問合せ、また、メールやファクス、はがきなどで、私木内や議会事務局などに届けられました。

当時、なぜ同意見書案を提案したのか、そのとき、いわゆる21年前の議会での発言内容を、一部を紹介させていただきます。国の財政事情が厳しいというのであれば、国民も一定の痛みは我慢するものであります。これ、21年前の私の発言です。しかし、国政を担う政党、国会議員が既得権益にしがみつき、お茶を濁した程度の改革、痛みでしかないのであれば、国民は唯々諾々と承服できるものではありません。1995年から開始された政党助成制度は、政治家と金の不祥事をなくする政治腐敗解消のためとして導入されたものでありますが、ご案

内のとおり、1996年の友部達夫参議院議員のオレンジ共済組合事件、1998年の中島洋次郎衆議院議員の政党助成法違反事件、2001年の村上正邦参議院議員のK S D事件、そして、鈴木宗男衆議院議員の北方4島支援事業に関わる汚職事件等々がありました。今申し上げたのは、全部、当然、当時の肩書でございます。制度導入から8年が経過しました。現在から言うと、制度導入から29年が経過しているわけですが、この当時ですと8年が経過しました。同制度導入時の精神が全く生かされておりません。であるならば、この政党助成制度、直ちに廃止するべきであります。2002年度の同交付金合計は約317億円、ちなみに、317億円は、令和6年度上牧町一般会計の約3か年分に相当します。これだけの多額な国民の血税を使いながら、政治家の資質がよくなったのか。政治と金の問題、事件がなくなったのでしょうか。先ほど申し上げたように、全く変わっていないというのが現実であります。一方、このように、経済弱者への児童扶養手当などは大幅な予算削減を行う、これ、2002年の話です、多くの国会議員、政党はどこを見ながら政治を行っているのか疑いたくなるところであります。まさに朽木糞牆、そのものと言わざるを得ません。

次に、政党助成制度、政党交付金の廃止を求める意見書の一部を紹介させていただきます。以下は、議会へ提出した意見書の案文です。1994年の政治改革によって、国民の税金を財源とした政党助成制度が翌1995年から開始された。1995年1月施行の改正政治資金規正法附則第10条では、法律施行5年後に、寄附の在り方についての見直しを規定、これは、2000年からの企業団体献金の全面禁止を意味するものと、多くの国民は理解してきたところである。しかし、1999年12月改正の政治資金規正法では、企業、団体から政党などへの献金は禁止されていない。つまり、政党交付金との二重取りであります。また、政党助成制度導入の趣旨は、政治の浄化であったが、同制度が導入されて約8年が経過した今日、これは2002年度のことですから、今はもう約30年たっているわけですが、約8年が経過した今日においても、国会議員と金の問題、国会議員が関与する汚職事件は後を絶たない現状である。ここで一部割愛をさせていただきます。国の財政状況が厳しいというのであれば、国民も一定の我慢はする。しかし、国政を担う政党や国会議員が既得権益にしがみつき、お茶を濁した程度の改革、痛みでしかないのであれば、国民は唯々諾々と承服できるものではない。よって、政府、国会においては、政党交付金を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めるものである。2002年、平成14年12月6日。奈良県上牧町議会。以上、意見書の一部を紹介させていただきました。

そのときに、反対討論に立ったある政党の議員は、この制度は汚いお金をなくするために

役立つとの意見がありました。廃止すれば、元の本阿弥になるという反対の意見は、的を外れています。制度が施行されてから今日まで約29年たった今日において、冒頭に申し上げたように、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる事件、政治資金収支報告書に記載していなかった議員らが、連日釈明に追われているものであります。この制度は汚いお金をなくするのに役立つとの反対討論は、全く的外れでありました。つまり、結論して申し上げますと、政治家と金の不祥事をなくするという観点から導入された政党助成制度ではありますが、このたびは自民党派閥の政治資金パーティー等をめぐる事件からも分かるように、同制度導入の意味が全く反映されていないものであります。よって、毎年度300億円を超える税金を充てている同制度は、直ちに、今すぐ様に廃止するべきであるということを強く申し上げておくところでございます。

以上、自民党の派閥をめぐるパーティーの件について触れさせていただきました。

それでは、がらっと変わらして、質問に戻らせていただきたいと思います。

次に、上牧町の人口ビジョンについて伺いをいたします。国立社会保障・人口問題研究所、これ、以後は社人研というふうに発言させていただきますけど、社人研が2023年12月22日に発表した地域別将来推計人口では、奈良県の総人口は2020年の約132万4,000人から30年後の2050年には、28.2%減少し、100万人を下回る約95万人となる可能性が示されました。人口減少の続く厳しい見通しが明らかになったところであります。また、上牧町も例外ではなく、同減少率は37.9%で、人口では、2020年時点で2万1,714人が2050年には1万3,481人との見通しが示されたところでございます。この人口は、上牧町が最高の人口に達した2005年、平成17年の2万5,346人の53.2%となります。つまり、ざっくり言うと、2分の1に相当するということでございます。半分です。2005年、平成17年の2万5,346人の53.2%となります。これらは、上牧町の根幹に関わる問題と考えます。そこで、次の事項について、それぞれ伺いをいたします。

1点目は、2014年から2023年までの人口の推移、自然増減及び出生数、そして死亡数、そして、社会増減及び転入転出数、次に2点目は、2020年から2023年までのゼロ歳から64歳までの純移動率、3点目が、2012年から2023年までの合計特殊出生率、そして4点目が、上牧町人口ビジョン創生総合戦略、2019年、令和元年及び第5次総合計画後期基本計画、2022年、令和4年4月の記述内容について、5点目が、人口減少対策及び今後の施策についてであります。

以上、それぞれについて伺いをいたします。

なお、一部については、事前に資料を頂戴しておりますので、それを使用させていただきます。そこで、まずは上牧町人口ビジョン創生総合戦略、2019年度改訂版の4ページ、人口の動向での記述では、上牧町の人口は、昭和48年、1973年から増加に転じ、平成17年、2005年には最高の人口に達したと記述されております。そして、その下に記述されているのは、人口推移の折れ線グラフの中に、マックス平成17年、2万5,346人となっていますが、令和2年、2020年3月発行の上牧町町政要覧の37ページ、人口の推移の一覧では、平成17年、2万5,507人と記されています。つまり、161人の差、そごがあります。これはどういうことなのか、そして、実際の最高人口はどの時期の何人なのか、まず答弁を求めるものであります。

以上ですが、再質問に関しましては質問者席で行わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 木内議員のご質問いただきました件についてご回答させていただきます。町政要覧の平成17年、2005年の人口では、2万5,507人、令和2年、2020年3月改定の上牧町人口ビジョンの平成17年の2005年の人口が2万5,346人になっていて、差が出ているかというご質問でございますが、この分につきましては、人口ビジョンを策定させていただいた時点で、奈良県推計人口の調査の人口を引用させていただいておりました。この調査におきましては、当初、外国人が含まれておりませんで、平成24年、2012年7月の調査より、外国人を含むように変更になったことから、現状は一致しておりますが、当時は外国人が161名ということで、外国人の差でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） なるほど。外国人をカウントするようになったのはいつからなのか、もう一度答弁いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 平成24年、2012年の7月の調査から外国人を含むという変更になっております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 以後の上牧町第5次総合計画後期基本計画になって、今、壇上で申し上げたんですが、それと上牧町の要覧との差が161名、これは、つまり、外国人をカウントしたかしてないか、だからカウントしているほうの要覧のほうは、外国人を含んだ数が記されていると。こういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 以後はもう外国人を含んだ数でカウントしているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 平成24年7月の調査より一致しているということでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それでは、次にお聞きするんですが、2020年から2023年のゼロから64歳の純移動率についてお答えを頂きたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、まず、上牧町のゼロ歳から64歳の純移動率を木内議員お聞きしていただいておりますが、64歳までの集計したものはございませんので、各年12月末時点の人口を基に転入率、転出率を計算し、算出した純移動率を回答させていただきます。

まず、2020年、令和2年が0.6%、2021年、令和3年がマイナス0.23%、2022年、令和4年がマイナス0.19%、2023年、令和5年が0.03%でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） お聞きしておきます。次に、2012年から2023年の合計特殊出生率について伺いたします。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、次に上牧町の合計特殊出生率でございますが、政令指定都市以外の市町村においては、5年ごとの数値しかございませんので、公表されている数値と、参考に奈良県と全国を併せて回答させていただきます。2012年、平成24年です、上牧町は1.09%、奈良県が1.32%、全国が1.41%。次に、2017年、5年後ですけども、平成29年、上牧町は1.16%、奈良県が1.34%、全国が1.43%。次、2022年、令和4年につきましては、上牧町は公表されておられません。奈良県が1.25%、全国が1.26%でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今、数字を確認させていただきました。そこで、先ほど申し上げたように上牧町第5次総合計画後期計画のところであるんですが、ここの144、145ページなんです。これは上牧町人口ビジョン創生総合戦略、令和元年、2019年度改正版、これのページで

いくと、24ページ、25ページあたりなのですが、取りあえずは後期基本計画でいきます。144ページのところに、人口ビジョンの過程として、合計特殊出生率を2.1まで上げると。それで、なおかつゼロから64歳の純移動率を2%上昇すると仮定したということで、右手にある145ページの大きい括弧の囲み、人口の将来展望の設定ということで、令和42年、2060年の人口を1万8,000人と展望すると。その下には、令和12年、2030年に2万1,000人以上を維持し、令和22年2040年に2万人以上を維持することを目標とするとなってるんですが、今、住民生活部長からお聞きしました純移動率、これ、ゼロ歳から65歳以下みたいなことになってないんやけども、全くこの2%ということに当てはまらない。大きく下回っている。なおかつ、合計特殊出生率においても、2.1なんかは程遠い数字になっておるんです。それをもって、2060年、今から40年後には1万8,000人程度と展望するということになってるんですが、私は全く当たってないなと思っておるんですが、ここら辺はご意見あったらお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 数字から見ますと、今、木内議員おっしゃっていただいたとおりかなというふうに思っているところでございます。ただ、当時、人口ビジョンを作成させていただきまして、将来の人口展望の設定といたしましては、2015年の国調人口を基に、令和42年の人口を1万8,000人程度とし、しており、現在、計画期間中でありますので、引き続き、この分については、取り組んでいきたいとは考えているところでございますが、ただ、現状、今、木内議員がおっしゃっていただきましたように、かなり厳しいというか、難しいのかなというふうに現状考えているところではございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それで、もうちょっと細かく申し上げるんですが、資料を頂いています。2014年、平成26年から2023年、昨年、令和5年までの10年間の人口の増減、これは自然増減、それと社会増減等も含めたトータル的には人口増減です。これを見ると、この10年間、2014年から2023年までの人口の増減は、10年間で2,127人減になっているんです。おおむね毎年、町長も以前、何かの場でおっしゃっていたけど、毎年200人ずつ減つとるとか言ってはったと。この10年間で見ると、2014年から2023年までの人口の減少数を見ると、2,127人、10年間で減っておると。ほんで、付け加えておきますと、2020年、令和2年が最も少ない減り方で108名、2022年、令和4年が最もこの10年間で多くて298人、今申し上げたように、10年間で2,127人が減っていると。それで、後期基本計画の中の145ページに書いてある、先ほど読み上げた令和42年、西暦2060年の、今から約40年先の話なのですが、この1万8,000人は当

たっていないというのは、ここでも分かるんです。10年間で、今申し上げたように2,127人いなくなる、これ掛ける4なんです。8,000人減るんです。現在は、今ざっくり言うて2万2,000人ぐらいなんです。8,000人減ると1万4,000人、いわゆる社人研の言うことが当たるとるんです。これはいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、木内議員おっしゃっていただいたとおりで、年間約200人から250人前後減少しているという部分でございまして、ここの部分につきましては、現状、抱えておりますように、国におきましても、出生数が75万人を切ったという報道等もございまして、逆に死亡、お亡くなりになられた方がかなり増えているということもございまして、本町におきましても、影響といたしまして、自然増減、出生と死亡の差が、年間の人口増減に、現状、そのまま当てはまっているのかなと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） もう一遍確認するんですが、この上牧町の出しよる1万8,000人程度というやつは、根底からやっぱり崩れているんじゃないかと。社人研の言う約1万4,000人、1万3,800人のほうが数字的には正しく思われるんですが、ここのところはいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状の数字等を分析させていただきますと、社人研がお示しをされているような状況になるのかなと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） このデータ等は、今度いつ改定されるんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今現在、第5次総合計画の後期基本計画中でございまして、2年前に人口ビジョンを改定させていただきました、両方併せた形の計画を作成させていただきました、現在、取組を進めておるところでございしますが、次の改定が2026年、令和8年度で一応、後期基本計画が終わるということになっておりますので、次、2027年9月には第6次総合計画の中で、この人口ビジョンも併せて、新しい計画を策定する予定でおります。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 申し上げておきたいんですが、やはり実態に即したような数字を載せておくと、議員も、また住民も、この数字を見た場合、あまり減らへんねんというように誤解されたら困りますので、そやから、きちっとデータがあるわけですから。ちなみに、

私、堺屋太一先生がおっしゃる団塊の世代のど真ん中です。1948年、昭和23年生まれ、堺屋太一先生がおっしゃるのは、1,947年、48年、49年、昭和22年、23年、24年、ほんで、町長25年やと思うんですが、そやから、町長も団塊の世代の一員なんですよ。堺屋太一先生のおっしゃるのは、昭和22年、23年、24年なんですけど。このときには、ちなみにご案内のとおり、年間の出生率が260万人を超えとったんです。私、中学校、弁天町からほん近くにある市岡中学校なんですけれども、1学年22クラス、私のときは50人学級ですから、そやから、卒業生、今でも覚えています。何でや言うたら、私、3年間皆勤でしたので、表彰されまして、そのときの1学年の卒業生が1,058名です。朝礼いうたら、三千何名が校庭に並ぶんです。立錫の余地もないぐらい。運動会をすると、徒競走なんて個人競技はできない。個人競技なんかしとったら日が暮れてまうという感じの世代でした。ちなみに、今現在は私どもの3分の1、団塊の世代の3分の1しか生まれてないんです。80万人しか。これはもう町長が悪いんでも、私が悪いんでも、誰が悪いんでもないです。社会の体制としてそういうことですから。だから、しっかりと上牧町は、10年後には何ぼになる、30年後には何ぼになるということで、いろんな計画をしていかなければならないなと。ちなみに、町長もよくおっしゃってますけども、今の政府のやっているのは子育て施策ですよ。生まれてきた子どもに対して5万円給付したり、何かをしてはるんです。少子化対策とは全く関係ないんです。だから、政府においては、もっともっと考えて、少子化対策に取り組んでいただかなければならないなというふうに思っておるんで、ちょっと横道にそれましたが、申し上げておきたいと思います。

そこで、上牧町では婚外子、いわゆる非嫡出子、そういうのはカウントできているのですか。要は結婚していないのに生まれた子です。そういうのはカウントはできるんですか。そんなのは取ってない。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 私、今、その辺、確認できてないので、ちょっと回答できません。申し訳ございません。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それはそれで結構です。非嫡出子、要は婚外子です。正式な結婚した人から生まれるのは嫡出子、非嫡出子、要は婚外子、これは日本では2%にすぎないですから微々たるものです。だから、結婚をしていただくというのが、最大の少子化対策になるかなと思って、議員の皆さんも一部取り組んではる人もいてるんで、結婚をできる環境に、政府もしっかりとお取組いいただきたいというふうに思っているところでございます。町長には、

もうすぐお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この合計特殊出生率というのが、なかなか上牧町も上がってこない、こゝら辺のところは、1.16とか1.2とかで収まっている。これは、あなたたちに聞いてもしやあないかな。こゝら辺のところは、担当部長としては、何か悩んでいるところがあるのですか。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 届を受け付けさせていただき担当部とさせていただきますは、確かに婚姻していただき、産んでいただくということがいいんですけども、そういった対策というのはかなり難しいところがございますが、先ほど木内議員もおっしゃられたように、婚姻された方が増えれば、また、子どもが生まれる方も増えるかなと思っておりますので、そういった部分で、上牧町として手助けができるような施策ができればと考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今は産経新聞の論説委員も書いとるんですが、今、子どもを産めとか結婚せい言うような社会じゃないんですよ。おせっかいなおっちゃん、おばちゃんがいて、「あんたこの子と見合いして結婚したらどうや」と言うたらはばかりされる。なかんずく町長とか、私たちみたいな政治家が、「おまえ早う結婚せいよ」とか、「おまえもうちょっとしっかり家庭つくって子どもを産めよ」みたいな発言をすると、何やというような社会なんです。その社会がいいのかどうかというふうに、私は常々首をかしげているところなんですけど、だから、あまり言うたらいかんのかなと思うけど、そういった風潮がよしとされる社会かどうか。また、日本の国を憂うのであれば、もっとおせっかいなおじちゃん、おばちゃんが出てきてもしかるべきかなと。ただ、今はそういうような世の中にはなっておらないんで、少子化を緩やかな少子化にしていくためには、そういったことも乗り越えていかなければならないんじゃないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

それでは、ここまで部長たちと私とのやり取りを聞いていただいて。町長には、少子化、人口減少対策について、まず思っていることをお聞かせいただきたい。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） もう、今、まさに私の考えていることを、木内議員が述べられておりますので、私も同じようなことを思っております。ただ、上牧町、出生率があまりに高くない。この1つの要因として、議員の皆さん方、それぞれお考えになっていただいていることはあるんだろうと思うんですが、上牧町の場合、特に住宅地の町でございます。そういうことから、子どもたちが一定の年齢になると町から出ていく、これはもう、男性も女性も出ていっ

てしまう。出ていったところで結婚をするというのが、上牧町の1つの特色ではないのかなと。それで、例えば新しく入ってこられる方、そういう方たちが、子どもを産んでいただいているというのが、一定、今の、全てではございませんが、そういう形が、今の上牧町の形なのではないのかなというふうに常々思っているところでございます。できるだけ遠くに出ていけないような、例えば、家から職場に通えるような範囲、そういう生活を送っていただく、これは強制できないわけですが、そういう形であれば、出生率もう少し上がっていくのではないのかというふうに、まず、1つ考えております。

それと、先ほど木内議員もおっしゃっておられるように、例えば、結婚を促すであるとか、そういうことをするのは社会の悪的な、こういう思いが根強くはびこっているというのが、今のこの社会ではないのかなと。昔のように、おせっかいなおじさんやおばさんたちが阻害されているというような感じだろうというふうに思います。そんな中で、上牧町、数は少ないですけども、マリッジサポーター、昔のおせっかいなそういう人たち、形は違うわけですが、そういう形でも取り組んでいただいております。9組、それと2組から子どもさんができたという事実もあるわけですので、そういう人たちが、しっかりと社会の中で活動をしていただくというのが、まずひとつあるのではないのかなと。

それと、やっぱり人権、これ大事でございますし、個人情報、そういうものもプライバシーもあるわけですが、あまりにその部分に重きを置き過ぎて、自由が利かないと。ある部分、民主主義で、その部分は自由だけど、自由ということが言われるんだけど、ある部分でそういう部分の自由を阻害しているという印象も私は受けております。そういう中でございますので、特に上牧町、住宅地の町でございますから、そういう部分でかなり壁になっているのではないのかなと。できるだけ、若者たちが遠くへ出ていかなくて、近くで生活をしていただくというのが、上牧町のためになるのではないのかなというふうに考えております。

それと、資料の中でも、北葛城郡の中でも上牧町、人口減少の割合が、大変上牧、河合が高いわけでございます。王寺は案外、人口減少率も穏やかな数字だろうと。なぜそうなのかということになるわけですが、王寺と上牧とはもう確実に特徴が違うということでございます。王寺の場合は、駅を、公共交通、しっかりとお持ちになっております。それと、上牧町は一戸建ての住宅地が中心の町でございます。王寺も、一戸建ての住宅地はあるんですが、片方で、やっぱりマンション的なものがございます。こういうマンションの形態があるということは、賃貸の場合、絶えず人が動くと。相手も新しい人たちが入ってくる、こう

いう形が、片方で王寺町の場合はしっかりございます。上牧町の場合は、そういうものが少ない町でございますので、一戸建てでございますので、そういう動き方が少ない。そういうことも1つ、人口減少の要因になっているのではないのかというふうに、まず、人口減少に関しては、そのように考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 先ほども触れましたけれども、若い人たちには家庭を持つ楽しさ、また、子どもをもうける楽しさ、こういうのを本当に分かっていたきたいなというふうに思っております。ただ、ほんまに結婚して、私の知り合いの人は、男ばかり5人というご家庭も存じ上げておりますし、私の近所でも女の子ばかり、この間から年子みたいな感じで4人生まれたということも覚えてますし、ですから、結婚をしたら、必ず子どものできる確率は高いんですね。だから、先ほど言われた結婚を促す、そういったこともしっかりとお取組を頂けたらというふうに思っているところでございます。

そこで、次に、市町村の枠を超えて協力する、奈良市とか静岡市みたいな大きな規模のところは、連携中枢都市圏という構想を持っておりますが、私たちの小さい市町村においては、近隣の市町村と多元的に、強靱に手を取り合っていくということにすればいいかなと。ですから、後でまた、私申し上げますが、これから2万5,000人おった人口が約半分になって、同じような公共施設を持っておっては破綻するわけです。家庭でも一緒だと思いますけど。だから、近隣としっかりとタッグを組んで、この少子化社会を乗り切っていかなければならないと思いますが、近隣市町村との連携を強固に深めるという点についてお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃっていただきました件は、もうまさにそのとおりだというふうに考えております。もし、上牧町が2050年、1万3,000人と、例えばこういう形になったとしても、合併しない限り、もしくは国が道州制、こういうものを持ち込まない限りは、上牧町として存続するわけでございますので、当然、協力してやれることは、やっぱりやるべきだと、そういう行政でなければ、町は存続しない、そのように考えております。それぞれの町が独自で全てをやるというようなことは、もう恐らく不可能というふうに考えておりますので、今でも、実際、水道もそうでございますし、消防もそうでございますし、国保もそうでございます。それと、ごみに関しても、天理を中心とした10市町村でやるわけでございます。1つ例に取りますと、今、専門職、大変雇用がしにくいという状況でございます。高齢者の方々を中心に考えますと、病院へ入院されて、病院も人手不足でございますので、一

定よくなると退院をさせると。家庭で帰られて、どうやって見ていくのかと。こういうことになってまいりますと、やっぱり看護師、保健師、こういう職種が、かなり必要でございます。1町で確保できるのかと。今でも確保できない状況になってきております。地域包括ケア、これも我々、特に今、王寺町とも絶えずそういう話をさせていただいておりますが、新しい西和医療センターを中心とした形、そういうところでしっかりと派遣をしていただく。医師の相談も手配もそういうことができる、そういう形をやっぱりしっかりとこれからつくり上げていく、そういうまちづくりが求められているというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。

平成の大合併というのがあって、合併特例法の改正に伴い、1999年4月から始まって、2010年までの11年間に続いて、上牧町も精力的にこのことには取り組んだんですが、結局、実らずに今日に至るとるわけなんです、このときにもうちょっと近隣の市町村が協力していただければなというふうに思うとるんです。このときに市町村数は3,232なんです。現在は1,727に減ったというところなんです。

次、公共施設のことについて若干お伺いをするんですが、第二体育館の問題で、ある議員から、今中町長の認定こども園の構想は、唐突で思いつきみたいな発言ではないかというようなニュアンスの発言がありました。私はこれ、むちゃくちゃ違和感を持って聞いておったんですけども、2020年、ちょうど4年前の予算特別委員会の議事録です。くしくも、このときも私、予算特別委員会の委員長でした。これの議事録なんです、令和2年3月9日月曜日、十時から開会になっておるんです。委員長私で、副委員長が康村さんでしたということです。このときの副町長は西山さんでした。そういうような議事録です。そこへ冒頭に、今回と同様に総括的な質疑があって、その答弁にこう書いてあるんです。町長の答弁です。総括的な質問をされた委員に対して、次のように今中町長、答弁されているんです。当初予算の所信表明の中でも、一端を述べさせていただきました。小・中学校の適正化の話でございます。当然、これ、保護者の方々、それぞれお考えをお持ちでございますので、一概に「こうやります」と言っても、「はい、分かりました」というわけにはなかなかいかないという内容でございます。冒頭にこういうふうに答えられているんです。途中飛ばします、次に、併せて認定こども園、当然、この話も同じように進めていく必要があるのではないかとこのように考えておりますと。4年前の3月の予算特別委員会の答弁で、町長は、このときに、明確に認定こども園、当然、この話も同じように進めていく必要があるのではないかとこの

ふうに考えておりますということなので、冒頭に、先ほど申し上げたように、唐突に、今思いついたような発言が、ある議員からあったんで、私は違和感を持って聞いておったんですが、このことを町長はいかがですか。要は、認定こども園について、私、先ほどからずっと人口減が起こるから、やはりこれは時代の要請として取組をしなければならない。議論は必要です、しっかりとした議論が必要ですし、しっかりとした取組が、認定こども園に必要だと考えておりますが、町長はいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員からおっしゃっていただいた件、確かに私、そのときにそのようなお話をさせていただきました。当然、小・中学校の統廃合をやるやらないは別にして、考えていく中において、当然、今のこのような時代でございますし、専門職の雇用が難しい状況の中で、少子化を迎えている中で、保育所、幼稚園の一体、認定こども園、これは当然考えていくべき話であるというふうに、今も考えておりますし、そのときもそのような考え方でお話をさせていただいたというふうに思います。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） もう時間がございませんので、申し上げておきます。要は2万5,000人での税金で、いろいろ支えてきた施設があります。それが半分になったら、やはり一定の制約が加わると、当然に思うわけです。家庭でも一緒なんです。収入が、町で言うところの基準財政収入額が少なくなれば、当然、今までどおりの施設を保っていくわけにはいきません。家庭でも一緒です。給料が半分になったから、今まで車2台あったけども、1台を手放さなきゃあないなというふうなことです。当然、議論は必要ですが、そういった頭の切替えは、議員の側でもしっかりと必要ではないかなというふうに思っておりますので、しっかりとのお取組を頂きますように申し上げ、私の質問を終わらせていただきたいと思います、ちょっとだけ時間ございますので、どうぞ、何かあったら発言をしていただいて結構です。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） これから公共施設の適正化、これもしっかり考えていかなくってはならないというふうに考えております。皆さん方には、現有の公共施設、お示しをさせていただいております。どのようにしていくか、当然、少子化、高齢化、人口減少でございますので、その時々に合わせてような形の、今すぐに全てを調べて解体をしていくということではなしに、人口の予測を見ながら、どのようにしていくかをしっかりと、また、議会の皆さん、それと識者のたたき台をまずつくらせていただいて、住民の方々にお話、説明をしていくとい

う手順で進めていくべきかと考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
した。

○議長（遠山健太郎） 以上で、11番、木内利雄議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれで散会します。どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

令和6年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月25日（月）午前10時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 8 議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第13 文教厚生委員長報告について
- 第14 議第 3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第 6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第 8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第 9号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第 2 2 議第 1 1 号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 3 議第 1 2 号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 2 4 議第 1 3 号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 5 議第 1 4 号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 6 議第 1 5 号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について

第 2 7 議第 1 6 号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について

第 2 8 議第 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 2 9 議第 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 3 0 議第 2 0 号 令和 5 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について

第 3 1 議第 2 1 号 令和 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について

第 3 2 議第 2 2 号 令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について

第 3 3 議第 2 3 号 令和 5 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 2 回）について

第 3 4 議第 2 4 号 令和 5 年度上牧町下水道事業会計補正予算（第 3 回）について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 4 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎予算特別委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、予算特別委員長報告について。

木内委員長、報告願います。

木内委員長。

（予算特別委員長 木内利雄 登壇）

○予算特別委員長（木内利雄） 11番、木内利雄です。

令和6年度予算特別委員会の委員長報告をいたします。

初めに、予算特別委員会の審議は3月11日、12日の2日間で、全委員6人出席の下、慎重審議をいたしました。

次に、予算特別委員会に付託された議案は以下のとおりです。

議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、以上7会計予算を審議いたしました。

次に、各会計予算に対する主たる質疑内容と審議結果についてであります。

議第25号 一般会計予算における質疑は、総括、そして歳入、歳出と区分して行いました。
まずは総括質疑についてです。

少子高齢化、人口減少は避けて通れない問題である。従来の対策を続けながら、少子高齢化社会、人口減少社会に対応するためのまちづくりが必要であるが、今中町長の所見を伺う。
答え。現在の国の施策は子育て支援ばかりで、国においては原点の少子化対策を考えてもらいたい。また、地域コミュニティーはまちづくりの観点から大事であると思うが、地域においては、自治会費が集まらないとか、公民館等の集会施設があまり使用されていないとも聞き及んでいるので、自治会活動も見直しの時期に来ているように思うとの答弁がありました。

次の質疑です。令和6年度の上牧町一般会計当初予算は初めて100億円を超えた。令和5年度と比べ、伸び率は20%の大型予算である。その歳入予算の構成比を見ると、自主財源の割合が26.2%と大幅に減少し、依存財源の割合は73.8%と大幅に増加している。中でも、町債の割合は令和5年度の11.4%から22.6%へと倍増している。その主たる原因について伺う。
また、町財政が再び悪化しないよう、財政の健全化を図るように求めるものである。答え。
令和6年度予算、町債の大幅な増加要因は、山辺・県北西部広域環境衛生組合による新ごみ処理施設の分担金18億5,412万5,000円や、保健福祉センター改修事業費1億4,224万1,000円等に係る町債を計上したことによるものである。また、長期的に町財政の健全化が維持できるように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、歳入の質疑については以下のとおりです。

町税の町民税個人分は、定額減税により約1億円の減収が見込まれている。減収分の補填はどのようにするのか。答え。地方特例交付金で国費により全額補填されるものである。

次の質疑です。県支出金の教育総務費補助金で、新規に計上された教員業務支援員配置促進事業費補助金304万円はどのように活用されるのか。答え。教員の業務負担の軽減を図るために、簡単なパソコン入力作業や授業の準備、プリントの印刷、配付などを行う。また、支援員5人の配置に要する経費に充てるものである。

次の質疑です。問い。寄附金によるまちづくり条例に基づく寄附、いわゆるふるさと納税では、令和5年度の1.5倍に当たる1,500万円の歳入が計上されているが、実現できるのか。
答え。返礼品の増加などの努力で達成できるものと見込んでいる。

次に、歳出の質疑については、以下のとおりです。

障害福祉費、地域生活支援事業の中にある西和7町共同実施の自立支援特別対策事業につ

いて、精神障害についての理解を深めるための住民講座及び当事者会立ち上げに関する学習会等は大事な事業である。取組姿勢について伺う。答え。令和6年度は上牧町が担当になっている。今後は、西和7町連携事業のほかにも、上牧町独自でも事業を行っていきたいと考えている。

次の質疑です。令和5年12月に上牧町手話言語条例案が可決され、施行されました。令和6年度予算ではどのように反映されているのか。答え。障害福祉事業費、印刷製本費74万5,000円のうち、26万3,340円で手話言語条例のパンフレットや啓発ポスターなどを作成する予定である。

次の質疑です。土木費、道路冠水防止対策事業、第二小学校南側の道路冠水防止対策測量調査設計業務委託料が予算計上されたが、工事はいつ頃の予定か。答え。町の工事は令和7年度を予定している。

次の質疑です。小学校振興費、委託料、上牧小学校水泳授業委託料275万3,000円が予算計上されている。上牧小学校ではプール施設の老朽化に伴い、授業の際に使用できない状況になっている。令和7年度に小学校の統廃合に関する調査検討を予定しているために、その間は大規模な改修工事を見合わせることにしているため、令和5年度については町民プールで授業を行ったが、環境面の課題や教職員の負担の軽減等を考慮し、水泳授業を民間事業者に委託するというものである。このことは合理的な判断と考える。よって、この際、上牧小学校以外の小学校2校についても外部委託を検討されるように求めるものである。答え。本事業は当面2年間、上牧小学校のみを対象としたものである。その中で、本事業の効果検証を行い、課題について検討した上で、今後の方針を考えていきたい。

次の質疑です。教育費、学校給食事業について、学校及び幼稚園給食の賄い材料費、物価高騰の影響について伺う。答え。値上がり分は保護者の負担とならないように町が負担をしているところである。

次の質疑です。体育施設費、委託料のうちで、桜ヶ丘東公園グラウンドトイレ改築工事実施設計業務委託料86万9,000円が予算計上されています。内容の説明を求めます。同グラウンドを利用されている多くの方々から、時代にそぐわないトイレであり、改修をしてほしいとの要望があった。対応を検討した結果、実施設計業務委託料を予算計上したものであり、工事令和6年度中にと考えている。スピード感を持って取り組みたい。

以上が令和6年度一般会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度一般会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第26号 令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算についての質疑です。

国民健康保険税について、令和6年度の保険税は税率改正による引上げを見込む予算であるが、前年度比9万7,000円の減額計上の要因を伺う。答え。前年と比べて被保険者見込み数は4,375人、前年度比約6.1%の減少、世帯数は2,886世帯、前年度比約5.8%の減少となる見込みのためである。

次の質疑です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステムの改修委託料について、健康保険証は令和6年12月2日で終了の予定であるが、マイナンバーカードを持たない人への対応はどのようになるのか。答え。資格確認証を交付するものである。

以上が令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第27号 令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑です。

後期高齢者医療保険料は前年度比約6.9%増となった要因について伺う。答え。被保険者数の増と保険料の改定が要因である。

以上が令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算についての質疑です。

介護保険料が前年度比約11.5%増額の要因について伺う。答え。第9期介護保険事業計画による保険料の改定が要因である。

以上が令和6年度上牧町介護保険特別会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度上牧町介護保険特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてですが、本議案については、質疑がなく、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算についての質疑です。

収益的収入及び支出について、給水収益が前年度比1,943万円減となっているが、その要因について伺う。答え。給水人口が228人の減。そして、有収水量は3万2,000立方メートルの減少を見込んでいるためである。

以上が令和6年度上牧町水道事業会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度上牧町水道事業会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算についての質疑です。

収益的収入及び支出について、下水道使用料が前年度比790万8,000円減の要因について伺う。答え。水洗化人口の304人減少を見込んでいるためである。

以上が令和6年度上牧町下水道事業会計予算に対する質疑答弁の要旨です。

令和6年度上牧町下水道事業会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

以上が予算特別委員会に付託されました7会計予算についての審議経過、質疑及び答弁の要旨です。

委員各位の質疑内容を全て報告するのが本意ではありますが、時間の制約もありますので、一部を割愛させていただきましたので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

また、理事者側、職員各位におかれては、予算審議がスムーズに、そして予算内容が容易に分かる資料を作成、提供を頂き、感謝、御礼申し上げます。ありがとうございます。

以上、予算特別委員会委員長の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第2、議第25号 令和6年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第２６号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第３、議第26号 令和６年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第２７号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第４、議第27号 令和６年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第28号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第5、議第28号 令和6年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第29号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第6、議第29号 令和6年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第30号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第7、議第30号 令和6年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第31号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第8、議第31号 令和6年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎総務建設委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第9、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 改めまして、皆さん、おはようございます。6番、上村哲也です。

総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る3月4日の本会議において、総務建設委員会に付託されました町長提出議案は3議案で、次のとおりであります。

議第1号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、以上の3議案については、3月5日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。結果、さきの3議案は全て可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について。

問い。この条例改正により設置される片岡城跡活用検討委員会の役割は。答え。住民の方々より、片岡城跡をこれからどうしていくのか明確でないという意見もあり、今後片岡城跡をどうしていくのかという協議をしていく役割を担う。問い。委員会の目的や役割をしっかりと伝え、限られた回数の審議の中で有意義な議論をしてほしいが、メンバー構成が各種団体の代表や、教育委員会が必要と定める者とはどのようなイメージか。答え。各種団体の代表は歴史ガイドボランティアの代表や片岡城址盛り上げ隊の代表、自治会の代表を考えている。教育委員会が必要と定める者については、教育委員や社会教育委員、地元の下牧の方を考えている。問い。一部市有地があるが、地権者の方の意見の反映はどう考えているか。答え。地元地権者の方とは今後しっかりと話をしていき、委員会で決めていくことについて、話し合いを通じ協力を得ていきたいと考える。

次に、議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について。

問。繰越明許費補正のささゆりルーム移設費負担金1,155万円について、詳細な説明を。
答。ささゆりルーム移設施工日が3月末から4月上旬になるため、繰越し明許となったが、令和6年2月、ママスクエア契約終了の申入れを受け、その後のフロアを広さ等、利用者の環境を再度検討し、オープン当初の場所でもある1階に移設したいと考えるが、その場合、現在のささゆりルームの原状復旧費は、本町が負担することとなる。

続きまして、歳入より、物品売払い収入について。問。令和5年12月14日の開札で、入札4者、予定価格23万6,670円に対し、落札金額43万9,900円で入札率186%と、すばらしい成果となり、無事高価で入札されたことをどう分析しているか。答。予定価格については、見積りを数社取り、平均値で算出したが、落札された1者が予想以上に高価な金額で落札していただいたと分析している。問。令和5年度の物品売払い収入は本件のみとなったが、次年度以降も物品売払い収入については、入札、オークションなどで積極的に自主財源の確保に努めていただきたいが、どうか。答。以前より、物品売払い収入については、意見を頂いており、自主財源の確保という意味で、今後とも全庁的にこのような売払いがある場合は調整をしながら実施していく。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附について。問。返礼品なしの寄附金2件はどのような内容か。答。寄附の内容は、法人様より30万円、上牧町在住の個人より1万円、合計31万円である。問。返礼品ありの寄附金415件は、どのような返礼品が好まれているのか。答。イチゴやキャンプ用具のブランケットやチェアカバーなどが人気のようである。

次に、歳出であります。片岡台コミュニティセンター照明器具取替え工事について。問。片岡台コミュニティセンターの照明器具は町負担でLEDに取り替えられましたが、他の公民館等の照明器具はどうなるか。答。LED化は地球環境保護に役立つため、町負担で行っていきます。

次に、重度心身障害者（児）福祉タクシー助成事業費について。問。当該事業は、重度心身障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を目的として、タクシー利用料金の一部を助成するため、福祉タクシー利用券を交付し、障害福祉増進を図るものであるが、支給決定者331人のうち、146人が未使用との理由で、今回282万6,000円の減額補正が組まれました。これは当初予算額561万6,000円の50.3%に当たることから、もっと障害者の皆さんが利用しやすいように制度の見直しを強く求めるが。答。西大和交通圏のタクシー会社9社と、上牧町にある介護タクシー事業者に登録いただき、事業を開始しました。今年度は、町外4事

業者に新規参入していただき、今後につきましても事業者を増やし、利用者が利用しやすい形で事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、電力・ガス・食料品価格高騰重点給付金給付事業費について。問い。減額となった要因は。答え。第3回補正として3,030人を見込んでいたが、実質2,620人だったため、9,090万円の予算額が7,860万円となるため、1,230万円の減額補正となった。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、減額となった説明を。答え。令和5年度は春夏と秋冬の2回の接種を行ってきたが、令和3年度に比べ住民のコロナウイルス感染に対する意識が薄れてきているのか、接種希望者が少なくなり、専決して組んだ予算より減額となった。

次に、道路冠水防止対策事業費について。問い。減額理由について説明を。答え。理由は、請負差金である。

次に、交通安全対策事業費について。問い。片岡台の交差点に新しく車止めが設置されるが、既存のソーラーパネル付きの車止めで壊れている箇所は撤去するのか。答え。壊れている箇所は撤去する。

次に、中学校管理費の上牧中学校南グラウンド改修工事について。問い。このグラウンドの今までの使用状況はどうだったのか。また、説明には、今後、外構工事が完了するまでの間使用するとあるが、その後の使用はどのようになるか。答え。現在、野球部とサッカー部が練習に使用。今年度、6日ほど少年野球が使用している。外構工事の完了後も併用して使用していく。

次に、体育施設費の夜間開放業務委託料13万6,000円について。問い。この施設の場所は、夜間開放の時間帯、委託料の委託先を伺う。答え。場所は、第1体育館、第2体育館で、夜間開放の時間帯は17時15分以降から21時で、委託先はシルバー人材センターである。

最後に、ふるさとまちづくり基金費について。問い。この基金の目的、今後のふるさとまちづくり基金に対する考えや活用方法を伺う。答え。第一保育所に和太鼓を追加購入及び滑り台を設置、2000年会館に車椅子4台を追加購入した。ご寄附いただいたものを今後も有効に活用してまいりたい。

以上が総務建設委員会に付託された3議案についての審議経過要旨であります。

以上をもちまして、総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第10、議第 1 号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第11、議第 2 号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第12、議第19号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第8回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎文教厚生委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第13、文教厚生委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦委員長。

（文教厚生委員長 牧浦秀俊 登壇）

○文教厚生委員長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。文教厚生委員長、8番、牧浦秀俊です。

文教厚生委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、文教厚生委員会に次の町長提出の21議案が付託されました。

議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、議第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、議第17号 公の施設の指定管理者の指定について、議第18号 公の施設の指定管理者の指定について、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）に

について、議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）について、以上の21議案について、3月6日、全委員の出席により文教厚生委員会を開催し、慎重に審議いたしました。その結果、上牧町長提出の全21議案については、全委員異議なく可決すべきものと決したことを報告いたします。

また、議案に関する主な質疑は以下のとおりです。

議第3号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

問い。物価高騰の折、6.7%の保険税引上げは保険者の生活をさらに圧迫するものである。町の保険税軽減策と基金の活用について伺う。答え。令和6年度から保険税率が奈良県で統一される。町独自の軽減はできない。基金を活用した保健事業として、引き続き人間ドック、脳ドック助成を行う。

議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について。

問い。令和6年8月から18歳までの医療費は窓口での支払いがなくなり、子育て支援として前進した。奈良県内では、受診時の一部負担を助成している自治体がある。国では、国庫負担金を減額するペナルティーが廃止される。この財源で、一部負担金助成の検討はどうか。答え。今回の条例においてはこれまでどおりである。

議第7号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

問い。第9期介護保険料は、基準額で月額500円の引上げである。保険料を抑えるための基金の活用はどうであったか。答え。令和5年12月現在の基金は1億8,000万円であるが、第9期で1億3,000万円繰り入れる。

議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問い。令和3年3月19日付、厚生労働省老健局から、介護保険施設等における事故の報告様式等について、通知に、事故報告の提出は電子メールによる報告が望ましいと明記されているが、既に3年が経過しているが上牧町の届出方法と、介護事業所の運営指導回数について伺う。答え。事故報告については、今のところペーパーで1週間以内に届出をしているが、電子メールによる報告に向けて前向きに検討いたします。介護事業所の運営指導については、介護事業所が半年に1回運営委員会を開催して、そのときにタイムリーな指導をしている。

問い。今回の条例改正により、介護や看護の現場で、身体的拘束や利用者の行動制限が、利用者や利用者の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止とされ

ていたことを歓迎する。言うまでもなく、安易な身体的拘束は重大な人権侵害だ。新聞やテレビなどの報道では、実際に各地でひそかに行われているようだ。上牧町ではそのような不適切な身体的拘束等の実態が過去にあるのか。町がつかんでいることがあれば教えてほしい。答え。現在、そのような不適切な身体的拘束等はなされていない。報告されていません。しかし、数年前に不適切な身体的拘束が報告され、指導した経緯がある。

議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問い。対象になる施設は5か所の確認と、今回の条例改正に伴い施設側に周知の予定があるのか。答え。対象施設は5か所で、条例が可決次第、5か所の施設に周知する。

議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について。

問い。自治会から寄附を受け、三軒屋公民館を町の施設とする改正である。建築年と面積はどうか、また、町の施設ではない地域の集会施設はほかにあるのか。答え。建築は昭和49年12月、面積、土地は119平米、建物61.7平米。町の施設ではないのは新町第一公民館である。

問い。説明資料の新旧対照表の居住表示だが、桜ヶ丘、緑ヶ丘、友が丘のガが、それぞれ全角片仮名のケ、全角片仮名の小書きのケ、平仮名のがなのだが、上牧町が決めた固有名詞という理解でいいのか。答え。そのとおりである。

議第17号 公の施設の指定管理者の指定について。

問い。保健福祉センターの管理を引き継ぎ、5年間社会福祉協議会に指定するが、休日の管理体制は。答え。社会福祉協議会職員1名と、閉館前の業務はシルバー人材センターから1名の派遣がある。

議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。保険給付費では、介護保険サービス減額補正、介護予防サービスは増額だが、傾向はどうか。答え。予防サービスは、令和3年度、4年度は、コロナの影響があったが、令和5年度は利用が回復してきている。

議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）。

問い。収益的支出の修繕費の増額内容は。答え。配水管調査の結果、葛城台で1件、ゆりが丘で2件の漏水があったためである。これを修繕する。問い。このたびの能登半島地震では、各地で水道が被害を受け、いまだ広範囲で断水の地域が見られる。上牧町の多くの住民は心配に思っているのではないか。地震対策は大丈夫か。答え。地震への対策は基本的にできています。

以上、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第３号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第14、議第３号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第４号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第15、議第４号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第16、議第5号 上牧町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第 6 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第17、議第 6 号 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第18、議第 7 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第19、議第8号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第20、議第 9 号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第21、議第10号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第22、議第11号 上牧町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第１２号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第23、議第12号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第１３号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第24、議第13号 上牧町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第25、議第14号 上牧町水道事業給水条例及び上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 15 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第26、議第15号 上牧町公民館設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 16 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第27、議第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第28、議第17号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第29、議第18号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第30、議第20号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 2 1 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第31、議第21号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 2 2 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第32、議第22号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第33、議第23号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第34、議第24号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで、本年3月31日をもって退職されます職員を代表し、青山健康福祉部長に、議会から花束を贈呈したいと思います。長年にわたり上牧町の行政に携わっていただき、そして住民の福祉向上に努めてこられたことに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、花束贈呈をお願いします。

◇

◎閉会の宣告

○議長（遠山健太郎） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案議決を頂きまして、ありがとうございます。

今、国のほうでは、大変政治に対してお金の問題で混乱をいたしております。毎日、テレビ等でも報道されておるわけですが、国民から不信感、いろんな感情が、諦め、そのような感情がどうも起こっておるようでございますが、我々は、住民にじかに接する政治でございます。しっかりと住民の声を聞きながら、また、議員の皆さん方は特に、住民の方々の要望を聞いていただく立場でございますので、そういうことにめげないで、しっかりと地域でまちづくりのために、住民生活の安定のために、これからお互い頑張っていかなければならないなというふうに感じております。どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今、季節が、こういう菜種梅雨といいますか、毎日、しとしとしとと雨が降るような状況でございますし、寒暖差が大変今年は特に激しいように感じております。どうぞ皆さん方、体調にお気をつけいただいて、先ほどお願いをいたしました上牧町のまちづくりのために、引き続きご尽力いただきますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） これをもちまして、令和6年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。どうも皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 遠 山 健 太 郎

署 名 議 員 服 部 公 英

署 名 議 員 康 村 昌 史

予算特別委員会報告における報告内容の誤りについて

令和６年第１回定例会本会議（４日目）において行われた予算特別委員会委員長報告に下記のとおり誤りがあったので付記する。

「令和６年度の上牧町一般会計当初予算は初めて１００億円を超えた。」との発言があったが、過去に１００億円を超えたことがあるため誤りである。

なお、これについては後に木内予算特別委員会委員長から報告を受けたため、令和６年第２回定例会にて報告を行った。

令和６年　６月　７日

上牧町議会議長

牧　浦　秀　俊